

(総研40)

平成19年8月9日

都道府県医師会

郡市区医師会

経理担当理事 殿



日本医師会

常任理事 今村定臣

常任理事 今村 聡



「全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関する
モデル研究事業 成果報告」の送付について

盛夏の候、貴会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、「全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業」成果報告書が完成しましたので、ご送付させていただきます。

本報告書は、全国の医師会が新公益法人会計基準に自主移行することを支援するための情報提供を目的として日医総研からの委託研究として実施したモデル研究において、受託医師会からいただいた成果報告を取りまとめたものです。

ご高覧の上、貴会経理業務にお役立ていただければ幸いです。

あわせて、この機会に新公益法人会計基準への対応に関する各医師会の現状と要望を把握するための簡単なアンケートを同封させていただきました。ご多忙の折、恐れ入りますがご協力のほどお願い申し上げます。

送 付 物

- ・ 標記報告書 一冊
- ・ 新公益法人会計基準への対応に関するアンケート
- ・ (参考) モデル研究事業で利用された公益法人会計ソフト導入費用



新公益法人会計基準への対応に関するアンケート

新公益法人会計基準への対応に関し、以下の質問にお答えください。

Q1. 貴医師会の新公益法人会計基準への準拠状況をお教えてください。

- ① 昨年度から準拠
- ② 今年度から準拠
- ③ 来年度から準拠予定
- ④ 再来年度以降に準拠予定、準拠しない、未定など

Q2. 新会計基準移行に向けた、財務会計ソフトの導入(更新)予定をお教えてください。

- ① すでに投資済み、または決定(内定)済み
- ② 現在検討中
- ③ これから検討する予定
- ④ 検討する予定はない

Q3. 今回のモデル研究事業の研究協力メーカーからのアクセス(ソフトの説明)を希望される場合は、希望されるメーカーを○で囲み、下欄に連絡先をご記入ください。(複数可)

導入を希望される医師会が多い場合には、日本医師会が窓口となって下記メーカーと価格交渉を行なう予定です。

※日本医師会としては特定の会計ソフトを評価・推薦することはありませんので、ソフトの選定はメーカーの説明を受けた上で、貴医師会の責任でご判断ください。

- ① PCA (東京都医師会研究協力者)
- ② EPSON (加古川市加古郡医師会研究協力者)
- ③ TKC (北九州市門司区医師会研究協力者)

Q3で①②③いずれかに○をつけた場合、希望される連絡先。

連絡先	(役職名)	(担当者名)
	電話番号	



FAX 返信先 03-3946-2138 日本医師会 日医総研

モデル研究事業で利用された公益法人会計ソフト 導入費用等

この資料は、モデル研究事業の受託医師会が研究成果たる科目体系の実装に利用したソフトの導入を希望する医師会が多い場合のスケールメリットを模索するため、参考として各社資料よりPC1台で運用される場合の標準価格をまとめたものです。PC複数台で運用の場合など諸条件により価格が異なりますのでご注意ください。

また、ソフトの機能、導入時の立ち上げ指導、導入後の保守に含まれる内容は各社ごとに異なる場合があります、単純な料金比較は困難です。比較検討される際には、メーカーからの資料送付、商品説明を受けていただき、導入のご判断は各医師会にてお願い致します。

日本医師会として下記メーカーのソフトを推奨するものではなく、各医師会が下記メーカー以外のソフトを導入することを妨げるものではありません。

		EPSON (加古川市加古郡医師会)	PCA (東京都医師会)	TKC (北九州市門司区医師会)
導入時 コスト	ソフト価格 (PC1台用)	417,900円	556,500円	630,000円
	立上げ指導	273,000円 インストール代行6万円、 訪問指導(4時間×3回) 20万円	420,000円 科目設定、導入指導(3 時間×4回)	420,000円 会計・事業区分・ 勘定科目設計等、 半日操作含む
		690,900円	976,500円	1,050,000円
ランニング コスト (年間) *	ソフト保守 :法改正版や機能アップ版 を無償提供。原本CD、 マニュアル紛失時に年1回 まで無償対応	42,000円	—	94,500円*
	システム運用保守 :電話によるヘルプデスク サービス	—	—	126,000円*
	運用・保守 :電話(フリーダイヤル)での 操作方法説明、専用帳票 の割引提供、バージョン アップ料金の割引、各種 情報提供	—	52,500円	—
	システム運用コンサル ティング :月次の会計処理、勘定科 目振替、残高チェック、 マスター変更等の指導料	—	—	378,000円～*
		42,000円	52,500円	598,500円～
導入時＋年間コスト		732,900円	1,029,000円	1,648,500円～

*TKCのランニングコストは毎月の費用を12倍したもの

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行
に関するモデル研究事業 成果報告

研究受託

東京都医師会 加古川市加古郡医師会 北九州市門司区医師会

平成19年6月

日本医師会総合政策研究機構

はじめに

新公益法人会計基準は平成16年10月に公表され、平成18年4月以降開始する事業年度からできるだけ速やかに適用することとされている。おりしも公益法人制度改革がすすむ中、社団法人たる医師会にも、この新公益法人会計基準への要請が高まることが予想される。

日本医師会が全国の都道府県医師会および郡市区医師会を対象に実施したアンケート（平成18年7月、調査対象：946医師会、回答率69.5%）では、平成18年度または19年度に新公益法人会計基準に移行する医師会は約半数にとどまり、これに関する日本医師会からの情報提供が必要であるとした医師会が9割超（「是非必要」「どちらかと言えば必要」の合計）にのぼった。

そこで、全国の医師会が同会計に自主移行することを支援するための情報提供を目的として、日医総研が委託研究として「全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業」を実施し、ここに成果報告を取りまとめるものである。

研究に際しては、全国の都道府県医師会、郡市区医師会に研究受託を募り、応募のあった医師会の中から、東京都医師会、加古川市加古郡医師会、北九州市門司区医師会の3医師会に研究を委託した。

本研究を受託いただいた東京都医師会、加古川市加古郡医師会、北九州市門司区医師会、各々の研究協力者として尽力いただいた会計事務所、会計ソフトメーカー、ならびに本研究事業の呼びかけに応募いただいた医師会には、この場を借りて深く御礼申し上げたい。

本書が、全国各医師会の新公益法人会計基準への移行を支援する一助となれば幸いである。

平成19年6月25日
日本医師会総合政策研究機構

総目次

はじめに

東京都医師会

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関する

モデル研究事業 研究委託成果報告書

・ ・ ・ ・ ・ 東1～東110

加古川市加古郡医師会

日医「全国各医師会の新公益法人会計基準への

移行に関するモデル研究事業」

..... 加1~加 57

北九州市門司区医師会

新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業の成果報告

..... 門1～門123

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関する

モデル研究事業 研究委託成果報告書

東 京 都 医 師 会

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業

研究受託者

医師会名	東京都医師会
会 長 名	鈴 木 聰 男
担当理事名	道 永 麻 里
事務局担当者名	羽毛田 登三男

研究協力者

会計専門家	公認会計士 梶 原 岳 男
会計ソフトメーカー	ピーシーエー株式会社
ソフト名	PCA 公益法人会計 V.9
担当者名	東京支社営業 1 課 島 田 岳 人

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業
研究委託成果報告

目次

I. モデル研究事業 研究委託の経過	東	4
II. 委託研究事業	東	4
III. 各科目に対する成果報告	東	4
別添資料 1 社団法人東京都医師会経理規程 社団法人東京都医師会経理規程細則	東	8
別添資料 2 東京都医師会財務諸表、収支計算書、 キャッシュ・フロー計算書科目名称リスト	東	50
別添資料 3 東京都医師会会計ごとの財務諸表、収支計算書、 キャッシュ・フロー計算書	東	84

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業
研究委託成果報告

I. モデル研究事業委託の経過

平成 18 年 10 月 18 日付日医発代 755 号（総研 39）をもって委託事業の募集があり、平成 18 年 11 月 20 日付東都医発 1796 号で申請いたしましたところ、平成 18 年 12 月 20 日付（総研 55）をもって委託が決定いたしました。

本会も委託決定に伴い契約ソフト会社（PCA）と連携の上、研究事業の成果報告ができるよう鋭意実装試験を行い次のような結果が出ましたのでご報告いたします。

II. 委託研究事業

1. モデル勘定科目規程の策定
2. モデル経理規程の策定
3. 甲が指定する会計ソフトへのモデル勘定科目規程の実装試験
4. 前号に係る実装を完了した会計ソフトを全国各医師会が利用する契約についての問題点の検討を踏まえた提案
5. その他、必要と考えられる移行支援教材がある場合には、その提案及び策定

III. 各科目に対する成果報告

各科目における結果報告は以下のとおりです。

1. モデル勘定科目規程（案）の策定

別添資料 1

現時点（平成 18 年 12 月 28 日現在）の会計科目から作成してあるため、決算時に必要科目、不必要科目、科目位置の変更等が生じることがあると思われます。

なお、東京都医師会経理規程細則を訂正使用いたしました。

2. モデル経理規程（案）の策定

別添資料 1

東京都医師会経理規程を訂正使用いたしました。

3. 甲が指定する会計ソフトへのモデル勘定科目規程の実装試験

(1) 実装試験までの経過

ソフト会社（PCA）V9 に実装試験に際し、東京都医師会経理規程、同細則、平成 17 年度決算書類、及び平成 18 年度予算書を提供、ソフト会社はそれに基づき新公益法人会計に沿った財務諸表、収支計算書、キャッシュ・フロー計算書の科目正式名称リストを作成した。 別添資料 2

(2) 仕訳伝票による会計ソフトへの実装試験

はじめに、この科目正式名称リストに基づき、各会計の財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）キャッシュ・フロー計算書、収支計算書の科目を 18 年度予算に沿って作成いたしました但年度末でないため、12 月現在で必要としていないものは、除かれています。また、新会計では除外されている科目も記入されておりますが、今後委員会を設置し、科目等について検討を行います。

会計ソフトは、会計ごとに財務諸表と収支計算書は自動変換が可能のことから各会計に沿った収支計算書（平成 18 年度予算）を会計伝票により収支を記載しました。

この会計ソフト打込みにより平成 18 年 4 月 1 日から 12 月 28 日までの財務諸表、収支計算書、キャッシュ・フロー計算書は別添のとおりになりました。 別添資料 3

この打込みのなかで、現在使用している会計の仕訳方法と、新公益法人会計ソフトに記載する方法に異なる会計伝票が発生したので下記に一例を記載しました。

（他の医師会でこのようなことが起きるかは、不明である。）

<仕訳方法の変更例>

科目間の振替

光熱水料費を事業費で支払を行ったが、本来管理費で支払うものであったので科目の振替を行う。

現在の会計処理

左右に変更科目を記載

借 方 科 目	金 額	貸 方 科 目	金 額
事業費	1 0 0	管理費	1 0 0
光熱水料費		光熱水料費	

↓

変更後の処理（新会計）

左右変更科目を入れず、資金科目を入れ調整する。

借 方 科 目	金 額	貸 方 科 目	金 額
資金諸口共通	100	管理費 光熱水料費	100
事業費 光熱水料費	100	資金諸口共通	100

会計伝票のソフトへの打ち込みが、年度途中までのため特に問題は起こらなかったが、今後、年度決算期に入り、財産への変更、資産の変動等、現在まで使われてない仕訳、科目を調整する場合等不明が生じたときの対応を考えておかなければいけないし、ソフト会社と連携を密にして間違いのないように注意する必要があります。

また、ソフト会社から、年度末決算に際してソフトに会計伝票を打ち込む時に、前年度の期末と次年度への仕訳、特に決算月が前年度と次年度がダブル時、収支における仮払いと仮受けとの仕訳の内容が違わないよう注意が必要とのことでした。

特に専門的に経理を行っている者であれば特段に問題は無いと思うが、できれば現在の旧会計と新会計を、1年間ぐらい並行して処理を行うのもよい方法かも知れません（間違いを起こさないために）。

パソコン操作は、一人で会計処理を行うことができ人員の配置に余裕ができると考えられるが、逆にパソコンであるからこそ、その操作には確認を取る複数の人員が必要であると考えられます。

4. 前号に係る実装を完了した会計ソフトを全国各医師会が利用する契約についての問題点の検討を踏まえた提案

本会は、予算書、決算書等を基に財務諸表、及び収支計算書等、ソフト会社（委託業者）に依頼し科目を作成した結果、色々と不明な点が生じた。経理担当者が不明な点をいつまでも持たないため、また早くソフトを理解するために、委託業者と十分に打ち合わせをおこないソフト内容を理解することが必要であります。

この様なことから、より一層作業の正確さとスピードが図られると思われれます。

また、決算期等会計の繁雑期には、委託業者の仕事が重なり無駄な時間を取ることが多くなるので、その前にソフトの不明点、疑問点を確認することが大事であると考えます。

5. その他、必要と考えられる移行支援教材がある場合には、その提案及び策定

現在の会計から新公益法人会計に移行する場合、科目の変更等により仕訳方法が会計ソフトにより変更、または交換ということも考えられるので（他の会計ソフトを使用したことがないので確定的なことをいえないのですが）販売されている教材でなく、各医師会が利用できる簡単な仕訳方法をマニュアル化することができれば良いのではないかと考えます。

社団法人 東京都医師会 経理規程

社団法人 東京都医師会 経理規程細則

社団法人 東京都医師会経理規程

目次	頁
第1章 総則.....	5
第2章 勘定科目、帳簿組織及び会計処理.....	5
第3章 予算の編成と執行.....	6
第4章 決算.....	7
附則.....	7

社団法人 東京都医師会経理規程

昭和58年11月1日 理事会決定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人東京都医師会（以下「本会」という。）における経理に関する基本を定めたものであり、収入及び支出の状況並びに財政状態についてそれぞれの内容を正確、かつ、迅速に把握し、本会の事業活動の計数的統制とその能率的運営を図ることを目的とする。

(経理の原則)

第2条 本会の経理は、定款、定款施行規則、共済部会規則、同施行細則及び本規定の定めるほか、公益法人会計基準（平成17年3月23日公益法人等指導監督等関係省庁連絡会議幹事会）に準じて処理しなければならない。

(会計区分)

第3条 会計区分は、一般会計及び特別会計とする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、定款の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経理責任者)

第5条 経理責任者は、経理担当理事とする。

(帳簿書類の保存・処分)

第6条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間並びに処分方法は、本会文書規程の定めるところによる。

第2章 勘定科目、帳簿組織及び会計処理

(勘定科目、帳簿組織及び会計処理)

第7条 勘定科目、帳簿組織及び会計処理手続については、別に細則で定める。

(会計処理の原則)

第8条 会計処理に当っては、特に次の原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入科目と支出科目とは直接相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理基準に準じて行う。

第3章 予算の編成と執行

(予算の目的)

第9条 予算は、事業計画に基づいて、資金の調整を図った上で編成し、実績との関連を明らかにしながら、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(予算の編成)

第10条 予算は、所管理事の事業計画に従い、これを立案し、総予算の調整及び編成は、理事会の議決を経て会長がこれを行う。

2 予算の決定は、代議員会の議決による。

(予算の執行者)

第11条 予算の執行者は、会長とする。

2 所管理事は、所管事項に関する予算の執行について、会長に対して責任を負うものとする。

3 経理担当理事は、予算の執行にあたり、全般を管理（予算統制）する直接的責任を会長に対して負うものとする。

4 会長は、予算執行を全般的に管理・調整するため、副会長を特にその任にあたらせることができる。

(予算の流用)

第12条 予算の執行にあたり各款の金額は、相互に流用してはならない。ただし、同一款内における各項予算内の金額は会長の承認を得て、互に流用することができる。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に相当額の予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第14条 各款の予算に不足を生じたとき、又は、予算外支出の必要があるときは、理事会の議決を経て、予備費からこれを繰り入れ支弁することができる。

2 予備費は、代議員会において否決した使途に充てることができない。

(予算の補正)

第15条 予算に補正を加える必要が生じ、かつ、代議員会を開くいとまがないときは、理事会の議決をもって補正することができる。この場合には、次の代議員会において承認を得なければならない。

(暫定予算)

第16条 予算編成が止むを得ない理由により遅延したときは、予想される一定期間について、理事

会の議決を経て、前年度の範囲で、暫定予算として執行する。

- 2 暫定予算は、すみやかに本予算に組み入れを要する。

第4章 決算

(決算の目的)

第17条 決算は、一会計期間の会計記録を整理して、その収支の結果を予算と比較して、その収支状況や財産の増減状況及び一会計期間末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第18条 決算は、毎月末の月次決算と3月末の年度決算に区分して行う。

(決算の確定)

第19条 毎会計年度の決算は、出納完結後監事の監査を受け、理事会の議決を経て、会長がこれを作成し、代議員会及び総会の承認を得て確定する。

附則

- 1 この規程は、理事会の議決を経なければ改正することができない。
- 2 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 3 社団法人東京都医師会経理規程（昭和42年8月1日決定）は廃止する。

社団法人 東京都医師会経理規程細則

目次	頁
第1章 総則.....	11
第2章 勘定科目及び帳簿組織.....	11
第3章 予算.....	13
第4章 金銭.....	14
第5章 資金の調達及び運用.....	17
第6章 固定資産.....	17
第7章 物品.....	19
第8章 決算.....	20
附則.....	22

社団法人 東京都医師会経理規程細則

昭和58年11月1日 理事会決定

昭和58年12月6日 理事会改訂承認

平成4年12月25日 理事会改訂承認

第1章 総則

(経理事務の原則)

第1条 社団法人東京都医師会（以下「本会」という。）の経理事務は、別に定めるものを除き、本細則の定めるところによる。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第2条 各会計区分は、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、性質及び処理基準は、別表1に示す様式によるものとする。

(会計帳簿)

第3条 一般会計の会計帳簿は、次のものとし、特別会計は、一般会計に準じて行う。

(1) 主要簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳

(2) 補助簿

- ① 現金出納帳 ② 銀行預金出納帳
- ③ 収入簿 ④ 支出簿
- ⑤ 固定資産台帳 ⑥ 基本財産台帳
- ⑦ 特定資産台帳 ⑦ 指定正味財産台帳
- ⑨ その他

2 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

3 総勘定元帳及び補助簿は、別表2に示す様式によるものとする。

(仕訳帳)

第4条 仕訳帳とは、会計伝票を勘定科目別に整理し、暦に従って一日分又は数日分を証ひよう書類とともに日（月）計表を付して綴ったものとする。

2 日計表及び月計表は、別表3に示す様式によるものとする。

(総勘定元帳)

第5条 総勘定元帳とは、本細則第4条(仕訳帳)の日(月)計表から転記した帳簿とする。

(補助簿と明細帳)

第6条 補助簿は、すべて会計伝票に基づいて記帳する。明細帳は、詳細記録を必要とするもの(地区別会費、個人別会費等)を証ひよう書類等で記帳する。

2 現金出納帳は、毎日の出納閉鎖後、会計伝票を日(月)計表で集計したものをもって現金出納帳にかえる。

(収入簿及び支出簿)

第7条 収入簿及び支出簿は、収入及び支出の科目ごとに口座を設け、欄外に年度予算を記入しておき、仕訳帳の会計伝票から転記し、月計高、月次累計高を常に記録しておかなければならない。

2 年度予算に補正のあったときは、欄外にその事実(補正額、月日、決議機関)を記入しておかなければならない。

(会計伝票)

第8条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は、次のものとし、その様式は別表4に示す様式によるものとする。

- (1) 入金伝票
- (2) 出金伝票
- (3) 振替伝票

3 会計伝票は、証ひよう書類に基づいて、取引1件ごとに作成し、会計伝票には、次長までの決裁を受けるものとする。

4 会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単、かつ、明瞭に記載しなければならない。

(証ひよう)

第9条 証ひようとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

- (1) 請求書
- (2) 領収書
- (3) 証明書
- (4) 委任状
- (5) 発注書、支払請求書及び起案書等
- (6) 納品書及び送状
- (7) 各種計算書
- (8) 契約書、見積書、覚書その他の証書

(9) その他取引を裏付ける参考書類

(帳簿照合)

第10条 経理課長は、毎月末ごとに総勘定元帳と補助簿の残高並びに月計表の残高と照合検算して合致することを確認、その月計表に捺印するものとする。

2 前項の月計表には、事後すみやかに経理担当理事までの決裁を得なければならない。

(帳簿の更新)

第11条 会計帳簿は、原則として毎会計年度ごとに更新するものとする。ただし、連続記帳の方が合理的な補助簿については、この限りでない。

第3章 予算

(年度予算並びに予算科目)

第12条 予算は年度予算とし、予算科目は別表1に示す様式に準ずるものとする。

2 代議員会に提出する次年度予算案は、年度末日前に可久的速かに作成しなければならない。

(予算の作成手続)

第13条 年度予算は、次の手続により作成するものとする。

- (1) 所管理事の事業計画案にしたがって、各課長は適切な予算案を起案し、所管理事の承認を得たのち、これを経理課長に回付する。
- (2) 経理課長は、各課から提出された予算案を取りまとめる。
- (3) 経理担当理事は各所管理事と、これを調整のうえ、副会長、経理担当理事、庶務担当理事、監事で構成する予算小委員会の議を得て会長に提出する。
- (4) 会長は、その原案を審査して、理事会に諮り、これを決定する。

(補正予算の作成手続)

第14条 既定予算の追加又は更正をしようとするときは、次の手続により行う。

- (1) 予算の追加又は更正の必要を認めた所管理事の指示にしたがって、当該課長は適切な補正予算案を作成し、これを経理課長へ回付する。
- (2) 経理担当理事は、その補正予算案を関連資料とともに検討し、会長に提出する。会長は、これを審査して理事会に諮りこれを決定する。

(支出予算執行の手続)

第15条 支出予算執行にあたっては、原則として発注書により所管課が起案し、所管理事並びに経理担当理事までの決裁により発注しなければならない。ただし、発注書を省略できる場合は支払請求書又は起案書等により所定の決裁手続を得て執行するものとする。

2 発注書は、別表5に示す様式によるものとする。

第4章 金銭

(金銭の範囲)

第16条 この細則において、金銭とは、現金、預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(出納責任者)

第17条 出納責任者は、経理課長とする。

2 経理課長は、金銭の保管及び出納事務を取扱わせるため、経理担当理事の裁可を得て、出納事務担当者若干名を置くことができる。

3 小切手帳、及び領収書の用紙の保管は出納事務担当者が行う。

4 小切手の作成は、出納事務担当者がこれを行い、経理課長は捺印のみを行う。

(金銭の収納)

第18条 出納事務担当者は、金銭を収納するときは、領収書（複写式）により収納するものとする。

2 領収書は、原則として出納事務担当者が作成し、経理課長がこれに捺印する。

3 領収書は、別表6に示す様式によるものとする。

(郵送による金銭の収納)

第19条 金銭が郵送されてきた場合には、庶務課において開封し、庶務課備え付けの金銭受入簿に、受領年月日、相手先、金銭の種別、金額を記入のうえ、出納事務担当者にこれを引渡さなければならない。出納事務担当者は、内容金額を確認のうえ、庶務課の金銭受入簿に受領印を捺印しなければならない。

(収納による起票)

第20条 出納事務担当者は、入金証ひょうに基づいて入金伝票を作成し、原則としてその日のうちに次長までの決裁を得るものとする。

(金銭の保管)

第21条 出納事務担当者は、金銭を収納したときは、すみやかにこれを取引銀行に預け入れなければならない。

(支払手続)

第22条 出納事務担当者が金銭を支払う場合は、最終受取人からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて、所管課の発行した支払請求書に所管理事及び経理担当理事の決裁を得てあることを確認し、これに基づいて会計伝票を起票して次長までの決裁を得て本細則第25条（支払方法）により支払うものとする。

2 金銭の支払については、最終受取人の署名のある領収書を受け取らなければならない。ただし、

規定の領収書を受け取ることができない場合は支払請求書の下欄の受領印（内部）の証明をもって代えることができる。

- 3 銀行振込の方法による支払を行う場合で、最終受取人と特約した場合は、前項による領収書によらないで、銀行振込領収書によることができる。
- 4 支払請求書は、別表7に示す様式によるものとする。

（支払請求書の取扱）

第23条 支払請求書の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 一般の請求書（図書類、備品、消耗品、印刷物等）による支払には、支払請求書に、最終受取人からの請求書、納品書及び発注書その他必要証ひよう書類を添付して、所管課が、支出予算科目、支払予定日等必要事項を記入のうえ、所管理事までの決裁を得たものを経理課へ回付する。
- (2) 経理課は、前項の支払請求書に経理担当理事の決裁を得るものとする。ただし、特に説明の必要なものについては、所管課が経理担当理事の決裁を得なければならない。
- (3) 各種委員会等の旅費、役・職員給料及び旅費交通費、年間契約のもの、関係先への祝金、ハスラー郵券、郵便切手、宅急便等支払先より請求書をとることが困難なものについては、発注書による決裁を省略して支払請求書により前号の手続により処理するものとする。

（支払期日）

第24条 金銭支払の対象となる物品、用役の納入期間を毎月1日より月末までとし、その支払日を翌月末日とする。ただし、随時払の必要なもの、又契約による定期払のもの、その他これによりがたい場合にはこの限りでない。

（支払方法）

第25条 金銭の支払方法は、決裁済支払請求書により起票した出金伝票に次長までの決裁を得て、原則として銀行振込又は、横線小切手によるものとする。ただし、役・職員に対する支払、各種委員会等の旅費、その他これによりがたい場合はこの限りでない。

- 2 次長までの決裁を得た出金伝票により支払う場合、相手勘定となる入金伝票は出納事務担当者が起票し、経理課長の確認印を得て行うものとし、この入金伝票には原則としてその日のうちに次長までの決裁を得なければならない。
- 3 銀行振込依頼書及び振出小切手の作成は、出納事務担当者がこれを行い、小切手の署名又は捺印は、経理課長が行う。
- 4 手形を振出す場合は、所定の支払手続を得たものに基づき、前項の方法を準用する。

（手許現金）

第26条 経理課長は、日々の現金払に充てるため、手許現金を置くことができる。

- 2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最小額にとどめるものとし、特別の場合を除

き、本日手許残金は20万円以内とする。

(残高の照合)

第27条 出納事務担当者は、手許現金について、毎日出納閉鎖後、会計伝票を日計表で集計し、本日手許残金と照合点検し、正確を期すため日計表に経理課長の検印を受け、原則としてその日のうちに次長までの決裁を受けるものとする。

2 前項の会計伝票を勘定科目別に整理し、暦に従って一日分又は数日分を証ひよう書類とともに日(月)計表で集計した後すみやかに経理担当理事の決裁を得なければならない。

3 経理課長は、預金出納帳の残高については、常時、通帳等と照合して、その正確を期することとし、当座預金については、原則として毎月末、取引銀行発行の当座勘定計算書と照合し、年度末には、銀行の現在高証明書と照合するものとする。

(金銭の過不足)

第28条 金銭に過不足が生じた場合には、経理課長は、その原因を調査のうえ、遅滞なく経理担当理事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

(金庫の取扱い)

第29条 出納事務担当者は、金庫の取扱いについて、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 保管中の金銭と他の重要書類を区分して整理すること。
- (2) 有価証券、手形など金融機関に預託可能なものは、遅滞なく預け入れ、かつ、預り証を手すること。
- (3) 本会に帰属しない財産を、経理担当理事並びに会長の許可なく金庫内に保管しないこと。
- (4) 直接的な保管責任を負わない重要物件、書類について金庫の出し入れをする必要のある場合には、その出し入れに際して保管責任者である課長とともに立会わなければならない。
- (5) 経理課所管の金庫内には、他課所管の書類、財産物件などを混同して保管しないこと。
- (6) 特に経理担当理事並びに会長から指示のあったものの保管は金銭に準じて取扱うこと。

(経理関係の公印)

第30条 経理関係の公印は、その使用目的、使用先ごとに会長の決裁を得て、これを定める。このため経理関係の公印のすべてについて使用目的、使用先一覧表を作成し、経理担当理事並びに会長の決裁を受けなければならない。

- 2 経理関係の公印は、経理担当理事印、会印及び経理担当理事署名判とする。
- 3 経理課長は、経理担当理事印及び会印を保管し、出納事務担当者は、経理担当理事署名判を保管する。
- 4 経理課長及び出納事務担当者は、本細則の第18条(金銭の収納)及び同第25条(支払方法)に定めるところにしたがって公印を使用しなければならない。
- 5 共済部会関係の公印は、経理関係の公印取扱に準ずる。

第5章 資金の調達及び運用

(資金の調達)

第31条 本会の運営に要する資金は、会費収入、負担金収入、寄付金収入、その他の収入によって調達するものとする。

(資金の借入)

第32条 固定資産の新設、その他の資本的支出にあてるために資金を借り入れる場合は、原則として長期借入金によらなければならない。

2 長期借入金の借り入れをしようとするときは、経理担当理事は、借入金額、借入時期、借入先及び償還計画等を明らかにして、理事会の議決を経て、代議員会の議決を得なければならない。

(一時借入金)

第33条 一時借入金の借り入れをしようとするときは、経理担当理事は、資金の現況を理事会に報告し、借り入れを必要とする金額、借入期日及びその返済期日を明らかにし、理事会の議決を得なければならない。

2 一時借入金は、予算総額の割以内とし、当該年度の収入で償還するものとする。

(資金の運用)

第34条 出資及びその変更、脱退並びに有価証券の取得及びその売却については、会長の決裁を経て行う。

2 有価証券は、金銭と同様安全、かつ、確実に管理するとともに適切に運用しなければならない。

3 有価証券の価額は、原則として取得価額による。ただし、時価が取得価額より著しく低く、かつ、取得価額まで回復の見込がないときは、時価により評価する。

4 資金に余裕があるときは、指定銀行の普通預金、通知預金又は定期預金とし資金の運用を計らなければならない。

(金融機関との取引)

第35条 取引銀行は、原則として、一般会計と特別会計とそれぞれ区分して指定し、取引銀行の指定又は変更は、理事会の議決により行うものとする。

2 指定銀行と本会との取引名義人は、経理担当理事とする。

(理事の職務上の責務保証の承継)

第36条 定款第17条の規定による理事の職務上の責務保証の承継については、後任理事の就任登記後すみやかにその手続を完了しなければならない。

第6章 固定資産

(固定資産の範囲)

第37条 この細則において、固定資産とは、次の各号をいう。

(1) 有形固定資産

土地、建物（建物付属設備を含む）、構築物、機械装置、車輛運搬具、什器備品、建設仮勘定（建設中又は製作中の有形固定資産で工事前払金、手付金等を含む）

(2) その他の固定資産

借地権利金、電話加入権、敷金・保証金（事務所等を賃借する場合の敷金保証金）、投資有価証券（長期所有を目的とする株式社債等）、役員退任慰労金積立預金、功労者表彰費積立預金、職員退職給与積立預金（退職給与にかかわる支払準備として特定した預金）、その他の積立預金。

2 有形固定資産は、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の使用目的の資産をいう。

(固定資産の取得価額)

第38条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得した資産は、公正取引に基づく、購入価額にその付帯費用を加えた額。
- (2) 交換により取得した資産は、交換に対して提供した資産の帳簿価額。
- (3) 贈与により取得した資産は、その資産の取得時の公正な評価額。

(建設仮勘定)

第39条 建設、改造等の固定資産の取得に要する取得価額が確定しないものについては、建設仮勘定で整理し、その金額が確定したつど当該固定資産の科目に振り替え処理を行うものとする。

(固定資産の購入及び補修等)

第40条 固定資産の購入及び補修等（土地、建物を除く）を行おうとするときは、発注書により、原則として三者以上の見積り合せによる競争入札の方法により、会長の決裁を得なければならない。ただし、20万円未満の固定資産の購入については、上記の手続を省略して所管理事及び経理担当理事に委任することができる。

2 土地、建物等の不動産の購入については、理事会の議決を経て、代議員会の議決を得なければならない。

(有形固定資産の改良と修繕)

第41条 有形固定資産の性能を向上し、又は、耐用年数を延長するために要した金額は、これを資産の価額に加算するものとする。

2 有形固定資産の原状に回復するに要した金額は修繕費とする。

(固定資産の管理及び処分)

第42条 固定資産の管理責任者は、庶務担当理事とする。

- 2 庶務課長は、固定資産管理簿を設けて、固定資産の保全状況及び移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。
- 3 有形固定資産に移動及び毀損、滅失があった場合は、庶務課長は庶務担当理事及び経理担当理事の決裁を得て帳簿の整備を行い、その結果を経理課長に連絡する。
- 4 土地、建物等の不動産の処分の時期、価額及び処分の方法等については、代議員会及び総会の議決するところによるものとする。

(固定資産の登記・付保)

第43条 不動産の登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記をしなければならない。又、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(固定資産の売却・担保の提供)

第44条 固定資産（土地、建物等を除く）を売却するときは、原則として、三者以上の見積り合せによる競争入札の方法により、会長の決裁により行うものとする。ただし、20万円未満の固定資産の売却、処分等については上記の手続を省略して庶務担当理事及び経理担当理事に委任することができる。

- 2 固定資産を借入金等の担保に供する場合は、前項に準ずるものとする。

(現物の照合)

第45条 固定資産の管理をつかさどる庶務課長は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産管理簿と現物を照合し、差異がある場合は、庶務担当理事及び経理担当理事の決裁を得て、帳簿の整備を行い、その結果を経理課長に連絡する。

- 2 固定資産の廃棄等に関する会計伝票は、庶務課長と経理課長と合意のうえ、これを起票し、常に固定資産管理簿の残高と固定資産勘定科目残高とが合致していなければならない。

(減価償却)

第46条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法によりこれを行う。

- 2 減価償却の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令大5号）」に定めるところによる。

第7章 物品

(物品の範囲)

第47条 この細則において物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品（図書を含む）とは、耐用年数1年以上のもので、取得価額が3万円以上、10万円未満をいう。
- (2) 消耗品（印刷物を含む）をいう。

(物品の購入)

第48条 物品を購入しようとするときは、所管課が発注書に品名、数量、規格、納期、支出予算科目等必要事項を記入のうえ、所管理事及び経理担当理事の決裁を得なければならない。

- 2 物品の発注については、その価額が20万円以上と思われるものについては、原則として三者以上の見積り合わせによる競争入札の方法によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、事務局長までの決裁により、当該物品の発注をすることができる。
- 3 前項ただし書の場合については、事後すみやかに所管理事及び経理担当理事の承認を求めなければならない。
- 4 見積り合わせの要否または、見積り合わせ参加商社については、原則として事務局長が判断し、見積り合わせ事務は経理課において行う。
- 5 見積り合せの結果、発注先の決定は経理担当理事が行う。ただし、年間契約により発注する都医雑誌、都医ニュース等については理事会に諮り、承認を得るものとする。
- 6 委員会、残業等の食事、飲物、接待用コーヒー・ケーキ、各種懇談会等の発注についても、発注書により所管理事及び経理担当理事の決裁により行うものとする。
- 7 決裁済発注書により発注済の発注書は、経理課へ回付する。

(物品の管理及び廃棄)

第49条 物品の管理は、所管課において行うものとする。

- 2 所管課長は、経費を支出したものうち、備品として管理するものは、備品台帳を設けて、その記録及び整理を行わなければならない。
- 3 保管中の備品で供用をすることができないものがあるときは所管課長は、所管理事及び経理担当理事の決裁によって、当該物品につき不用の決定をすることができる。その結果を庶務課長に連絡する。不用の決定をした物品のうち、売却をすることが不利又は不適当であると認めるものは、廃棄することができる。

(物品の照合)

第50条 備品については、各会計年度1回以上備品台帳と現物と照合をなし、消耗品については、各会計年度末において実地たな卸しを行わなければならない。

第8章 決算

(月次決算)

第51条 経理担当理事は、経理課長に指示して、毎月末に会計記録を整理し次の計算書類を作成し、翌月中旬の理事会に提出しなければならない。

- (1) 月次貸借対照表
- (2) 予算対比収支計算表

(年度決算)

第52条 年度決算は、次の手続により作成する。

- (1) 経理担当理事は、経理課長に指示して、毎年度末に会計記録を整理し、決算報告書を作成して会長に提出する。
- (2) 会長は、前項の報告書を本細則第13条（予算の作成手続）第3号に準じて決算小委員会に諮り、その結果を理事会に諮る。

(決算整理事項)

第53条 年度決算においては、通常の整理業務のほか、少なくとも、次の事項について計算を行うものとする。

- (1) 未収金、未払金、前払金、前受金の計上
- (2) 役員退任慰労金引当金、功労者表彰費引当金、職員退職給与引当金、会館建設引当金等の計上
- (3) 流動資産、固定資産の実在性の確認、評価の適否
- (4) 負債の実在性と簿外負債のないことの確認
- (5) 収支計算上に計上された項目のうち、資産、負債とされるものが正しく貸借対照表に計上されているか否かの確認即ち、次期繰越増減差額勘定の整理の確認
- (6) その他必要とされる事項の確認

(未収金、未払金等の計上基準)

第54条 年度末近く発生した収支について、予算対応、年度帰属を具体化する方法として、その年度中に収支を終らせることが事務手続上困難な場合、次年度開始の日から1カ月以内(4月30日)までに収支を終らせたものを、当年度の収支として取扱う1カ月間の整理期間制度を認めるものとする。

(計算書類の作成)

第55条 経理担当理事は、経理課長に指示して、年度決算に必要な手続を行い次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 一般会計にかかわる収支計算書 (表1)
- (2) 各特別会計にかかわる収支計算書
- (3) 一般会計にかかわる財務諸表 (表2、3、4)
- (4) 各特別会計にかかわる財務諸表
- (5) キャッシュ・フロー計算書 (表5)
- (6) 収支計算書総括表
- (7) 貸借対照表総括表

(計算書の確定と都知事への提出)

第56条 毎会計年度の決算は、前条の計算書類について、監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて、理事会の議決を得たものを代議員会並びに総会の承認を得て、決算を確定する。

2 前項の計算書類は、毎年 月末までに、東京都知事に提出しなければならない。

附則

- 1 本細則中の「経理課長」とあるは、共済部会特別会計にあっては「共済課長」とよみかえるものとする。
- 2 この細則は、理事会の議決を経なければ改正することはできない。
- 3 この細則は、昭和59年4月1日から実施する。
- 4 東京都医師会経理関係事務取扱要領（昭和48年2月5日決定）は廃止する。

附則

1. この細則は、平成5年4月1日から実施する。

別表 1

勘 定 科 目
一般会計の収支予算書及び収支計算書に係る科目及び取扱要綱

科	目	取 扱 要 綱
I 事業活動収支の部		
I. 事業活動収入		
(1) 会 費 収 入		
1. 会 費 収 入	1. 会費収入	
(2) 事 業 収 入		
1. 機関紙誌発行収入	1. 広告料等収入	
2. 委託料収入	1. 国保講習事務依頼費収入 2. 在宅難病委託費収入 3. 休日・全夜間診療等委託料収入 4. 結核感染症発生動向調査事業委託料収入 5. 精度管理調査委託料収入 6. 都立高校心臓検診委託料収入 7. 産業医研修委託料収入 8. エイズ夜間検診等事業委託料収入 9. 救急・地域医療事業委託料収入 10. 主治医研修事業委託料収入 11. 認知症対応力向上研修事業委託料収入 12. ぜんそく治療講演会事業委託料収入 13. ウイルス肝炎懇話会事業委託料収入 14. 健康食品に関する安全性情報共有事業委託料収入	
(3) 補助金等収入		
1. 補助金等収入	1. 医学振興事業補助金収入 2. 日医助成金収入 3. その他の補助金収入	
(4) 負担金収入		
1. 負担金収入	1. 負 担 金 収 入	
(5) 寄付金収入		
1. 寄付金収入	1. 寄 付 金 収 入	
(6) 雑 収 入		
1. 雑 収 入	1. 受 取 利 息 収 入 2. 雑 収 入	
(7) 繰入金収入		
1. 繰入金収入	1. 繰 入 金 収 入	
事業活動収入計		

科 目		取 扱 要 綱	
9. 環境衛生費	3. 会	議外	費費
	4. 渉	製	費金
	5. 印	本	金料
	6. 諸	謝	費
	7. 負	担	費
	8. 委	託	金
	9. 維		料
	1. 委	員	費
	2. 旅	会	費
10. 経営改善開発費	3. 会	交	費
	4. 渉	議	費
	5. 印	外	費
	6. 諸	製	費
	7. 負	本	金
	8. 委	謝	料
	9. 維	担	費
	1. 委	員	費
	2. 旅	会	費
11. 調 査 費	3. 会	交	費
	4. 渉	議	費
	5. 印	外	費
	6. 諸	製	費
	7. 負	本	金
	8. 委	謝	料
	9. 維	担	費
	1. 委	員	費
	2. 旅	会	費
12. 連絡調整費	3. 会	交	費
	4. 渉	議	費
	5. 印	外	費
	6. 諸	製	費
	7. 負	本	金
	8. 委	謝	料
	9. 維	担	費
	1. 委	員	費
	2. 旅	会	費
13. 広報費	3. 会	交	費
	4. 渉	議	費
	5. 印	外	費
	6. 諸	製	費
	7. 負	本	金
	8. 委	謝	料
	9. 維	担	費
	1. 委	員	費
	2. 旅	会	費
(2) 管理費 1. 役員費	3. 会	交	費
	4. 渉	議	費
	5. 印	外	費
	6. 諸	製	費
	7. 負	本	金
	8. 委	謝	料
	9. 維	担	費
	1. 報		酬
	2. 手		当

科 目		取 扱 要 綱
2. 職員費	3. 役員退職金給付費用	
	1. 給 料	
	2. 手 当	
3. 福利厚生費	3. 職員退職金給付費用	
	1. 法 定 福 利 費	
4. 総会・代議員会費	2. 福 利 厚 生 費	
	1. 総 会 費	
	2. 旅 費	
	3. 手 当	
	4. 渉 外 費	
	5. 会 議 費	
5. その他の管理費	6. 雑 費	
	1. 委 員 会 旅 費	
	2. 旅 会 費	
	3. 通 信 費	
	4. 通 信 費	
	5. 備 用 金 費	
	6. 印 刷 費	
	7. 図 書 費	
	8. 渉 外 費	
	9. 慶 弔 費	
	10. 諸 謝 金	
	11. 負 担 金	
	12. 委 託 料	
	13. 租 税 公 課	
	14. 租 税 公 課	
	15. 減 価 償 却 費	
(3) 繰入金支出		
1. 繰入金支出	1. 繰 入 金 支 出	
2. 功労者表彰費積立 預金引当金繰入支出	2. 功労者表彰費積立 預金引当金繰入支出	
事業活動支出計		
事業活動収支差額		

科	目	取扱要綱
Ⅱ 投資活動収支の部		
1. 投資活動収入		
(1) 特定資産取崩収入		
1. 特定預金取崩収入	1. 役員退職慰労金 積立預金収入 2. 功労者表彰費 積立預金収入 3. 職員退職給 積立預金収入	
(2) 固定資産売却収入		
1. 固定資産売却収入	1. 固定資産売却収入	
投資活動収入計		
2. 投資活動支出		
(1) 特定資産取得支出		
1. 特定預金支出	1. 役員退職慰労金 積立預金支出 2. 功労者表彰費 積立預金支出 3. 職員退職給 積立預金支出	
(2) 固定資産取得支出		
1. 固定資産取得支出	1. 固定資産取得支出	
投資活動支出計		
投資活動収支差額		

科	目	
Ⅲ 財務活動収支の部		
1. 財務活動収入	1. 財務活動収入	
財務活動収入計		
1. 財務活動支出	1. 財務活動支出	
財務活動支出計		
財務活動収支差額		

Ⅳ 予備費		
1. 予備費	1. 予備費	
当期収支差額		
前期繰越収支差額		
次期繰越収支差額		

1. 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュフロー計算書に係る勘定科目及び公益法人会計基準の別表に準じて行う。
2. 特別会計については、一般会計に準じて行う。
3. 新規に必要な科目が生じた場合は追加する。

総勘定元帳 (税込)

別表 2

19 年 月 日	伝 票	相 手 科 目	摘 要	税	借 方 金 額	貸 方 金 額	残 高

小科目元帳 (税込)

19 年 月 日	伝 票	相 手 科 目	摘 要	税	借 方 金 額	貸 方 金 額	残 高

補助元帳 (税込)

19 年 月 日	伝 票	相 手 科 目	摘 要	税	借 方 金 額	貸 方 金 額	残 高

別表 3

日(月)計表 NO.

平成 年 月 日		理事	局長	次長	部長	課長	係
資 産		負 債					
当座預金		日医会費					
普通預金		日医過年度会費					
定期預金		引当金					
特定積立預金		仮受金					
仮払金		当座預金					
仮受金		当座預金					
現建							
建物		小計					
什器備品		正味財産					
		指定正味財産					
未収金		一般正味財産					
小計		小計					
支 出		収 入					
事業費		会費収入					
職員員費		会費収入					
福利厚生費		過年度会費収入					
医学振興費		事業収入					
公衆衛生費		委託料収入					
学校保健費		補助金等収入					
地域医療費		補助金等収入					
地域福祉費		負担金収入					
社会保険費		負担金収入					
環境衛生費		寄付金収入					
経営改善開発費		寄付金収入					
調査費		雑収入					
連絡調整費		雑収入					
広報費		繰入金収入					
管理費		繰入金収入					
役員員費							
職員員費							
福利厚生費							
総会・代議員会費							
会館管理費							
その他の管理費							
繰入金支出							
繰入金支出							
小計		小計					
特定資産取得支出		特定資産取崩収入					
特定預金支出		特定預金取崩収入					
固定資産取得支出		固定資産売却収入					
小計		小計					
支出計		収入計					
本日手許現金		前日手許現金					
合 計		合 計					

伝票 NO

収入支出差引

別表 4

票 伝 金 出

平成 年 月 日

			次	第	三	保			
			長	長	長	長			

勘定科目	摘要	金額	預
合 計			

東京都立新金

Figure 1. The effect of the concentration of the inhibitor on the rate of polymerization of the monomer.

入金伝票

平成 年 月 日

		次	第	油	保		
		區	頁	頁	瓦		區

勘定科目	摘要	金額
合 計		

東京師範會

■ **THE** *Journal of Management Education* 34(10) 1109-1110

振替伝票

平成 年 月 日

			次	期	日	年	月	日
--	--	--	---	---	---	---	---	---

[illegible]

東京醫學會

2.

別表 5

発 注 書 № _____													
起 案	平成 年 月 日				決 裁	平成 年 月 日							
会 長		経 理 理 事	所 管 理 事	事 務 局 長	事 務 局 次 長		経 理 課 長	所 管 課 長	起 案 者				
件 名													
予 算 科 目					発 注 先								
支 払 予 定 額					見 積 の 要 否								
数 量 ・ 単 価					納 期								
発 注 日					担 当 者 名								
納 品 日					担 当 者 名								
経 理 受 付 日					担 当 者 名								
(内 容) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">支 払 済 印 及 び 年 月 日</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">伝 票 起 票 印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> <td style="height: 40px;"> </td> </tr> </table>										支 払 済 印 及 び 年 月 日	伝 票 起 票 印		
支 払 済 印 及 び 年 月 日	伝 票 起 票 印												

別表 6

No.	<u>領 収 書</u>	平成 年 月 日
		殿
<u>¥</u>		
但し		
上記の金額を領収しました		
東京都医師会		
東京都千代田区神田駿河台2の5 Tel (3294) 8821		

支払請求書 No. _____													
起 案		平成 年 月 日				決 裁		平成 年 月 日					
会 長		経理理事	所管理事	事務局長	事務局次長		経理課長	所管課長	起 案 者				
件 名													
予 算 科 目						支 払 先							
支 払 額						支払予定日							
数量・単価						見積の有無							
発 注 日						担 当 者 名							
納 品 日						担 当 者 名							
経理受付日						担 当 者 名							
(内 容) (添付書類) 発 注 書 納 品 書 請 求 書 領収印 (内部) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">支払済印 及び年月日</td> <td style="padding: 5px;">伝票起票印</td> </tr> <tr> <td style="height: 80px;"></td> <td style="height: 80px;"></td> </tr> </table>										支払済印 及び年月日	伝票起票印		
支払済印 及び年月日	伝票起票印												

収支計算書

表 1

平成 年4月1日から平成 年3月31日まで

一般会計

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1) 会 費 収 入				
1. 会 費 収 入				
1. 会費収入				
(2) 事 業 収 入				
1. 機関紙誌発行収入				
1. 広告料等収入				
2. 委託料収入				
1. 国保講習事務委託費 収 入				
2. 在宅難病委託費収入				
3. 休日・全夜間診療等 委 託 料 収 入				
4. 結核感染症発生動向 調査事業委託料収入				
5. 精度管理調査委託料 収 入				
6. 都立高校心臓検診 委 託 料 収 入				
7. 産業医研修委託料 収 入				
8. エイズ夜間検診等 事業委託料収入				
9. 救急・地域医療事業 委託料収入				
10. 主治医研修事業 委託料収入				
11. 認知症対応力向上 研修事業委託料収入				
12. ぜんそく治療講演会 事業委託料収入				
13. ウイルス肝炎懇話会 事業委託料収入				
14. 健康食品に関する 安全性情報共有事業 委託料収入				
(3) 補助金等収入				
1. 補助金等収入				
1. 医学振興事業補助金 収 入				
2. 日医助成金収入				
3. その他の補助金収入				
(4) 負担金収入				
1. 負担金収入				
1. 負 担 金 収 入				

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(5) 寄付金収入 1. 寄付金収入 1. 寄 付 金 収 入				
(6) 雑 収 入 1. 雑 収 入 1. 受 取 利 息 収 入 2. 雑 収 入				
(7) 繰入金収入 1. 繰入金収入 1. 繰 入 金 収 入				
事業活動収入計				
2. 事業活動支出 (1) 事 業 費 1. 職員費支出 1. 給 料 当 金 2. 手 賃 3. 臨 時 雇 賃 2. 福利厚生費支出 1. 法 定 福 利 費 2. 福 利 厚 生 費 3. 医学振興費支出 1. 委 員 会 旅 費 2. 旅 費 交 通 費 3. 会 議 費 4. 渉 外 費 5. 印 刷 製 本 費 6. 諸 謝 金 7. 補 助 金 等 支 出 8. 委 託 料 費 9. 雑 費 4. 公衆衛生費支出 1. 委 員 会 旅 費 2. 旅 費 交 通 費 3. 会 議 費 4. 渉 外 費 5. 印 刷 製 本 費 6. 諸 謝 金 7. 補 助 金 等 支 出 8. 委 託 料 費 9. 雑 費 5. 学校保健費支出 1. 委 員 会 旅 費 2. 旅 費 交 通 費 3. 会 議 費 5. 印 刷 製 本 費 6. 諸 謝 金 7. 負 担 金 8. 委 託 料 費 9. 雑 費 6. 地域医療費支出 1. 委 員 会 旅 費 2. 旅 費 交 通 費 3. 会 議 費				

科	目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
4.	渉 外 費				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				
7.	負 金 料 費				
8.	委 金 料 費				
9.	維 金 料 費				
7.	地域福祉費支出				
1.	委員 会 旅 通				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 外 本				
4.	渉 外 製 謝 担 託				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				
7.	負 金 料 費				
8.	委 金 料 費				
9.	維 金 料 費				
8.	社会保険費支出				
1.	委員 会 旅 通				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 外 本				
4.	渉 外 製 謝 担 託				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				
7.	負 金 料 費				
8.	委 金 料 費				
9.	維 金 料 費				
9.	環境衛生費支出				
1.	委員 会 旅 通				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 外 本				
4.	渉 外 製 謝 担 託				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				
7.	負 金 料 費				
8.	委 金 料 費				
9.	維 金 料 費				
10.	経営改善開発費支出				
1.	委員 会 旅 通				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 外 本				
4.	渉 外 製 謝 担 託				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				
7.	負 金 料 費				
8.	委 金 料 費				
9.	維 金 料 費				
11.	調査費支出				
1.	委員 会 旅 通				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 外 本				
4.	渉 外 製 謝 担 託				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 担 託				

科	目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
7.	負 担 金				
8.	委 託 料				
9.	雑 費				
12.	連絡調整費支出				
1.	委 員 会 旅 費				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 費				
4.	渉 外 費				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 金				
7.	補 助 金 等 支 出				
8.	委 託 料				
9.	雑 費				
13.	広報費支出				
1.	委 員 会 旅 費				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 費				
4.	渉 外 費				
5.	印 刷 本				
6.	諸 謝 金				
7.	負 担 金				
8.	委 託 料				
9.	雑 費				
(2)	管理費支出				
1.	役員費支出				
1.	報 酬 当				
2.	手 当				
3.	役員退職金給付費用				
2.	職員費支出				
1.	給 料				
2.	手 当				
3.	職員退職金給付費用				
3.	福利厚生費支出				
1.	法 定 福 利 費				
2.	福 利 厚 生 費				
4.	総会・代議員会費支出				
1.	総 会 費				
2.	旅 費				
3.	手 当				
4.	渉 外 費				
5.	会 議 費				
6.	雑 費				
5.	その他の管理費支出				
1.	委 員 会 旅 費				
2.	旅 費 交 通				
3.	会 議 費				
4.	通 信 運 搬 費				
5.	備 耗 品 費				
6.	印 刷 製 本 費				
7.	図 書 購 入 費				
8.	渉 外 費				
9.	慶 弔 費				

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
10. 諸 謝 金				
11. 負 担 金				
12. 委 託 料				
13. 租 税 公 課				
14. 減 価 償 却 費				
15. 雑				
(3) 他会計繰入支出				
1. 他会計繰入支出				
1. 他会計繰入支出				
2. 功勞者表彰費積立				
預金引当金繰入支出				
1. 功勞者表彰費積立				
預金引当金繰入支出				
事業活動支出計				
事業活動収支差額				

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
(1) 特定資産取崩収入				
1. 特定預金取崩収入				
1. 役員退職慰労金 積立預金収入				
2. 功 労 者 表 彰 費 積立預金収入				
3. 職 員 退 職 給 与 積立預金収入				
(2) 固定資産売却収入				
1. 固定資産売却収入				
1. 固定資産売却収入				
投資活動収入計				
2. 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出				
1. 特定預金支出				
1. 役員退職慰労金 積立預金支出				
2. 功 労 者 表 彰 費 積立預金支出				
3. 職 員 退 職 給 与 積立預金支出				
(2) 固定資産取得支出				
1. 固定資産取得支出				
1. 固定資産取得支出				
投資活動支出計				
投資活動収支差額				
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
1. 財 務 活 動 収 入				
財務活動収入計				
1. 財務活動支出				
1. 財 務 活 動 支 出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
Ⅳ 予備費支出				
1. 予備費支出				
当期収支差額				
前期繰越収支差額				
次期繰越収支差額				

1. 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュフロー計算書に係る勘定科目及び取扱要領は、公益法人会計基準の別表に準じて行う。
2. 特別会計については、一般会計に準じて行う。
3. 新規に必要な科目が生じた場合は追加する。

貸借対照表

表 2

平成 年3月31日

一般会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現 金			
当 座 預 金			
普 通 預 金			
定 期 預 金			
仮 払 金			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基 本 財 産			
基 本 財 産 合 計			
(2) 特定資産			
役員退職積立普通預金			
役員退職積立定期預金			
功労者表彰費積立普通預金			
功労者表彰費積立定期預金			
職員退職積立普通預金			
職員退職積立定期預金			
特定資産合計			
(3) その他固定資産			
建 物			
什 器 備 品			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資 産 合 計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未 払 金			
預 り 金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
役員退職慰労金引当金			
功労者表彰費引当金			
職員退職引当金			
固定負債合計			
負 債 合 計			
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計			
2. 一般正味財産			
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

1. 特別会計については、一般会計に準じておこなう。

正味財産増減計算書

表 3

平成 年4月1日から平成 年3月31日まで

一般会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経 常 収 益			
受 取 会 費			
受 取 会 費			
事 業 収 入			
機 関 紙 発 行 収 益			
委 託 料 収 益			
受 補 助 金 等			
受 取 補 助 金 等			
受 取 負 担 金			
受 取 負 担 金			
雑 収 益			
雑 収 益			
経 常 収 益 計			
(2) 経 常 費 用			
事 業 費			
職 員 費			
福 利 厚 生 費			
医 学 振 興 費			
公 衆 衛 生 費			
学 校 保 健 費			
地 域 医 療 費			
地 域 福 祉 費			
社 会 保 険 費			
環 境 衛 生 費			
経 営 改 善 開 発 費			
調 査 費			
連 絡 調 整 費			
広 報 費			
管 理 費			
役 員 費			
職 員 費			
福 利 厚 生 費			
総 会 ・ 代 議 員 会 費			
そ の 他 管 理 費			
他 会 計 へ の 繰 入 額			
他 会 計 へ の 繰 入 額			
功 労 者 引 当 金 繰 入 額			
功 労 者 引 当 金 繰 入 額			
経 常 費 用 計			
当 期 経 常 増 減 額			

2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
III 正味財産期末残高			

1. 特別会計については、一般会計に準じておこなう。

財 産 目 録

平成 年3月31日

表 4

一般会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
1 現金預金			
(1) 現金預金有高			
(2) 当座預金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
みずほ銀行神田支店			
三井住友銀行神田支店			
(3) 普通預金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
みずほ銀行神田支店			
三井住友銀行神田支店			
(4) 定期預金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
三井住友銀行神田支店			
2 未収会費			
年度会費収入			
3 未収金			
年度補助金等収入他			
4 立替金			
年度労働保険料立替金			
流動資産合計			
2. 固定資産			
1 基本財産			
基本財産合計			
2 特定資産			
(1) 特定積立預金			
1) 役員退職慰労金積立預金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
みずほ銀行神田支店			
2) 功労者表彰費積立預金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
みずほ銀行神田支店			
3) 職員退職給与積立金			
三菱東京UFJ銀行神保町支店			
みずほ銀行神田支店			
特定資産合計			
3 その他の固定資産			
(1) 建 物			
医師会館5階(638.2㎡)			
(2) 什器備品			
机類23件(明細別表)			
その他の固定資産合計			
固定資産合計			
資 産 合 計			

Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
(1) 未払金			
(2) 預り金			
役職員等源泉所得税他			
流 動 負 債 合 計			
2. 固定負債			
役員退職慰労金引当金			
功 労 者 表 彰 費 引 当 金			
職 員 退 職 給 与 引 当 金			
固 定 負 債 合 計			
負 債 合 計			
正 味 財 産			

1. 特別会計については、一般会計に準じておこなう。

キャッシュ・フロー計算書

表 5

平成 年4月1日から平成 年3月31日まで

一般会計

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
(1) 会 費 収 入			
1. 会 費 収 入			
(2) 事 業 費 収 入			
1. 機 関 紙 誌 発 行 収 入			
2. 委 託 料 収 入			
(3) 補 助 金 等 収 入			
1. 補 助 金 等 収 入			
(4) 負 担 金 収 入			
1. 負 担 金 収 入			
(5) 寄 付 金 収 入			
1. 寄 付 金 収 入			
(6) 雑 収 入			
1. 雑 収 入			
(7) その他の事業活動収入			
1. その他の事業活動収入			
事業活動収入計			
2. 事業活動支出			
(1) 事 業 費 支 出			
1. 職 員 費 支 出			
2. 福 利 厚 生 費 支 出			
3. 医 学 振 興 費 支 出			
4. 公 衆 衛 生 費 支 出			
5. 学 校 保 健 費 支 出			
6. 地 域 医 療 費 支 出			
7. 地 域 福 祉 費 支 出			
8. 社 会 保 険 費 支 出			
9. 環 境 衛 生 費 支 出			
10. 経 営 改 善 開 発 費 支 出			
11. 調 査 費 支 出			
12. 連 絡 調 整 費 支 出			
13. 広 報 費 支 出			
(2) 管 理 費 支 出			
1. 役 員 費 支 出			
2. 職 員 費 支 出			
3. 福 利 厚 生 費 支 出			
4. 総 会 ・ 代 議 員 会 費 支 出			
5. そ の 他 管 理 費 支 出			
6. 他 会 計 へ の 繰 入 金 支 出			
7. その他の事業活動支出			
事業活動支出計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			

II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
(1) 特定資産取崩収入			
1. 特定預金取崩収入			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出			
(1) 特定資産取崩支出			
1. 特定預金取崩支出			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 現金及び現金同等物の増減額			
IV 現金及び現金同等物の期首残高			
V 現金及び現金同等物の期末残高			

1. 特別会計については、一般会計に準じておこなう。

東京都医師会財務諸表、収支計算書、キャッシュ・フロー計算書
科目名称リスト

(会計により名称リストから科目を選別)

平成 年 3月31日現在

	科	目	当年度	前年度	増減
I	資産の部				
1.	流動資産				
	現金預金		0	0	0
	未収金	収	0	0	0
	未払金	会費	0	0	0
	前払費用	収払替	0	0	0
	立上り金	信託	0	0	0
	未収金	付信	0	0	0
	未払金	払(賃)	0	0	0
	未収金	消費	0	0	0
	流動資産合計		0	0	0
2.	固定資産				
(1)	基本財産				
	基本財産合計		0	0	0
(2)	特定資産				
	役員退職積立普定通期	員退職費積立立金庭訓	0	0	0
	功労者表彰退職積立立金定普	功労者表彰退職積立立金定普	0	0	0
	職職員退職積立立金定普	職職員退職積立立金定普	0	0	0
	特定資産合計		0	0	0
(3)	その他固定資産				
	建物什器器具備預物品金險金託地物備品物定額金	建什器器具備預物品金險金託地物備品物定額金	0	0	0
	社会積立貸土建付器構建減敷	社会積立貸土建付器構建減敷	0	0	0
	其他固定資産合計		0	0	0
	固定資産合計		0	0	0
	資産合計		0	0	0
II	負債の部				
1.	流動負債				
	仮受金	受	0	0	0

平成 年 4月 1日から平成 年 3月31日まで

平成 年 4月 1日から平成 年 3月31日まで

—東53—

[illegible]

收支計算書

平成 年 4月 1日から平成 年 3月31日まで

一般會計

[illegible]

—東64—

—東73—

平成 年 3月31日現在

科 目	金 額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	0
現金手許有高	0
当 座 預 金	0
三菱東京UFJ銀行神保町支店	0
みずほ銀行神田支店	0
三井住友銀行神田支店	0
普 通 預 金	0
三菱東京UFJ銀行神保町支店	0
みずほ銀行神田支店	0
三井住友銀行神田支店	0
三井住友銀行日本医師会	0
定 期 預 金	0
三菱東京UFJ銀行神保町支店	0
三井住友銀行神田支店	0
資 金 諸 口 収 支 金	0
普 通 預 金	0
みずほ銀行 神田支店	0
普 通 預 金	0
みずほ銀行 神田支店	0
三菱東京UFJ銀行 神保町支店	0
普 通 預 金	0
三菱東京UFJ銀行 神保町支店	0
定 期 預 金	0
当 座 預 金	0
三菱東京UFJ銀行 神保町支店	0
普 通 預 金	0
三菱東京UFJ銀行神保町支店	0
みずほ銀行神田支店	0
みずほ銀行神田支店	0
三菱東京UFJ銀行神保町支店	0
三井住友銀行神田支店	0
三井住友銀行神田支店	0
りそな銀行神田支店	0
中央三井信託銀行日本橋営業部	0
とみん銀行神田支店	0
東京スター銀行神田支店	0
三菱東京UFJ信託銀行 本店	0
みずほ信託銀行 本店	0
郵 便 振 替	0
日本郵政公社	0
未 収 会 費 金	0
未 収 会 費 金	0
仮 払 金 金	0
一 般 払 替 金 金	0
前 払 替 金 金	0
立 前 払 替 金 金	0
未 収 貸 付 信 託 収 支 金	0
未 収 金 払 会 館 料 等	0
未 収 金 払 消 費 税	0
流動資産合計	0
2. 固定資産	
(1) 基本財産	
基本財産合計	0
(2) 特定資産	
役 員 退 職 積 立 普 通	0
みずほ銀行 神田支店	0
役 員 退 職 積 立 定 期	0

三菱東京UFJ銀行神保町支店		0	
みずほ銀行神田支店		0	
功 労 者 表 彰 費 積 立 預 金 普 通		0	
みずほ銀行神田支店		0	
功 労 者 表 彰 費 積 立 預 金 庭 訓		0	
三菱東京UFJ銀行神保町支店		0	
みずほ銀行神田支店		0	
職 員 退 職 積 立 定 期		0	
三菱東京UFJ銀行神保町支店		0	
みずほ銀行神田支店		0	
職 員 退 職 積 立 普 通		0	
みずほ銀行神田支店		0	
特定資産合計		0	
(3) その他固定資産			
建 什 器 備 物 品 金		0	
会 館 積 立 預 金		0	
みずほ銀行 神田支店		0	
損保ジャパン		0	
三菱東京UFJ銀行 神保町支店		0	
積 立 保 険 金		0	
損保ジャパン		0	
定 期 預 金		0	
三菱東京UFJ銀行神保町支店		0	
みずほ銀行神田支店		0	
みずほ銀行神田支店		0	
三菱東京UFJ銀行神保町支店		0	
三井住友銀行神田支店		0	
三井住友銀行神田支店		0	
りそな銀行神田支店		0	
りそな銀行神田支店		0	
とみん銀行神田支店		0	
東京スター銀行神田支店		0	
貸 付 信 託		0	
三菱東京UFJ信託銀行 本店		0	
みずほ信託銀行 本店		0	
住友信託銀行 本店		0	
中央三井信託銀行 本店		0	
三菱UFJ信託銀行 東京営業部		0	
土 建 付 属 具 設 備 勘 計 証 地 物 備 品 物 定 額 額 金		0	
構 建 設 築 仮 却 失 保 累 計 証		0	
減 損 償 損 金		0	
敷 金		0	
その他固定資産合計		0	
固定資産合計		0	0
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
仮 受 金		0	
仮受一般		0	
仮受社会保険料		0	
仮受失業保険料		0	
仮受税金		0	
仮受組合		0	
仮受財形		0	
仮受職員積立		0	
仮受互友会費		0	
仮受審査手数料		0	
仮受全国学校医大会		0	
仮受産業医研修委託料		0	
仮受十三大都市学校医		0	
仮受消費税		0	

—東76—

キャッシュ・フロー計算書

平成 年 4月 1日から平成 年 3月31日まで

一般会計

直接法

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
特 定 資 産 運 用 収 入	0	0	0
会 費 収 入	0	0	0
現 過 年 度 会 費 収 入	0	0	0
事 業 収 入	0	0	0
機 関 紙 誌 発 行 収 入	0	0	0
委 託 料 収 入	0	0	0
保 險 講 習 事 務 委 託 費 収 入	0	0	0
在 宅 難 病 委 託 費 収 入	0	0	0
休 日 ・ 全 夜 間 診 療 等 委 託 料 収 入	0	0	0
結 核 感 染 症 発 生 動 向 調 査 委 託 料 収 入	0	0	0
精 度 管 理 調 査 委 託 料 収 入	0	0	0
都 立 高 校 心 臓 検 診 等 事 業 委 託 料 収 入	0	0	0
エイズ救急・地域医療事業委託料収入	0	0	0
主治医研修事業委託料収入	0	0	0
主 認 知 症 研 修 事 業 委 託 料 収 入	0	0	0
ぜ ん 息 治 療 講 演 会 事 業 委 託 料 収 入	0	0	0
ウイルス肝炎懇話会事業委託料収入	0	0	0
健康食品に関する安全性情報共有事業委託収入	0	0	0
補 助 金 等 収 入	0	0	0
補 助 金 収 入	0	0	0
医 学 振 興 事 業 補 助 金 収 入	0	0	0
日 所 の 他 の 金 成 金 収 入	0	0	0
負 担 金 収 入	0	0	0
負 担 金 収 入	0	0	0
寄 付 金 収 入	0	0	0
寄 付 金 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
受 取 利 息 収 入	0	0	0
他 会 計 収 入	0	0	0
他 会 計 収 入	0	0	0
会 館 収 入	0	0	0
会 館 収 入	0	0	0
寄 付 金 収 入	0	0	0
寄 付 金 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
受 取 利 息 収 入	0	0	0
委 託 料 収 入	0	0	0
委 託 料 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
普 通 部 会 費 収 入	0	0	0
普 通 部 会 費 収 入	0	0	0
支 払 金 収 入	0	0	0
支 払 金 収 入	0	0	0

[illegible]

什消印	器耗刷	備製	品本	費費	支支	出出	0	0	0
諸地	区事	務助	成金	支支	出出	0	0	0	0
付付	加加	交交	金金	支支	出出	0	0	0	0
管職	加加	傷傷	付付	金金	出出	0	0	0	0
	理理	吊吊	慰慰	支支	出出	0	0	0	0
	員員	費費	手手	支支	出出	0	0	0	0
	料料	厚厚	生通	費費	出出	0	0	0	0
	利利	交交	通金	支支	出出	0	0	0	0
	費費	謝謝	料料	支支	出出	0	0	0	0
委休	託全	夜夜	委夜	託間	出出	0	0	0	0
第1	回回	日日	夜夜	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	日日	夜夜	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	日日	夜夜	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	日日	夜夜	委委	支支	0	0	0	0
休日	診診	休休	委診	託療	出出	0	0	0	0
第1	回回	休休	診診	療療	支支	0	0	0	0
第2	回回	休休	診診	療療	支支	0	0	0	0
第3	回回	休休	診診	療療	支支	0	0	0	0
第4	回回	休休	診診	療療	支支	0	0	0	0
特殊	救救	特特	委救	託急	出出	0	0	0	0
第1	回回	特特	救救	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	特特	救救	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	特特	救救	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	特特	救救	委委	支支	0	0	0	0
精神	回回	精精	委精	託神	出出	0	0	0	0
第1	回回	精精	精精	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	精精	精精	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	精精	精精	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	精精	精精	委委	支支	0	0	0	0
初期	救救	初初	委救	託急	出出	0	0	0	0
第1	回回	初初	救救	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	初初	救救	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	初初	救救	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	初初	救救	委委	支支	0	0	0	0
二次	救救	二二	委救	託急	出出	0	0	0	0
第1	回回	二二	救救	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	二二	救救	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	二二	救救	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	二二	救救	委委	支支	0	0	0	0
トリ	ア回	リリ	委ア	託ジ	出出	0	0	0	0
第1	回回	リリ	一一	委委	支支	0	0	0	0
第2	回回	リリ	一一	委委	支支	0	0	0	0
第3	回回	リリ	一一	委委	支支	0	0	0	0
第4	回回	リリ	一一	委委	支支	0	0	0	0
その	他支	の計	業活	動	出出	0	0	0	0
事業	活動	による	キャッシュ・フロー			0	0	0	0
事業	活動	による	キャッシュ・フロー			0	0	0	0
II 投資活動によるキャッシュ・フロー									
1. 投資活動収入									
有特	証資	券産	売取	却崩	収収	入入	0	0	0
特	定預	金金	取取	崩崩	収収	入入	0	0	0
	役退	職慰	金積	立預	金取	崩収	0	0	0
	功勞	者表	費与	積立	金取	崩収	0	0	0
	職員	退職	給金	取取	金取	崩収	0	0	0
特	定預	建設	引当	預金	取取	崩収	0	0	0
会館	建建	設設	引引	當當	預預	金金	0	0	0

—東83—

東京都医師会会計ごとの財務諸表、収支計算書
キャッシュ・フロー計算書

(平成18年4月1日～平成18年12月31日)

貸借対照表 (税込)

平成18年12月31日現在

社団法人 東京都医師会
一般会計

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
現金 (一般)	101		78,893	732,930,131		732,762,971		246,053	
当座預金 (一般)	111		709,970,601	2,661,984,712		3,142,903,960		229,051,353	
普通預金 (一般)	121		54,514,014	1,148,579,115		1,148,244,769		54,848,360	
定期預金 (一般)	131		0	460,720,000		10,720,000		450,000,000	
現金預金合計			764,563,508	5,004,213,958		5,034,631,700		734,145,766	
未収会費	133		24,031,300	0		24,031,300		0	
未収金 (一般)	135		30,797,473	0		30,797,473		0	
仮払金 (一般)	137		0	62,050,339		57,415,465		4,634,874	
立替金	182		12,937,251	0		12,937,251		0	
流動資産合計			832,329,532	5,066,264,297		5,159,813,189		738,780,640	
基本財産合計			0	0		0		0	
役員退職積立普	215		30,096,468	2,692		1,652,692		28,446,468	
役員退職積立定	216		25,300,000	37,700,000		25,300,000		37,700,000	
功労者積立普通	218		3,395,600	12		3,360,012		35,600	
功労者積立定期	219		51,486,239	37,530,000		33,810,000		55,206,239	
職員退職積立定	221		149,879,752	163,711,252		128,491,252		185,099,752	
職員退職積立普	222		14,668,598	1,413		1,413		14,668,598	
特定資産合計			274,826,657	238,945,369		192,615,369		321,156,657	
建物 (一般)	202		80,058,108	0		0		80,058,108	
什器備品 (一般)	208		14,008,609	0		0		14,008,609	
その他固定資産合計			94,066,717	0		0		94,066,717	
固定資産合計			368,893,374	238,945,369		192,615,369		415,223,374	
資産合計			1,201,222,906	5,305,209,666		5,352,428,558		1,154,004,014	
仮受金 (一般)	241		0	425,911,453		496,006,414		70,094,961	
日医会費	242		0	1,064,651,993		1,064,651,993		0	
日医過年度会費	243		0	3,279,330		3,279,330		0	
未払金 (一般)	245		0	1,662,429		1,662,429		0	
預り金	326		58,142,348	58,142,348		0		0	
流動負債合計			58,142,348	1,553,647,553		1,565,600,166		70,094,961	
役員退職引当金	281		55,396,468	1,650,000		16,120,000		69,866,468	
功労者引当金	283		54,881,839	3,360,000		0		51,521,839	
職員退職引当金	285		164,548,350	0		35,220,000		199,768,350	
固定負債合計			274,826,657	5,010,000		51,340,000		321,156,657	
負債合計			332,969,005	1,558,657,553		1,616,940,166		391,251,618	
指定正味財産合計			0	0		0		0	
一般正味財産			868,253,901	0		-105,501,505		762,752,396	
正味財産合計			868,253,901	0		-105,501,505		762,752,396	
負債及び正味財産合計			1,201,222,906	1,558,657,553		1,511,438,661		1,154,004,014	

正味財産増減計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
一般会計

科 目	前 年	増 加	減 少	残 高
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受 取 会 費	001	0	2,000	648,206,700
受 取 会 費		0	2,000	648,206,700
現年度受取会費		0	2,000	646,599,500
過年度受取会費		0	0	1,607,200
事 業 収 益	002	0	10,061,960	386,781,745
機関紙発行収益		0	0	10,032,239
広告料等収益		0	0	10,032,239
委託料収益		0	10,061,960	376,749,506
保険講習事務委		0	0	61,550,000
在宅難病委託費		0	0	137,957,520
休日診療等委託		0	10,061,960	31,075,810
結核感染症収益		0	0	41,817,683
1125 夜間検収益		0	0	93,998,465
地域医療研修益		0	0	350,028
健康食品安全益		0	0	10,000,000
受取補助金等	003	0	0	45,579,500
受取補助金等		0	0	45,579,500
日医受取助成金		0	0	45,379,500
その他受取助成		0	0	200,000
受 取 負 担 金	004	0	145,500	27,807,500
受 取 負 担 金		0	145,500	27,807,500
受 取 負 担 金		0	145,500	27,807,500
雑収益(一般)	006	0	261,470	3,683,007
雑 収 益		0	261,470	3,683,007
受 取 利 息		0	0	76,145
雑 収 益		0	261,470	3,606,862
経常収益計		0	10,470,930	1,112,058,452
(2) 経常費用				
事 業 費	008	0	698,713,676	8,639,309
職 員 費		0	157,867,351	0
給 料		0	72,431,700	0
手 当		0	80,689,024	0
臨時雇賃金		0	4,746,627	0
福利厚生費		0	19,709,736	784,363
法定福利費		0	16,460,833	0
福利厚生費		0	3,248,903	784,363
医学振興費		0	19,413,100	1,919,335
委員会旅費		0	2,682,080	0
旅費交通費		0	1,129,982	99,480
会議費		0	6,915,712	358,986
渉外費		0	12,000	0
印刷製本費		0	1,021,881	0
諸 謝 金		0	2,986,666	0
支払補助金等		0	1,989,000	269,000
委託料		0	2,598,211	1,191,869
雑 費		0	77,568	0
公衆衛生費		0	206,661,712	113,922
委員会旅費		0	2,382,639	27,000
旅費交通費		0	2,369,186	0
会議費		0	1,317,334	0
渉外費		0	213,900	0
印刷製本費		0	829,924	0
諸 謝 金		0	1,141,720	0
支払補助金等		0	86,500	0
委託料		0	198,193,443	86,922
雑 費		0	127,066	0
学校保健費		0	11,874,119	95,525

費	0	1,080,832	0	1,080,832
旅通	0	1,331,863	0	1,331,863
費	0	1,074,240	0	1,074,240
費	0	523,961	0	523,961
費	0	52,667	0	52,667
費	0	250,500	0	250,500
費	0	7,360,056	0	7,360,056
費	0	200,000	95,525	104,475
費	0	42,889,083	483,654	42,405,429
費	0	2,949,607	0	2,949,607
費	0	3,154,081	20,250	3,133,831
費	0	2,203,015	0	2,203,015
費	0	164,993	0	164,993
費	0	717,279	0	717,279
費	0	1,479,000	40,000	1,439,000
費	0	25,968,040	127,060	25,840,980
費	0	5,660,622	0	5,660,622
費	0	592,446	296,344	296,102
費	0	9,994,147	225,087	9,769,060
費	0	870,176	0	870,176
費	0	1,750,100	57,500	1,692,600
費	0	362,365	0	362,365
費	0	26,750	0	26,750
費	0	2,477,945	0	2,477,945
費	0	260,000	0	260,000
費	0	241,480	0	241,480
費	0	3,695,331	0	3,695,331
費	0	310,000	167,587	142,413
費	0	55,476,999	47,264	55,429,735
費	0	1,056,513	0	1,056,513
費	0	423,110	0	423,110
費	0	1,111,350	0	1,111,350
費	0	20,000	0	20,000
費	0	1,918,743	0	1,918,743
費	0	30,000	0	30,000
費	0	50,855,084	47,264	50,807,820
費	0	62,199	0	62,199
費	0	7,200,891	71,765	7,129,126
費	0	232,932	0	232,932
費	0	1,259,138	0	1,259,138
費	0	199,067	0	199,067
費	0	39,000	0	39,000
費	0	1,111,700	0	1,111,700
費	0	320,000	0	320,000
費	0	2,730,000	0	2,730,000
費	0	1,175,664	0	1,175,664
費	0	133,390	71,765	61,625
費	0	1,124,889	0	1,124,889
費	0	574,011	0	574,011
費	0	313,990	0	313,990
費	0	180,970	0	180,970
費	0	10,000	0	10,000
費	0	30,000	0	30,000
費	0	15,918	0	15,918
費	0	31,093,903	4,634,858	26,459,045
費	0	1,558,524	0	1,558,524
費	0	330,765	0	330,765
費	0	520,111	0	520,111
費	0	10,000	0	10,000
費	0	17,136	0	17,136
費	0	2,793,473	0	2,793,473
費	0	3,554,614	0	3,554,614
費	0	22,028,009	4,634,858	17,393,151
費	0	281,271	0	281,271
費	0	68,471,105	253,536	68,217,569
費	0	648,303	0	648,303
費	0	14,693,414	235,536	14,457,878
費	0	5,861,672	0	5,861,672

渉印諸支雑	外製補助金等費	費	0	271,051	0	271,051
刷謝	本費	金	0	441,385	0	441,385
諸	金	等	0	228,000	0	228,000
支	費		0	46,216,480	18,000	46,198,480
雑			0	110,800	0	110,800
広	報	費	0	66,936,641	10,000	66,926,641
委	員	旅	0	1,389,273	0	1,389,273
旅	費	通	0	1,205,570	0	1,205,570
会	議	費	0	314,489	0	314,489
渉	外	費	0	702,174	10,000	692,174
印	製	本	0	23,311,032	0	23,311,032
諸	謝	金	0	2,232,000	0	2,232,000
負	担	料	0	30,000	0	30,000
委	託	費	0	37,478,434	0	37,478,434
雑			0	273,669	0	273,669
管	理	費	0	344,945,531	1,650,871	343,294,660
役	員	費	0	115,933,250	327,940	115,605,310
報	酬		0	59,280,000	327,940	58,952,060
手	当		0	44,253,250	0	44,253,250
退	付		0	12,400,000	0	12,400,000
職	費		0	128,640,556	0	128,640,556
給	料		0	44,076,100	0	44,076,100
手	当		0	49,344,456	0	49,344,456
退	付		0	35,220,000	0	35,220,000
職	費		0	11,848,625	400,000	11,448,625
福	利	費	0	10,332,251	0	10,332,251
利	厚	費	0	1,516,374	400,000	1,116,374
生	費		0	10,769,067	0	10,769,067
費			0	3,049,427	0	3,049,427
法	定	費	0	6,466,500	0	6,466,500
福	利	費	0	1,077,364	0	1,077,364
利	厚	費	0	175,776	0	175,776
生	費		0	77,754,033	922,931	76,831,102
費			0	6,663,270	0	6,663,270
交	通	費	0	11,563,974	696,300	10,867,674
運	搬	費	0	23,276,465	78,300	23,198,165
搬	費		0	2,679,748	0	2,679,748
費	品	費	0	1,319,261	0	1,319,261
本	入	費	0	2,716,218	40,000	2,676,218
費			0	3,442,115	20,000	3,422,115
金			0	530,000	0	530,000
金			0	1,465,600	0	1,465,600
料			0	8,059,409	0	8,059,409
課			0	14,751,890	0	14,751,890
費			0	1,286,083	88,331	1,197,752
他	会	計	0	170,000,000	0	170,000,000
の	の	入	0	170,000,000	0	170,000,000
繰	入		0	170,000,000	0	170,000,000
功	勞	引	0	3,720,000	0	3,720,000
勞	費	計	0	1,217,379,207	10,290,180	1,207,089,027
費			0	0	-105,501,505	-105,501,505
2. 經常外増減の部						
(1) 經常外収益			0	0	0	0
經常外収益計						
(2) 經常外費用			0	0	0	0
經常外費用計			0	0	0	0
当期經常外増減額			0	0	0	0
当期一般正味財産増減額			0	-105,501,505	-105,501,505	-105,501,505
一般正味財産期首残高			868,253,901	0	0	868,253,901
一般正味財産期末残高			868,253,901	0	-105,501,505	762,752,396
II 指定正味財産増減の部			0	0	0	0
当期指定正味財産増減額			0	0	0	0
指定正味財産期首残高			0	0	0	0
指定正味財産期末残高			0	0	0	0
III 正味財産期末残高			868,253,901	0	-105,501,505	762,752,396

収支計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
一般会計

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
会 費 収 入	501	0		2,000		648,206,700		648,204,700	
会 費 収 入		0		2,000		648,206,700		648,204,700	
現年度会費収入		0		2,000		646,599,500		646,597,500	
過年度会費収入		0		0		1,607,200		1,607,200	
事 業 収 入	502	0	10,061,960		386,781,745		376,719,785		
機関紙誌発行収		0		0	10,032,239		10,032,239		
広告料等収入		0		0	10,032,239		10,032,239		
委託料収入		0	10,061,960		376,749,506		366,687,546		
保険講習事務収		0		0	61,550,000		61,550,000		
在宅難病委託収		0		0	137,957,520		137,957,520		
休日診療等委託		0	10,061,960		31,075,810		21,013,850		
結核感染症発生		0		0	41,817,683		41,817,683		
エイズ夜間検診収		0		0	93,998,465		93,998,465		
地域医療研修収		0		0	350,028		350,028		
健康食品安全収		0		0	10,000,000		10,000,000		
補助金等収入	503	0		0	45,579,500		45,579,500		
補助金等収入		0		0	45,579,500		45,579,500		
日医助成金収入		0		0	45,379,500		45,379,500		
その他助成金収		0		0	200,000		200,000		
負担金収入	504	0	145,500		27,807,500		27,662,000		
負担金収入		0	145,500		27,807,500		27,662,000		
負担金収入		0	145,500		27,807,500		27,662,000		
雑収入(一般)	506	0	261,470		3,683,007		3,421,537		
雑 収 入		0	261,470		3,683,007		3,421,537		
受取利息収入		0		0	76,145		76,145		
雑 収 入		0	261,470		3,606,862		3,345,392		
事業活動収入計		0	10,470,930		1,112,058,452		1,101,587,522		
2. 事業活動支出									
事業費支出	508	0	698,713,676		8,639,309		690,074,367		
職員費支出		0	157,867,351		0		157,867,351		
給料支出		0	72,431,700		0		72,431,700		
手当支出		0	80,689,024		0		80,689,024		
臨時雇賃金支出		0	4,746,627		0		4,746,627		
福利厚生費支出		0	19,709,736		784,363		18,925,373		
法定福利費支出		0	16,460,833		0		16,460,833		
福利厚生費支出		0	3,248,903		784,363		2,464,540		
医学振興費支出		0	19,413,100		1,919,335		17,493,765		
委員会旅費支出		0	2,682,080		0		2,682,080		
旅費交通費支出		0	1,129,982		99,480		1,030,502		
会議費支出		0	6,915,712		358,986		6,556,726		
渉外費支出		0	12,000		0		12,000		
印刷製本費支出		0	1,021,881		0		1,021,881		
諸謝金支出		0	2,986,666		0		2,986,666		
補助金等支出		0	1,989,000		269,000		1,720,000		
委託料支出		0	2,598,211		1,191,869		1,406,342		
雑 支 出		0	77,568		0		77,568		
公衆衛生費支出		0	206,661,712		113,922		206,547,790		
委員会旅費支出		0	2,382,639		27,000		2,355,639		
旅費交通費支出		0	2,369,186		0		2,369,186		
会議費支出		0	1,317,334		0		1,317,334		
渉外費支出		0	213,900		0		213,900		
印刷製本費支出		0	829,924		0		829,924		
諸謝金支出		0	1,141,720		0		1,141,720		
補助金等支出		0	86,500		0		86,500		
委託料支出		0	198,193,443		86,922		198,106,521		
雑 支 出		0	127,066		0		127,066		
学校保健費支出		0	11,874,119		95,525		11,778,594		

委員會旅費支出	0	1,080,832	0	1,080,832
旅費交通費支出	0	1,331,863	0	1,331,863
會議費支出	0	1,074,240	0	1,074,240
涉外費支出	0	523,961	0	523,961
印刷製本費支出	0	52,667	0	52,667
負擔金支出	0	250,500	0	250,500
委託料支出	0	7,360,056	0	7,360,056
雜支	0	200,000	95,525	104,475
地域医療費支出	0	42,889,083	483,654	42,405,429
委員會旅費支出	0	2,949,607	0	2,949,607
旅費交通費支出	0	3,154,081	20,250	3,133,831
會議費支出	0	2,203,015	0	2,203,015
涉外費支出	0	164,993	0	164,993
印刷製本費支出	0	717,279	0	717,279
諸謝金支出	0	1,479,000	40,000	1,439,000
負擔金支出	0	25,968,040	127,060	25,840,980
委託料支出	0	5,660,622	0	5,660,622
雜支	0	592,446	296,344	296,102
地域福祉費支出	0	9,994,147	225,087	9,769,060
委員會旅費支出	0	870,176	0	870,176
旅費交通費支出	0	1,750,100	57,500	1,692,600
會議費支出	0	362,365	0	362,365
涉外費支出	0	26,750	0	26,750
印刷製本費支出	0	2,477,945	0	2,477,945
諸謝金支出	0	260,000	0	260,000
負擔金支出	0	241,480	0	241,480
委託料支出	0	3,695,331	0	3,695,331
雜支	0	310,000	167,587	142,413
社会保険費支出	0	55,476,999	47,264	55,429,735
委員會旅費支出	0	1,056,513	0	1,056,513
旅費交通費支出	0	423,110	0	423,110
會議費支出	0	1,111,350	0	1,111,350
涉外費支出	0	20,000	0	20,000
印刷製本費支出	0	1,918,743	0	1,918,743
負擔金支出	0	30,000	0	30,000
委託料支出	0	50,855,084	47,264	50,807,820
雜支	0	62,199	0	62,199
環境衛生費支出	0	7,200,891	71,765	7,129,126
委員會旅費支出	0	232,932	0	232,932
旅費交通費支出	0	1,259,138	0	1,259,138
會議費支出	0	199,067	0	199,067
涉外費支出	0	39,000	0	39,000
印刷製本費支出	0	1,111,700	0	1,111,700
諸謝金支出	0	320,000	0	320,000
負擔金支出	0	2,730,000	0	2,730,000
委託料支出	0	1,175,664	0	1,175,664
雜支	0	133,390	71,765	61,625
経営改善開支	0	1,124,889	0	1,124,889
委員會旅費支出	0	574,011	0	574,011
旅費交通費支出	0	313,990	0	313,990
會議費支出	0	180,970	0	180,970
涉外費支出	0	10,000	0	10,000
負擔金支出	0	30,000	0	30,000
雜支	0	15,918	0	15,918
調査費支出	0	31,093,903	4,634,858	26,459,045
委員會旅費支出	0	1,558,524	0	1,558,524
旅費交通費支出	0	330,765	0	330,765
會議費支出	0	520,111	0	520,111
涉外費支出	0	10,000	0	10,000
印刷製本費支出	0	17,136	0	17,136
諸謝金支出	0	2,793,473	0	2,793,473
負擔金支出	0	3,554,614	0	3,554,614
委託料支出	0	22,028,009	4,634,858	17,393,151
雜支	0	281,271	0	281,271
連絡調整費支出	0	68,471,105	253,536	68,217,569

委員会旅費支出	0	648,303	0	648,303
旅費交通費支出	0	14,693,414	235,536	14,457,878
会議費支出	0	5,861,672	0	5,861,672
渉外費支出	0	271,051	0	271,051
印刷製本費支出	0	441,385	0	441,385
諸謝金支出	0	228,000	0	228,000
補助金等支出	0	46,216,480	18,000	46,198,480
雑支出	0	110,800	0	110,800
広報費支出	0	66,936,641	10,000	66,926,641
委員会旅費支出	0	1,389,273	0	1,389,273
旅費交通費支出	0	1,205,570	0	1,205,570
会議費支出	0	314,489	0	314,489
渉外費支出	0	702,174	10,000	692,174
印刷製本費支出	0	23,311,032	0	23,311,032
諸謝金支出	0	2,232,000	0	2,232,000
負担金支出	0	30,000	0	30,000
委託料支出	0	37,478,434	0	37,478,434
雑支出	0	273,669	0	273,669
管理費支出	509	298,975,531	1,650,871	297,324,660
役員費支出	0	105,183,250	327,940	104,855,310
報酬支出	0	59,280,000	327,940	58,952,060
手当支出	0	44,253,250	0	44,253,250
退職給付支出	0	1,650,000	0	1,650,000
職員費支出	0	93,420,556	0	93,420,556
給料支出	0	44,076,100	0	44,076,100
手当支出	0	49,344,456	0	49,344,456
福利厚生費支出	0	11,848,625	400,000	11,448,625
法定福利費支出	0	10,332,251	0	10,332,251
福利厚生費支出	0	1,516,374	400,000	1,116,374
総会代議員支出	0	10,769,067	0	10,769,067
旅費支出	0	3,049,427	0	3,049,427
手当支出	0	6,466,500	0	6,466,500
会議費支出	0	1,077,364	0	1,077,364
雑支出	0	175,776	0	175,776
その他管理費支出	0	77,754,033	922,931	76,831,102
旅費交通費支出	0	6,663,270	0	6,663,270
通信運搬費支出	0	11,563,974	696,300	10,867,674
備消耗品費支出	0	23,276,465	78,300	23,198,165
印刷製本費支出	0	2,679,748	0	2,679,748
図書購入費支出	0	1,319,261	0	1,319,261
渉外費支出	0	2,716,218	40,000	2,676,218
慶弔費支出	0	3,442,115	20,000	3,422,115
諸謝金支出	0	530,000	0	530,000
負担金支出	0	1,465,600	0	1,465,600
委託料支出	0	8,059,409	0	8,059,409
租税公課支出	0	14,751,890	0	14,751,890
雑支出	0	1,286,083	88,331	1,197,752
他会計繰入支出	511	170,000,000	0	170,000,000
他会計繰入支出	0	170,000,000	0	170,000,000
他会計繰入支出	0	170,000,000	0	170,000,000
功労積立引当繰	837	3,360,000	0	3,360,000
事業活動支出計		0	1,171,049,207	10,290,180
事業活動収支差額		0	0	-59,171,505
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収	753	0	0	192,615,369
特定預金取崩収		0	0	192,615,369
役退職慰積取崩		0	0	26,952,692
功労者表彰取崩		0	0	37,170,012
職員退給積取崩		0	0	128,492,665
投資活動収入計		0	0	192,615,369
2. 投資活動支出				
特定資産取得支	833	0	238,945,369	0
特定預金支出		0	238,945,369	0
役員退職慰労支		0	37,702,692	0

功勞者表彰費支	0	37,530,012	0	37,530,012
職員退職給与支	0	163,712,665	0	163,712,665
投資活動支出計	0	238,945,369	0	238,945,369
投資活動収支差額	0	0	-46,330,000	-46,330,000
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	0	0	-105,501,505	-105,501,505
前期繰越収支差額	774,187,184	0	0	774,187,184
次期繰越収支差額	774,187,184	0	-105,501,505	668,685,679

キャッシュ・フロー計算書

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

一般会計

直接法

科 目		当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー				
1. 事業活動収入				
会費収入		648,204,700	0	648,204,700
年会費収入		648,204,700	0	648,204,700
現過年度会費収入		646,597,500	0	646,597,500
事業関係誌発行収入		1,607,200	0	1,607,200
機関紙料等収入		376,719,785	0	376,719,785
広告料収入		10,032,239	0	10,032,239
委託料収入		10,032,239	0	10,032,239
保険講習事務委託費収入		366,687,546	0	366,687,546
在宅・夜間診療等委託料収入		61,550,000	0	61,550,000
休日・全夜間診療等委託料収入		137,957,520	0	137,957,520
結核感染症発生動向調査事業委託料収入		21,013,850	0	21,013,850
エイズ・地域医療事業委託料収入		41,817,683	0	41,817,683
救急・地域医療事業委託料収入		93,998,465	0	93,998,465
健康食品に関する安全性情報共有事業委託収入		350,028	0	350,028
補助金等収入		10,000,000	0	10,000,000
補助金等収入		45,579,500	0	45,579,500
補助金等収入		45,579,500	0	45,579,500
補助金等収入		45,379,500	0	45,379,500
負担金の収入		200,000	0	200,000
負担金の収入		27,662,000	0	27,662,000
負担金の収入		27,662,000	0	27,662,000
負担金の収入		27,662,000	0	27,662,000
雑収入		756,537	0	756,537
雑収入		756,537	0	756,537
受取利息収入		76,145	0	76,145
その他の事業活動収入		680,392	0	680,392
事業活動収入計		-58,142,348	0	-58,142,348
2. 事業活動支出		1,040,780,174	0	1,040,780,174
職員料当雇賃生賃旅通費費本金料支費費支		690,074,367	0	690,074,367
給手臨時厚福厚生興旅通費費本金料支費費支		157,867,351	0	157,867,351
福法福医学振興旅通費費本金料支費費支		72,431,700	0	72,431,700
医委旅会涉印諸補委雜公衆衛会生旅通費費本金料支費費支		80,689,024	0	80,689,024
員費議外製金等支支		4,746,627	0	4,746,627
員費議外製金等支支		18,925,373	0	18,925,373
員費議外製金等支支		16,460,833	0	16,460,833
員費議外製金等支支		2,464,540	0	2,464,540
員費議外製金等支支		17,493,765	0	17,493,765
員費議外製金等支支		2,682,080	0	2,682,080
員費議外製金等支支		1,030,502	0	1,030,502
員費議外製金等支支		6,556,726	0	6,556,726
員費議外製金等支支		12,000	0	12,000
員費議外製金等支支		1,021,881	0	1,021,881
員費議外製金等支支		2,986,666	0	2,986,666
員費議外製金等支支		1,720,000	0	1,720,000
員費議外製金等支支		1,406,342	0	1,406,342
員費議外製金等支支		77,568	0	77,568
員費議外製金等支支		206,547,790	0	206,547,790
員費議外製金等支支		2,355,639	0	2,355,639
員費議外製金等支支		2,369,186	0	2,369,186
員費議外製金等支支		1,317,334	0	1,317,334
員費議外製金等支支		213,900	0	213,900
員費議外製金等支支		829,924	0	829,924
員費議外製金等支支		1,141,720	0	1,141,720
員費議外製金等支支		86,500	0	86,500
員費議外製金等支支		198,106,521	0	198,106,521
員費議外製金等支支		127,066	0	127,066
員費議外製金等支支		11,778,594	0	11,778,594
員費議外製金等支支		1,080,832	0	1,080,832
員費議外製金等支支		1,331,863	0	1,331,863
員費議外製金等支支		1,074,240	0	1,074,240

涉印負委雜	製	費本金料支	支	出	523,961	0	523,961
地	外担託	療	支	出	52,667	0	52,667
委旅会涉印諸負委雜	醫	旅通費費本金料支	支	出	250,500	0	250,500
地	員費	社	支	出	7,360,056	0	7,360,056
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	104,475	0	104,475
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	42,405,429	0	42,405,429
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	2,949,607	0	2,949,607
地	員費	社	支	出	3,133,831	0	3,133,831
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	2,203,015	0	2,203,015
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	164,993	0	164,993
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	717,279	0	717,279
地	員費	社	支	出	1,439,000	0	1,439,000
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	25,840,980	0	25,840,980
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	5,660,622	0	5,660,622
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	296,102	0	296,102
地	員費	社	支	出	9,769,060	0	9,769,060
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	870,176	0	870,176
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	1,692,600	0	1,692,600
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	362,365	0	362,365
地	員費	社	支	出	26,750	0	26,750
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	2,477,945	0	2,477,945
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	260,000	0	260,000
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	241,480	0	241,480
地	員費	社	支	出	3,695,331	0	3,695,331
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	142,413	0	142,413
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	2,590,973	0	2,590,973
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	1,056,513	0	1,056,513
地	員費	社	支	出	423,110	0	423,110
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	1,111,350	0	1,111,350
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	59,967,888	0	59,967,888
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	232,932	0	232,932
地	員費	社	支	出	1,259,138	0	1,259,138
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	199,067	0	199,067
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	59,000	0	59,000
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	3,030,443	0	3,030,443
地	員費	社	支	出	320,000	0	320,000
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	2,760,000	0	2,760,000
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	51,983,484	0	51,983,484
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	123,824	0	123,824
地	員費	社	支	出	1,124,889	0	1,124,889
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	574,011	0	574,011
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	313,990	0	313,990
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	180,970	0	180,970
地	員費	社	支	出	10,000	0	10,000
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	30,000	0	30,000
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	15,918	0	15,918
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	26,459,045	0	26,459,045
地	員費	社	支	出	1,558,524	0	1,558,524
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	330,765	0	330,765
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	520,111	0	520,111
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	10,000	0	10,000
地	員費	社	支	出	17,136	0	17,136
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	2,793,473	0	2,793,473
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	3,554,614	0	3,554,614
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	17,393,151	0	17,393,151
地	員費	社	支	出	281,271	0	281,271
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	68,217,569	0	68,217,569
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	648,303	0	648,303
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	14,457,878	0	14,457,878
地	員費	社	支	出	5,861,672	0	5,861,672
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	271,051	0	271,051
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	441,385	0	441,385
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	228,000	0	228,000
地	員費	社	支	出	46,198,480	0	46,198,480
委旅会涉印諸負委雜	議外	旅通費費本金料支	支	出	110,800	0	110,800
地	刷	旅通費費本金料支	支	出	66,926,641	0	66,926,641
委旅会涉印諸負委雜	會交	旅通費費本金料支	支	出	1,389,273	0	1,389,273
地	員費	社	支	出			

貸借対照表（税込）

平成18年12月31日現在

社団法人 東京都医師会
会館建設会計

科 目	コード	前	残 借	方 貸	方 残	高
現金（会館）	200	417,107	16,053,962	16,253,602		217,467
普通預金（会館）	201	83,849,815	259,674,348	251,718,040		91,806,123
現金預金合計		84,266,922	275,728,310	267,971,642		92,023,590
仮払金	863	0	9,047,845	9,047,845		0
未収賃貸料	865	2,915,934	0	2,915,934		0
流動資産合計		87,182,856	284,776,155	279,935,421		92,023,590
基本財産合計		0	0	0		0
特定資産合計		0	0	0		0
会館積立預金	213	463,112,720	425,317,400	331,317,080		557,113,040
土地（会館）	866	2,275,898,263	0	0		2,275,898,263
建物（会館）	867	329,708,091	0	0		329,708,091
付属設備（会館）	868	394,913,578	0	0		394,913,578
器具備品（会館）	869	6,578,719	134,400	0		6,713,119
その他固定資産合計		3,470,211,371	425,451,800	331,317,080		3,564,346,091
固定資産合計		3,470,211,371	425,451,800	331,317,080		3,564,346,091
資産合計		3,557,394,227	710,227,955	611,252,501		3,656,369,681
前受金	324	24,710,320	24,710,320	0		0
仮受金（会館）	874	0	24,830,320	24,840,320		10,000
未払金（会館）	875	3,049,759	3,049,759	0		0
流動負債合計		27,760,079	52,590,399	24,840,320		10,000
長期借入金	876	399,520,000	75,060,000	0		324,460,000
会館建設引当金	877	337,737,080	0	52,440,000		390,177,080
減価償却引当金	878	101,160,000	0	16,860,000		118,020,000
敷金保証金引当	879	24,215,640	0	24,700,320		48,915,960
固定負債合計		862,632,720	75,060,000	94,000,320		881,573,040
負債合計		890,392,799	127,650,399	118,840,640		881,583,040
指定正味財産合計		0	0	0		0
一般正味財産		2,667,001,428	0	107,785,213		2,774,786,641
正味財産合計		2,667,001,428	0	107,785,213		2,774,786,641
負債及び正味財産合計		3,557,394,227	127,650,399	226,625,853		3,656,369,681

正味財産増減計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
会館建設会計

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
他会計から繰入	007	0	0	170,000,000				170,000,000	
他会計繰入金		0	0	170,000,000				170,000,000	
他会計繰入金		0	0	170,000,000				170,000,000	
会館賃貸料収益	800	0	0	49,954,360				49,954,360	
会館賃貸料収益		0	0	49,954,360				49,954,360	
会館賃貸料収益		0	0	49,954,360				49,954,360	
雑収益(会館)	804	0	0	1,437,988				1,437,988	
雑収益		0	0	1,437,988				1,437,988	
受取利息		0	0	1,393,748				1,393,748	
雑収入		0	0	44,240				44,240	
経常収益計		0	0	221,392,348				221,392,348	
(2) 経常費用									
会館管理費	818	0	39,185,569		0			39,185,569	
会館管理費		0	39,185,569		0			39,185,569	
委託料		0	15,629,775		0			15,629,775	
光熱水料費		0	7,244,427		0			7,244,427	
修繕費		0	525,000		0			525,000	
租税公課費		0	15,006,100		0			15,006,100	
雑費		0	780,267		0			780,267	
借入金返済利息	819	0	5,121,566		0			5,121,566	
会館建設引当繰	937	0	52,440,000		0			52,440,000	
減価償却引当繰	938	0	16,860,000		0			16,860,000	
経常費用計		0	113,607,135		0			113,607,135	
当期経常増減額		0	0	107,785,213				107,785,213	
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
経常外収益計		0	0		0			0	
(2) 経常外費用									
経常外費用計		0	0		0			0	
当期経常外増減額		0	0		0			0	
当期一般正味財産増減額		0	0	107,785,213				107,785,213	
一般正味財産期首残高		2,667,001,428		0		0		2,667,001,428	
一般正味財産期末残高		2,667,001,428		0	107,785,213			2,774,786,641	
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額		0	0		0			0	
指定正味財産期首残高		0	0		0			0	
指定正味財産期末残高		0	0		0			0	
III 正味財産期末残高		2,667,001,428		0	107,785,213			2,774,786,641	

収支計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
会館建設会計

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
他会計繰入収入	507		0		0	170,000,000		170,000,000	
他会計繰入収入			0		0	170,000,000		170,000,000	
他会計繰入収入			0		0	170,000,000		170,000,000	
会館賃貸料収入	510		0		0	49,954,360		49,954,360	
会館賃貸料収入			0		0	49,954,360		49,954,360	
会館賃貸料収入			0		0	49,954,360		49,954,360	
雑収入(会館)	514		0		0	1,437,988		1,437,988	
雑収入			0		0	1,437,988		1,437,988	
受取利息収入			0		0	1,393,748		1,393,748	
雑収入			0		0	44,240		44,240	
事業活動収入計			0		0	221,392,348		221,392,348	
2. 事業活動支出									
会館管理費支出	518		0	39,185,569		0		39,185,569	
会館管理費支出			0	39,185,569		0		39,185,569	
委託料支出			0	15,629,775		0		15,629,775	
光熱水料費支出			0	7,244,427		0		7,244,427	
修繕費支出			0	525,000		0		525,000	
租税公課支出			0	15,006,100		0		15,006,100	
雑支出			0	780,267		0		780,267	
借入金返済利息	519		0	5,121,566		0		5,121,566	
事業活動支出計			0	44,307,135		0		44,307,135	
事業活動収支差額			0	0		177,085,213		177,085,213	
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
特定預金取崩収	754		0		0	331,317,080		331,317,080	
特定預金収入			0		0	331,317,080		331,317,080	
会館建設引当			0		0	331,317,080		331,317,080	
敷金保証金収入	759		0		0	24,700,320		24,700,320	
敷金保証金収入			0		0	24,700,320		24,700,320	
保証金収入			0		0	24,700,320		24,700,320	
投資活動収入計			0		0	356,017,400		356,017,400	
2. 投資活動支出									
特定預金支出	834		0	425,317,400		0		425,317,400	
特定預金支出			0	425,317,400		0		425,317,400	
会館建設積立支			0	425,317,400		0		425,317,400	
固定資産取得支	835		0	134,400		0		134,400	
固定資産取得支			0	134,400		0		134,400	
什器備品購入支			0	134,400		0		134,400	
投資活動支出計			0	425,451,800		0		425,451,800	
投資活動収支差額			0	0		-69,434,400		-69,434,400	
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計			0		0	0		0	
2. 財務活動支出									
借入金返済支出	872		0	75,060,000		0		75,060,000	
借入金返済支出			0	75,060,000		0		75,060,000	
借入金返済支出			0	75,060,000		0		75,060,000	
財務活動支出計			0	75,060,000		0		75,060,000	
財務活動収支差額			0	0		-75,060,000		-75,060,000	
当期収支差額			0	0		32,590,813		32,590,813	
前期繰越収支差額			59,422,777		0	0		59,422,777	
次期繰越収支差額			59,422,777		0	32,590,813		92,013,590	

キャッシュ・フロー計算書

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

会館建設会計

直接法

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
他会計からの繰入金収入	170,000,000	0	170,000,000
他会計繰入金収入	170,000,000	0	170,000,000
他会計からの繰入金収入	170,000,000	0	170,000,000
会館賃賃賃料収入	49,954,360	0	49,954,360
会館賃賃賃料収入	49,954,360	0	49,954,360
会館賃賃賃料収入	49,954,360	0	49,954,360
雑収入	1,437,988	0	1,437,988
雑収入	1,437,988	0	1,437,988
受取利息収入	1,393,748	0	1,393,748
雑収入	44,240	0	44,240
その他の事業活動収入	-24,710,320	0	-24,710,320
事業活動収入計	196,682,028	0	196,682,028
2. 事業活動支出			
会館管理費支出	39,185,569	0	39,185,569
会館管理費支出	39,185,569	0	39,185,569
委託料支出	15,629,775	0	15,629,775
光熱水料費支出	7,244,427	0	7,244,427
修繕費支出	525,000	0	525,000
租税公課支出	15,006,100	0	15,006,100
雑支出	780,267	0	780,267
借入金返済利息支出	5,121,566	0	5,121,566
その他の事業活動支出	-24,576,495	0	-24,576,495
事業活動支出計	19,730,640	0	19,730,640
事業活動によるキャッシュ・フロー	176,951,388	0	176,951,388
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	331,317,080	0	331,317,080
会館建設引当預金取崩収入	331,317,080	0	331,317,080
会館建設引当預金取崩収入	331,317,080	0	331,317,080
投資活動収入計	331,317,080	0	331,317,080
2. 投資活動支出			
特定預金支出	50,580,000	0	50,580,000
特定預金支出	50,580,000	0	50,580,000
会館建設積立預金支出	50,580,000	0	50,580,000
積立預金支出	374,737,400	0	374,737,400
積立預金支出	374,737,400	0	374,737,400
積立預金支出	374,737,400	0	374,737,400
固定資産取得支出	134,400	0	134,400
固定資産取得支出	134,400	0	134,400
什器備品購入支出	134,400	0	134,400
投資活動支出計	425,451,800	0	425,451,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	-94,134,720	0	-94,134,720
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	75,060,000	0	75,060,000
財務活動支出計	75,060,000	0	75,060,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-75,060,000	0	-75,060,000
V 現金及び現金同等物の増減額	7,756,668	0	7,756,668
VI 現金及び現金同等物の期首残高	84,266,922	0	84,266,922
VII 現金及び現金同等物の期末残高	92,023,590	0	92,023,590

貸借対照表 (税込)

平成18年12月31日現在

社団法人 東京都医師会
リハビリ

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
現金 (リハビリ)	210		0		932,160		924,760		7,400
普通預金 (リハビリ)	211		0	1,739,722,311		1,679,400,581		60,321,730	
現金預金合計			0	1,740,654,471		1,680,325,341		60,329,130	
仮 払 金	863		0	2,233,462,950		1,355,178,692		878,284,258	
流動資産合計			0	3,974,117,421		3,035,504,033		938,613,388	
基本財産合計			0		0		0		0
特定資産合計			0		0		0		0
その他固定資産合計			0		0		0		0
固定資産合計			0		0		0		0
資産合計			0	3,974,117,421		3,035,504,033		938,613,388	
仮受金 (リハビリ)	943		0	629,084,936		629,084,936			0
流動負債合計			0	629,084,936		629,084,936			0
固定負債合計			0		0		0		0
負債合計			0	629,084,936		629,084,936			0
指定正味財産合計			0		0		0		0
一般正味財産			0		0		938,613,388		938,613,388
正味財産合計			0		0		938,613,388		938,613,388
負債及び正味財産合計			0	629,084,936		1,567,698,324		938,613,388	

正味財産増減計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
リハビリ

科 目	コト	前 残	借 方	貸 方	後 残
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取委託料	902	0	0	2,336,561,850	2,336,561,850
受取委託料		0	0	2,336,561,850	2,336,561,850
受取委託料		0	0	2,336,561,850	2,336,561,850
経常収益計		0	0	2,336,561,850	2,336,561,850
(2) 経常費用					
委託事業費	904	0	1,397,948,462	0	1,397,948,462
職員費		0	768,452,151	0	768,452,151
給料		0	372,277,904	0	372,277,904
職員手当		0	259,006,203	0	259,006,203
法定福利費		0	98,855,644	0	98,855,644
退職給与		0	38,312,400	0	38,312,400
材料費		0	160,392,003	0	160,392,003
薬品費		0	66,657,815	0	66,657,815
診療材料費		0	64,180,249	0	64,180,249
給食材料費		0	29,430,039	0	29,430,039
医療消耗品費		0	123,900	0	123,900
管理及び事業費		0	412,161,329	0	412,161,329
福利厚生費		0	2,723,879	0	2,723,879
非常勤賃		0	74,027,493	0	74,027,493
報償費		0	45,000	0	45,000
旅費		0	1,138,720	0	1,138,720
消耗品費		0	18,474,201	0	18,474,201
光熱水費		0	64,126,584	0	64,126,584
通信運搬費		0	1,908,236	0	1,908,236
修繕費		0	11,804,476	0	11,804,476
委託料		0	186,388,215	0	186,388,215
賃借料		0	48,172,517	0	48,172,517
雑費		0	3,352,008	0	3,352,008
研修研究費		0	5,247,010	0	5,247,010
職員研修研究費		0	3,918,381	0	3,918,381
教育研修費		0	1,328,629	0	1,328,629
本部費		0	42,769,770	0	42,769,770
旅費		0	924,760	0	924,760
納付金		0	41,845,010	0	41,845,010
災害対策費		0	4,779,642	0	4,779,642
災害対策費		0	4,779,642	0	4,779,642
地域リハ支援費		0	4,037,357	0	4,037,357
地域リハ支援事		0	4,037,357	0	4,037,357
備品費		0	109,200	0	109,200
備品費		0	109,200	0	109,200
経常費用計		0	1,397,948,462	0	1,397,948,462
当期経常増減額		0	0	938,613,388	938,613,388
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計		0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計		0	0	0	0
当期経常外増減額		0	0	0	0
当期一般正味財産増減額		0	0	938,613,388	938,613,388
一般正味財産期首残高		0	0	0	0
一般正味財産期末残高		0	0	938,613,388	938,613,388
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額		0	0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0	0
III 正味財産期末残高		0	0	938,613,388	938,613,388

収支計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
リハビリ

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
委託料収入 (リハ)	522		0		0	2,336,561,850		2,336,561,850	
委託料収入			0		0	2,336,561,850		2,336,561,850	
委託料収入			0		0	2,336,561,850		2,336,561,850	
事業活動収入計			0		0	2,336,561,850		2,336,561,850	
2. 事業活動支出									
委託事業費支出	604		0	1,397,948,462			0	1,397,948,462	
職員費支出			0	768,452,151			0	768,452,151	
給料支出			0	372,277,904			0	372,277,904	
職員手当支出			0	259,006,203			0	259,006,203	
法定福利費支出			0	98,855,644			0	98,855,644	
退職給与金支出			0	38,312,400			0	38,312,400	
材料費支出			0	160,392,003			0	160,392,003	
薬品費支出			0	66,657,815			0	66,657,815	
診療材料費支出			0	64,180,249			0	64,180,249	
給食材料費支出			0	29,430,039			0	29,430,039	
医療消耗品費支出			0	123,900			0	123,900	
管理事業費支出			0	412,161,329			0	412,161,329	
福利厚生費支出			0	2,723,879			0	2,723,879	
非常勤賃金支出			0	74,027,493			0	74,027,493	
報償費支出			0	45,000			0	45,000	
旅費支出			0	1,138,720			0	1,138,720	
消耗品費支出			0	18,474,201			0	18,474,201	
光熱水費支出			0	64,126,584			0	64,126,584	
通信運搬費支出			0	1,908,236			0	1,908,236	
修繕費支出			0	11,804,476			0	11,804,476	
委託料支出			0	186,388,215			0	186,388,215	
賃借料支出			0	48,172,517			0	48,172,517	
雑支出			0	3,352,008			0	3,352,008	
研修研究費支出			0	5,247,010			0	5,247,010	
職員研修研究支出			0	3,918,381			0	3,918,381	
教育研修費支出			0	1,328,629			0	1,328,629	
本部費支出			0	42,769,770			0	42,769,770	
旅費支出			0	924,760			0	924,760	
納付金支出			0	41,845,010			0	41,845,010	
災害対策費支出			0	4,779,642			0	4,779,642	
災害対策費支出			0	4,779,642			0	4,779,642	
地域外支援費支出			0	4,037,357			0	4,037,357	
地域内支援費支出			0	4,037,357			0	4,037,357	
備品費支出			0	109,200			0	109,200	
備品費支出			0	109,200			0	109,200	
事業活動支出計			0	1,397,948,462			0	1,397,948,462	
事業活動収支差額			0		0	938,613,388		938,613,388	
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
投資活動収入計			0		0		0		0
2. 投資活動支出									
投資活動支出計			0		0		0		0
投資活動収支差額			0		0		0		0
III 財務活動収支の部									
1. 財務活動収入									
財務活動収入計			0		0		0		0
2. 財務活動支出									
財務活動支出計			0		0		0		0
財務活動収支差額			0		0		0		0
当期収支差額			0		0	938,613,388		938,613,388	
前期繰越収支差額			0		0		0		0
次期繰越収支差額			0		0	938,613,388		938,613,388	

キャッシュ・フロー計算書

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

直接法

リハビリ

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
委託料収入	2,336,561,850	0	2,336,561,850
委託料収入	2,336,561,850	0	2,336,561,850
委託料収入	2,336,561,850	0	2,336,561,850
事業活動収入計	2,336,561,850	0	2,336,561,850
2. 事業活動支出			
職員料	1,228,465,413	0	1,228,465,413
職員料	677,263,150	0	677,263,150
職員料	326,885,604	0	326,885,604
職員料	242,891,150	0	242,891,150
職員料	83,370,296	0	83,370,296
職員料	24,116,100	0	24,116,100
職員料	133,755,239	0	133,755,239
職員料	56,046,275	0	56,046,275
職員料	52,495,404	0	52,495,404
職員料	25,089,660	0	25,089,660
職員料	123,900	0	123,900
職員料	362,485,999	0	362,485,999
職員料	2,569,392	0	2,569,392
職員料	63,753,229	0	63,753,229
職員料	45,000	0	45,000
職員料	905,130	0	905,130
職員料	15,780,821	0	15,780,821
職員料	59,253,570	0	59,253,570
職員料	1,676,164	0	1,676,164
職員料	11,186,258	0	11,186,258
職員料	162,337,818	0	162,337,818
職員料	41,787,380	0	41,787,380
職員料	3,191,237	0	3,191,237
職員料	3,984,324	0	3,984,324
職員料	2,878,602	0	2,878,602
職員料	1,105,722	0	1,105,722
職員料	42,769,770	0	42,769,770
職員料	924,760	0	924,760
職員料	41,845,010	0	41,845,010
職員料	4,779,642	0	4,779,642
職員料	4,779,642	0	4,779,642
職員料	3,427,289	0	3,427,289
職員料	3,427,289	0	3,427,289
その他の事業活動支出	1,047,767,307	0	1,047,767,307
事業活動支出計	2,276,232,720	0	2,276,232,720
事業活動によるキャッシュ・フロー	60,329,130	0	60,329,130
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	60,329,130	0	60,329,130
VI 現金及び現金同等物の期首残高	0	0	0
VII 現金及び現金同等物の期末残高	60,329,130	0	60,329,130

貸借対照表 (税込)

平成18年12月31日現在

社団法人 東京都医師会

休日

科 目	コード	前	残 借	方 貸	方 残	高
普通預金(休日)	207		0	3,046,123,285	3,015,284,906	30,838,379
定期預金(休日)	223		0	900,000,000	0	900,000,000
現金預金合計			0	3,946,123,285	3,015,284,906	930,838,379
流動資産合計			0	3,946,123,285	3,015,284,906	930,838,379
基本財産合計			0	0	0	0
特定資産合計			0	0	0	0
その他固定資産合計			0	0	0	0
固定資産合計			0	0	0	0
資産合計			0	3,946,123,285	3,015,284,906	930,838,379
仮受金(休日)	949		0	6,816	6,816	0
流動負債合計			0	6,816	6,816	0
固定負債合計			0	0	0	0
負債合計			0	6,816	6,816	0
指定正味財産合計			0	0	0	0
一般正味財産			0	0	930,838,379	930,838,379
正味財産合計			0	0	930,838,379	930,838,379
負債及び正味財産合計			0	6,816	930,845,195	930,838,379

正味財産増減計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会
休日

科 目	コード	前	残 借	方 貸	方 残	高
I 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受 取 委 託 料	946	0	23,750,807	3,046,116,469	3,022,365,662	
全夜間受委託料		0	23,750,807	2,757,833,531	2,734,082,724	
1回全夜間委託		0	16,628,553	921,838,552	905,209,999	
2回全夜間委託		0	7,122,254	921,224,369	914,102,115	
3回全夜間委託		0	0	914,770,610	914,770,610	
休診受取委託料		0	0	50,355,625	50,355,625	
1回休診委託料		0	0	16,501,255	16,501,255	
2回休診委託料		0	0	13,834,221	13,834,221	
3回休診委託料		0	0	20,020,149	20,020,149	
特殊救急受委託		0	0	44,911,952	44,911,952	
1回特殊委託料		0	0	14,621,315	14,621,315	
2回特殊委託料		0	0	14,222,868	14,222,868	
3回特殊委託料		0	0	16,067,769	16,067,769	
精神受取委託料		0	0	46,912,339	46,912,339	
1回精神委託料		0	0	23,464,066	23,464,066	
2回精神委託料		0	0	23,448,273	23,448,273	
初期救急委託料		0	0	29,481,470	29,481,470	
第1回初期委託		0	0	14,860,985	14,860,985	
第2回初期委託		0	0	14,620,485	14,620,485	
二次救急委託料		0	0	101,606,444	101,606,444	
第1回二次委託		0	0	51,213,456	51,213,456	
第2回二次委託		0	0	50,392,988	50,392,988	
トリアージ受取委託		0	0	15,015,108	15,015,108	
1回トリアージ委託		0	0	7,650,766	7,650,766	
2回トリアージ委託		0	0	7,364,342	7,364,342	
経常収益計		0	23,750,807	3,046,116,469	3,022,365,662	
(2) 経常費用						
委 託 料	947	0	2,091,527,283	0	2,091,527,283	
全夜間委託料		0	1,819,312,114	0	1,819,312,114	
1回全夜間委託		0	905,209,999	0	905,209,999	
2回全夜間委託		0	914,102,115	0	914,102,115	
休日診療委託料		0	50,355,625	0	50,355,625	
第1回休診委託		0	16,501,255	0	16,501,255	
第2回休診委託		0	13,834,221	0	13,834,221	
第3回休診委託		0	20,020,149	0	20,020,149	
特殊救急委託料		0	28,844,183	0	28,844,183	
第1回特殊委託		0	14,621,315	0	14,621,315	
第2回特殊委託		0	14,222,868	0	14,222,868	
精神委託料		0	46,912,339	0	46,912,339	
第1回精神委託		0	23,464,066	0	23,464,066	
第2回精神委託		0	23,448,273	0	23,448,273	
初期救急委託料		0	29,481,470	0	29,481,470	
第1回初期委託		0	14,860,985	0	14,860,985	
第2回初期委託		0	14,620,485	0	14,620,485	
二次救急委託料		0	101,606,444	0	101,606,444	
1回二次救急委		0	51,213,456	0	51,213,456	
2回二次救急委		0	50,392,988	0	50,392,988	
トリアージ委託料		0	15,015,108	0	15,015,108	
第1回トリア委託料		0	7,650,766	0	7,650,766	
第2回トリア委託料		0	7,364,342	0	7,364,342	
経常費用計		0	2,091,527,283	0	2,091,527,283	
当期経常増減額		0	0	930,838,379	930,838,379	
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						

	経常外収益計	0	0	0	0
(2)	経常外費用				
	経常外費用計	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	当期一般正味財産増減額	0	0	930,838,379	930,838,379
	一般正味財産期首残高	0	0	0	0
	一般正味財産期末残高	0	0	930,838,379	930,838,379
II	指定正味財産増減の部				
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III	正味財産期末残高	0	0	930,838,379	930,838,379

収支計算書 (税込)

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

社団法人 東京都医師会

休日

科 目	コード	前	残	借	方	貸	方	残	高
I 事業活動収支の部									
1. 事業活動収入									
委託料収入(休)	546	0	23,750,807	3,046,116,469	3,022,365,662				
全 夜 間 収 入		0	23,750,807	2,757,833,531	2,734,082,724				
1 回全夜間収入		0	16,628,553	921,838,552	905,209,999				
2 回全夜間収入		0	7,122,254	921,224,369	914,102,115				
3 回全夜間収入		0	0	914,770,610	914,770,610				
休 診 収 入		0	0	50,355,625	50,355,625				
1 回休 診 収入		0	0	16,501,255	16,501,255				
2 回休 診 収入		0	0	13,834,221	13,834,221				
3 回休 診 収入		0	0	20,020,149	20,020,149				
特 殊 収 入		0	0	44,911,952	44,911,952				
1 回特 殊 収入		0	0	28,844,183	28,844,183				
3 回特 殊 収入		0	0	16,067,769	16,067,769				
精 神 収 入		0	0	46,912,339	46,912,339				
1 回精 神 収入		0	0	23,464,066	23,464,066				
2 回精 神 収入		0	0	23,448,273	23,448,273				
初期救 急 収入		0	0	29,481,470	29,481,470				
第 1 回初期収入		0	0	14,860,985	14,860,985				
第 2 回初期収入		0	0	14,620,485	14,620,485				
二次救 急 収入		0	0	101,606,444	101,606,444				
第 1 回二次救急		0	0	51,213,456	51,213,456				
第 2 回二次救急		0	0	50,392,988	50,392,988				
トライアージ収入		0	0	15,015,108	15,015,108				
1 回トライアージ		0	0	7,650,766	7,650,766				
2 回トライアージ		0	0	7,364,342	7,364,342				
事業活動収入計		0	23,750,807	3,046,116,469	3,022,365,662				
2. 事業活動支出									
委 託 料 支 出	647	0	2,091,527,283		2,091,527,283				
全 夜 間 支 出		0	1,819,312,114		1,819,312,114				
1 回全夜間支出		0	905,209,999		905,209,999				
2 回全夜間支出		0	914,102,115		914,102,115				
休日診 療 支出		0	50,355,625		50,355,625				
第 1 回休診料支		0	16,501,255		16,501,255				
第 2 回休診料支		0	13,834,221		13,834,221				
第 3 回休診料支		0	20,020,149		20,020,149				
特殊救 急 支出		0	28,844,183		28,844,183				
第 1 回特殊支出		0	14,621,315		14,621,315				
第 2 回特殊支出		0	14,222,868		14,222,868				
精 神 支 出		0	46,912,339		46,912,339				
第 1 回精神支出		0	23,464,066		23,464,066				
第 2 回精神支出		0	23,448,273		23,448,273				
初期救 急 支出		0	29,481,470		29,481,470				
第 1 回初期支出		0	14,860,985		14,860,985				
第 2 回初期支出		0	14,620,485		14,620,485				
二次救 急 支出		0	101,606,444		101,606,444				
1 回二次救急支		0	51,213,456		51,213,456				
2 回二次救急支		0	50,392,988		50,392,988				
トリアージ支出		0	15,015,108		15,015,108				
第 1 回トリ支出		0	7,650,766		7,650,766				
第 2 回トリ支出		0	7,364,342		7,364,342				
事業活動支出計		0	2,091,527,283		2,091,527,283				
事業活動収支差額		0	0	930,838,379	930,838,379				
II 投資活動収支の部									
1. 投資活動収入									
投資活動収入計		0	0	0	0				
2. 投資活動支出									

投資活動支出計	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	0	0	930,838,379	930,838,379
前期繰越収支差額	0	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	930,838,379	930,838,379

キャッシュ・フロー計算書

平成18年 4月 1日から平成18年12月31日まで

休日		科目		当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー						
1. 事業活動収入						
委	託	料	収 入	3,022,365,662	0	3,022,365,662
休 日	全 夜	間 委	託 料 収 入	2,734,082,724	0	2,734,082,724
第 1 回	全 夜	間 委	託 料 収 入	905,209,999	0	905,209,999
第 2 回	全 夜	間 委	託 料 収 入	914,102,115	0	914,102,115
第 3 回	全 夜	間 委	託 料 収 入	914,770,610	0	914,770,610
休 日	診 療	委 託	料 収 入	50,355,625	0	50,355,625
第 1 回	休 日	診 療	委 託 料 収 入	16,501,255	0	16,501,255
第 2 回	休 日	診 療	委 託 料 収 入	13,834,221	0	13,834,221
第 3 回	休 日	診 療	委 託 料 収 入	20,020,149	0	20,020,149
特 殊	救 急	委 託	料 収 入	44,911,952	0	44,911,952
第 1 回	特 殊	救 急	委 託 料 収 入	14,621,315	0	14,621,315
第 2 回	特 殊	救 急	委 託 料 収 入	14,222,868	0	14,222,868
第 3 回	特 殊	救 急	委 託 料 収 入	16,067,769	0	16,067,769
精 神	委 託	料 収 入		46,912,339	0	46,912,339
第 1 回	精 神	委 託	料 収 入	23,464,066	0	23,464,066
第 2 回	精 神	委 託	料 収 入	23,448,273	0	23,448,273
初 期	救 急	委 託	料 収 入	29,481,470	0	29,481,470
第 1 回	初 期	救 急	委 託 料 収 入	14,860,985	0	14,860,985
第 2 回	初 期	救 急	委 託 料 収 入	14,620,485	0	14,620,485
二 次	救 急	委 託	料 収 入	101,606,444	0	101,606,444
第 1 回	二 次	救 急	委 託 料 収 入	51,213,456	0	51,213,456
第 2 回	二 次	救 急	委 託 料 収 入	50,392,988	0	50,392,988
ト リ	ア ー	ジ 委	託 料 収 入	15,015,108	0	15,015,108
第 1 回	ト リ	ア ー	ジ 委 託 料 収 入	7,650,766	0	7,650,766
第 2 回	ト リ	ア ー	ジ 委 託 料 収 入	7,364,342	0	7,364,342
事業活動収入計				3,022,365,662	0	3,022,365,662
2. 事業活動支出						
委	託	料	支 出	2,091,527,283	0	2,091,527,283
休 日	全 夜	間 委	託 料 支 出	1,819,312,114	0	1,819,312,114
第 1 回	全 夜	間 委	託 料 支 出	905,209,999	0	905,209,999
第 2 回	全 夜	間 委	託 料 支 出	914,102,115	0	914,102,115
休 日	診 療	委 託	料 支 出	50,355,625	0	50,355,625
第 1 回	休 日	診 療	委 託 料 支 出	16,501,255	0	16,501,255
第 2 回	休 日	診 療	委 託 料 支 出	13,834,221	0	13,834,221
第 3 回	休 日	診 療	委 託 料 支 出	20,020,149	0	20,020,149
特 殊	救 急	委 託	料 支 出	28,844,183	0	28,844,183
第 1 回	特 殊	救 急	委 託 料 支 出	14,621,315	0	14,621,315
第 2 回	特 殊	救 急	委 託 料 支 出	14,222,868	0	14,222,868
精 神	委 託	料 支 出		46,912,339	0	46,912,339
第 1 回	精 神	委 託	料 支 出	23,464,066	0	23,464,066
第 2 回	精 神	委 託	料 支 出	23,448,273	0	23,448,273
初 期	救 急	委 託	料 支 出	29,481,470	0	29,481,470
第 1 回	初 期	救 急	委 託 料 支 出	14,860,985	0	14,860,985
第 2 回	初 期	救 急	委 託 料 支 出	14,620,485	0	14,620,485
二 次	救 急	委 託	料 支 出	101,606,444	0	101,606,444
第 1 回	二 次	救 急	委 託 料 支 出	51,213,456	0	51,213,456
第 2 回	二 次	救 急	委 託 料 支 出	50,392,988	0	50,392,988
ト リ	ア ー	ジ 委	託 料 支 出	15,015,108	0	15,015,108
第 1 回	ト リ	ア ー	ジ 委 託 料 支 出	7,650,766	0	7,650,766
第 2 回	ト リ	ア ー	ジ 委 託 料 支 出	7,364,342	0	7,364,342
事業活動支出計				2,091,527,283	0	2,091,527,283
事業活動によるキャッシュ・フロー				930,838,379	0	930,838,379
II 投資活動によるキャッシュ・フロー						
1. 投資活動収入						
投資活動収入計				0	0	0
2. 投資活動支出						
投資活動支出計				0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー				0	0	0

III	財務活動によるキャッシュ・フロー			
1.	財務活動収入			
	財務活動収入計	0	0	0
2.	財務活動支出			
	財務活動支出計	0	0	0
	財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
V	現金及び現金同等物の増減額	930,838,379	0	930,838,379
VI	現金及び現金同等物の期首残高	0	0	0
VII	現金及び現金同等物の期末残高	930,838,379	0	930,838,379

報 告 書

日医「全国各医師会の新公益法人会計
基準への移行に関するモデル研究事業」

受託医師会

(社)加古川市加古郡医師会

平成 19 年 3 月

目 次

0) 研究目的	加 3
1) 研究委託内容	加 3
2) 研究体制	加 3
3) 研究経過	加 4
4) 研究結果及び成果物	加 6
5) 研究費予算及び決算	加 8
6) 考察及び提言	加 9
7) 要約	加 11
8) 謝辞	加 11

[別添資料]

資料① 「財務応援 Ai 公益法人会計」のご紹介(エプソン販売)*	
資料② モデル経理規程	加 12
資料③ モデル勘定科目規程	加 16
資料④ 実装機による出力帳表(抜粋)	加 22
資料⑤ 関連システムプラン・イメージ(エヌ・ジェイ出版販売)	加 53
資料⑥ 新公益法人会計ソフト導入マニュアル(エプソン販売)	加 57

[連絡先]

〒675-0101 兵庫県加古川市平岡町新在家 1224-12

社団法人 加古川市加古郡医師会

電話 079-421-4301

FAX 079-421-4303

mail: kkmed_isk@knc.kakogawa.or.jp

*別添資料①については、本文とほぼ同様の内容であることから、日医総研の判断で掲載を省略しました。

平成 19 年 3 月 28 日
(社)加古川市加古郡医師会

公益法人会計にかかる日医モデル研究事業報告書

0) 研究目的

社団法人加古川市加古郡医師会は、今回の新公益法人会計基準の適応にあたり、医師会の公益性確保と医師会経理の一層健全なる運用を図るため、既に公認会計士事務所と顧問契約にて諸準備を進めてきており、この度の日医からのモデル事業提起に応え、関係ソフトメーカーとして実績のあるメーカーにも協力していただき、当会での実運用を図ると共に、全国の郡市区医師会レベルでのモデル提示を検討し提案するための研究をおこなうこととした。なお、日医からの研究委託内容は次節のとおりである。

1) 研究委託内容

- ①モデル勘定科目規程の策定
- ②モデル経理規程の策定
- ③当医師会選択の会計ソフトへのモデル勘定科目規程の実装実験
- ④同上ソフトを全国の医師会が利用契約する上での問題点の検討
- ⑤その他必要と考えられる移行支援教材の提案及び策定

2) 研究体制

以下の主担当者を中心に、医師会関係役員・事務局員、並びに会計事務所員、関係メーカー担当者多数の協力により、企画・検討・研究の執行にあたった。

研究 受託者	(医師会名)	社団法人加古川市加古郡医師会
	(会長名)	河合 勝
	(担当理事名)	副会長 足立 光平
	(事務局担当者名)	会計係 西口 三枝子
	(事務局電話番号)	079-421-4301
研究 協力者	会計専門家	(資格・氏名) 公認会計士・税理士 松田 千尋
		(電話番号) 078-912-5111
	会計ソフト メーカー	(事業者名) エプソン販売(株)大阪支社
		(電話番号) 06-6120-6039
		(ソフト名) 財務応援 Ai 公益法人会計
		(担当者名) 係長 辻井 華

当医師会の現在の会員数は、A会員 203 名、B会員 162 名、計 365 名(平成19年2月末現在)。

財政規模としては、平成 19 年度予算ベースで本部会計約 8 億 5000 万円、関連事業部門計で約 2 億 3000 万円と、合計では 10 億円を超えるものとなっている。

なお、エプソン社の『財務応援 A i 公益法人会計』を中心としたソフトウェア群をその対象として選択した根拠は、新公益法人会計基準に適合した以下の特徴を有しており、短期間に現行システムからの移行と実稼働が図れ、また、今回のモデル事業にも適した全国的展開能力とサポート体制を有するものと判断したものである。

＜本件ソフトウェアパッケージの特徴＞(メーカーによる提起・・別添資料①参照*)

・必要機能を標準パッケージ化

消費税計算機能、キャッシュ・フロー計算書出力機能、伺い書作成機能、外部への吐・取込機能等はすべて標準パッケージ機能としてご提供。

・区分会計に対応

法人、会計は無制限に設定可能。収益事業を別会計とすることにより、公益事業と区別して管理。総括表の作成も可能。

各会計には事業を無制限に設定でき、任意の事業を集計し「正味財産増減計算書」「収支計算書」を作成。

・柔軟な科目体系

新基準および旧基準に対応した科目体系を標準でご用意。

勘定科目、補助科目は無制限に設定可能。科目コードは 6 桁まで登録可能なため、既存の科目体系をそのまま移行できる。科目加算階層は 99 階層まで設定可能。科目の並び順や出力の有無も自由に設定可能。

・任意項目

事業や摘要とは別に「任意項目」を設定可能。任意項目ごとの集計機能を利用すれば、補助金使用内訳等自治体提出用の資料を簡便化。

・消費税計算

複数税率、付表出力に対応。特定収入の特例計算にも対応し、正確な消費税額を計算。

・伺い書作成機能

フォームの簡易カスタマイズ機能で法人独自の書式にも対応可能。

・電子帳簿保存法に対応

保存法の申請をしなくても、訂正・削除履歴を保存。

・外部システムからの取込み

会員管理・出務費等支払システムなど外部システムから仕訳データの取込みが可能。その他、マスタや予算取込みや仕訳や残高のテキスト出力も可能。

3) 研究経過(準備過程を含む)

上記目的による新会計基準適応への取組を開始していたところへ、日医の本モデル事業の提起があったため、これに下記準備の上応募したところ、承認を得られた。

早速、関連システムを含む実稼働準備と併せ、本研究によるモデル提示を行うこととし、下記経過のとおり、検討・モデル作成及び実証を進めた。

*別添資料①は日医総研の判断で掲載を省略しました。

<準備過程>

平成 18 年 10 月 19 日	松田公認会計士事務所とモデル研究事業募集受託について相談応募の確認。
11 月 6 日	松田公認会計士事務所とメーカー間打合せ
11 月 13 日	三者間打合せ（医師会・足立副会長他事務局職員 5 名、松田公認会計士事務所 2 名、エプソン販売㈱大阪支社 3 名）応募資料作成
11 月 15 日	当医師会理事会にて本件応募について協議承認。
11 月 18 日	<モデル研究事業応募>現状把握・業務内容整理
12 月 5 日	モデル研究事業受託先指定決定。日医第 26 回常任理事会
12 月 6 日	<モデル研究事業受託>確認 日医との契約書交換(平成 19 年 1 月 5 日付)

<研究過程>

日 時	内 容	参加者			
		人数	医師会	会計事務所	エプソン販売㈱
平成 18 年 12 月 19 日	施設別管理・科目体系整理 <モデル勘定科目の策定>	13 名	足立副会長 山口理事 職員 6 名	2 名	3 名
12 月 26 日	会員管理・予防接種システム等の 現状把握と改正点の確認	5 名	職員 3 名		2 名
平成 19 年 1 月 10 日	会計ソフトと会員管理・予防接種 システム等の連動システムの検討	9 名	職員 6 名	1 名	2 名
1 月 23 日	基本会計の入出力内容・運用方法 の検討 <モデル経理規程の策定>	16 名	足立副会長 職員 6 名	2 名	7 名
1 月 29 日	予防接種システムの検討	5 名	職員 3 名		2 名
2 月 1 日	基本会計の勘定科目・画面の最終 検討・確認	9 名	職員 6 名	1 名	2 名
2 月 14 日	予防接種・健診システムの検討	5 名	職員 3 名		2 名
2 月 19 日	部門別設定・出力帳票確認 <モデル勘定科目の実装デモ>	15 名	足立副会長 山口理事 職員 6 名	2 名	5 名
2 月 21 日	日医経理担当者説明会参加	2 名	職員 2 名		
2 月 28 日	本会計ソフト導入・設定・操作 説明・<実装試験>	7 名	4 名	1 名	2 名
3 月 8 日	関連システム設計と構成等提案と 導入の確認	10 名	足立副会長 職員 6 名	1 名	2 名
3 月 20 日	<モデル研究事業総括> 報告書作成	12 名	足立副会長 山口理事 職員 5 名	2 名	3 名
	合 計 人 数	108 名	64 名	12 名	32 名

4) 研究結果及び成果物(別添資料参照)

＜研究結果＞

新公益法人会計基準そのものは、既に平成 16 年に改訂されたものであるが、平成 18 年 5 月 26 日の通常国会において、同制度改革関連法案(「一般社団・一般財団法」「公益法人認定法」「同整備法」)が通過し、6 月 2 日より公布されたため、既に 18 年 4 月より施行後の「すみやかな適用」が公益法人認定のためにも求められている。

地域における行政と連携した医師会の諸活動は、まさに「公益事業」そのものであるが、従来の「一般社団」のままでは、税務上等で不利な扱いを受けるため、その公益性の確保と適切な財産管理、その透明な運用のためには新法制下での「公益法人」認定を受けることが、否応なく問われてきている。

その際には、会計基準のみならず、理事会等の構成も含めた「公益認定の基準」を満たさなければならないとされており、直ちに、また画一的に全国の医師会がそれに倣うべきかどうかは別問題であるが、地域にあって広範な行政受託事業等を扱う当医師会としては、そのスムーズな継続発展の基盤としても、「公益法人」化の道を選ぶこととした。その際には、規模的にみて財務処理ソフト等の有効利用は必須と考えた。

また、これらを個別地区医師会毎に取り組むことは非効率でもあり、その教訓とノウハウを全国と共有しつつ、無駄の無い展開を図る上で、本件研究に応じることとした。

新会計基準の基本は、他の領域の法人でも変わらないものではあるが、とりわけ、医師会固有の条件や特殊性・業務の多様性について、基本的なパッケージのみで対応できるのか、その勘定科目等のカスタマイズ性や関連システムとの連携性を中心に検討を行った。

その際の基本的視点としては、新会計基準に則り、

- (ア) 外部報告に備えた新勘定科目・財務諸表の構造に組み替えることができるか
- (イ) 受託責任を明確にして、正味財産を区分した管理運用ができるか
- (ウ) キャッシュ・フローに沿った財務の連動性・透明性確保ができるか
- (エ) 事業の効率性と年次経過・部門別等比較による事業評価・成果の確認ができるか
- (オ) 減価償却の導入による適切な正味財産増減や財産管理へ転換できるか

の観点から、従来の会計処理とそのデータ、関連システムの見直しと問題点の洗い出しを行い、新会計ソフト等への提案と対応の確認をおこなった。

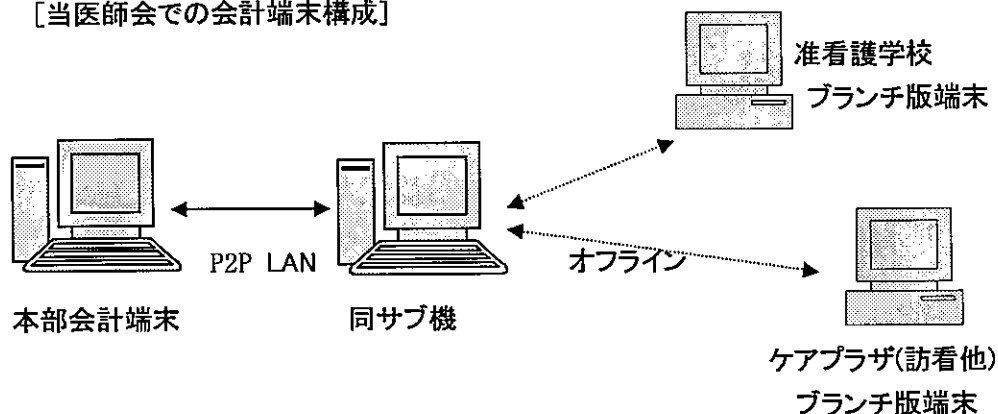
結果としては、下記諸点の認識とその実装を得、また課題を確認することができた。

- ① 財務諸表については、基本システムのリレーショナルデータベース機能により、極めて容易に作成されることが判った。財務ソフト抜きには困難な仕事である。勘定科目の設定は当医師会のそれを基本に置き換え、モデル規程を手本にして少し手をいれれば、他地区でも導入できる構造であることが確認された。
ディスクロージャーについても、ウェブ公開可能な PDF 形式への打ち出しが可能。
- ② 各種委託金・援助金については、その明細込みの予算要求や使途明細報告が問われる時代となってきている。そのような「指定正味財産」(ひも付き)の運用についても一定のフラグ付与等でコントロールできるが、線引きの明確でない他の資金との按分率の問題などが残されている。更にそれらが収益事業か否かの区別についても

適切な処理が問われるが、管理費の按分率を含めて、課題として残される。

- ③ 連動性も事業部門別の管理で特に問われるが、本部会計との連動性は規模にもよるが、絶えずオンラインで更新される必要性は無く、離れた部門ではスタンドアロン処理の電子媒体搬送で月次処理をする方が合理的であるので、それを選択した。完全オンラインやサーバクライアントタイプよりはコストダウンできる。本部会計システムも組織と財務の規模に応じて構成すればよく、当医師会の場合は、既に稼働している事務局 LAN 端末を利用し、サブ入力・バックアップ用 1 台とメインの 2 台のピアツーピア構成として、実務の実際に即したものとした。

[当医師会での会計端末構成]



- ④ 比較については、経年データが出揃っていない段階では評価しにくい領域である。「二期比較式」帳票は出力可能であるが、予算の個別事業別消費率等での串刺しチェックなど二次データの経年比較はまだ困難であった。これからは単年度決算の是非だけではなく、経年的な分析と見直しが問われるので、更に機能強化が望まれる。
- ⑤ 減価償却は財産を過大に評価されない意味でも重要で、正確な正味財産の増減を踏まえた財産管理が問われており、残余財産が尚多い場合は「公的目的支出計画」(医師会館建設等)を策定明示しておくことも必要である。今回は別途用意されている減価償却用ソフトを利用したが、新基準では必須の要素と思われる。
- ⑥ 給与等の関連システムとの連動性は、同メーカーのソフトとはもとより汎用的なデータ連携が可能であり、当医師会でも、予防接種や各種健診等の出務管理と決済を会員データベースと連携して作動させるシステム構築を併せて図っていった。守秘性・独立性の高い会員情報データベース管理はもとより、全てを本体ソフトに盛り込むのではなく、重要度と使用側面に応じた関連ソフト連携やモジュール化による組み合わせが肝要である。(別添資料⑤参照)
- ⑦ 従来の総会時の予算書・決算書はあくまでも内部参考資料という位置づけとなるが、その勘定科目等の書式については、新財務諸表との整合性が問われる。また、新経理規程についても、それらと整合性を持ちながら、定款上の許認可権者への報告書式についても、同様の基準で準備されなければならない。もちろん、それらは、当該ソフトで十分対応できることが確認された。

- ⑧ モデル経理規程の策定にあたっては、現行の規程を踏まえつつ、新基準に合致する入出金処理を中心とした手順の記載と必要書式の列挙で足りており、要は、迅速で公正な出納処理がなされ、当座の手持ち金等での決済などのあいまい性を残さないことがポイントとなる。電子決済などについては具体的運用の問題であり、経理の流れと決済の原理的部分は変わらない。(別添資料②参照)
- ⑨ モデル勘定科目の設定等でメーカーサイドが取扱いに留意したのは、医師会固有の委員会や担当部制度で、これらの担当事業の枠組みでの処理と、一方では全体にも共通・連動する個別勘定科目の仕訳の設定が的確になされ、委員会枠内での留保や流用等があいまいにされないような処理と設定に配慮が必要である。委員会権限の軽重はともかく、部門会計が「どんぶり」であってはならないからである。その点では、今回のソフト構造を改変するような必要性までは特に無かった。
- ⑩ このような設定をなしたモデルソフトの実装と実証実験については、当医師会の現在の会計処理をそのまま移植して施行し、実運用に近いものとしたが、以前の会計ソフトのように大中小科目毎に上から順次入力が必要であったものが単項目の仕訳入力で済むなど簡略になっている点などが評価された。
- ただし、それらは科目別に連動した会計処理であるために、これまでの事業別等の個別通帳出納をベースとした手作業での突合処理とは相違が見られることとなり、その検証と通帳自体の整理が問われていることも判った。
- また、各事業部門別のブランチ版での運用についても、個別事業に特化した入力画面と処理結果の参照系の整理と準備が必要である点がなお課題である。

＜成果物＞ 上記検討結果に基づく成果物として下記を別添にて提示する。

- ①. モデル経理規程 (別添資料②)
- ②. モデル勘定科目規程 (別添資料③)
- ③. 関連財務諸表 (別添資料④)
- ④. 実装ソフトウェア本体 (当会事務所端末内、デモ端末提示・モデル提供可能)
- ⑤. 関連システムプラン・イメージ (別添資料⑤)
- ⑥. 新公益法人会計ソフト導入マニュアル (別添資料⑥)

5) 研究費予算及び決算

＜予 算＞

4月稼動を前提とし、パッケージソフトを中心とした汎用性の高いシステム構築を目指す。個別医師会に特化した内容のカスタマイズが発生する場合の費用は別途とする。

総額 4,500,000 円

内訳

システム購入費用	2,200,000 円	(ネットワーク対応を想定)
(財務応援 A i 公益法人会計、支払入金管理、給与応援 Super、減価償却応援)		
研究サポート諸費用	1,500,000 円	(協力者謝礼等を含む)
ハード購入費用	800,000 円	(既存品利用の場合は削減可)

<決 算>

総額 2,918,000 円

内訳

システム購入費用 1,238,000 円 (事業部門別ブランチ版導入の構成)

明細

ソフトウェア名称	ソフト価格	年間保守
財務応援 Ai 公益法人会計 2 ユーザー版	598,000 円	50,000 円
財務応援 Ai 公益法人会計 ブランチ版	78,000 円 ×2	10,000 円 ×2
給与応援 Super	198,000 円	38,000 円
減価償却応援	148,000 円	30,000 円

研究サポート諸費用 1,680,000 円

明細 (医師会側経費を除く、協力者謝礼も含めた実人日での積算)

松田公認会計士事務所	720,000 円	60,000 円×12 人
エプソン販売(株)	960,000 円	30,000 円×32 人

ハード購入費用 0 円 (既存品利用により新規購入無し)

なお、上記研究費の内、日医よりの研究費を越える部分及び特化した会員管理等の関連システムの構築費については、当医師会の負担として、別途計上の上、支援メーカー及び協力会計事務所への謝金等を含む一部決済費用として計上する。今回のモデルを利用した他地区への導入費用等はスケールメリットも考慮される。

6) 考察及び提言

今回の研究にあたっては、その前提として、以下のような当医師会の事務局を中心とした現状把握と次期総合システムを展望する中に位置づけて、その一ステップとして進めてきた。部分・部分のデジタル化は一見便利そうであるが、結局は折角のデータが活かされず、二度手間三度手間となり、そのプロセス毎にエラーや脱落が起こり、キャッシュ・フローもリアルタイムにつかめないことになりうる。データ入力是一回であとは連動する仕組みこそ意味もあり理想的なシステムと言えよう。

このような構造は、どの医師会でも問われていることでもあり、本件に併せて可能な範囲で連携システムを段階的に積み上げていくこととした。このような検討とシステム設計にあたっては、会内業務、事務局の業務フローをしっかりと把握し、その改善と合理的運用についての実務者サイドの合意形成が前提となることはいうまでもない。

＜当医師会の現状の事務局システム＞

1. 社団法人としての会計処理・・・基本会計ソフト 事業部門別収支・月次入力
2. 会員管理・出務費等支払システム・・・独自 DB システム 会計と連動無し
3. 職員給与会計処理・・・別途ソフト独自処理
4. 銀行金融機関決済・・・一部のみオンラインバンキング
5. 決済等文書管理・スケジュール管理・・・グループウェアソフト導入も未活用
6. メール・掲示板・・・「加古川地域保健医療情報システム」利用
7. 県医師会とのネットワーク・・・テレビ会議等テスト中。会員 DB 等連携の方向

＜次期システム案＞

1. 公益法人会計対応・・・日医モデル事業を兼ねた実運用図る。
「公益目的支出計画」の策定(新医師会館建設等)
2. 会員管理・出務費等支払システム・・・1と連動するソフト対応
3. 職員給与会計処理・・・1と連動するソフト対応
4. 銀行金融機関決済・・・1との連動でのインターネットバンキング処理への対応検討
5. 決済等文書管理・スケジュール管理・・・グループウェア活用と1との関係整理
6. 理事会等の会議資料・・・上記利用したペーパーレス化運用
7. メール・掲示板・・・グループウェアの運用と地域システム連携、日医との連携
8. 県医師会とのネットワーク・・・会員 DB 等での連動・医療情報開示

これらを踏まえて、現時点では、理事会ペーパーレスまでのステップを進めつつあるが、会員数やその事業規模も含めて各医師会でコスト・ベネフィットを十分配慮して、決めていかれるべきと思われる。また、システム関係人員の要素も大きく、メーカー任せではなく、最低でも一名程度のシステム管理可能なスタッフの配属が望ましい。

今回選択したエプソン販売のソフトウェアによれば、先に触れた一部の将来的課題は残すものの、モデル設定を少し入れ替える等の作業でコアとなる現時点での処理は殆ど問題なく可能であり、当地モデルを利用すれば、その導入期間とコスト削減に寄与するものと期待される。とりわけ会計処理の似た郡市区医師会での導入を勧めるものである。

導入に際しての簡単なステップマニュアルを移行支援教材の提案として添付したので、活用されたい。(別添資料⑥)

また、同時に関連する会員管理等の同様な作業についても、併せてシステム化するモデルプランも提示しており、重ねての導入検討を勧めるものである。(別添資料⑤)

7) 要 約

地域の保健・医療に責任ある関わりが問われる地域郡市区医師会にとって、行政等の事業委託を受けるためにも、「公益法人」化は今後必須になってくると考えられる。その核となる「公益法人会計基準」に則った財務処理と財産管理は、同法人認可の大きな条件でもあり、医師会の組織と活動に即した適応と勘定科目の設定、経理規程等の整備が必要である。既に市販されている基本パッケージ商品を利用し、それらが可能であり、全国的な効率の良い導入とコストダウンにも寄与できることが判った。

また、関連する事務局業務及び医師会文書管理等にも連動していく発展的な取組を図っていくステップとして捉えることが肝要であることを提起して、まとめとする。

8) 謝 辞

このような研究機会を与えていただいた日医・日医総研、研究に終始ご協力いただいた松田公認会計士事務所、エプソン販売株式会社、エヌ・ジェイ出版販売株式会社他関係各位に深甚なる感謝を申し上げる。

社 団 法 人 ○ ○ ○ 医 師 会
モ デ ル 経 理 規 程

社団法人〇〇〇医師会経理規程(案)

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人〇〇〇医師会定款第〇〇条の規程に基づき本会の収支の状況、財産の状態を明らかにし、真実明瞭な報告と能率的運営を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第2条 本会の会計は法令、定款及びこの規程の定めによるほか、公正なる会計慣行を斟酌して処理しなければならない。

(会計年度)

第3条 本会の会計年度は、定款に定める事業年度にしたがい、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(予算統制)

第4条 本会は、毎事業年度、次条の会計区分に従って予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて統制する。

(会計区分)

第5条 会計区分は、一般会計と特別会計とし、特別会計は、事業遂行上必要ある場合に設けるものとする。

(会計責任者)

第6条 会計責任者は会計理事とする。

第 2 章 勘 定 及 び 帳 簿

(勘定科目)

第7条 本会の一切の取引は、別に定める勘定科目により、処理しなければならない。

(会計帳簿)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

(1)主要簿

ア 仕訳帳（又は会計伝票）

イ 総勘定元帳

(2)補助簿

2 主要簿及び補助簿の様式は、別に定める。

3 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って、所要の事項を整然かつ明瞭に記録しなければならない。

(帳簿書類の保存)

第9条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。

(1)予算決算書類 永年

(2)会計帳簿、伝票 10年

(3)証拠書類 10年

(4)その他の会計書類 7年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、処分する場合は会計責任者の承認を受けて行うものとする。

第 3 章 予 算

(目的)

第10条 予算は明確な事業計画に基づいて、資金の調整を図った上で編成し、実績との関連を明らかにしながら、事業活動の円滑な運営を資することを目的とする。

(事業計画及び予算の作成)

第11条 本会の事業計画と収支予算は、会計区分ごとに毎事業年度開始前に作成し、理事会の議決及び総会の承認を得て会長が定める。

2 前項の事業計画及び予算は、主務官庁に届け出なければならない。

(予算の実施)

第12条 本会の予算の執行者は、会長とする。

(予備費の計上)

第13条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

(収支予算の区分)

第14条 本会の収支予算は、大科目に大別し、各大科目においてはこれを中科目に区分するものとする。

(予算の流用と予備費の使用)

第15条 予算の執行に当たり、各大科目の間又は各中科目の間において相互に流用してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、中科目相互間において流用することができるものとする。

2 予備費を流用する必要があるときは、理事会の承認を得てこれを行う。

(予算の補正)

第16条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、総会の承認を得、主務官庁に届け出なければならない。

第4章 出 納

(金銭の範囲)

第17条 この規程において、金銭とは現金及び預貯金をいう。

2 現金とは、通貨のほか、小切手その他随時に通貨と引き換えることができる証書をいう。

3 手形及び有価証券は金銭に準じて扱う。

(出納の管理)

第18条 事務局に出納責任者及び分任出納員を置く。

2 委員会に出納責任者を置く。

3 出納責任者は、事務局長及び委員長とする。

4 分任出納員は、会長が任命する。

5 分任出納員は、出納責任者の命令を受け会計事務を行う。

6 金銭を出納したときは、日々銀行その他金融機関に預け入れ、支出に充ててはならない。

7 領収書は出納責任者が発行し、事前に発行する場合は会計責任者の承認を得て行う。

8 金銭の支払は、原則として定時払とし、その支払方法は、銀行振込又は横線小切手によるものとし、会計責任者の承認を得ておこなう。

9 預金証書は、会長が保管し、又は金融機関に保護預りしなければならない。

(現金及び公印管理)

第19条 預金の名義人は会長又は会計理事とする。

2 出納に使用する印鑑は、会計責任者が保管し、押印するものとする。

3 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(手許現金)

第20条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(領収書用紙等の保管)

第21条 金銭を収受するための未使用の用紙は、出納責任者が厳重に保管し、所定の払出済請求書により番号を付して、受払帳により在庫品を管理しなければならない。

2 未使用の小切手又は手形の用紙の保管は、会計責任者がこれに当たり、厳重に受払保管をしなければならない。

(残高照合)

第23条 会計責任者又は出納責任者は、現金残高を毎日出納簿の残高照合をしなければならない。

2 預貯金については、月1回残高証明書の残高と照合しなければならない。

3 有価証券は、毎四半期ごとに帳簿照合しなければならない。

(現金過不足)

第24条 現金に過不足を生じた場合は、出納責任者は遅滞なく会計責任者に報告、その指示を受けなければならない。

第5章 固定資産

(定義)

第25条 固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価格10万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(取得価格)

第26条 固定資産の取得価格は次による。

(1) 購入に係るものは、その購入価格及びその付帯費用

(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用

(3) 交換によるものは、その交換に対して提供した資産の価格

(4) 贈与によるものは、そのときの適正な評価額

(取得及び担保の設定)

第27条 固定資産の取得、譲渡、担保の設定等については、理事会の議決及び総会の承認を得てこれを行う。

ただし、基本財産に係るものについては、〇〇県知事の認可を受けなければならない。

(登記等)

第28条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記をしなければならない。

火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第29条 固定資産の減価償却については、定額法により毎会計年度末にこれを行わなければならない。

2 減価償却資産の耐用年数等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定めるところによる。

(固定資産の管理)

第30条 事務局に固定資産管理責任者を置く。

2 固定資産管理責任者は事務局長とする。

3 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を設けて、固定資産の保全及び異動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

4 有形固定資産に移動又は損傷若しくは滅失があった場合は、固定資産管理責任者は会計責任者に通知しなければならない。

(現物の照合)

第31条 固定資産管理責任者は、固定資産を常に良好な状態に置いて管理し、毎会計年度一回以上固定資産台帳と現物を照合し、差異があるときは所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

第 6 章 決 算

(決算書類の作成)

第32条 本会は、毎事業年度終了後、2ヵ月以内に当該会計年度末における次の各号の会計書類を作成し、資産、負債及び正味財産並びに収支の諸勘定について、所要の整理を行うものとする。

- (1)一般会計及び特別会計に係るそれぞれの収支計算書及び収支計算書総括表
- (2)一般会計及び特別会計に係るそれぞれの正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書総括表
- (3)一般会計及び特別会計に係るそれぞれの貸借対照表及び貸借対照表総括表
- (4)財産目録

(監査及び報告)

第33条 前条の規程により作成した書類は、監事の監査を受け、理事会の議決及び総会の承認を得るものとする。

(規則の改正)

第34条 本規程の改廃は、理事会の承認を経て、これを行うものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

社 団 法 人 ○ ○ ○ 医 師 会
モ デ ル 勘 定 科 目 規 程

貸借対照表

資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
101	現金	301	支払手形
102	小口現金	302	買掛金
111	当座預金	306	未払金
121	普通預金	307	未払費用
131	通知預金	309	前受会費
141	定期預金	308	前受金
151	定期積金	311	預り金
161	受取手形	304	短期借入金
162	売掛金	310	仮受金
163	未収会費	315	未払法人税等
166	未収金	317	仮受消費税等
164	有価証券	318	賞与引当金
175	貯蔵品	320	内部取引(負債)
181	前払金		流動負債合計
186	前払費用		2. 固定負債
182	短期貸付金	361	長期借入金
183	立替金	364	退職給付引当金
185	仮払金	362	受入保証金
187	仮払消費税等		固定負債合計
199	貸倒引当金		負債合計
191	内部取引(資産)		
	流動資産合計		
2. 固定資産			正味財産の部
(1)基本財産		1. 指定正味財産	
371	一般・土地	3851	国庫補助金
3711	指定・土地	3852	地方公共団体補助金
372	一般・建物	3853	民間補助金
3721	指定・建物	3854	受託金
373	一般・減価償却引当預金	3855	国庫助成金
3731	指定・減価償却引当預金	3856	地方公共団体助成金
374	一般・投資有価証券	3857	民間助成金
3741	指定・投資有価証券	3858	その他補助金等
375	一般・その他基本財産	3859	負担金
3751	指定・その他基本財産	3860	寄付金
	基本財産合計	3861	募金
(2)特定資産		3862	受贈土地
381	一般・退職給付引当資産	3863	受贈投資有価証券
3811	指定・退職給付引当資産	3864	その他指定正味財産
3812	負債・退職給付引当資産		指定正味財産合計
382	一般・減価償却引当資産		(うち基本財産への充当額)
3821	指定・減価償却引当資産		(うち特定資産への充当額)
3822	負債・減価償却引当資産		2. 一般正味財産
383	一般・その他積立資産		(うち基本財産への充当額)
3831	指定・その他積立資産		(うち特定資産への充当額)
3832	負債・その他積立資産		正味財産合計
	特定資産合計		負債及び正味財産合計
(3)その他固定資産			
201	建物		
203	構築物		
205	車両運搬具		
206	什器備品		
207	土地		
208	建設仮勘定		
221	建物減価償却累計額		
222	構築物減価償却累計額		
223	車両減価償却累計額		
224	什器減価償却累計額		
231	建物減損損失累計額		
232	構築物減損損失累計額		
233	車両減損損失累計額		
234	什器減損損失累計額		
240	借地権		
241	電話加入権		
264	敷金		
265	保証金		
261	投資有価証券		
262	子会社株式		
263	関連会社株式		
	その他固定資産合計		
	固定資産合計		
	資産合計		

正味財産増減計算書

一般正味財産の部		[事業経費]	
1. 経常増減の部		521	広告宣伝費
(1) 経常収益		522	接待交際費
① 基本財産運用益		523	旅費交通費
401	基本財産受取利息	524	通信運搬費
402	基本財産受取配当金	525	建物減価償却費
403	基本財産受取賃貸料	526	構築物減価償却費
404	その他基本財産運用益	527	車両減価償却費
411	特定資産受取利息	528	什器減価償却費
412	特定資産受取配当金	531	消耗什器備品費
② 受取入会金		532	消耗品費
421	受取入会金	533	修繕費
③ 受取会費		534	印刷製本費
431	正会員受取会費	535	燃料費
432	特別会員受取会費	536	光熱水料費
433	賛助会員受取会費	537	賃借料
④ 事業収益		538	保険料
[健診事業収益]		539	諸謝金
4001	乳幼児健診収益	540	租税公課
4002	成人健診収益	541	支払負担金
[予防接種事業収益]		542	支払助成金
4011	乳幼児予防接種収益	543	支払寄付金
4012	成人予防接種収益	544	委託費
[学校運営事業収益]		545	雑費
4101	授業料収益	546	その他事業費
4102	受験料収益		
4103	入学金収益	② 管理費	
4104	学校施設運営協力金収益	[人件費]	
4109	雑収益	551	役員報酬
[介護施設運営事業収益]		552	給料手当
4201	訪問看護報酬収益	553	賞与
4202	検診事後指導収益	554	退職給付費用
4203	居宅サービス収益	555	法定福利費
4204	訪問調査収益	556	福利厚生費
4209	雑収益	557	その他人件費
⑤ 受取補助金等		[その他管理費]	
451	受取国庫補助金	561	広告宣伝費
452	受取地方公団補助金	562	接待交際費
453	受取民間補助金	563	会議費
454	受託収益	564	旅費交通費
455	受取国庫助成金	565	通信運搬費
456	受取地方公団助成金	566	建物減価償却費
457	受取民間助成金	567	構築物減価償却費
458	その他補助金等収益	568	車両減価償却費
⑥ 受取負担金		569	什器減価償却費
461	受取負担金	570	その他減価償却費
⑦ 雑収益		573	消耗什器備品費
481	受取利息	574	消耗品費
482	有価証券運用益	575	修繕費
483	雑収益	576	印刷製本費
⑧ 他会計からの繰入額		577	燃料費
491	他会計からの繰入額	578	光熱水料費
⑨ その他経常収益		579	賃借料
492	その他経常収益	580	保険料
経常収益計		581	諸謝金
(2) 経常費用		582	租税公課
① 事業費		583	支払負担金
[仕入高]		584	支払寄付金
501	期首棚卸高	585	支払利息
502	仕入高	586	有価証券運用損
503	仕入値引・戻し高	587	雑費
509	期末棚卸高	588	その他管理費
[人件費]		③ 他会計への繰出額	
511	給料手当	591	他会計への繰出額
512	臨時雇賃金	④ その他経常費用	
513	賞与	592	その他経常費用
514	退職給付費用	経常費用計	
515	法定福利費	当期経常増減額	
516	福利厚生費		
517	その他人件費		

2. 経常外増減の部		指定正味財産の部	
(1) 経常外収益		① 受取補助金等	
① 基本財産評価益	投資有価証券評価益	691	受取国庫補助金
601		692	受取地方公団補助金
② 特定資産評価益	他一般正味財産評価益	693	受取民間補助金
602		694	受託収益
③ 固定資産売却益	建物売却益	695	受取国庫助成金
611	車両運搬具売却益	696	受取地方公団助成金
612	什器備品売却益	697	受取民間助成金
613	土地売却益	698	その他補助金等収益
614	借地権売却益	② 受取負担金	
615	電話加入権売却益	701	受取負担金
616	投資有価証券売却益	③ 受取寄付金	
617	その他固定資産売却益	711	受取寄付金
618		712	募金収益
④ 固定資産受贈益	土地受贈益	③ 固定資産受贈益	
621	投資有価証券受贈益	721	土地受贈益
622	他一般正味財産受贈益	722	投資有価証券受贈益
623		723	他指定正味財産受贈益
⑤ その他経常外収益	その他経常外収益	④ 基本財産評価益	
624		731	投資有価証券評価益
経常外収益計		⑤ 特定資産評価益	
(2) 経常外費用		741	他指定正味財産評価益
① 基本財産評価損	投資有価証券評価損	⑥ 基本財産評価損	
631		751	投資有価証券評価損
② 特定資産評価損	他一般正味財産評価損	⑦ 特定資産評価損	
632		761	他指定正味財産評価損
③ 固定資産売却損	建物売却損	当期指定正味財産増減額	
641	構築物除却損	指定正味財産期首残高	
642	車両運搬具売却損	指定正味財産期末残高	
643	什器備品売却損		
644	土地売却損		
645	借地権売却損		
646	電話加入権売却損		
647	投資有価証券売却損		
648	その他固定資産売却損		
649	建物減損損失		
650	構築物減損損失		
651	車両減損損失		
652	什器減損損失		
653	その他減損損失		
654			
④ 災害損失	建物災害損失		
661	構築物災害損失		
662	車両災害損失		
663	什器災害損失		
664	その他災害損失		
665			
⑤ その他経常外費用	その他経常外費用		
666			
経常外費用計	法人税等		
671			
当期一般正味財産増減額			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			

収支計算書

事業活動収支の部			
1. 事業活動収入		2. 事業活動支出	
①基本財産運用収入		①事業費支出	
4401	基本財産利息収入	〔仕入支出〕	
4402	基本財産配当金収入	4502	仕入高
4403	基本財産賃貸料収入	4503	仕入値引・戻し高
4404	その他基本財産運用収入	〔人件費支出〕	
②特定資産運用収入		4511	給料手当支出
4411	特定資産利息収入	4512	臨時雇賃金支出
4412	特定資産配当金収入	4513	賞与支出
4413	その他特定資産運用収入	4514	退職給付支出
③入会金収入		4515	法定福利費支出
4421	入会金収入	4516	福利厚生費支出
④会費収入		4517	その他人件費支出
4431	正会員会費収入	〔事業経費支出〕	
4432	特別会員会費収入	4521	広告宣伝費支出
4433	賛助会員会費収入	4522	接待交際費支出
⑤事業収入		4523	旅費交通費支出
〔健診事業収入〕		4524	通信運搬費支出
44001	乳幼児健診収入	4531	消耗什器備品費支出
44002	成人健診収入	4532	消耗品費支出
〔予防接種事業収入〕		4533	修繕費支出
44011	乳幼児予防接種収入	4534	印刷製本費支出
44012	成人予防接種収入	4535	燃料費支出
〔学校運営事業収入〕		4536	光熱水料費支出
44101	授業料収入	4537	賃借料支出
44102	受験料収入	4538	保険料支出
44103	入学金収入	4539	諸謝金支出
44104	学校施設運営協力金収入	4540	租税公課支出
44109	雑収入	4541	負担金支出
〔介護施設運営事業収入〕		4542	助成金支出
44201	訪問看護報酬収入	4543	前払金支出
44202	検診事後指導収入	4544	寄付金支出
44203	居宅サービス収入	4545	委託費支出
44204	訪問調査収入	4546	雑支出
44209	雑収入	4547	その他事業費支出
⑥補助金等収入		②管理費支出	
4451	国庫補助金収入	〔人件費支出〕	
4452	地方公共団体補助金収入	4551	役員報酬支出
4453	民間補助金収入	4552	給料手当支出
4454	受託収入	4553	賞与支出
4455	国庫助成金収入	4554	退職給付支出
4456	地方公共団体助成金収入	4555	法定福利費支出
4457	民間助成金収入	4556	福利厚生費支出
4458	その他補助金等収入	4557	その他人件費支出
⑦負担金収入		〔その他管理費支出〕	
4461	負担金収入	4561	広告宣伝費支出
⑧寄付金収入		4562	接待交際費支出
4471	寄付金収入	4563	会議費支出
4472	募金収入	4564	旅費交通費支出
⑨雑収入		4565	通信運搬費支出
4481	受取利息収入	4573	消耗什器備品費支出
4482	有価証券運用収入	4574	消耗品費支出
4483	雑収入	4575	修繕費支出
⑩繰入金収入		4576	印刷製本費支出
4491	繰入金収入	4577	燃料費支出
⑪その他事業活動収入		4578	光熱水料費支出
4492	その他事業活動収入	4579	賃借料支出
事業活動収入計		4580	火災保険料支出
		4581	諸謝金支出
		4582	租税公課支出
		4583	負担金支出
		4584	寄付金支出
		4585	支払利息支出
		4586	有価証券運用支出
		4587	雑支出
		4588	その他管理費支出
		③繰入金支出	
		4589	繰入金支出
		④その他事業活動支出	
		4590	法人税等支出
		4591	その他事業活動支出
		事業活動支出計	
		事業活動収支差額	

財務応援AI

公益法人会計 for Windows®

実装機による出力帳表(抜粋)

合計残高試算表	加23
総勘定元帳	加27
補助元帳	加28
勘定別補助残高明細表	加29
振替伝票	加30
貸借対照表	加31
正味財産増減計算書	加32
収支計算書	加33
法人消費税計算書	加35
決算報告書	
表紙	加37
貸借対照表	加38
正味財産増減計算書	加39
財産目録	加40
監査報告書	加41
収支予算書	加42
収支計算書	加44
キャッシュ・フロー計算書	加46
事業別明細表(詳細データ明細表)	加48
委員会別明細表(分類別残高明細表)	加49
固定資産台帳兼減価償却額明細書	加50
別表十六(一)	加51
別表十六(二)	加52

※(社)加古川市加古郡医師会の残高とは一致していません。

合計残高試算表

(貸借対照表)

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	前 残 高	借 方	貸 方	残 高	構成比
現 金 (101)	1,800,000	811,000	1,641,940	969,060	0.1
当 座 預 金 (111)	10,500,000	0	10,000	10,490,000	1.3
み ず ほ 銀 行 [01]	6,500,000	0	10,000	6,490,000	0.8
三 菱 東 京 UFJ 銀 行 [02]	4,000,000	0	0	4,000,000	0.5
普 通 預 金 (121)	640,000,000	58,905,210	34,006,875	664,898,335	79.8
み ず ほ 銀 行 [01]	200,000,000	57,055,210	11,639,220	245,415,990	29.5
三 菱 東 京 UFJ 銀 行 [02]	240,000,000	100,000	16,307,445	223,792,555	26.9
三 井 住 友 銀 行 [03]	140,000,000	1,750,000	6,060,000	135,690,000	16.3
〇 〇 県 医 療 信 組 [04]	60,000,000	0	210	59,999,790	7.2
未 収 会 費 (163)	530,000	1,500,000	295,000	1,735,000	0.2
未 収 金 (166)	53,000,000	0	23,937,000	29,063,000	3.5
前 払 金 (181)	120,000	0	0	120,000	0.0
短 期 貸 付 金 (182)	100,000	0	0	100,000	0.0
立 替 金 (183)	480,000	1,040,000	152,000	1,368,000	0.2
仮 払 金 (185)	50,000	0	0	50,000	0.0
一般・退職給付引当 (381)	2,000,000	0	800,000	1,200,000	0.1
建 物 (201)	135,000,000	0	0	135,000,000	16.2
車 両 運 搬 具 (205)	3,000,000	0	0	3,000,000	0.4
什 器 備 品 (206)	14,000,000	0	0	14,000,000	1.7
土 地 (207)	10,000,000	0	0	10,000,000	1.2
建物減価償却累計額 (221)	Δ35,000,000	0	0	Δ35,000,000	4.2
車両減価償却累計額 (223)	Δ700,000	0	0	Δ700,000	0.1
什器減価償却累計額 (224)	Δ3,600,000	0	0	Δ3,600,000	0.4
【 資 産 合 計 】	831,280,000	62,256,210	60,842,815	832,693,395	100.0
未 払 金 (306)	70,000,000	27,597,000	0	42,403,000	5.1
前 受 会 費 (309)	1,400,000	0	472,000	1,872,000	0.2
前 受 金 (308)	500,000	0	0	500,000	0.1
預 り 金 (311)	730,000	166,000	1,150,000	1,714,000	0.2
健 康 保 険 [01]	100,000	0	100,000	200,000	0.0
厚 生 年 金 保 険 [02]	130,000	0	120,000	250,000	0.0
雇 用 保 険 [03]	350,000	0	20,000	370,000	0.0
所 得 税 [04]	50,000	6,000	80,000	124,000	0.0
住 民 税 [05]	0	0	60,000	60,000	0.0
グ ル ー プ 保 険 [06]	0	0	20,000	20,000	0.0
財 形 貯 蓄 [07]	0	50,000	50,000	0	0.0
そ の 他 [08]	100,000	110,000	700,000	690,000	0.1
短 期 借 入 金 (304)	8,000,000	0	0	8,000,000	1.0
仮 受 金 (310)	20,000,000	0	0	20,000,000	2.4
長 期 借 入 金 (361)	700,000,000	0	10,030,000	710,030,000	85.3
退職給付引当金 (364)	30,000,000	800,000	0	29,200,000	3.5
受 入 保 証 金 (362)	650,000	0	0	650,000	0.1
【 負 債 合 計 】	831,280,000	28,563,000	11,652,000	814,369,000	97.8
国 庫 補 助 金 (3851)	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
地方公共団体補助金 (3852)	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
民 間 補 助 金 (3853)	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
受 託 金 (3854)	0	0	2,000,000	2,000,000	0.2
〔指定正味財産〕	0		5,000,000	5,000,000	0.6
〔一般正味財産〕	0		13,324,395	13,324,395	1.6
(うち特定資産への充当額)	2,000,000	800,000		1,200,000	0.1
【 正 味 財 産 合 計 】	0		18,324,395	18,324,395	2.2
【 負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 】	831,280,000	28,563,000	29,976,395	832,693,395	100.0
〔 貸 借 合 計 〕		90,819,210	90,819,210		

合計残高試算表
(正味財産増減計算書)

2 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	前 残 高	借 方	貸 方	残 高	構成比
受 取 入 会 金 (421)	0	0	6,100,000	6,100,000	34.9
正 会 員 受 取 会 費 (431)	0	0	1,000,000	1,000,000	5.7
特別会員受取会費 (432)	0	0	500,000	500,000	2.9
事 業 収 益 (441)	0	0	100,000	100,000	0.6
乳 幼 児 健 診 収 益 (4001)	0	0	2,500,000	2,500,000	14.3
成 人 健 診 収 益 (4002)	0	0	1,800,000	1,800,000	10.3
乳幼児予防接種収益 (4011)	0	0	3,000,000	3,000,000	17.2
成人予防接種収益 (4012)	0	0	2,100,000	2,100,000	12.0
雑 収 益 (483)	0	0	360,210	360,210	2.1
【 経 常 収 益 】	0		17,460,210	17,460,210	100.0
〔 事 業 費 〕	0	1,349,890		1,349,890	32.6
臨 時 雇 賃 金 (512)	0	385,000	0	385,000	9.3
B 委 員 会[02]	0	300,000	0	300,000	7.3
H 委 員 会[08]	0	85,000	0	85,000	2.1
旅 費 交 通 費 (523)	0	415,200	0	415,200	10.0
A 委 員 会[01]	0	47,600	0	47,600	1.2
B 委 員 会[02]	0	56,000	0	56,000	1.4
D 委 員 会[04]	0	61,000	0	61,000	1.5
E 委 員 会[05]	0	16,000	0	16,000	0.4
F 委 員 会[06]	0	27,000	0	27,000	0.7
G 委 員 会[07]	0	44,000	0	44,000	1.1
H 委 員 会[08]	0	53,000	0	53,000	1.3
J 委 員 会[10]	0	110,600	0	110,600	2.7
通 信 運 搬 費 (524)	0	10,000	0	10,000	0.2
D 委 員 会[04]	0	10,000	0	10,000	0.2
消 耗 什 器 備 品 費 (531)	0	100,000	0	100,000	2.4
消 耗 品 費 (532)	0	30,000	0	30,000	0.7
B 委 員 会[02]	0	20,000	0	20,000	0.5
E 委 員 会[05]	0	10,000	0	10,000	0.2
印 刷 製 本 費 (534)	0	100,000	0	100,000	2.4
A 委 員 会[01]	0	100,000	0	100,000	2.4
諸 謝 金 (539)	0	35,000	0	35,000	0.8
G 委 員 会[07]	0	35,000	0	35,000	0.8
委 託 費 (544)	0	240,000	0	240,000	5.8
D 委 員 会[04]	0	240,000	0	240,000	5.8
雑 費 (545)	0	8,210	0	8,210	0.2
そ の 他 事 業 費 (546)	0	26,480	0	26,480	0.6
C 委 員 会[03]	0	20,000	0	20,000	0.5
D 委 員 会[04]	0	6,480	0	6,480	0.2
〔 管 理 費 〕	0	2,785,925		2,785,925	67.4
給 料 手 当 (552)	0	2,000,000	0	2,000,000	48.4
接 待 交 際 費 (562)	0	99,500	0	99,500	2.4
会 議 費 (563)	0	10,000	0	10,000	0.2
旅 費 交 通 費 (564)	0	22,380	0	22,380	0.5
通 信 運 搬 費 (565)	0	32,040	0	32,040	0.8
消 耗 品 費 (574)	0	26,050	0	26,050	0.6
修 繕 費 (575)	0	30,000	0	30,000	0.7
燃 料 費 (577)	0	10,000	0	10,000	0.2
光 熱 水 料 費 (578)	0	250,000	0	250,000	6.0
賃 借 料 (579)	0	115,000	0	115,000	2.8
保 険 料 (580)	0	10,000	0	10,000	0.2
租 税 公 課 (582)	0	67,200	0	67,200	1.6
支 払 負 担 金 (583)	0	71,000	0	71,000	1.7
支 払 利 息 (585)	0	30,000	0	30,000	0.7
雑 費 (587)	0	12,755	0	12,755	0.3
【 経 常 費 用 】	0	4,135,815		4,135,815	100.0

合計残高試算表
(正味財産増減計算書)

3 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	前 残 高	借 方	貸 方	残 高	構成比
【当期経常増減額】	0		13,324,395	13,324,395	
【税前当期一般正財増減】	0		13,324,395	13,324,395	
【当期一般正味財産増減】	0		13,324,395	13,324,395	
【一般正味財産期末残高】	0		13,324,395	13,324,395	
受取国庫補助金 (691)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受取地方公団補助金 (692)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受取民間補助金 (693)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受託収益 (694)	0	0	2,000,000	2,000,000	
【当期指定正味財産増減】	0		5,000,000	5,000,000	
【指定正味財産期末残高】	0		5,000,000	5,000,000	
【正味財産期末残高】	0		18,324,395	18,324,395	

合計残高試算表
(収支計算書)

4 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	前 残 高	借 方	貸 方	残 高	率
入 会 金 収 入 (4421)	0	0	6,100,000	6,100,000	27.2
正 会 員 会 費 収 入 (4431)	0	0	1,000,000	1,000,000	4.5
特 別 会 員 会 費 収 入 (4432)	0	0	500,000	500,000	2.2
事 業 収 入 (4441)	0	0	100,000	100,000	0.4
乳 幼 児 健 診 収 入 (44001)	0	0	2,500,000	2,500,000	11.1
成 人 健 診 収 入 (44002)	0	0	1,800,000	1,800,000	8.0
乳 幼 児 予 防 接 種 収 入 (44011)	0	0	3,000,000	3,000,000	13.4
成 人 予 防 接 種 収 入 (44012)	0	0	2,100,000	2,100,000	9.3
国 庫 補 助 金 収 入 (4451)	0	0	1,000,000	1,000,000	4.5
地 方 公 共 団 体 補 助 金 (4452)	0	0	1,000,000	1,000,000	4.5
民 間 補 助 金 収 入 (4453)	0	0	1,000,000	1,000,000	4.5
受 託 収 入 (4454)	0	0	2,000,000	2,000,000	8.9
雑 収 入 (4483)	0	0	360,210	360,210	1.6
【事業活動収入】	0		22,460,210	22,460,210	100.0
〔事業費支出〕	0	1,349,890		1,349,890	27.3
臨時雇賃金支出 (4512)	0	385,000	0	385,000	7.8
旅費交通費支出 (4523)	0	415,200	0	415,200	8.4
通信運搬費支出 (4524)	0	10,000	0	10,000	0.2
消耗什器備品費支出 (4531)	0	100,000	0	100,000	2.0
消耗品費支出 (4532)	0	30,000	0	30,000	0.6
印刷製本費支出 (4534)	0	100,000	0	100,000	2.0
諸 謝 金 支 出 (4539)	0	35,000	0	35,000	0.7
委 託 費 支 出 (4545)	0	240,000	0	240,000	4.9
雑 支 出 (4546)	0	8,210	0	8,210	0.2
その他事業費支出 (4547)	0	26,480	0	26,480	0.5
〔管理費支出〕	0	3,585,925		3,585,925	72.7
給料手当支出 (4552)	0	2,000,000	0	2,000,000	40.5
退職給付支出 (4554)	0	800,000	0	800,000	16.2
接待交際費支出 (4562)	0	99,500	0	99,500	2.0
会 議 費 支 出 (4563)	0	10,000	0	10,000	0.2
旅費交通費支出 (4564)	0	22,380	0	22,380	0.5
通信運搬費支出 (4565)	0	32,040	0	32,040	0.6
消耗品費支出 (4574)	0	26,050	0	26,050	0.5
修繕費支出 (4575)	0	30,000	0	30,000	0.6
燃料費支出 (4577)	0	10,000	0	10,000	0.2
光熱水料費支出 (4578)	0	250,000	0	250,000	5.1
賃 借 料 支 出 (4579)	0	115,000	0	115,000	2.3
火災保険料支出 (4580)	0	10,000	0	10,000	0.2
租 税 公 課 支 出 (4582)	0	67,200	0	67,200	1.4
負 担 金 支 出 (4583)	0	71,000	0	71,000	1.4
支 払 利 息 支 出 (4585)	0	30,000	0	30,000	0.6
雑 支 出 (4587)	0	12,755	0	12,755	0.3
【事業活動支出】	0	4,935,815		4,935,815	100.0
【事業活動収支差額】	0		17,524,395	17,524,395	
退職給付引当資産取 (4821)	0	0	800,000	800,000	100.0
【投資活動収入】	0		800,000	800,000	100.0
【投資活動収支差額】	0		800,000	800,000	
長期借入金収入 (4912)	0	0	10,030,000	10,030,000	100.0
【財務活動収入】	0		10,030,000	10,030,000	100.0
【財務活動収支差額】	0		10,030,000	10,030,000	
【当期収支差額】	0		28,354,395	28,354,395	
【次期繰越収支差額】	0		28,354,395	28,354,395	

総勘定元帳

1 頁

19年 社団法人〇〇〇医師会
一般会計

(306) 未 抃 金

[illegible]

補助元帳

1 頁

19年 社団法人〇〇〇医師会
一般会計(121) 普 通 預 金
[01] み ず ほ 銀 行

日付	伝票No.	摘 要	相手科目名	借 方	貸 方	残 高
4. 1		前 期 繰 越				200,000,000
4. 3	振 2	FAXリース料	未 収 金	40,000		
"	振 3	入会金 東秀夫	(複 合 諸 口)	3,200,000		203,240,000
4. 4	振 6	預金引出	現 金		500,000	
"	振 7	保健センター	立 替 金		1,000,000	
"	振 8	健診委託業務料	未 払 金		690,000	
"	振 9	岩田邦彦	受取入会金	100,000		201,150,000
4. 5	振 13	複写機リース料	賃 借 料		25,000	201,125,000
4. 6	振 15	医科救急患者診療費	(複 合 諸 口)	6,000,000		207,125,000
4. 7	振 18	郡市会費	未 収 会 費	12,000		207,137,000
4. 10	振 20	予防接種受託料	未 収 金	130,000		
"	振 21	複写機リース料	(複 合 諸 口)		45,000	
"	振 22	入会金 上田誠	(複 合 諸 口)	3,200,000		210,422,000
4. 12	振 30	残高証明手数料戻し	雑 収 益	210		
"	振 31	振替	普 通 預 金 三菱東京UFJ	2,700,000		213,122,210
4. 13	振 33	高齢者インフルエンザ委託料	未 払 金		730,000	
"	振 34	郡市会費	未 収 会 費	12,000		212,404,210
4. 14	振 36	個別予防接種委託料	未 払 金		7,600,000	
"	"	10ヶ月児童健診委託料	未 払 金		500,000	
"	振 37	予防接種受託料 三種混合	(複 合 諸 口)	460,000		
"	振 38	水道料金	(複 合 諸 口)		348,000	204,416,210
4. 17	振 40	FB基本利用料	雑 費		2,100	
"	"	IB振込手数料	通 信 運 搬 費		8,000	
"	振 42	10ヶ月児健診受託料	(複 合 諸 口)	1,600,000		206,006,110
4. 19	振 45	郡市会費 山本洋子	未 収 会 費	12,000		206,018,110
4. 21	振 47	残高証明手数料	雑 費		420	
"	振 48	〇〇県医師会より預り金	預 り 金 そ の 他	700,000		
		次頁へ繰越		18,166,210	11,448,520	206,717,690

勘定別補助残高明細表

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘定科目	前残高	借方	貸方	残高
当座預金 (111)	10,500,000	0	10,000	10,490,000
みずほ銀行 [01]	6,500,000	0	10,000	6,490,000
三菱東京UFJ銀行 [02]	4,000,000	0	0	4,000,000
合 計	10,500,000	0	10,000	10,490,000
普通預金 (121)	640,000,000	58,905,210	34,006,875	664,898,335
みずほ銀行 [01]	200,000,000	57,055,210	11,639,220	245,415,990
三菱東京UFJ銀行 [02]	240,000,000	100,000	16,307,445	223,792,555
三井住友銀行 [03]	140,000,000	1,750,000	6,060,000	135,690,000
〇〇県医療信組 [04]	60,000,000	0	210	59,999,790
合 計	640,000,000	58,905,210	34,006,875	664,898,335
預り金 (311)	730,000	166,000	1,150,000	1,714,000
健康保険 [01]	100,000	0	100,000	200,000
厚生年金保険 [02]	130,000	0	120,000	250,000
雇用保険 [03]	350,000	0	20,000	370,000
所得税 [04]	50,000	6,000	80,000	124,000
住民税 [05]	0	0	60,000	60,000
グループ保険 [06]	0	0	20,000	20,000
財形貯蓄 [07]	0	50,000	50,000	0
その他の [08]	100,000	110,000	700,000	690,000
合 計	730,000	166,000	1,150,000	1,714,000
臨時雇賃金 (512)	0	385,000	0	385,000
B 委員会 [02]	0	300,000	0	300,000
H 委員会 [08]	0	85,000	0	85,000
合 計	0	385,000	0	385,000
旅費交通費 (523)	0	415,200	0	415,200
A 委員会 [01]	0	47,600	0	47,600
B 委員会 [02]	0	56,000	0	56,000
D 委員会 [04]	0	61,000	0	61,000
E 委員会 [05]	0	16,000	0	16,000
F 委員会 [06]	0	27,000	0	27,000
G 委員会 [07]	0	44,000	0	44,000
H 委員会 [08]	0	53,000	0	53,000
J 委員会 [10]	0	110,600	0	110,600
合 計	0	415,200	0	415,200
通信運搬費 (524)	0	10,000	0	10,000
D 委員会 [04]	0	10,000	0	10,000
合 計	0	10,000	0	10,000
消耗品費 (532)	0	30,000	0	30,000
B 委員会 [02]	0	20,000	0	20,000
E 委員会 [05]	0	10,000	0	10,000
合 計	0	30,000	0	30,000
印刷製本費 (534)	0	100,000	0	100,000
A 委員会 [01]	0	100,000	0	100,000
合 計	0	100,000	0	100,000
諸謝金 (539)	0	35,000	0	35,000
G 委員会 [07]	0	35,000	0	35,000
合 計	0	35,000	0	35,000
委託費 (544)	0	240,000	0	240,000
D 委員会 [04]	0	240,000	0	240,000
合 計	0	240,000	0	240,000
その他事業費 (546)	0	26,480	0	26,480
C 委員会 [03]	0	20,000	0	20,000
D 委員会 [04]	0	6,480	0	6,480
合 計	0	26,480	0	26,480

振替伝票

No. 39

承認印	確認 1	確認 2	係 印
-----	------	------	-----

19年 4月17日

伝票摘要

金 額	借 方 科 目	摘 要	貸 方 科 目	金 額
11 10,600 x仕課05	旅 費 交 通 費 J 委 員 会	三役会会合旅費	現 金	10,600 外
99 10,000 非仕	接 待 交 際 費	香典	現 金	10,000 外
5,000 外	立 替 金	はがき代	現 金	5,000 外
99 500 x仕課05	旅 費 交 通 費	切符代 市役所訪問	現 金	500 外
99 1,480 x仕課05	旅 費 交 通 費	告別式参列	現 金	1,480 外
27,580	合 計			27,580

振替伝票

No. 40

承認印	確認 1	確認 2	係 印
-----	------	------	-----

19年 4月17日

伝票摘要

金 額	借 方 科 目	摘 要	貸 方 科 目	金 額
99 2,100 x仕課05	雑 費	FB基本利用料	普 通 預 金 み ず ほ 銀 行	2,100 外
99 8,000 x仕課05	通 信 運 搬 費	IB振込手数料	普 通 預 金 み ず ほ 銀 行	8,000 外
10,100	合 計			10,100

貸借対照表

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

(4月 - 4月)

平成19年 4月30日現在

勘定科目	前残高	借方	貸方	残高	構成比
現金	1,800,000	811,000	1,641,940	969,060	0.1
当座預金	10,500,000	0	10,000	10,490,000	1.3
普通預金	640,000,000	58,905,210	34,006,875	664,898,335	79.8
【現金及び預金】	652,300,000	59,716,210	35,658,815	676,357,395	81.2
未収会費	530,000	1,500,000	295,000	1,735,000	0.2
未収金	53,000,000	0	23,937,000	29,063,000	3.5
前払金	120,000	0	0	120,000	0.0
短期貸付金	100,000	0	0	100,000	0.0
立替金	480,000	1,040,000	152,000	1,368,000	0.2
仮払金	50,000	0	0	50,000	0.0
【流動資産】	706,580,000	62,256,210	60,042,815	708,793,395	85.1
一般退職給付引当資産	2,000,000	0	800,000	1,200,000	0.1
〔特定資産〕	2,000,000	0	800,000	1,200,000	0.1
建物	135,000,000	0	0	135,000,000	16.2
車両運搬具	3,000,000	0	0	3,000,000	0.4
什器備品	14,000,000	0	0	14,000,000	1.7
土地	10,000,000	0	0	10,000,000	1.2
建物減価償却累計額	△35,000,000	0	0	△35,000,000	4.2
車両減価償却累計額	△700,000	0	0	△700,000	0.1
什器減価償却累計額	△3,600,000	0	0	△3,600,000	0.4
〔その他固定資産〕	122,700,000	0	0	122,700,000	14.7
【固定資産】	124,700,000	0	800,000	123,900,000	14.9
【資産合計】	831,280,000	62,256,210	60,842,815	832,693,395	100.0
未払金	70,000,000	27,597,000	0	42,403,000	5.1
前受会費	1,400,000	0	472,000	1,872,000	0.2
前受金	500,000	0	0	500,000	0.1
預り金	730,000	166,000	1,150,000	1,714,000	0.2
短期借入金	8,000,000	0	0	8,000,000	1.0
仮受金	20,000,000	0	0	20,000,000	2.4
【流動負債】	100,630,000	27,763,000	1,622,000	74,489,000	8.9
長期借入金	700,000,000	0	10,030,000	710,030,000	85.3
退職給付引当金	30,000,000	800,000	0	29,200,000	3.5
受入保証金	650,000	0	0	650,000	0.1
【固定負債】	730,650,000	800,000	10,030,000	739,880,000	88.9
【負債合計】	831,280,000	28,563,000	11,652,000	814,369,000	97.8
国庫補助金	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
地方公共団体補助金	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
民間補助金	0	0	1,000,000	1,000,000	0.1
受託金	0	0	2,000,000	2,000,000	0.2
〔指定正味財産〕	0		5,000,000	5,000,000	0.6
〔一般正味財産〕	0		13,324,395	13,324,395	1.6
(うち特定資産への充当額)	2,000,000	800,000		1,200,000	0.1
【正味財産合計】	0		18,324,395	18,324,395	2.2
【負債・正味財産合計】	831,280,000	28,563,000	29,976,395	832,693,395	100.0

正味財産増減計算書

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計

(4月 - 4月)

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	前 残 高	借 方	貸 方	残 高	構成比
〔受取入会金〕	0		6,100,000	6,100,000	34.9
受 取 入 会 金 (421)	0	0	6,100,000	6,100,000	34.9
〔受取会費〕	0		1,500,000	1,500,000	8.6
正 会 員 受 取 会 費 (431)	0	0	1,000,000	1,000,000	5.7
特 別 会 員 受 取 会 費 (432)	0	0	500,000	500,000	2.9
〔事業収益〕	0		9,500,000	9,500,000	54.4
事 業 収 益 (441)	0	0	100,000	100,000	0.6
〔健診事業収益〕	0		4,300,000	4,300,000	24.6
乳 幼 児 健 診 収 益 (4001)	0	0	2,500,000	2,500,000	14.3
成 人 健 診 収 益 (4002)	0	0	1,800,000	1,800,000	10.3
〔予防接種事業収益〕	0		5,100,000	5,100,000	29.2
乳 幼 児 予 防 接 種 収 益 (4011)	0	0	3,000,000	3,000,000	17.2
成 人 予 防 接 種 収 益 (4012)	0	0	2,100,000	2,100,000	12.0
〔雑収益〕	0		360,210	360,210	2.1
雑 収 益 (483)	0	0	360,210	360,210	2.1
【経常収益】	0		17,460,210	17,460,210	100.0
〔事業費〕	0	1,349,890		1,349,890	32.6
臨 時 雇 賃 金 (512)	0	385,000	0	385,000	9.3
旅 費 交 通 費 (523)	0	415,200	0	415,200	10.0
通 信 運 搬 費 (524)	0	10,000	0	10,000	0.2
消 耗 什 器 備 品 費 (531)	0	100,000	0	100,000	2.4
消 耗 品 費 (532)	0	30,000	0	30,000	0.7
印 刷 製 本 費 (534)	0	100,000	0	100,000	2.4
諸 謝 金 (539)	0	35,000	0	35,000	0.8
委 託 費 (544)	0	240,000	0	240,000	5.8
雑 費 (545)	0	8,210	0	8,210	0.2
そ の 他 事 業 費 (546)	0	26,480	0	26,480	0.6
〔管理費〕	0	2,785,925		2,785,925	67.4
給 料 手 当 (552)	0	2,000,000	0	2,000,000	48.4
接 待 交 際 費 (562)	0	99,500	0	99,500	2.4
会 議 費 (563)	0	10,000	0	10,000	0.2
旅 費 交 通 費 (564)	0	22,380	0	22,380	0.5
通 信 運 搬 費 (565)	0	32,040	0	32,040	0.8
消 耗 品 費 (574)	0	26,050	0	26,050	0.6
修 繕 費 (575)	0	30,000	0	30,000	0.7
燃 料 費 (577)	0	10,000	0	10,000	0.2
光 熱 水 料 費 (578)	0	250,000	0	250,000	6.0
賃 借 料 (579)	0	115,000	0	115,000	2.8
保 険 料 (580)	0	10,000	0	10,000	0.2
租 税 公 課 (582)	0	67,200	0	67,200	1.6
支 払 負 担 金 (583)	0	71,000	0	71,000	1.7
支 払 利 息 (585)	0	30,000	0	30,000	0.7
雑 費 (587)	0	12,755	0	12,755	0.3
【経常費用】	0	4,135,815		4,135,815	100.0
【当期経常増減額】	0		13,324,395	13,324,395	
【税前当期一般正財増減】	0		13,324,395	13,324,395	
【当期一般正味財産増減】	0		13,324,395	13,324,395	
【一般正味財産期末残高】	0		13,324,395	13,324,395	
〔受取補助金等〕	0		5,000,000	5,000,000	
受 取 国 庫 補 助 金 (691)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受 取 地 方 公 団 補 助 金 (692)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受 取 民 間 補 助 金 (693)	0	0	1,000,000	1,000,000	
受 託 収 益 (694)	0	0	2,000,000	2,000,000	
【当期指定正味財産増減】	0		5,000,000	5,000,000	
【指定正味財産期末残高】	0		5,000,000	5,000,000	
【正味財産期末残高】	0		18,324,395	18,324,395	

収支計算書

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計(期間発生)
自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	予算残高 (A) (当初予算)	決 算 額 (B)	差 異 (A - B)	比 率 B/A*100
〔基本財産運用収入〕	20,000	0	20,000	-
基本財産利息収入 (4401)	10,000	0	10,000	-
基本財産配当金収入 (4402)	10,000	0	10,000	-
〔入会金収入〕	20,000,000	6,100,000	13,900,000	30.5
入 会 金 収 入 (4421)	20,000,000	6,100,000	13,900,000	30.5
〔会費収入〕	29,000,000	1,500,000	27,500,000	5.2
正会員会費収入 (4431)	20,000,000	1,000,000	19,000,000	5.0
特別会員会費収入 (4432)	5,000,000	500,000	4,500,000	10.0
賛助会員会費収入 (4433)	4,000,000	0	4,000,000	-
〔事業収入〕	410,000,000	9,500,000	400,500,000	2.3
事 業 収 入 (4441)	10,000,000	100,000	9,900,000	1.0
〔健診事業収入〕	200,000,000	4,300,000	195,700,000	2.1
乳幼児健診収入 (44001)	100,000,000	2,500,000	97,500,000	2.5
成人健診収入 (44002)	100,000,000	1,800,000	98,200,000	1.8
〔予防接種事業収入〕	200,000,000	5,100,000	194,900,000	2.5
乳幼児予防接種収入 (44011)	100,000,000	3,000,000	97,000,000	3.0
成人予防接種収入 (44012)	100,000,000	2,100,000	97,900,000	2.1
〔補助金等収入〕	8,000,000	5,000,000	3,000,000	62.5
国庫補助金収入 (4451)	2,000,000	1,000,000	1,000,000	50.0
地方公共団体補助金収入 (4452)	2,000,000	1,000,000	1,000,000	50.0
民間補助金収入 (4453)	2,000,000	1,000,000	1,000,000	50.0
受 託 収 入 (4454)	2,000,000	2,000,000	0	100.0
〔雑収入〕	7,000,000	360,210	6,639,790	5.1
雑 収 入 (4483)	7,000,000	360,210	6,639,790	5.1
【事業活動収入】	474,020,000	22,460,210	451,559,790	4.7
〔事業費支出〕	116,000,000	1,349,890	114,650,110	1.2
臨時雇賃金支出 (4512)	0	385,000	-385,000	-
広告宣伝費支出 (4521)	5,000,000	0	5,000,000	-
接待交際費支出 (4522)	5,000,000	0	5,000,000	-
旅費交通費支出 (4523)	10,000,000	415,200	9,584,800	4.2
通信運搬費支出 (4524)	5,000,000	10,000	4,990,000	0.2
消耗什器備品費支出 (4531)	5,000,000	100,000	4,900,000	2.0
消耗品費支出 (4532)	5,000,000	30,000	4,970,000	0.6
修繕費支出 (4533)	1,000,000	0	1,000,000	-
印刷製本費支出 (4534)	5,000,000	100,000	4,900,000	2.0
燃料費支出 (4535)	1,000,000	0	1,000,000	-
光熱水料費支出 (4536)	1,000,000	0	1,000,000	-
賃借料支出 (4537)	1,000,000	0	1,000,000	-
保険料支出 (4538)	1,000,000	0	1,000,000	-
諸謝金支出 (4539)	1,000,000	35,000	965,000	3.5
負担金支出 (4541)	10,000,000	0	10,000,000	-
助成金支出 (4542)	10,000,000	0	10,000,000	-
前払金支出 (4543)	10,000,000	0	10,000,000	-
寄付金支出 (4544)	10,000,000	0	10,000,000	-
委託費支出 (4545)	10,000,000	240,000	9,760,000	2.4
雑 支 出 (4546)	10,000,000	8,210	9,991,790	0.1
その他事業費支出 (4547)	10,000,000	26,480	9,973,520	0.3
〔管理費支出〕	124,520,000	3,585,925	120,934,075	2.9
給料手当支出 (4552)	50,000,000	2,000,000	48,000,000	4.0
賞 与 支 出 (4553)	10,000,000	0	10,000,000	-
退職給付支出 (4554)	10,000,000	800,000	9,200,000	8.0
福利厚生費支出 (4556)	6,000,000	0	6,000,000	-
接待交際費支出 (4562)	2,000,000	99,500	1,900,500	5.0
会議費支出 (4563)	2,000,000	10,000	1,990,000	0.5
旅費交通費支出 (4564)	2,000,000	22,380	1,977,620	1.1

(* *) は予備費流用先です)

収支計算書

2 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計(期間発生)
自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

勘 定 科 目	予算残高 (A) (当初予算)	決 算 額 (B)	差 異 (A - B)	比 率 B/A*100
通信運搬費支出 (4565)	2,000,000	32,040	1,967,960	1.6
消耗什器備品費支出 (4573)	2,000,000	0	2,000,000	-
消耗品費支出 (4574)	2,000,000	26,050	1,973,950	1.3
修繕費支出 (4575)	200,000	30,000	170,000	15.0
印刷製本費支出 (4576)	1,500,000	0	1,500,000	-
燃料費支出 (4577)	70,000	10,000	60,000	14.3
光熱水料費支出 (4578)	3,000,000	250,000	2,750,000	8.3
賃借料支出 (4579)	2,000,000	115,000	1,885,000	5.8
火災保険料支出 (4580)	100,000	10,000	90,000	10.0
諸謝金支出 (4581)	1,500,000	0	1,500,000	-
租税公課支出 (4582)	20,000,000	67,200	19,932,800	0.3
負担金支出 (4583)	1,000,000	71,000	929,000	7.1
寄付金支出 (4584)	100,000	0	100,000	-
支払利息支出 (4585)	50,000	30,000	20,000	60.0
雑支出 (4587)	7,000,000	12,755	6,987,245	0.2
【事業活動支出】	240,520,000	4,935,815	235,584,185	2.1
【事業活動収支差額】	233,500,000	17,524,395	215,975,605	7.5
〔特定資産取崩収入〕	2,500,000	800,000	1,700,000	32.0
退職給付引当資産取崩収入(4821)	2,500,000	800,000	1,700,000	32.0
【投資活動収入】	2,500,000	800,000	1,700,000	32.0
〔特定資産取得支出〕	16,000,000	0	16,000,000	-
退職給付引当資産取得支出 (4871)	6,000,000	0	6,000,000	-
減価償却引当資産取得支出 (4872)	10,000,000	0	10,000,000	-
〔固定資産取得支出〕	6,000,000	0	6,000,000	-
車両運搬具購入支出 (4884)	3,000,000	0	3,000,000	-
什器備品購入支出 (4885)	3,000,000	0	3,000,000	-
【投資活動支出】	22,000,000	0	22,000,000	-
【投資活動収支差額】	-19,500,000	800,000	-20,300,000	-
〔借入金収入〕	0	10,030,000	-10,030,000	-
長期借入金収入 (4912)	0	10,030,000	-10,030,000	-
【財務活動収入】	0	10,030,000	-10,030,000	-
〔借入金返済支出〕	208,000,000	0	208,000,000	-
短期借入金返済支出 (4921)	8,000,000	0	8,000,000	-
長期借入金返済支出 (4922)	200,000,000	0	200,000,000	-
【財務活動支出】	208,000,000	0	208,000,000	-
【財務活動収支差額】	-208,000,000	10,030,000	-218,030,000	-
予備費支出 (4931)	6,000,000	0	6,000,000	-
	0			
【当期収支差額】	0	28,354,395	-28,354,395	-
【次期繰越収支差額】	0	28,354,395	-28,354,395	-

(" *" は予備費流用先です)

法人消費増税計算書
(一般課税)

sample 社団法人〇〇〇〇医師会

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

項 目	申告書のNo.	税率	金 額	【税抜き経理分】			【税込み経理分】		
				①税抜き金額	②反受/仮払 消費税額等	③税抜き金額分の 消費税額等(目安)	⑤税込み金額	⑦合 計	
1. 売上の金額 (課税標準額) [1]		4 %	11,295,000						
			11,295,000	11,860,210			0		11,860,210
2. 売上に係る消費税額 [2]			451,800						
		4 %	451,800		0 (	593,010)			
3. 控除過大調整税額 [3]			33,531						
4. 売上の返還に係る消費税額 [5]			0						
5. 貸倒れに係る消費税額 [6]			0						
6. 仕入に係る消費税額 (国内)			58,194						
		4 %	58,194	1,527,615	0 (	76,380)	0		1,527,615
うち控除できる消費税額 [4]			0						
(全額控除方式)			0						
7. 控除税額小計 [7]			0						
8. 消費税額 (差引税額) [9]			485,300						
9. 地方消費税の課税標準税額 [18]			485,300						
10. 地方消費税額 [20]			121,300						
11. 消費税及び地方消費税の合計税額			606,600						
12. 課税売上高			11,295,438						
13. 課税資産の譲渡等の対価の額 [15]			0						
(うち輸出金額)			0						
14. 非課税売上高			0						
15. 課税売上割合 (%)			100.00000000						
16. 特定収入		4 %	10,600,000						
			3,000,000						
(うち課税仕入に係る特定収入以外の収入)			7,600,000						
17. 特定収入割合 (%)			48.4191119						
18. 調整割合 (%)			40.22134866						
通常控除できる消費税額			58,194						
調整額			91,725						
「12. 課税売上高」には、輸出 (非課税) の金額は含みません。									
課税対象月数 (月)			12						
仮受け消費税額等計			0						
仮払い消費税額等計			0						

[参考事項]

項 目	当期	前々期	通算	増減	変化率
課税売上高	11,295,438	0	11,295,438		
非課税売上高	0	0	0		
課税売上割合 (%)	100.00000000	-	100.00000000	-	-
その他の割合課税分	0	0	0		
その他の割合非課税分	0	0	0		
その他の割合 (%)	-	-	-	-	-

自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

法人消費税計算書
(一般課税)

sample 社団法人〇〇〇医師会

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

項	目	金 額
課税売上額 (税抜き)	[1]	11,295,438
免税売上額	[2]	0
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	[3]	0
課税資産の譲渡等の対価の額	[4]	11,295,438
課税資産の譲渡等の対価の額 ([4]の金額)	[5]	11,295,438
非課税売上額	[6]	0
資産の譲渡等の対価の額	[7]	11,295,438
課税売上割合		100.0%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	[8]	1,527,615
課税仕入れに係る消費税額	[9]	58,194
課税貨物に係る消費税額	[10]	0
課税仕入れ等の税額の合計額	[12]	58,194
課税売上割合が95%以上の場合 ([12]の金額)	[13]	58,194
課税売上割合が95%未満の場合 ([12]の金額)	[14]	
課税売上未対応 割合	[15]	
課税仕入れ等の税額 割合	[16]	
一括比例配分方式により控除する 場合	[17]	
差引 控除対象仕入税額	[20]	
控除過大調整税額	[21]	33,531
貸倒回収に係る消費税額	[22]	0

決算報告書

第 10 期

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月31日

社団法人〇〇〇医師会

貸借対照表

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

平成20年 3月31日現在 (単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔 資 産 の 部 〕			
【 流 動 資 産 】			
現 金 預 金	676,337,395	0	676,337,395
未 収 会 費	1,735,000	0	1,735,000
未 収 金	29,063,000	0	29,063,000
前 払 金	120,000	0	120,000
短 期 貸 付 金	100,000	0	100,000
立 替 金	1,368,000	0	1,368,000
仮 払 金	50,000	0	50,000
流 動 資 産 合 計	708,773,395	0	708,773,395
【 固 定 資 産 】			
(特 定 資 産)			
退職給付引当資産	1,200,000	0	1,200,000
特 定 資 産 合 計	1,200,000	0	1,200,000
(その他固定資産)			
建 物	135,000,000	0	135,000,000
車 両 運 搬 具	3,000,000	0	3,000,000
什 器 備 品	14,000,000	0	14,000,000
土 地	10,000,000	0	10,000,000
減 価 償 却 累 計 額	△ 39,300,000	△ 0	39,300,000
その他固定資産合計	122,700,000	0	122,700,000
固 定 資 産 合 計	123,900,000	0	123,900,000
資 産 合 計	832,673,395	0	832,673,395
〔 負 債 の 部 〕			
【 流 動 負 債 】			
未 払 金	42,403,000	0	42,403,000
前 受 会 費	1,872,000	0	1,872,000
前 受 金	500,000	0	500,000
預 り 金	1,714,000	0	1,714,000
短 期 借 入 金	8,000,000	0	8,000,000
仮 受 金	20,000,000	0	20,000,000
流 動 負 債 合 計	74,489,000	0	74,489,000
【 固 定 負 債 】			
長 期 借 入 金	710,030,000	0	710,030,000
退職給付引当金	29,200,000	0	29,200,000
受 入 保 証 金	650,000	0	650,000
固 定 負 債 合 計	739,880,000	0	739,880,000
負 債 合 計	814,369,000	0	814,369,000
〔 正 味 財 産 の 部 〕			
【 指 定 正 味 財 産 】			
国 庫 補 助 金	1,000,000	0	1,000,000
地方公共団体補助金	1,000,000	0	1,000,000
民 間 補 助 金	1,000,000	0	1,000,000
受 託 金	2,000,000	0	2,000,000
指定正味財産合計	5,000,000	0	5,000,000
【 一 般 正 味 財 産 】	13,304,395	0	13,304,395
(うち特定資産への充当額)	(1,200,000)	(0)	(1,200,000)
正 味 財 産 合 計	18,304,395	0	18,304,395
負債及び正味財産合計	832,673,395	0	832,673,395

正味財産増減計算書

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 (単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
〔一般正味財産増減の部〕			
〔経常増減の部〕			
〔経常収益〕			
【受取入金】			
受取入金	6,100,000	0	6,100,000
【受取会費】			
正会員受取会費	1,000,000	0	1,000,000
特別会員受取会費	500,000	0	500,000
【事業収益】			
事業収益	9,500,000	0	9,500,000
【雑収益】			
雑収益	360,210	0	360,210
経常収益計	17,460,210	0	17,460,210
〔経常費用〕			
【事業費】			
臨時雇賃金	385,000	0	385,000
旅費交通費	435,200	0	435,200
通信運搬費	10,000	0	10,000
消耗什器備品費	100,000	0	100,000
消耗品費	30,000	0	30,000
印刷製本費	100,000	0	100,000
諸謝金	35,000	0	35,000
委託費	240,000	0	240,000
雑費	8,210	0	8,210
その他事業費	26,480	0	26,480
【管理費】			
給料手当	2,000,000	0	2,000,000
接待交際費	99,500	0	99,500
会議費	10,000	0	10,000
旅費交通費	22,380	0	22,380
通信運搬費	32,040	0	32,040
消耗品費	26,050	0	26,050
修繕費	30,000	0	30,000
燃料費	10,000	0	10,000
光熱水料費	250,000	0	250,000
賃借料	115,000	0	115,000
保険料	10,000	0	10,000
租税公課	67,200	0	67,200
支払負担金	71,000	0	71,000
支払利息	30,000	0	30,000
雑費	12,755	0	12,755
経常費用計	4,155,815	0	4,155,815
当期経常増減額	13,304,395	0	13,304,395
税引き前当期一般正味財産増減額	13,304,395	0	13,304,395
当期一般正味財産増減額	13,304,395	0	13,304,395
一般正味財産期末残高	13,304,395	0	13,304,395
〔指定正味財産増減の部〕			
【受取補助金等】			
受取国庫補助金	1,000,000	0	1,000,000
受取地方公共団体補助金	1,000,000	0	1,000,000
受取民間補助金	1,000,000	0	1,000,000
受託収益	2,000,000	0	2,000,000
当期指定正味財産増減額	5,000,000	0	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000	0	5,000,000
正味財産期末残高	18,304,395	0	18,304,395

財産目録

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

平成20年 3月31日現在 (単位:円)

科 目	金 額	
〔 資 産 の 部 〕		
【 流 動 資 産 】		
現 金 預 金	676,337,395	
未 収 会 費	1,735,000	
未 収 金	29,063,000	
前 払 金	120,000	
短 期 貸 付 金	100,000	
立 替 金	1,368,000	
仮 払 金	50,000	
流 動 資 産 合 計		708,773,395
【 固 定 資 産 】		
(特 定 資 産)		
退職給付引当資産	1,200,000	
特 定 資 産 合 計	1,200,000	
(その他固定資産)		
建 物	135,000,000	
車 両 運 搬 具	3,000,000	
什 器 備 品	14,000,000	
土 地	10,000,000	
減価償却累計額	△ 39,300,000	
その他固定資産合計	122,700,000	
固 定 資 産 合 計		123,900,000
資 産 合 計		832,673,395
〔 負 債 の 部 〕		
【 流 動 負 債 】		
未 払 金	42,403,000	
前 受 会 費	1,872,000	
前 受 金	500,000	
預 り 金	1,714,000	
短 期 借 入 金	8,000,000	
仮 受 金	20,000,000	
流 動 負 債 合 計		74,489,000
【 固 定 負 債 】		
長 期 借 入 金	710,030,000	
退職給付引当金	29,200,000	
受 入 保 証 金	650,000	
固 定 負 債 合 計		739,880,000
負 債 合 計		814,369,000
正 味 財 産		18,304,395

監査報告書

社団法人〇〇〇医師会

理事長 鈴木 太郎

平成20年 5月20日

社団法人〇〇〇医師会

監事 田中 次郎

監事 中村 三郎

監事 小川 洋子

監事 村田 孝子

私達は、平成19年4月1日から 平成20年3月31日までの第10期事業年度の業務執行
状況、貸借対照表及び財産目録、正味財産増減計算書並びに関係諸帳票、証拠書類について監査しま
した結果、適法かつ正確であることを認めます。

収支予算書

1 頁

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日 (単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
〔事業活動収支の部〕				
〔事業活動収入〕				
【基本財産運用収入】				
基本財産利息収入	0	10,000	△ 10,000	
基本財産配当金収入	0	10,000	△ 10,000	
【入会金収入】				
入 会 金 収 入	0	20,000,000	△ 20,000,000	
【会費収入】				
正会員会費収入	0	20,000,000	△ 20,000,000	
特別会員会費収入	0	5,000,000	△ 5,000,000	
賛助会員会費収入	0	4,000,000	△ 4,000,000	
【事業収入】				
事 業 収 入	0	410,000,000	△ 410,000,000	
【補助金等収入】				
国庫補助金収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
地方公共団体補助金収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
民間補助金収入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
受 託 収 入	0	2,000,000	△ 2,000,000	
【雑収入】				
雑 収 入	0	7,000,000	△ 7,000,000	
事業活動収入計	0	474,020,000	△ 474,020,000	
〔事業活動支出〕				
【事業費支出】				
広告宣伝費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
接待交際費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
旅費交通費支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
通信運搬費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
消耗什器備品費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
消耗品費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
修繕費支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
印刷製本費支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
燃料費支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
光熱水料費支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
賃借料支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
保険料支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
諸謝金支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
負担金支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
助成金支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
前払金支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
寄付金支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
委託費支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
雑 支 出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
その他事業費	0	10,000,000	△ 10,000,000	
【管理費支出】				
給料手当支出	0	50,000,000	△ 50,000,000	
賞 与 支 出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
退職給付支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
福利厚生費支出	0	6,000,000	△ 6,000,000	
接待交際費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
会議費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
旅費交通費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
通信運搬費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
消耗什器備品費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
消耗品費支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
修繕費支出	0	200,000	△ 200,000	
印刷製本費支出	0	1,500,000	△ 1,500,000	
燃料費支出	0	70,000	△ 70,000	

収支予算書

2 頁

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日 (単位: 円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
光熱水料費支出	0	3,000,000	△ 3,000,000	
賃借料支出	0	2,000,000	△ 2,000,000	
火災保険料支出	0	100,000	△ 100,000	
諸謝金支出	0	1,500,000	△ 1,500,000	
租税公課支出	0	20,000,000	△ 20,000,000	
負担金支出	0	1,000,000	△ 1,000,000	
寄付金支出	0	100,000	△ 100,000	
支払利息支出	0	50,000	△ 50,000	
雑支出	0	7,000,000	△ 7,000,000	
事業活動支出計	0	240,520,000	△ 240,520,000	
事業活動収支差額	0	233,500,000	△ 233,500,000	
〔投資活動収支の部〕				
〔投資活動収入〕				
【特定資産取崩収入】				
退職給付引当資産取崩収入	0	2,500,000	△ 2,500,000	
投資活動収入計	0	2,500,000	△ 2,500,000	
〔投資活動支出〕				
【特定資産取得支出】				
退職給付引当資産取得支出	0	6,000,000	△ 6,000,000	
減価償却引当資産取得支出	0	10,000,000	△ 10,000,000	
【固定資産取得支出】				
車両運搬具購入支出	0	3,000,000	△ 3,000,000	
什器備品購入支出	0	3,000,000	△ 3,000,000	
投資活動支出計	0	22,000,000	△ 22,000,000	
投資活動収支差額	0	△ 19,500,000	19,500,000	
〔財務活動収支の部〕				
〔財務活動支出〕				
【借入金返済支出】				
短期借入金返済支出	0	8,000,000	△ 8,000,000	
長期借入金返済支出	0	200,000,000	△ 200,000,000	
財務活動支出計	0	208,000,000	△ 208,000,000	
財務活動収支差額	0	△ 208,000,000	208,000,000	
【予備費支出】				
予備費支出	0	6,000,000	△ 6,000,000	
当期収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

収支計算書

1 頁

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 (単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
〔事業活動収支の部〕				
〔事業活動収入〕				
【基本財産運用収入】				
基本財産利息収入	10,000	0	10,000	
基本財産配当金収入	10,000	0	10,000	
【入金収入】				
入金収入	20,000,000	6,100,000	13,900,000	
【会費収入】				
正会員会費収入	20,000,000	1,000,000	19,000,000	
特別会員会費収入	5,000,000	500,000	4,500,000	
賛助会員会費収入	4,000,000	0	4,000,000	
【事業収入】				
事業収入	410,000,000	9,500,000	400,500,000	
【補助金等収入】				
国庫補助金収入	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
地方公共団体補助金収入	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
民間補助金収入	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
受託収入	2,000,000	2,000,000	0	
【雑収入】				
雑収入	7,000,000	360,210	6,639,790	
事業活動収入計	474,020,000	22,460,210	451,559,790	
〔事業活動支出〕				
【事業費支出】				
臨時雇賃金支出	0	385,000	△ 385,000	
広告宣伝費支出	5,000,000	0	5,000,000	
接待交際費支出	5,000,000	0	5,000,000	
旅費交通費支出	10,000,000	435,200	9,564,800	
通信運搬費支出	5,000,000	10,000	4,990,000	
消耗什器備品費支出	5,000,000	100,000	4,900,000	
消耗品費支出	5,000,000	30,000	4,970,000	
修繕費支出	1,000,000	0	1,000,000	
印刷製本費支出	5,000,000	100,000	4,900,000	
燃料費支出	1,000,000	0	1,000,000	
光熱水料費支出	1,000,000	0	1,000,000	
賃借料支出	1,000,000	0	1,000,000	
保険料支出	1,000,000	0	1,000,000	
諸謝金支出	1,000,000	35,000	965,000	
負担金支出	10,000,000	0	10,000,000	
助成金支出	10,000,000	0	10,000,000	
前払金支出	10,000,000	0	10,000,000	
寄付金支出	10,000,000	0	10,000,000	
委託費支出	10,000,000	240,000	9,760,000	
雑支出	10,000,000	8,210	9,991,790	
その他事業費	10,000,000	26,480	9,973,520	
【管理費支出】				
給料手当支出	50,000,000	2,000,000	48,000,000	
賞与支出	10,000,000	0	10,000,000	
退職給付支出	10,000,000	800,000	9,200,000	
福利厚生費支出	6,000,000	0	6,000,000	
接待交際費支出	2,000,000	99,500	1,900,500	
会議費支出	2,000,000	10,000	1,990,000	
旅費交通費支出	2,000,000	22,380	1,977,620	
通信運搬費支出	2,000,000	32,040	1,967,960	
消耗什器備品費支出	2,000,000	0	2,000,000	
消耗品費支出	2,000,000	26,050	1,973,950	
修繕費支出	200,000	30,000	170,000	
印刷製本費支出	1,500,000	0	1,500,000	

収支計算書

2 頁

社団法人〇〇〇医師会
一般会計

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 (単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
燃 料 費 支 出	70,000	10,000	60,000	
光 熱 水 料 費 支 出	3,000,000	250,000	2,750,000	
賃 借 料 支 出	2,000,000	115,000	1,885,000	
火 災 保 険 料 支 出	100,000	10,000	90,000	
諸 謝 金 支 出	1,500,000	0	1,500,000	
租 税 公 課 支 出	20,000,000	67,200	19,932,800	
負 担 金 支 出	1,000,000	71,000	929,000	
寄 付 金 支 出	100,000	0	100,000	
支 払 利 息 支 出	50,000	30,000	20,000	
雑 支 出	7,000,000	12,755	6,987,245	
事業活動支出計	240,520,000	4,955,815	235,564,185	
事業活動収支差額	233,500,000	17,504,395	215,995,605	
〔投資活動収支の部〕				
〔投資活動収入〕				
【特定資産取崩収入】				
退職給付引当資産取崩収入	2,500,000	800,000	1,700,000	
投資活動収入計	2,500,000	800,000	1,700,000	
〔投資活動支出〕				
【特定資産取得支出】				
退職給付引当資産取得支出	6,000,000	0	6,000,000	
減価償却引当資産取得支出	10,000,000	0	10,000,000	
【固定資産取得支出】				
車両運搬具購入支出	3,000,000	0	3,000,000	
什器備品購入支出	3,000,000	0	3,000,000	
投資活動支出計	22,000,000	0	22,000,000	
投資活動収支差額	△ 19,500,000	800,000	△ 20,300,000	
〔財務活動収支の部〕				
〔財務活動収入〕				
【借入金収入】				
長期借入金収入	0	10,030,000	△ 10,030,000	
財務活動収入計	0	10,030,000	△ 10,030,000	
〔財務活動支出〕				
【借入金返済支出】				
短期借入金返済支出	8,000,000	0	8,000,000	
長期借入金返済支出	200,000,000	0	200,000,000	
財務活動支出計	208,000,000	0	208,000,000	
財務活動収支差額	△ 208,000,000	10,030,000	△ 218,030,000	
【予備費支出】				
予 備 費 支 出	6,000,000	0	6,000,000	
当期収支差額	0	28,334,395	△ 28,334,395	
次期繰越収支差額	0	28,334,395	△ 28,334,395	

キャッシュ・フロー計算書
(直接法)

社団法人〇〇〇医師会

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日 (単位: 円)

項 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
③ 入会金収入			
入会金収入	6,100,000	0	6,100,000
④ 会費収入			
正会員会費収入	267,000	0	267,000
特別会員会費収入	500,000	0	500,000
⑤ 事業収入			
事業収入	33,437,000	0	33,437,000
⑥ 補助金等収入			
国庫補助金収入	1,000,000	0	1,000,000
地方公共団体補助金収入	1,000,000	0	1,000,000
民間補助金収入	1,000,000	0	1,000,000
受託収入	2,000,000	0	2,000,000
⑨ 雑収入			
雑収入	360,210	0	360,210
事業活動収入計	45,664,210	0	45,664,210
2. 事業活動支出			
① 事業費支出			
給料手当支出	-96,000	0	-96,000
臨時雇賃金支出	385,000	0	385,000
旅費交通費支出	435,200	0	435,200
通信運搬費支出	10,000	0	10,000
消耗什器備品費支出	100,000	0	100,000
消耗品費支出	30,000	0	30,000
印刷製本費支出	100,000	0	100,000
諸謝金支出	35,000	0	35,000
委託費支出	240,000	0	240,000
雑支出	8,210	0	8,210
その他事業費支出	27,623,480	0	27,623,480
② 管理費支出			
給料手当支出	2,000,000	0	2,000,000
退職給付支出	800,000	0	800,000
接待交際費支出	99,500	0	99,500
会議費支出	10,000	0	10,000
旅費交通費支出	22,380	0	22,380
通信運搬費支出	32,040	0	32,040
消耗品費支出	26,050	0	26,050
修繕費支出	30,000	0	30,000
燃料費支出	10,000	0	10,000
光熱水料費支出	250,000	0	250,000
賃借料支出	115,000	0	115,000
火災保険料支出	10,000	0	10,000
租税公課支出	67,200	0	67,200
負担金支出	71,000	0	71,000
支払利息支出	30,000	0	30,000
雑支出	12,755	0	12,755
事業活動支出計	32,456,815	0	32,456,815
事業活動によるキャッシュ・フロー	13,207,395	0	13,207,395
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
② 特定資産取崩収入			
退職給付引当資産取崩収入	800,000	0	800,000
投資活動収入計	800,000	0	800,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	800,000	0	800,000
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			

キャッシュ・フロー計算書
(直接法)

社団法人〇〇〇医師会

自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日

(単位:円)

項 目	当年度	前年度	増 減
① 借入金収入			
長期借入金収入	10,030,000	0	10,030,000
財務活動収入計	10,030,000	0	10,030,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,030,000	0	10,030,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	24,037,395	0	24,037,395
VI 現金及び現金同等物期首残高	652,300,000	0	652,300,000
VII 現金及び現金同等物期末残高	676,337,395	0	676,337,395

事業別明細表

1 頁

集計対象：検索項目

(期末)

sample 社団法人〇〇〇医師会

自 平成19年 4月 1日

s001 一般会計

至 平成20年 3月 31日

小計： 中計：勘定科目 合計：事業	前残高	借方	貸方	残高
01 医道の高揚				
旅費交通費 (523)	0	83,600	0	83,600
印刷製本費 (534)	0	100,000	0	100,000
その他事業費 (546)	0	20,000	0	20,000
中計	0	203,600	0	203,600
02 公衆衛生の啓蒙指導				
旅費交通費 (523)	0	4,000	0	4,000
通信運搬費 (524)	0	10,000	0	10,000
中計	0	14,000	0	14,000
03 救急及び公衆衛生				
臨時雇賃金 (512)	0	385,000	0	385,000
旅費交通費 (523)	0	102,000	0	102,000
消耗品費 (532)	0	20,000	0	20,000
その他事業費 (546)	0	6,480	0	6,480
中計	0	513,480	0	513,480
05 医師の研修				
消耗品費 (532)	0	10,000	0	10,000
中計	0	10,000	0	10,000
06 医事衛生の調査研究				
旅費交通費 (523)	0	34,000	0	34,000
委託費 (544)	0	240,000	0	240,000
中計	0	274,000	0	274,000
07 医業経営の改善				
旅費交通費 (523)	0	23,000	0	23,000
諸謝金 (539)	0	30,000	0	30,000
中計	0	53,000	0	53,000
09 医療従事者の養成				
旅費交通費 (523)	0	78,000	0	78,000
中計	0	78,000	0	78,000
10 訪問介護及び老人訪問看護				
諸謝金 (539)	0	5,000	0	5,000
中計	0	5,000	0	5,000
11 その他目標達成				
旅費交通費 (523)	0	110,600	0	110,600
中計	0	110,600	0	110,600
合計	0	1,261,680	0	1,261,680

(* * は貸方残高です)

【補助別】

委員会別明細表

1 頁

sample 社団法人〇〇〇医師会
s001 一般会計自 平成19年 4月 1日
至 平成19年 4月30日

補助コード名称	前 残 高	借 方	貸 方	残 高
【002 委員会】				
A 委員会 [01]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	47,600	0	47,600
印 刷 製 本 費 (534)	0	100,000	0	100,000
小 計	0	147,600	0	147,600
合 計	0	147,600	0	147,600
B 委員会 [02]				
臨 時 雇 賃 金 (512)	0	300,000	0	300,000
旅 費 交 通 費 (523)	0	56,000	0	56,000
消 耗 品 費 (532)	0	20,000	0	20,000
小 計	0	376,000	0	376,000
合 計	0	376,000	0	376,000
C 委員会 [03]				
そ の 他 事 業 費 (546)	0	20,000	0	20,000
小 計	0	20,000	0	20,000
合 計	0	20,000	0	20,000
D 委員会 [04]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	61,000	0	61,000
通 信 運 搬 費 (524)	0	10,000	0	10,000
委 託 費 (544)	0	240,000	0	240,000
そ の 他 事 業 費 (546)	0	6,480	0	6,480
小 計	0	317,480	0	317,480
合 計	0	317,480	0	317,480
E 委員会 [05]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	16,000	0	16,000
消 耗 品 費 (532)	0	10,000	0	10,000
小 計	0	26,000	0	26,000
合 計	0	26,000	0	26,000
F 委員会 [06]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	27,000	0	27,000
小 計	0	27,000	0	27,000
合 計	0	27,000	0	27,000
G 委員会 [07]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	44,000	0	44,000
諸 謝 金 (539)	0	35,000	0	35,000
小 計	0	79,000	0	79,000
合 計	0	79,000	0	79,000
H 委員会 [08]				
臨 時 雇 賃 金 (512)	0	85,000	0	85,000
旅 費 交 通 費 (523)	0	53,000	0	53,000
小 計	0	138,000	0	138,000
合 計	0	138,000	0	138,000
J 委員会 [10]				
旅 費 交 通 費 (523)	0	110,600	0	110,600
小 計	0	110,600	0	110,600
合 計	0	110,600	0	110,600

(* * は貸方残高です)

固定資産台帳 兼 減価償却額明細書 (総合版)

1 / 3 頁

sample 社団法人〇〇〇〇医師会														
計算期間 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日														
資産コード	協 定 場 所	償却方法	数	事業供用日 増 加 日 減 少 日	取得価額 立金 期首帳簿価額	残 存 価 額 中 減 少 額 期 中 増 加 額	償却可能限度額 期首償却額不足 償却基礎額	耐用年数 償却率 償却月数	算 出 償 却 額 増 加 償 却 額 当期償却限度額	対増償却(限度) 特別償却(限度) 当期償却額	償立金取崩額 期末償立金額 期末帳簿価額	繰越超過額 繰越不足額 償却累計額	営業外費用 製造原価 管 費	
11001 -01 建物	医師会館	定額法	1	平 1. 11. 14	62,500,000	6,250,000	3,125,000	24 0.042	2,362,500				708,750	
医師会館建物													1,653,750	
事務局														
65001 -01 器具及び備品		定率法	1	平10. 5. 15	720,000	72,000	36,000	15 0.142	47,540					14,262
キャビネット	医師会館												33,278	
事務局														
65082 -01 器具及び備品		定率法	1	平18. 4. 1	500,000	50,000	25,000	5 0.369	116,419					14,538
複写機													33,924	
事務局	医師会館				169,451		315,500	12	116,419	48,462	120,989	379,011		
73001 -01 土地		対象外	250	平 1. 11. 14	325,000,000					0	325,000,000			
医師会館敷地														
事務局														
83001 -01 工業所有権	医師会館	定額法	1	平11. 10. 1	580,000	0	580,000	10 0.100	58,000				17,400	
商標権													40,500	
事務局														
11 *** 医師会館 計 ***														754,950
													1,761,552	
11002 -01 建物	A施設	定額法	1	平 1. 12. 14	82,000,000	8,200,000	4,100,000	31 0.033	2,435,400				2,435,400	
A施設建物														
A施設														
11002 -02 建物		定額法	1	平11. 7. 31	39,504,620	120,000	60,000	31 0.033	35,640					35,640
A施設建物 外階段	A施設				1,200,000		1,080,000	12	35,640	35,640	921,019	278,981		
A施設					956,659									
98001 -01 繰延資産(商法)		一時償却		平15. 6. 15	835,000	0	0			0	835,000			
試験研究費														
A施設	A施設													
21 *** A施設 計 ***														
11003 -01 建物	訪問看護ステーション	定額法	1	平19. 4. 1 平19. 4. 1	50,000,000 20,000,000	3,000,000 50,000,000	1,500,000 27,000,000	50 0.020 12	540,000 540,000		49,460,000	540,000	540,000	
事務局														
65054 -01 器具及び備品		定率法	1	平15. 5. 15	1,230,000	123,000	61,500	6 0.319	267,203					80,160
電子計算機														187,043
事務局	訪問看護ステーション				837,630		837,630	12	267,203	267,203	570,427	659,573		
31 *** 訪問看護ステーション 計 ***					51,230,000 20,000,000	3,123,000 50,000,000	1,561,500 27,837,630		807,203	807,203	50,030,427	1,199,573	80,160 727,043	

① 定額法又はリース期間定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	平19. 4. 1 平20. 3. 31	法人名	社団法人〇〇〇医師会
--------------	-------------------------	-----	------------

資産区分	種 類	1	建物	建物	建物	建物	建物
	構 造	2	木造・合成樹脂造	金属3ミ超4ミ以下	金属3ミ超4ミ以下	鉄骨鉄筋・鉄筋	計
	細 目	3	事務所用	事務所用	事務所用	事務所用	
	事業の用に供した年月	4	平 1. 11	平 1. 12	平11. 7	平19. 4	
取得価額	取得価額又は製作価額	5	外 62,500,000	外 82,000,000	外 1,200,000	外 50,000,000	外 195,700,000
	圧縮記帳による積立金計上額	6				20,000,000	20,000,000
	差引改定取得価額(5)-(6)	7	62,500,000	82,000,000	1,200,000	30,000,000	175,700,000
	残存価額又は見積残存価額	8	(3,125,000) 6,250,000	(4,100,000) 8,200,000	(60,000) 120,000	(1,500,000) 3,000,000	()
帳簿価額	期末現在の帳簿価額	9	20,073,807	36,995,420	919,939	49,460,000	
	期末現在の積立金の額	10					
	積立金の期中取崩額	11					
	改定帳簿価額(9)-(10)-(11)	12	20,073,807	36,995,420	919,939	49,460,000	107,449,166
定額法又はリース期間定額法による償却額計算の基礎となる金額(7)-(8)			13	56,250,000	73,800,000	1,080,000	27,000,000
耐用年数			14	24 年	30 年	30 年	50 年
償却率			15	0.042	0.034	0.034	0.020
リース期間の月数			16	月	月	月	月
当期に含まれるリース期間の月数			17				
当期分の償却限度額	当期分償却限度額普通額	18	2,362,500	2,509,200	36,720	540,000	5,448,420
	増加償却額((18)×割増率)	19	()	()	()	()	()
	計	20	2,362,500	2,509,200	36,720	540,000	5,448,420
	特別償却増額	21	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却増額	22	()円	()円	()円	()円	()円
	特別償却増額	23	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却増額	24	()円	()円	()円	()円	()円
	計(22)+(24)	25	外	外	外	外	外
	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	26					
	合 計((20)+(25)+(26))	27	2,362,500	2,509,200	36,720	540,000	5,448,420
	当期償却額	28	2,362,500	2,509,200	36,720	540,000	5,448,420
	償却不足額(27)-(28)	29					
	償却超過額(28)-(27)	30					
	前期からの繰越額	31	外	外	外	外	外
償却超過額	当期償却不足によるもの	32					
	積立金取崩しによるもの	33					
	差引合計翌期への繰越額((30)+(31)-(32)-(33))	34					
	翌期に繰り越すべき償却不足額(((28)-(32))と((25)+(26))のうち少ない金額)	35					
	当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	36					
	差引翌期への繰越額(35)-(36)	37					
	翌期への繰越額	38	平 . . 平 . .				
	当期分不足額	39					
	合併等特別償却不足額(((29)-(32))と(25)のうち少ない金額)	40					
備考			期中取得				

別表十六(一) 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

①

定率法による減価償却資産の 償却額の計算に関する明細書

事業年度
又は連結
事業年度

平19. 4. 1
平20. 3. 31

法人名

社団法人〇〇〇医師会

別表十六(二)

平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資産区分	種 類	1	車両運搬具	車両運搬具	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品
	構 造	2	前掲のもの以外	計	家具	家具	事務・通信機器
	細 目	3	自動車・その他		キヤベ'初・金属製	キヤベ'初・金属製	電子計算機
	事業の用に供した年月	4	平14. 11		平10. 5	平10. 5	平11. 5
取得価額	取得価額又は製作価額	5	外 1,850,000	外 1,850,000	外 720,000	外 680,000	外 3,580,000
	圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額(5)-(6)	7	1,850,000	1,850,000	720,000	680,000	3,580,000
残 存 価 額		8	(92,500) 185,000	()	(36,000) 72,000	(34,000) 68,000	(179,000) 358,000
	期末現在の帳簿価額	9	743,922		287,250	275,032	544,817
定率法による償却計算の基礎となる額	期末現在の積立金の額	10					
	積立金の期中取崩額	11					
改 定 帳 簿 価 額 (9)-(10)-(11)		12	外△ 743,922	外△ 743,922	外△ 287,250	外△ 275,032	外△ 544,817
	損金に計上した当期償却額	13	348,474		47,540	45,518	255,207
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額		14	外	外	外	外	外
	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	15					
差 引 (12)+(13)+(14)-(15)		16	1,092,396	1,092,396	334,790	320,550	800,024
		17	6 年	年	15 年	15 年	6 年
償 却 率		18	0.319		0.142	0.142	0.319
		19	算出償却額 (16)×(18) 348,474	348,474	47,540	45,518	255,207
当期発生普通額	増 加 償 却 額 (19)×割増率	20	()	()	()	()	()
	計	21	348,474	348,474	47,540	45,518	255,207
特別償却限度額等	割増償却額	22	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	割増償却額	23	()円	()円	()円	()円	()円
特別償却限度額等	割増償却額	24	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却額	25	()円	()円	()円	()円	()円
計 (23)+(25)		26	外	外	外	外	外
	前期から繰り越した償却不足額又は合併等特別償却不足額	27					
合 計 (21)+(26)+(27)		28	348,474	348,474	47,540	45,518	255,207
		29	348,474	348,474	47,540	45,518	255,207
差 引	償 却 不 足 額 (28)-(29)	30					
	償 却 超 過 額 (29)-(28)	31					
前 期 から の 繰 り 越 額		32	外	外	外	外	外
	当期償却不足によるもの	33					
当期償却超過額	積立金取崩しによるもの	34					
	差引合計翌期への繰越額 (31)+(32)-(33)-(34)	35					
翌期に繰り越すべき償却不足額 (30)-(33)と(28)+(27)のうち少ない金額		36					
	当期において切り捨てる償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (36)-(37)		38					
	翌期への繰越額の内繰越	39	平 . . . 平 . . .				
当 期 分 不 足 額		40					
	合併等特別償却不足額 (30)-(33)と(28)のうち少ない金額	41					

備考

取得価額30万円未満の減価償却資産について措置法67の8の規定を適用している。また、適用した減価償却資産の取得価額の合計額は0円であり、その明細は別途保管している。

各医師会様向けご提案資料
会員管理システムと会計システムとの連携のご提案

2007 年 3 月 26 日
エヌ・ジェイ出版販売株式会社

EPSON 財務応援 Ai 公益法人会計のシステム導入に伴い、各医師会様の業務システムの見直しをご提案いたします。

会員管理システム（出務費管理システムも含む）

【内 容】

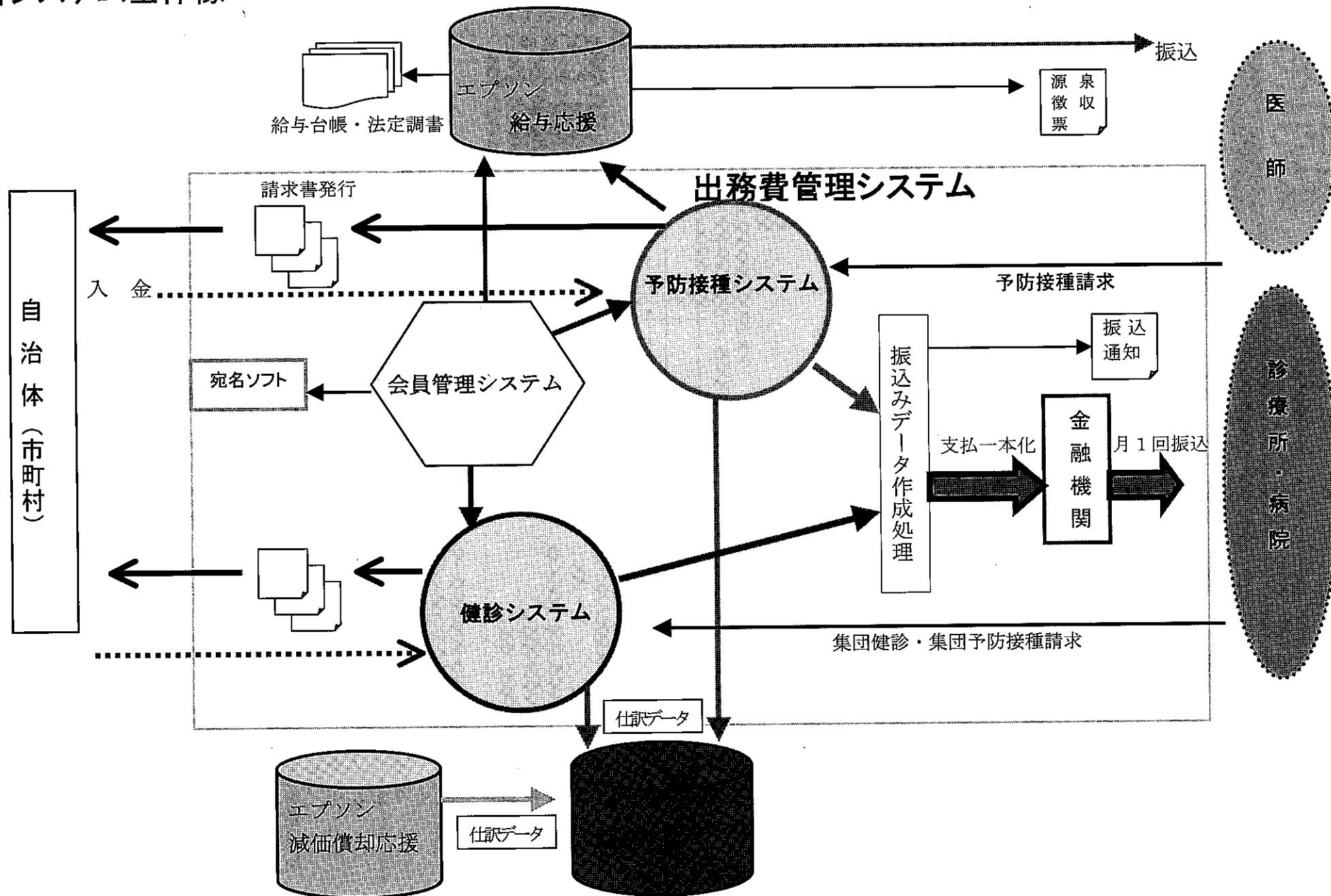
- 1、 会員の個人及び法人の情報を全て管理します。（一元管理）
- 2、 各システムとの連携を想定して将来考えられるインターフェイスを内部にて考慮しています。
（但し、機密性が高いため公開は致しません。）
- 3、 全ての情報はここを基にします。（新規、変更、抹消）
出務費システムへの会員情報はここから流します（二度打ちを防ぎ、最新情報を流します）。
- 4、 出務費について、
 - ① 会員からの予防接種や健診の請求（報告）の管理。
 - ② 各自治体へ請求書の自動発行及び管理。（各自治体の請求書フォームに合わせる）
 - ③ 各自治体からの入金管理。
 - ④ 会員への振込通知書及び振込データ（全銀協フォームでインターネットバンキング処理に対応）の作成。
・ 支払いで源泉処理をする分についてはデータを EPSON 給与応援へ連携させ、源泉処理を行う。（支払調書の発行も可能）
また、給与ソフトにて年末調整や法定調書に関わる源泉徴収票、給与支払報告書や法定調書合計表などにも対応しています。
（もちろん、職員の給与・賞与の処理も併せてできます）
 - ⑤ 出務費管理システムから出た仕訳データを EPSON 会計ソフトに連携します。
- 5、 会員管理システムのみの導入も可能。

（予告無くシステムの変更があります）

以 上

新システム全体像

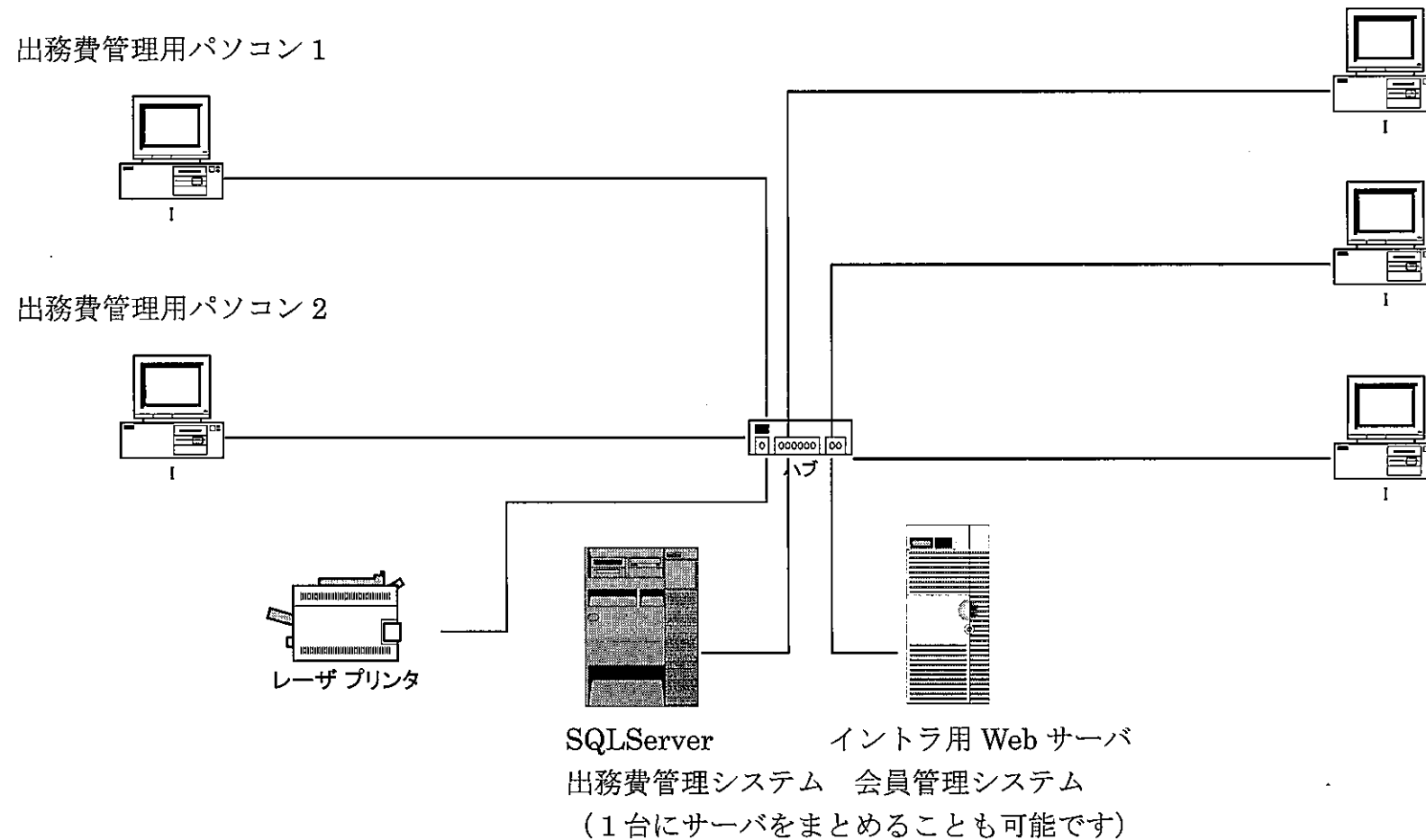
会 員



運用環境について

- (1) 会員管理システム イン트라ネット型 (会員登録・修正の権限、閲覧権限等の権限設定をもたせる)
- (2) 出務費管理システム クライアント・サーバ型 (データベースは SQL Server)

会員管理システムはインターネットエクスプローラーで閲覧可能



以 上

財務応援Ai

公益法人会計

for Windows

【標準価格(税別)】

- ソフトウェア料金.....398,000円～
- インストール料.....60,000円～
- 訪問指導料.....200,000円～
- ソフトウェア年間保守サービス.....40,000円～

EPSON
EXCEED YOUR VISION

資料 ⑥

的確な消費税計算
(特定収入の特例計算にも対応)

伺い書対応!
(オリジナルフォーム作成機能付)

**キャッシュフロー計算書
対応!**

■新基準移行支援ソフトウェア■

●「財務応援Ai公益法人会計」...新基準・旧基準に両対応

新公益法人会計基準に準拠し、区分会計や事業別管理をはじめ、貸借対照表や正味財産増減計算書などの決算業務、消費税の申告業務まで、多様な業務を確実・簡単に処理。各医師会の独自の科目体系にも対応します。

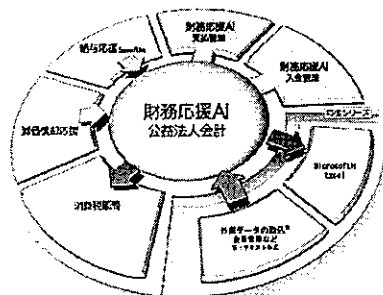
スタンドアロン版とネットワーク版をご用意しています。入力端末数に応じて選択してください。遠隔地の施設での入力には、安価なブランチ版(税別)78,000円もご利用いただけます。

●「減価償却応援」...減価償却費計算から税務申告まで一貫処理

新基準で必須となる減価償却計算も万全。圧縮記憶や減損会計にも対応しています。

月次・年次の減価償却費仕訳は、「財務応援Ai公益法人会計」に連携可能。

【標準価格(税別)148,000円～】



▲システム概念図

■作業の流れ■

導入作業

科目体系決定

新基準用の勘定科目体系を検討、決定します。
医師会モデル勘定科目を参考にしながら、各医師会で使用する科目コードと名称をまとめておきます。

インストール

導入処理

- マスタ設定
科目情報 / 補助科目情報 / 事業情報
- 期首残高設定
前年末の残高を新基準用に組み替えて登録します。

予算設定

年度当初予算を設定します。

●医師会用の標準勘定科目マスタをご提供します。

●訪問指導サービスを実施します。(有償)
エプソン公認のインストラクターが、現地に訪問しインストールや操作指導を行います。

【参考】導入支援メニュー(例)

- インストール
- 導入指導1回目 マスタ設定
- 2回目 伝票入力、帳表出力
- 3回目 決算時処理、随時処理

●ユーザー専用の問合せ窓口もご用意。
一通りの操作指導終了後のお問い合わせにも親切、丁寧にお答えします。

処理開始

伝票入力

伝票に手書きするのと同じ感覚で、日付、科目、金額、摘要をコンピュータに入力します。

元帳・試算表作成

伝票入力と同時に元帳や補助簿などへ自動的に数字が転記され、いつでも元帳や試算表で確認することができます。

決算整理仕訳

決算書作成

新基準に対応した貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書及び内部管理資料として必要な収支予算書、収支計算書を作成します。注記の作成も可能です。

翌期更新

翌年度の会計期間のデータを作成します。
翌期更新処理は、何度でも実行できます。

翌年度の処理へ

伝票入力

翌年度 法人データ作成

社団法人 日本医師会 殿

新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業の成果報告

平成19年3月30日

社団法人 北九州市門司区医師会

新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業の成果報告 資料目次

資料Ⅰ

1. 門司区医師会の新公益法人の新公益法人移行への取り組み計画	門 4
2. 新公益法人会計基準モデル研究事業委員会の活動内容	門 5
3. 新公益法人会計基準への移行に伴う会計・事業区分	門 6
4. 全国各医師会が会計ソフトを利用するにあたっての 問題点の検討を踏まえた提案	門 7

資料Ⅱ

「(社)北九州市門司区医師会経理規定」	門 8
---------------------	-----

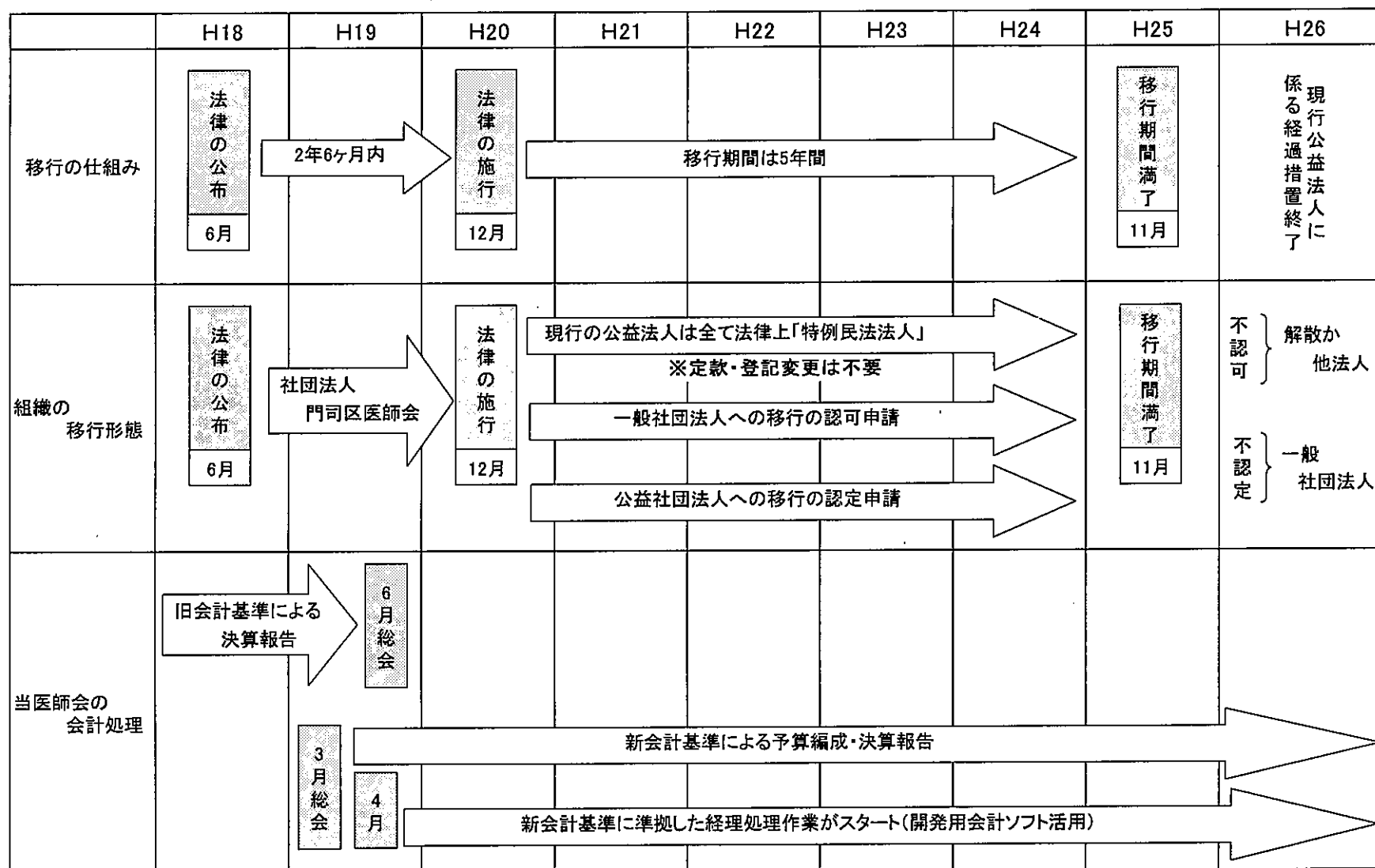
資料Ⅲ

日本医師会新会計基準移行モデル研究用「会計処理実務マニュアル(暫定版)」	門 16
第1章 新公益法人会計基準の概要と会計処理	門 21
Ⅰ. 新公益法人会計基準の概要	門 21
Ⅱ. 会計処理規程(経理規定)	門 24
Ⅲ. 決算実務	門 26
Ⅳ. 仕訳事例	門 27
第2章 新公益法人会計基準移行の医師会モデル研究	門 48
Ⅰ. 医師会殿における会計・事業区分の設計	門 48
Ⅱ. 医師会用モデル標準勘定科目体系	門 54
Ⅲ. モデル研究事業の実装例	門 55

別紙資料

1. ○○医師会 会計処理規程(案)	門 58
2. 医師会モデル標準勘定科目体系表	門 63
3. 北九州市門司区医師会殿 財務諸表及び内部管理資料	門 85
4. 新公益法人会計基準への移行支援ツール	門 94
5. 公益法人の法人税・消費税関係資料	門101
	以上

門司区医師会の新公益法人移行への取り組み計画



資料 I - 2. 新公益法人会計基準モデル研究事業委員会の活動内容

平成 19 年 3 月 24 日

新公益法人会計基準モデル研究事業委員会の活動内容

開催回数	開催日時・出席者数	審 議 事 項	審 議 結 果
第 1 回	H18 年 12 月 27 日(水) 午後 7 時 8 名	①新会計基準への移行に関するモデル研究事業について ②新会計基準への移行に関する課題・問題点について	①当医師会提案のモデル事業が採択された ②公益認定をめざし、来年度より新会計基準に準拠した会計処理を行う。
第 2 回	H19 年 1 月 9 日(水) 午後 7 時 9 名	①新会計基準モデル研究事業のスケジュールについて ②経理規程の策定について ③正味財産増減計算書について	①会計区分や勘定科目の見直し、会計ソフトのテストに取り組む。 ②同規程を事務局にて作成、次回で検討。 ③増減計算書は平成 20 年度から作成。
第 3 回	H19 年 2 月 5 日(月) 午後 7 時 9 名	①モデル研究事業の進捗について ②会計・事業区分について ③経理規程(案)について	①スタート時点は基本ソフトのみで稼働。 ②事業特別会計と看護学校特別会計の二本立てにするかどうか継続審議。 ③新旧の比較表を作成し、再検討する。
第 4 回	H19 年 2 月 24 日(土) 午後 6 時 10 名	①会計・事業区分について ②経理規程(案)新旧比較について ③勘定科目の設定	①一般会計に用地特別会計を組み入れた 1 事業とし、特別会計は健診と看護学校の 2 事業に介護 5 事業を加えた 7 事業とする。 ②第 27 条 2 号、28 条 1 項、30 条 1 項・3 項を一部修正・変更。 ③来週から三者で設定作業に入る。
第 5 回	H19 年 3 月 24 日(土) 午後 2 時 8 名	①勘定科目の設定に伴う平成 19 年度予算(案)について ②経理規程(案)について ③今後のスケジュールについて	①基本財産の特定および雑収入区分の明確化等について検討。 ②原案どおり承認。 ③日医へ研究成果を今月末までに提出。

新公益法人会計基準への移行に伴う会計・事業区分

現 行	新基準
●一般会計1会計 ●特別会計1会計	●一般会計1会計 ●特別会計1会計
◎一般会計 ・総務 (労働保険事務組合) ・地域保健 ・健診フェア ・デイケア ・訪問看護 ・訪問介護 ・訪問入浴 ・居宅介護 ・看護学校 ◎用地特別会計	◎一般会計 ・総務 (労働保険事務組合) (用地会計) ◎特別会計 ・健診 (健診フェア) ・デイケア ・訪問看護 ・訪問介護 ・訪問入浴 ・居宅介護 ・看護学校

資料Ⅰ－４

全国各医師会が会計ソフトを利用するにあたっての問題点の検討を踏まえた提案

(1) 会計区分・事業区分の設計

各医師会で運営されている事業を特別会計や事業別にどう区分経理していくかの検討が必要である。特別会計を設けた場合に、他会計からの繰入、他会計からの繰出科目を使用し会計処理を行うことのルール作りも必要となる。

また、今後の改正法人税や公益認定法人に求められる公益目的事業比率管理に対応していくためにも、事業別に区分経理を行うことが必要不可欠になる。

(2) モデル勘定科目の実装

各医師会で既に利用されている勘定科目を利用することを前提とし、運営されている事業に関して各会計基準を参考に勘定科目を追加設計する。

特に病院・診療所及び介護保険サービス事業を運営されている場合は、透明性の観点から会計基準に沿った勘定科目を使用することが望ましい。ただし、訪問看護事業の収入科目は細かいので実務的な科目に集約して使用する。

日本医師会より、モデルとなる医師会用勘定科目を推奨いただくことが望ましい。

(3) 収支予算書

収支予算書の作成について、事業別科目別に予算管理ができるように細かく科目設定をしたが、各医師会の運営状況により、効率的な予算執行管理のための予算科目を設定する必要がある。

(4) 介護保険の給付対象事業における会計の区分について

介護サービス事業を行っている場合、都道府県提出用に「介護サービス事業区分事業活動計算書」を作成する必要があるが、共通経費等の按分基準について検討する必要がある。

(5) 消費税取引

勘定科目の中にも課税、非課税、不課税取引が生じるので、勘定科目に消費税課税区分を登録させるのではなく、取引事例毎に登録させることが必要である。事前登録できる仕訳辞書機能を利用することで、入力担当者の消費税課否の判断業務を省略できる。

(6) 会計専門家の支援

新公益法人会計基準は、以下の理由で公益法人の会計・税務に精通する会計専門家の支援が必要不可欠となる。

- ①新会計基準へ移行する際の勘定科目の設計と残高の確定
- ②新会計基準特有の振替仕訳
- ③平成20年4月施行予定の新税制への対応
- ④平成20年12月施行見込みの新公益法人制度への対応

以上

経 理 規 程

平成 19 年 4 月

社団法人 北九州市門司区医師会

社団法人北九州市門司区医師会経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人北九州市門司区医師会（以下「本会」という）の経理について定めたもので、事業実績及び財政状況を明らかにし、本会の健全なる運営に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 本会の会計処理は、法令、定款および公益法人会計基準に定めのある場合のほか、この経理規程の定めるところによる。

(会計処理の原則)

第3条 会計処理の手續及び原則は、公益法人会計基準(平成16年10月24日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)に基づくものとする。

(会計年度)

第4条 本会の会計年度は、定款第41条に基づき、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計区分)

第5条 本会の会計は、定款第40条第2項に基づき、一般会計と特別会計に区分する。

(予算準拠)

第6条 本会は、毎会計年度開始前に、前条に定める会計区分により収支予算書を作成し、収支の執行に当たっては、原則として予算に準拠して行わなければならない。

(経理責任者の設置)

第7条 経理責任者は会計担当理事とする。ただし、経理責任者に事故ある時は副会長が代行する。

2 会計担当理事は予算全般を管理し、その職務は任期年度の会計処理が終了し、決算の監査を受けるまでとする。

(経理事務責任者の設置)

第8条 経理事務責任者は事務局長とする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第9条 本会の会計処理に必要な勘定科目は、別に定める。

(会計帳簿)

第 10 条 本会の会計帳簿は、次に掲げるものとし、複式簿記に従って記帳しなければならない。ただし、必要に応じて補助簿を設けることができる。

(1) 主 要 簿

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 収支元帳

(2) 補 助 簿

- ① 現金出納帳
- ② 預金出納帳
- ③ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ④ 固定資産台帳
- ⑤ 基本財産明細帳
- ⑥ 特定資産台帳
- ⑦ 会費明細帳
- ⑧ その他必要な補助簿

2 会計関係書類を処分するときは、理事会の承認を得なければならない。

(会計伝票)

第 11 条 会計処理に使用する伝票は振替伝票とし、編綴して仕訳帳とする。

(会計帳簿等の保存期間)

第 12 条 会計帳簿などの保存期間は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------|
| ① 財務諸表 | 最低 10 年 |
| ② 収支予算書 | 最低 10 年 |
| ③ 収支計算書 | 最低 10 年 |
| ④ 会計帳簿 | 最低 10 年 |
| ⑤ 契約書、証憑書類 | 10 年 |
| ⑥ その他帳簿書類等 | 5 年 |

第 3 章 収 支 予 算

(予算の編成)

第 13 条 収支予算は、本会の事業計画に基づいて編成しなければならない。

(収支予算の作成及び成立)

第 14 条 予算編成方針は、理事会において決定し、経理責任者はこれに基づき合理的な基準により収支予算を年度開始一ヶ月前までに作成しなければならない。

2 前項により作成した事業計画及び収支予算は、理事会の審議を経て会長が行い、その決定は総会の承認を得なければならない。

- 3 予算科目を追加または廃止する場合は、理事会の審議を経て総会の承認を得なければならない。

(予算の流用)

- 第 15 条 支出予算科目の流用は、原則として行ってはならない。ただし、止むを得ない事由が生じたときは、事前に理事会の承認を得て中科目・小科目内において予算を流用することができる。

(予算の補正)

- 第 16 条 予算の補正を必要とするときは、業務担当理事と会計担当理事が協議の上、補正予算を作成し、理事会の審議を経て総会の承認を得なければならない。
ただし、総会の承認を得るいとまがない場合、或いは小額の場合等のときは、理事会の承認を得て行うことができる。

(予備費の計上と使用)

- 第 17 条 予測し難い支出に充てるため相当額の予備費を計上することができる。予備費の使用については、理事会の承認を得て、総会へ報告しなければならない。

(予算の執行及び執行者)

- 第 18 条 予算の執行に当たっては、各支出予算科目に対する支出金が、特別の場合を除き、予算外支出にならないようにしなければならない。1
2 予算の執行者は、会計担当理事とする。
3 予算の執行に際し、支払金額が 10 万円未満のものについては事務局長の承認を得るものとし、10 万円以上のものについては業務担当理事、会計担当理事、会長等の承認を得なければならないものとする。

(暫定予算の執行)

- 第 19 条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、総会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて支出することができる。
2 前項の支出は新たに成立した予算の支出とみなす。

(収支予算書の様式)

- 第 20 条 収支予算書の様式は、公益法人会計基準に定める様式により作成するものとする。

第 4 章 出 納

(資金の範囲)

- 第 21 条 本会の資金範囲は、現金、預貯金、未収金、前受金、預り金、仮受金、未払金、立替金、前払金、仮払金とする。

(金銭の範囲)

- 第 22 条 この規程における金銭とは、現金、預貯金、小切手、郵便為替証書、その他随時通貨と引き換えることのできる証書をいう。

2 有価証券及び手形は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(金銭等の保管)

第 23 条 金銭の出納、保管、その他金銭に類する重要物件については、経理責任者の責任において厳重に管理し、所定の金庫に保管するとともに必要に応じて金融機関等に保護預けをしなければならない。

(預金及び公印管理)

第 24 条 金融機関取引の名義人は会長とする。但し、預金口座については職名を付した会計担当理事名とすることができる。

2 出納に使用する印鑑は、会計担当理事が管理・保管し、日常の管理は事務局長に委任することができる。

3 金融機関との取引を開始し、また廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

(収納事務)

第 25 条 経理事務担当者は金銭の収納について、領収書を発行し、これに基づき会計伝票を作成する。

2 領収書を交付し難いもの、または交付を必要としないものについては控票と共にその領収書を保存する。

3 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、直接支払いに充ててはならない。

(支払事務)

第 26 条 経理事務担当者は金銭の支払いについては、原則として銀行振込みにより支払うものとし、請求書を伺書に添付のうえ、管理者・事務局長・会計担当理事の承認を得る。ただし、小額で定例かつ疑義のないもの、また時間的に事前に承認が得難いものについては、事務局長の承認を経て支払いをした後、会計担当理事の承認を得る。

2 支払いが終了した後は伝票作成を行い、振込金領収証または振込金受取書を領収証の代用とする。

3 前項に係わらず、銀行自動振替で領収書の発行のないものは通帳記載確認により代用する。

第 5 章 固 定 資 産

(固定資産の定義と範囲)

第 27 条 固定資産とは、本会が所有する耐用年数 1 年以上、取得価額 10 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産として無形固定資産並びに投資等の資産をいう。固定資産の区分は、次のとおりとする。

(1) 基本財産

① 基本財産としての有形固定資産で土地・建物・構築物・機械及び装置等

② 基本財産として定めた投資有価証券・定期預金等

(2) 特定資産

① 特定の目的のために使途が制限されている資産

② 資産の保有・処分形態等で使途が特定されている施設改善基金・市民検診用地他購入基金、管球交換積立基金・看護学校積立基金、検診車積立金・デイクケア積立金

(3) その他の固定資産

① 建物・車輛運搬具・什器備品等の有形固定資産

② 借地権・電話加入権等の無形固定資産

③ 投資有価証券等の投資その他の資産

(取得価額)

第 28 条 固定資産の取得価額は、消費税等相当額を加えた額で、次の各号によるものとする。

(1) 購入に係るものは、その購入価額及び付帯費用(投資有価証券等を含む)

(2) 建設に係るものは、その建設に要した費用及び付帯費用

(3) 交換にかかるものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額

(4) 無償取得によるものは、取得時の適正な時価評価額

(取得、譲渡、除去等)

第 29 条 固定資産の取得、譲渡、除去等については、原則として総会の承認を得なければならない。ただし、小額のもので会長の責任において決裁されるものは除かれる。

(固定資産の管理)

第 30 条 固定資産の管理責任者は、会長とする。但し、その日常の管理は事務局長に委任することができる。

2 管理責任者は、固定資産台帳を設け、種類・名称・所在場所・数量・取得年月日・取得価額・原価償却額・簿価等の所要事項の記録を行い、その保全状況及び移動について管理の万全を期さなければならない。

3 事務局長は、毎事業年度一回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在を確かめ、もし紛失、毀損、滅失等が生じた場合には速やかに管理責任者に報告し、その処理について指示を得なければならない。

(登記、保険、担保)

第 31 条 不動産登記を必要とする固定資産については、取得後遅滞なく登記を行い、火災等の損害を受けるおそれのあるものについては、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

2 固定資産を担保に供する場合は、総会の承認を得なければならない。

(減価償却)

第 32 条 固定資産の減価償却については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に

定める耐用年数によって行い、その方法は定額法によるものとする。

第6章 物 品

(物品の定義と範囲)

第33条 物品とは、事務用器具備品、消耗品等で耐用年数1年未満又は1個および1組の取得価額が10万円未満のもので有形固定資産とならない資産をいう。

(物品の管理と購入)

第34条 物品のうち事務用器具備品は管理台帳を備え、常に良好な状態に管理し、その用途に応じて最も効率的に使用しなければならない。

2 予算の範囲内における物品の購入にあたっては伺書を提出しなければならない。

第7章 決 算

(決 算)

第35条 決算は、各事業年度の会計記録を整理集計し、本会の収支の状況及び当該事業年度末の財政状態を明らかにしなければならない。

(計算書類の作成)

第36条 本会は毎事業年度終了後2ヵ月以内に、当該事業年度末における次の計算書類を作成しなければならない。

- (1) 収支計算書(収支計算書総括表)
- (2) 正味財産増減計算書(正味財産増減計算書総括表)
- (3) 貸借対照表(貸借対照表総括表)
- (4) 財産目録
- (5) 付属明細書

2 計算書類の様式は、公益法人会計基準に定めるところによる。

第8章 監事および監査

(監 事)

第37条 監事は定款第14条の第4項に基づき、本会の会計および財産を監査する。

(監 査)

第38条 本会は第36条の計算書類を作成した後、監事の監査を受け、監査結果についての意見を書面により徴し、計算書類に添付しなければならない。

2 本会は前項のほか、事業年度途中において1回以上の監事の監査を受け、監査結果についての意見を書面により徴し、理事会に報告しなければならない。

第9章 報 告

(報 告)

第39条 前条第1項により監事の監査を受けた計算書類及び事業報告書は総会の承認を得た後、速やかに主務官庁に報告しなければならない。

ただし、提出時期までに総会で決算の承認が得られない場合、理事会において承認の上、決算見込みとして提出する。

第10章 顧 問

第40条 定款第18条に基づき、次の顧問を置くことができる。

(1) 税理士

(2) 弁護士

2 顧問は求めに応じて意見を述べることができる。

第11条 規程の疑義および改廃

(経理規程の疑義)

第41条 この経理規程に定められた事項、又は定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の議決によって決定するものとする。

(経理規程の改廃)

第42条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. 昭和52年4月1日に施行された「経理規程」及び「経理規程細則」は全廃する。
2. この経理規程は、平成19年4月1日から施行する。

資料Ⅲ

社団法人 北九州市門司区医師会 殿

日本医師会新会計基準移行モデル研究用
「会計処理実務マニュアル（暫定版）」

編集 T K C 全国会 公益法人経営特別研究会

はじめに

平成18年4月に公益法人会計基準が施行され1年を経過しようとしています。移行された公益法人におかれましては、新会計基準適用の最初の決算を迎えるということもあり、新しい勘定科目の取り扱いや資産評価等の決算における会計処理実務に試行錯誤されているのが現状ではないかと考えます。

さらに、平成18年6月2日に「公益法人制度改革関連3法」が公布されて、新制度への移行（平成20年12月施行見込み）を控えています。今後、公益法人としての選択すべき方向や現状分析により、公益法人としての在るべき姿、運営体制の構築が急務であります。

新公益法人制度の公益認定の主な要件として、①公益的事業を行うことを主たる事業としているか②公益目的事業に必要な経理的基礎、技術的能力がありうるか③公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか④公益目的事業費率が50/100以上か⑤遊休財産額が一定額を超えない見込みか等、財務的視点からの計数管理が重要とされています。

一般社団・財団法人においての計算書類は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」ということで、計算書類は企業会計でもよいと示されていますが、現実的には、予算準拠主義の継続運営や新制度施行後の計算書類の開示義務、公的目的支出計画の指導監督を受けるという観点からも、新公益法人会計基準のベースで必要最小限の計算書類作成をすることが望ましいと思われれます。

今回、日本医師会殿の「新公益法人会計基準移行モデル研究事業」に参画し、TKC全国会公益法人特別研究会において、医師会殿が医療・介護サービス事業等を運営する上であるべく姿として、関係する会計基準を参考にして新公益法人会計基準に対応した標準勘定科目を体系化し、かつ、法人税・消費税法に完全対応した会計処理マニュアルとしてまとめました。

これからの公益法人の運営においては、会計のディスクロージャー（公開）は当然となりますが、事業別セグメント管理による法人の効率的な運営や事業評価の仕組み構築が課題とされています。

当会計処理マニュアルをご参考としていただき、健全な法人経営にお役立ちいただければ幸いです。

平成19年3月吉日

TKC全国会公益法人経営特別研究会

目次

はじめに

第1章 新公益法人会計基準の概要と会計処理	門21
-----------------------	-----

I.新公益法人会計基準の概要	門21
----------------	-----

- | | |
|-------------------|------|
| 1. 新公益法人会計基準の特長 | 門 21 |
| 2. 新公益法人会計基準の財務諸表 | 門 22 |
| 3. 新公益法人会計基準への移行 | 門 23 |

II. 会計処理規程(経理規定)	門24
------------------	-----

- | | |
|---------|------|
| 1. 会計区分 | 門 24 |
| 2. 会計方針 | 門 24 |
| 3. 帳簿組織 | 門 25 |

III. 決算実務	門26
-----------	-----

IV. 仕訳事例	門27
----------	-----

■ 設立初年度の取引

- | | |
|--|------|
| 1. (基本財産)基本財産として土地、運用財産として寄付を受け法人を設立した。 | 門 28 |
| 2. (会費収入)初年度会費を現金で受け入れた。 | 門 28 |
| 3. (長期借入)建物建設のため銀行から長期借入れを行なった。 | 門 28 |
| 4. (建物購入)建物2棟を建設し現金を支払った。なお、この建物を取引3. の長期借入金を担保に供した。 | 門 29 |
| 5. (事業費)〇〇事業費として助成金及び旅費交通費を支払った。 | 門 29 |
| 6. (管理費)管理費として給料手当のうち、源泉所得税を預り、差引額と旅費交通費を現金で支払った。 | 門 29 |
| 7. (備品購入)備品を購入し、代金を現金で支払った。 | 門 30 |
| 8. (減価償却)建物及び什器備品について、定額法による減価償却費を直接法により計上する。 | 門 30 |
| 9. (退職給付)退職給付引当金を繰り入れた。 | 門 31 |

■ 第2年度の取引

- | | |
|--|------|
| 10. (前受会費)会費と次年度会費の前受分会費を現金で受け取った。 | 門 31 |
| 11. (特定資産)前年度における建物及び什器備品の減価償却相当額を特定資産とした。 | 門 31 |
| 12. (基本財産)基本財産として国債の寄付を受けた | 門 32 |
| 13. (基本財産)基本財産たる国債の利息を現金で受入れた。なお、事業の用に供するため一般正味財産増減の部へ振り替えた。 | 門 32 |
| 14. (支払利息)長期借入金及び利息の元利合計額を現金で支払った。 | 門 33 |
| 15. (備品売却)備品を売却し、代金は現金で受け取った。 | 門 33 |
| 16. (備品購入)備品購入のため代金の一部を現金で前払いした。 | 門 33 |
| 17. (退職給付)管理費として退職金を退職給付引当金から取り崩して現金で支払った。 | 門 34 |

18. (未収会費)第2年度の未収会費を計上する。……………	門 34
19. (助 成 金)〇〇事業費として助成金の未払分を計上する。……………	門 34
20. (有価証券)投資有価証券(基本財産)について、償却原価法を適用して 基本財産受取利息を計上する。……………	門 35
■新会計基準に関して留意する取引……………	門 35
21. (補助金)補助金の交付業務を代行する場合に関連した会計処理……………	門 35
22. (寄 付 金)当年度における特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を 受け入れた場合の会計処理……………	門 36
23. (寄 付 金)複数年にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を 受け入れた場合の会計処理……………	門 37
24. (補 助 金)建物購入目的で補助金を受け入れ、自己資金を加えて建物を購入。 その後、定額法で減価償却費を行う場合の会計処理……………	門 40
25. (退職給付)退職給付用に設けている預金に積み立てを行った。……………	門 42
26. (有価証券)法人所有の上場株式を時価評価による評価損益として計上した。……………	門 42
27. (賞 与 引 当)新 会 計 基 準 に 移 行 し は じ め て 賞 引 当 金 を 設 定 す る 場 合 の 、 移行年度上期賞与の支払いの会計処理……………	門 43
28. (賞与引当)新会計基準に移行しはじめて賞引当金を設定し、 事業費と管理費に計上した。……………	門 43
29. (減価償却)補助金で購入した建物の減価償却を事業費と管理費に按分した。……………	門 44
30. (共通費用)非収益事業の共通費用を収益事業に配賦した。……………	門 45
ご参考:公益法人の消費税課税区分一覧……………	門 47

第2章 新公益法人会計基準移行の医師会モデル研究.....門48

I. 医師会殿における会計・事業区分の設計.....門48

1. 医師会殿における現状分析.....門 48
2. 区分経理.....門 49
 - (1) 特別会計の設置と区分経理.....門 49
 - (2) 法人税基本通達を生かした区分経理.....門 49
 - (3) 医師会殿の区分経理.....門 50
3. 会計・事業区分体系.....門 51
4. 共通費の按分基準.....門 52

II. 医師会用モデル標準勘定科目体系.....門54

III. モデル研究事業の実装例.....門55

1. (社)北九州市門司区医師会殿の会計・事業区分体系.....門 55
2. (社)北九州市門司区医師会殿の決算時における出力帳表.....門 56

別紙資料.....門58

1. ○○医師会 会計処理規程(案).....門 58
2. 医師会モデル標準勘定科目体系表.....門 63
3. 北九州市門司区医師会殿 財務諸表及び内部管理資料.....門 85
4. 新公益法人会計基準への移行支援ツール.....門 94
5. 公益法人の法人税・消費税関係資料.....門101

以上

第1章 新公益法人会計基準の概要と会計処理

I. 新公益法人会計基準の概要

1. 新公益法人会計基準の特長

従来の会計基準（以下、「改正前会計基準」といいます。）は、昭和60年9月17日に改正が閣議決定され、昭和62年度から導入されていますが、次のような問題点が指摘されていました。

- ・作成すべき書類が煩雑
- ・正味財産増減計算書が分かりにくい
- ・寄付された財産の扱いが不明確
- ・ディスクロージャーが不十分

このような問題点を見直して改正されたものが、新しい公益法人会計基準（以下、「新会計基準」といいます。）

(1) 収支計算から損益計算を中心とした財務諸表体系

改正前会計基準の計算書類の中心であった収支予算書・収支計算書を公開用の財務諸表から除外し、内部管理資料としました。

また、正味財産増減計算書をフロー式に統一するとともに、企業会計の損益計算書と同様に、収支を経常的なものと経常外のものに区分して表示することとなりました。

(2) 企業会計の基準の導入による比較可能性の確保

改正前会計基準では、固定資産の減価償却は任意であるものとされていましたが、新会計基準では強制されることになりました。さらに、例えば金融商品に係る会計基準や退職給付に係る会計基準のような企業会計の基準も採用されています。

(3) 受託責任の明確化

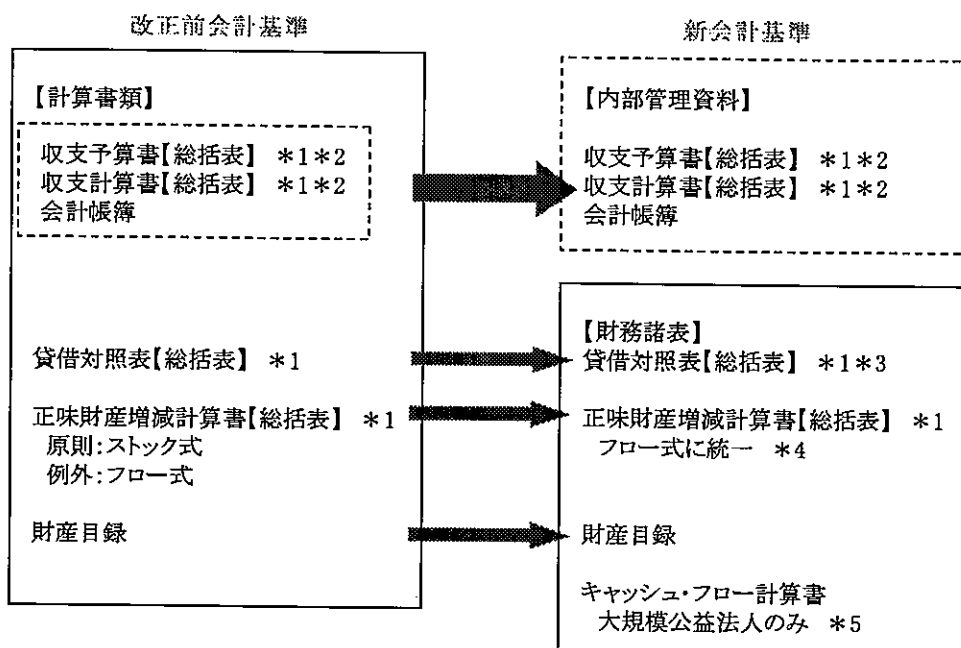
寄付金、補助金など寄付者等の意思により用途が拘束されている資金について、改正前会計基準では明確に表示していませんでした。新会計基準では寄付等を受け入れた部分を指定正味財産として表示することで、法人の受託責任を明確にしました。

(4) ディスクロージャーの充実

注記の充実により、資産の内容、財源、補助金の内訳や関連当事者との取引などの情報を開示することになりました。

2. 新公益法人会計基準の財務諸表

改正前会計基準では、収支計算書、貸借対照表などを「計算書類」と称していましたが、新会計基準では、これらの公開を前提にしていることから「財務諸表」と呼ぶこととなりました。改正前会計基準と新会計基準で作成すべき財務諸表(計算書類)の違いは次のとおりになります。

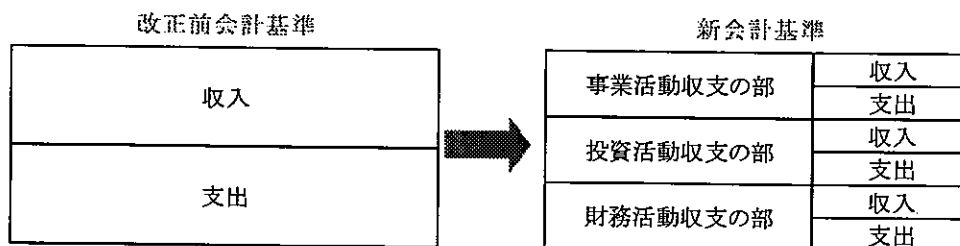


※1 総括表

いずれの場合も特別会計がある場合に限り作成し、内部取引は内部取引消去欄で相殺消去します。なお、財産目録及びキャッシュ・フロー計算書は法人全体で作成します。

※2 収支予算書・収支計算書

新会計基準では収入及び支出を事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部の3つに区分します。ただし、改正前会計基準の例によることもできるものとされています。



※3 貸借対照表

新会計基準では、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産の3区分に、正味財産の部を指定正味財産と一般正味財産の2つに区分します。なお、新会計基準の適用初年度は、前年度の記載は不要です。

改正前会計基準		新会計基準	
資産の部	負債の部	資産の部	負債の部
流動資産	流動負債	流動資産	流動負債
固定資産	固定負債	固定資産	固定負債
基本財産	正味財産の部	基本財産	正味財産の部
その他の 固定資産	正味財産	特定資産	指定正味財産
		その他固定資産	一般正味財産

※4 正味財産増減計算書

新会計基準では、フロー式に統一されるとともに、一般正味財産増減の部と指定正味財産増減の部に区分し、さらに一般正味財産増減の部を経常増減の部と経常外増減の部に区分します。なお、新会計基準の適用初年度は、前年度の記載は不要です。

改正前会計基準	新会計基準
増加原因の部	一般正味財産増減の部
減少原因の部	経常増減の部
	経常外増減の部
	指定正味財産増減の部

※5 キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない大規模公益法人とは、前事業年度の財務諸表において資産の合計額が100億円以上若しくは負債の合計額が50億円以上又は経常収益の合計額が10億円以上の公益法人とされています。

なお、キャッシュ・フロー計算書については新会計基準適用の第2年度目より作成します。また大規模公益法人に該当しなくなった事業年度の翌事業年度にも作成する必要があります。

3. 新公益法人会計基準への移行

なお、新公益法人会計基準への移行に関する概要については、「Q&A新公益法人会計基準への移行と税務」（発行：TKC全国会公益法人経営研究会）、詳細の内容については、「新公益法人会計基準に関する参考資料」（編集：TKC全国会公益法人経営研究会）をご参照ください。

また、旧会計基準の前期末残高を新公益法人会計基準の勘定科目に組み替えるための新会計基準への移行支援ツールについては、（別紙4「新公益法人会計基準への移行支援ツール」）をご活用ください。

Ⅱ. 会計処理規程（経理規程）

1. 会計区分

次のような場合は特別会計を設定し、会計処理規程に記載する必要があります。

事業の例示	適用すべき会計の基準
収益事業	企業会計
病院	病院会計準則
臨床検査センター	病院会計準則又は企業会計
介護老人保健施設	介護老人保健施設会計・経理準則
介護老人福祉施設等	指定介護老人福祉施設等会計処理等指導指針
障害者自立支援法に基づく就労支援事業	就労支援事業会計処理基準
看護学校	学校法人会計基準
共済事業	保険事業会計等の準用
：	：
指定管理者として行う事業	協定に基づく会計処理

【新会計基準 第1 総則】

会計区分

公益法人は、特定の目的のために特別会計を設けることができる。

2. 会計方針

主要な会計方針は、これを定めて会計処理規程に記載する必要があります。

資産・負債	評価基準等	評価方法
たな卸資産	原価法 低価法	個別法 先入先出法 後入先出法 単純平均法 総平均法 移動平均法 売価還元法
有価証券	原価法（償却原価法） 時価法	総平均法 移動平均法
固定資産	定額法 定率法 生産高比例法	—
リース取引	売買取引処理 賃貸借処理	—
債権（貸倒引当金）	一括評価方式 個別評価方式	—

退職給付引当金	現在価値割引法による基準 期末要支給額基準	—
消費税等	—	税込経理 税抜経理
収支計算書	資金の範囲	

3. 帳簿組織

法人の事業の内容に応じて、作成すべき補助簿を定めて、これを会計処理規程に記載する必要があります。

内部管理事項に定める補助簿	事業の内容によって必要な補助簿
現金出納帳	有価証券台帳
預金出納帳	たな卸資産受払帳
収支予算の管理に必要な帳簿	借入金台帳
固定資産台帳	未収金台帳
基本財産台帳	未払金台帳
特定資産台帳	貸付金台帳
会費台帳	(寄付金台帳)
指定正味財産台帳	(補助金台帳)

【内部管理事項】

会計帳簿について

(1) 主要簿

公益法人は、次の主要簿を備え、すべての取引を記帳しなければならない。

- イ 仕訳帳
- ロ 総勘定元帳

(2) 補助簿

公益法人は、原則として次に掲げる補助簿を備え、関係事項を記帳しなければならない。

- イ 現金出納帳
- ロ 預金出納帳
- ハ 収支予算の管理に必要な帳簿
- ニ 固定資産台帳
- ホ 基本財産台帳
- ヘ 特定資産台帳
- ト 会費台帳
- チ 指定正味財産台帳

(3) 会計帳簿の様式

会計帳簿は、公正な会計慣行の様式により作成するものとする。

(別紙1 「〇〇医師会 会計処理規定(案)」参照)

Ⅲ. 決算実務

1. 決算手続の流れ

(1) 予備手続

- ① 最終月次決算
- ② 総勘定元帳と補助簿の残高突合
- ③ 現金実査
- ④ 預金残高と残高証明書の確認（銀行残高調整表の作成）
- ⑤ たな卸資産の棚卸し（棚卸表の作成）
- ⑥ 固定資産の確認（除却資産の処理）
- ⑧ 収益・費用の確定（未収金・未払金の計上）
- ⑦ 債権・債務の確認（仮勘定の清算）

(2) 本手続

① 新会計基準に関する整理事項

- i) 有価証券の評価
- ii) 減価償却費の計上
- iii) 引当金の計上
- iv) 正味財産の区分
- v) 減損会計
- vi) 法人税等・消費税の計算
- vii) 税効果会計（繰延税金資産・繰延税金負債の計上）

② 精算表の作成

③ 財産目録（勘定科目内訳書）の作成

④ 注記との整合性の確認

⑤ 収支計算書、キャッシュ・フロー計算書との整合性の確認

⑥ 財務諸表等の作成

- i) 貸借対照表
- ii) 正味財産増減計算書
- iii) 財産目録
- iv) キャッシュ・フロー計算書
- v) 収支計算書

⑦ 総勘定元帳の締切り

⑧ 補助簿の締切り

決算
整理
事項

※ 一般的な決算手続や決算整理事項については、「公益法人の簿記入門」（発刊：全国公益法人協会）などの書籍を参照してください。

IV. 仕訳事例

本標準仕訳事例は、非営利法人委員会報告第28号「公益法人会計基準に関する実務指針」（日本公認会計士協会）の「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項」および「Ⅲ 設例による解説」に掲載されている仕訳事例を基に作成し、その他新会計基準で留意すべき仕訳事例を加え30事例にまとめ、新公益法人会計基準に対応した仕訳と、その消費税取引の課否区分及び収支仕訳までを作成し、実務的なポイントを解説しています。

《参考とした会計指針等の略称》

新会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）

新会計基準注解：公益法人会計基準注解

実務指針（1）：公益法人会計基準に関する実務指針（平成17年6月13日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第28号）

実務指針（2）：公益法人会計基準に関する実務指針（平成18年4月13日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第29号）

《当仕訳事例のモデルケースとした法人の概要》

- ①一般会計以外に特別会計として収益事業（消費税課税）も行っており、「建物」及び「什器備品」は両事業で共通して使用。
- ②会費収入は全て「使途が特定されていない」（「使途が特定されていない特定収入」）
- ③経理処理は「税込み」処理方式を採用。

以上

■ 設立初年度の取引

1. (基本財産) 基本財産として土地30,000千円、運用財産として10,000千円の寄付に制限は課せられていない。) を受け法人を設立した。

1-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引		
勘定科目名	土地(基本)	土地受贈益(指定)	30,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	-

【Point1】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、30,000千円

(参考とした会計指針等) 新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

【Point2】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表-正味財産の部-受贈土地

(参考とした会計指針等) 新会計基準注解(注5)

1-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	特定収入(使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	受取寄付金(一般)	10,000
収支科目名	資金取引	寄付金収入	10,000

2. (会費収入) 初年度会費として5,000千円(会員数100名、年会費5千円)を現金で受け入れた。会費の未収分および前受分はない。

2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	特定収入(使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	正会員受取会費	5,000
収支科目名	資金取引	正会員会費収入	5,000

【Point】

貸方の勘定科目名は、正会員受取会費としました。

実務上は、会員の種別(正会員・準会員・賛助会員等)により、勘定科目名を細分化することも検討。

3. (長期借入) 建物建設のため〇〇銀行から6,000千円の長期借入れを行なった。

3	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	現金	長期借入金	6,000
収支科目名	資金取引	長期借入金収入	6,000

4. (建物購入) 建物2棟を建設し現金12,000千円を支払った。なお、この建物を取引③の長期借入金に担保に供した。

4	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	共通課税仕入れ		
勘定科目名	建物	現金	12,000
収支科目名	建物購入支出	資金取引	12,000

5. (事業費) ○○事業費として助成金2,500千円及び旅費交通費500千円を支払った。

5-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	支払助成金	現金	2,500
収支科目名	助成金支出	資金取引	2,500

5-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	課税仕入れ		
勘定科目名	旅費交通費	現金	500
収支科目名	旅費交通費支出	資金取引	500

6. (管理費) 管理費として給料手当1,200千円のうち、源泉所得税100千円を預り、差引き1,100千円と旅費交通費800千円、合計1,900千円を現金で支払った。

6-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	給料手当	諸口 (資金諸口)	1,200
収支科目名	給料手当支出	資金取引	1,200

【Point】

「諸口」勘定は、「資金取引」に対応できる諸口勘定と「非資金取引」に対応できる諸口勘定が必要になります。この仕訳事例では「資金取引」対応の諸口を用います。

6-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	課税仕入れ		
勘定科目名	旅費交通費	諸口 (資金諸口)	800
収支科目名	旅費交通費支出	資金取引	800

【Point】

今回は、「旅費交通費」勘定を用いましたが、通勤費は人件費項目に集計させることを目的として、「福利厚生費」勘定を用いても結構です。(労働分配率に影響)

6-3	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	諸口 (資金諸口)	現金	1, 9 0 0
収支科目名	資金取引	資金取引	—

【Point】

借方・貸方の双方とも資金取引の仕訳となり、収支計算書には反映されません。

6-4	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	諸口 (資金諸口)	預り金	1 0 0
収支科目名	資金取引	資金取引	—

【Point】

預り金は、「短期金銭債務」の性質である科目のため、「資金取引」に設定。
借方・貸方の双方とも資金取引の仕訳となり、収支計算書には反映させません。

7. (備品購入) 備品1,000千円を購入し、代金を現金で支払った。

7	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	共通課税仕入れ		
勘定科目名	什器備品	現金	1, 0 0 0
収支科目名	什器備品購入支出	資金取引	1, 0 0 0

8. (減価償却) 建物及び什器備品について、それぞれ216千円及び180千円の定額法による管理費—減価償却費を直接法により計上する。

8-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	建物減価償却費	建物	2 1 6
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

8-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	什器備品減価償却費	什器備品	1 8 0
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

減価償却費は、資金の増減に関係しません。よって、収支計算書に影響しません。

9. (退職給付) 退職給付引当金に500千円を繰り入れる。

9	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	退職給付費用	退職給付引当金	500
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

退職給付費用は、資金の増減に関係しません。よって、収支計算書に影響しません。

■ 第2年度の取引

10. (前受会費) 第2年度の会費6,300千円 (会員数630名、会費10千円) と次年度会費の前受分100千円 (会員数10名、会費10千円)、合計6,400千円を現金で受け取った。

10-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	特定収入 (使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	正会員受取会費	6,300
収支科目名	資金取引	正会員会費収入	6,300

10-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	現金	前受金	100
収支科目名	資金取引	資金取引	—

【Point】

「前受金」は、「短期金銭債務」の性質である科目のため、「資金取引」に設定。
借方・貸方の双方とも資金取引の仕訳となり、収支計算書には反映されません。

11. (特定資産) 前年度における建物及び什器備品の減価償却相当額300千円を特定資産とした。

11	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	減価償却引当資産 (特定)	現金	300
収支科目名	減価償却引当資産取得支出	資金取引	300

【Point】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、一般正味財産からの充当額)」として、300千円

(参考とした会計指針等) 新会計基準「第4 財務諸表の注記 (4)」

12. (基本財産) 基本財産として国債60口(額面:一口100千円、時価:一口105千円)の寄付を受けた。

12	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	投資有価証券(基本)	投資有価証券受贈益(指定)	6,300
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point1】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。
「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、6,300千円
<参考とした会計指針等>新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

【Point2】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。
貸借対照表—正味財産の部—受贈投資有価証券
<参考とした会計指針等>新会計基準注解(注5)

13. (基本財産) 基本財産たる国債の利息360千円を現金で受入れた。
なお、事業の用に供するため一般正味財産増減の部へ振り替えた。

13-1	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	非課税売上		
勘定科目名	現金	基本財産受取利息(指定)	360
収支科目名	資金取引	基本財産利息収入	360

13-2	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	基本財産運用益振替額(指定)	基本財産受取利息振替額(一般)	360
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

- (1)借方は、「一般正味財産への振替額(指定)」でも構いません。
- (2)しかし、「一般正味財産への振替額(指定)」は、内訳を作成する必要があります。
- (3)そこで、内訳科目としての「基本財産運用益振替額(指定)」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。
- (4)貸方は、「基本財産受取利息」を用いても構いません。

(5)しかし、「基本財産受取利息」は、利息として計上する際は、収支計算書に、「基本財産利息収入」という科目で反映させなければなりません。

(6)利息計上時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。

と仕訳起票時に判断するのは面倒です。

(7)そこで、「基本財産受取利息振替額」(非資金取引)を用います。

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注13)

新会計基準「第4 財務諸表の注記(11)

実務指針(1)「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

14. (支払利息) 長期借入金1,000千円及び利息10千円の元利合計1,010千円を現金で支払った。

14-1	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	長期借入金	現金	1,000
収支科目名	長期借入金返済支出	資金取引	1,000

14-2	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	非課税仕入		
勘定科目名	支払利息	現金	10
収支科目名	支払利息支出	資金取引	10

15. (備品売却) 備品A(取得価額:300千円、帳簿価額:246千円)を500千円で売却し、代金を現金で受け取った。

15-1	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	課税売上		
勘定科目名	現金	什器備品	246
収支科目名	資金取引	什器備品売却収入	246

15-2	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	課税売上		
勘定科目名	現金	什器備品売却益	254
収支科目名	資金取引	什器備品売却収入	254

16. (備品購入) 備品購入のため代金の一部200千円を現金で前払いした。

16	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	前払金	現金	200
収支科目名	資金取引	資金取引	—

【Point】

「前払金」は、「短期金銭債権」の性質である科目のため、「資金取引」に設定。
借方・貸方の双方とも資金取引の仕訳となり、収支計算書には反映されません。

17. (退職給付) 管理費として退職金100千円を退職給付引当金から取り崩して現金で支払った。

17	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	退職給付引当金	現金	100
収支科目名	退職給付支出	資金取引	100

【Point】

退職給付引当金から取り崩したので、借方の科目は、「退職金」ではなく「退職給付引当金」となります。

18. (未収会費) 第2年度の未収会費200千円 (会員数20名、年会費10千円) を計上する。

18	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	特定収入 (使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	未収会費	正会員受取会費	200
収支科目名	資金取引	正会員会費収入	200

【Point】

「未収会費」は、「短期金銭債権」の性質である科目のため、「資金取引」に設定。

19. (助成金) ○○事業費として助成金の未払分200千円を計上する。

19	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	支払助成金	未払金	200
収支科目名	助成金支出	資金取引	200

【Point】

「未払金」は、「短期金銭債務」の性質である科目のため、「資金取引」に設定。

20. (有価証券) 基本財産としての投資有価証券について、償却原価法を適用して基本財産受取利息△60千円を計上する。

なお、当該投資有価証券(国債)の期末時価は6,400千円である。

20	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	受贈投資有価証券受取利息	投資有価証券(基本)	60
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point1】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、60千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

【Point2】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表—正味財産の部—受贈投資有価証券

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)(注9)

■ 新会計基準に関して留意する取引

21. (補助金) 国(又は地方公共団体等)の補助金の交付業務代行を行う場合の会計処理《設例》A社団法人は他の法人に補助金交付業務を代行する目的でB省より1,000千円の補助金を受け入れた。当該補助金は事業年度末までに950千円支出され、残額は50千円である。

(1) 受け入れ時の仕訳

21-1	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	現金	預り補助金等	1,000
収支科目名	資金取引	預り補助金等収入	1,000

(2) 支出時の仕訳

21-2	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	預り補助金等	現金	950
収支科目名	預り補助金等支出	資金取引	950

22. (寄付金) 当年度における特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理

《設例》A財団法人は〇〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金1,000千円を受け入れ、その年度内に事業を行った。

A. 指定正味財産増減の部に記載する方法

(1) 受け入れ時の仕訳

22-1	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	特定収入(使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	受取寄付金(指定)	1,000
収支科目名	資金取引	寄付金収入	1,000

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表－正味財産の部－寄付金

(参考とした会計指針等) 新会計基準注解(注5)

(2) 事業実施時の仕訳(通信運搬費として支出)

22-2	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	課税仕入れ(課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ)		
勘定科目名	通信運搬費	現金	1,000
収支科目名	通信運搬費支出	資金取引	1,000

22-3	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	寄付金振替額(指定)	受取寄付金振替額	1,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表－正味財産の部－寄付金

(参考とした会計指針等) 新会計基準注解(注5)

「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

- (1) 借方は、「一般正味財産への振替額(指定)」でも構いません。
- (2) しかし、「一般正味財産への振替額(指定)」は、内訳を作成する必要があります。
- (3) そこで、内訳科目としての「寄付金益振替額(指定)」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。
- (4) 貸方は、「受取寄付金」を用いても構いません。
- (5) しかし、「受取寄付金」は、寄付を受け入れた際は、収支計算書に「寄付金収入」という科目で反映させなければなりません。

(6) 寄付の受け入れ時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。と仕訳起票時に判断するのは面倒です。

(7) そこで、「受取寄付金振替額」(非資金取引)を用います。

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注13)

新会計基準「第4 財務諸表の注記(11)

実務指針(1)「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

B. 指定正味財産増減の部に記載せず、最初から一般正味財産増減の部に記載する方法

(1) 受け入れ時の仕訳

22-4	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	特定収入(使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	受取寄付金(一般)	1,000
収支科目名	資金取引	寄付金収入	1,000

(2) 事業実施時の仕訳(事業費は「通信運搬費」として支出)

22-5	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	課税仕入れ(課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ)		
勘定科目名	通信運搬費	現金	1,000
収支科目名	通信運搬費支出	資金取引	1,000

23. (寄 付 金) 複数年にわたる特定の事業の実施に充てることを指定された寄付金を受け入れた場合の会計処理

《設例》A財団法人は〇〇〇地域の希少植物保護事業を実施することを指定された寄付金100万円を受け入れ、特定預金を設け、受入年度に60万円の事業を行い、翌年度に40万円の事業を行った。(寄付金額は、指定正味財産として計上)

(1) 受け入れ時の仕訳

23-1	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	特定収入(使途が特定されていない特定収入)		
勘定科目名	現金	受取寄付金(指定)	1,000
収支科目名	資金取引	寄付金収入	1,000

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表－正味財産の部－寄付金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)

(2) 特定預金を設定した時の仕訳(希少植物保護事業特定預金という名目で設定)

23-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	希少植物保護事業特定預金	現金	1,000
収支科目名	希少植物特定預金積立支出	資金取引	1,000

【Point】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、1,000千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

(3) 1年目の事業を実施した時の仕訳(事業費は「通信運搬費」として支出)

23-3	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	課税仕入れ		
勘定科目名	通信運搬費	希少植物保護事業特定預金	600
収支科目名	—	—	—

【Point1】

「借方」・「貸方」の勘定科目とも、「資金取引」に該当する科目を利用していないため、収支計算書には影響しないことになります。

【Point2】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、▲600千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

23-4	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	寄付金振替額(指定)	受取寄付金振替額	600
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表—正味財産の部—寄付金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)

また、「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

(1)借方は、「一般正味財産への振替額(指定)」でも構いません。

(2)しかし、「一般正味財産への振替額(指定)」は、内訳を作成する必要があります。

(3)そこで、内訳科目としての「寄付金振替額(指定)」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。

- (4)貸方は、「受取寄付金」を用いても構いません。
- (5)しかし、「受取寄付金」は、寄付を受け入れた際は、収支計算書に「寄付金収入」という科目で反映させなければなりません。
- (6)寄付の受け入れ時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。と仕訳起票時に判断するのは面倒です。
- (7)そこで、「受取寄付金振替額」(非資金取引)を用います。

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注13)

新会計基準「第4 財務諸表の注記(11)」

実務指針(1)「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

(4) 2年目の事業を実施した時の仕訳(事業費は「通信運搬費」として支出)

23-5	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	課税仕入れ		
勘定科目名	通信運搬費	希少植物保護事業特定預金	400
収支科目名	—	—	—

【Point1】

「借方」・「貸方」の勘定科目とも、「資金取引」に該当する科目を利用していないため、収支計算書には影響しないことになります。

【Point2】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、▲400千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

23-6	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	寄付金振替額(指定)	受取寄付金振替額	400
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表—正味財産の部—寄付金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)

また、「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

- (1)借方は、「一般正味財産への振替額(指定)」でも構いません。
- (2)しかし、「一般正味財産への振替額(指定)」は、内訳を作成する必要があります。
- (3)そこで、内訳科目としての「寄付金益振替額(指定)」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。

- (4)貸方は、「受取寄付金」を用いても構いません。
- (5)しかし、「受取寄付金」は、寄付を受け入れた際は、収支計算書に「寄付金収入」という科目で反映させなければなりません。
- (6)寄付の受け入れ時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。と仕訳起票時に判断するのは面倒です。
- (7)そこで、「受取寄付金振替額」(非資金取引)を用います。
- 〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注13)

新会計基準「第4 財務諸表の注記(11)」

実務指針(1)「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

24. (補助金) A社団法人はB省から建物購入に充当する目的で5百万円の補助金を受け入れ、それに自己資金5百万円を加えて1千万円の建物(課税事業・非課税事業のいずれにも使用)を購入した。なお、減価償却を次の条件で行うものとする。

①耐用年数:50年 ②償却方法:定額法

③償却期間:当期は6ヶ月間分の減価償却費を計上する。

(1)受け入れ時の仕訳

24-1	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	特定収入(課税・非課税売上に共通する課税仕入れに係る特定収入)		
勘定科目名	現金	受取国庫補助金(指定)	5,000
収支科目名	資金取引	国庫補助金収入	5,000

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表-正味財産の部-国庫補助金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)

(2)建物購入時の仕訳

24-2	借 方	貸 方	金額(単位千円)
消費税区分	共通課税仕入れ		
勘定科目名	建物(特定)	現金	10,000
収支科目名	建物購入支出	資金取引	10,000

【Point】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、5,000千円

「(うち、一般正味財産からの充当額)」として、5,000千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

(3) 減価償却費計上時の仕訳

24-3	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	建物減価償却費	建物(特定)	90
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

※減価償却費の計算根拠： $10,000 \times (1-0.1) \times (1/50) \times (6/12) = 90$

【Point】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、指定正味財産からの充当額)」として、▲45千円

「(うち、一般正味財産からの充当額)」として、▲45千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

(4) 指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部へ振替時の仕訳

24-4	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	国庫補助金振替額(指定)	受取国庫補助金振替額	45
収支科目名	非資金取引	非資金取引	—

※振替額の計算根拠： $5,000 \times (1-0.1) \times (1/50) \times (6/12) = 45$

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表—正味財産の部—国庫補助金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注5)

また、「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

(1)借方は、「一般正味財産への振替額(指定)」でも構いません。

(2)しかし、「一般正味財産への振替額(指定)」は、内訳を作成する必要があります。

(3)そこで、内訳科目としての「国庫補助金振替額(指定)」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。

(4)貸方は、「受取国庫補助金」を用いても構いません。

(5)しかし、「受取国庫補助金」は、補助金を受け入れた際は、収支計算書に、「国庫補助金収入」という科目で反映させなければなりません。

(6)補助金の受け入れ時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。と仕訳起票時に判断するのは面倒です。

(7)そこで、「受取国庫補助金振替額」(非資金取引)を用います。

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解(注13)

新会計基準「第4 財務諸表の注記(11)」

実務指針(1)「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

25. (退職給付) 将来の退職金給付に備えるため、退職給付金用に設けている預金(特定預金)に、80,000千円の積み立てを行った。

25	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	退職給付引当資産(特定)	現金	80,000
収支科目名	退職給付引当資産取得支出	資金	80,000

【Point】

退職給付引当資産は、負債の支払に充てることを保有目的とした特定資産になります。よって、「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「(うち、負債の充当額)」として、80,000千円

(参考とした会計指針等) 新会計基準「第4 財務諸表の注記(4)」

実務指針(2)「I 指定正味財産と一般正味財産Q10」

26. (有価証券) 平成18年4月から新会計基準へ移行。法人所有の上場株式を時価評価による評価損益として計上した。

①期首株式の帳簿価格 50,000千円

②期首株式の時価 80,000千円

③期末株式の時価 76,000千円

(1) 期首評価益の計上

26-1	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	有価証券	有価証券過年度評価益(経常外収益)	30,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	

(2) 期末評価損の計上

26-2	借方	貸方	金額(単位千円)
消費税区分	不課税取引(税外取引)		
勘定科目名	有価証券評価損(経常費用)	有価証券	4,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	

【Point】

有価証券過年度評価損益は、経常外損益に計上します。

また、指定正味財産を財源とする有価証券は、償却減価法による償却額及び時価法による評価損益は指定正味財産増減の部に記載されます。

27. (賞与引当) 平成18年4月から新会計基準に移行しはじめて賞与引当金を設定する場合の、平成18年6月支給の上期賞与支払の会計処理。

内訳は以下のとおりである。

①平成17年12月～平成18年3月対応分 4,000千円

②平成18年4月～平成18年5月対応分 2,000千円

27-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	賞与 (経常費用)	普通預金	2,000
収支科目名	賞与支出	資金	2,000
27-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	賞与 (経常外費用)	普通預金	4,000
収支科目名	賞与支出	資金	4,000

【Point】

新会計基準に移行しはじめて賞与引当金を設定した場合、移行年度上期賞与のうち、前年度対応分は、経常外費用に計上する。また、賞与に対応する法定福利費も引当金設定することも認められています。

〈参考とした会計指針等〉公益法人会計基準の運用指針「5. 新会計基準への移行時における過年度分の収益又は費用の取り扱いについて
実務指針(2)「Ⅲ 引当金」

28. (賞与引当) 新会計基準に移行し、今期末に賞与の引当金を計上する。来期6月の上期期賞与の支給対象期間は平成18年12月1日～平成19年5月31日で、当期(平成18年12月1日～平成19年3月31日)の費用対応分を見込み、今期末に引当金を計上する。支給見込み額は事業費部分2,000千円、管理費部分4,000千円と見込まれる。

28-1	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	賞与引当金繰入-事業費 (経常費用)	賞与引当金	2,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	-
28-2	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	賞与引当金繰入-管理費 (経常費用)	賞与引当金	4,000
収支科目名	非資金取引	非資金取引	-

【Point】

新会計基準に移行しはじめて賞与引当金を設定した場合、賞与引当金繰入勘定を用い、経常費用に計上する。なお、賞与引当金の計上基準は、重要な会計方針として財務諸表に注記する必要があります。

〈参考とした会計指針等〉実務指針（２）「Ⅲ 引当金」

２９．（減価償却）今期に補助金において購入した基本財産の建物２２０，０００千円を減価償却する。事業費と管理費の割合は２分の１ずつとした。

①耐用年数 ２４年 ②償却方法：定率法 ③残存年数に対応する償却率：０．０９２

（１）減価償却計上時の仕訳

２９－１	借 方	貸 方	金額（単位千円）
消費税区分	不課税取引（税外取引）		
勘定科目名	減価償却費－事業費	建物（基）	１０，１２０
収支科目名	非資金取引	非資金取引	－

２９－２	借 方	貸 方	金額（単位千円）
消費税区分	不課税取引（税外取引）		
勘定科目名	減価償却費－管理費	建物（基）	１０，１２０
収支科目名	非資金取引	非資金取引	－

【Point】

「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」の注記作成のため、次の内容を台帳等に記録。

「（うち、指定正味財産からの充当額）」として、▲２０，２４０千円

〈参考とした会計指針等〉新会計基準「第４ 財務諸表の注記（４）」

（２）指定正味財産増減の部から一般正味財産増減の部への振替仕訳

２９－３	借 方	貸 方	金額（単位千円）
消費税区分	不課税取引（税外取引）		
勘定科目名	国庫補助金振替額（指定）	受取国庫補助金振替額	２０，２４０
収支科目名	非資金取引	非資金取引	－

* 振替額の計算根拠：２２０，０００千円×０．０９２＝２０，２４０千円

【Point】

上記の仕訳以外に、次の内容を貸借対照表に転記する必要があります。

貸借対照表－正味財産の部－国庫補助金

〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解（注５）

また、「借方」「貸方」の勘定科目は、次の判断に基づいて処理しております。

（１）借方は、「一般正味財産への振替額（指定）」でも構いません。

（２）しかし、「一般正味財産への振替額（指定）」は、内訳を作成する必要があります。

- (3)そこで、内訳科目としての「国庫補助金振替額（指定）」を用いることで、内訳作成の手間が省けます。
- (4)貸方は、「受取国庫補助金」を用いても構いません。
- (5)しかし、「受取国庫補助金」は、補助金を受け入れた際は、収支計算書に、「国庫補助金収入」という科目で反映させなければなりません。
- (6)補助金の受け入れ時には、収支計算書へ反映、振替仕訳時には収支計算書へ反映させない。と仕訳起票時に判断するのは面倒です。
- (7)そこで、「受取国庫補助金振替額」（非資金取引）を用います。
- 〈参考とした会計指針等〉新会計基準注解（注13）

新会計基準「第4 財務諸表の注記（11）

実務指針（1）「Ⅱ 新会計基準に関する留意事項Q24」

30.（共通費用）非収益事業の共通費用を収益事業に以下の通り配賦した。

（単位：千円）

管理費	配布前の金額	配賦割合		配賦金額		
		非収益	収益	非収益部門	収益部門	合計
給与	50,000	50%	50%	25,000	25,000	50,000
賃借料	6,000	60%	40%	3,600	2,400	6,000
保険料	1,200	65%	35%	780	420	1,200
合 計	57,200	—	—	29,380	27,820	57,200

*支出時に「非収益事業」が配賦前の全額を支払ったものとする。

（1）非収益事業

30-1	借 方	貸 方	金額（単位千円）
消費税区分	不課税取引（税外取引）		
勘定科目名	普通預金	給料手当	25,000
収支科目名	資金	給料手当支出	25,000
30-2			
消費税区分	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ		
勘定科目名	普通預金	賃借料	2,400
収支科目名	資金	賃借料支出	2,400
30-3			
消費税区分	非課税仕入れ		
勘定科目名	普通預金	保険料	420
収支科目名	資金	保険料支払支出	420

(2) 収益事業

30-4	借 方	貸 方	金額 (単位千円)
消費税区分	不課税取引 (税外取引)		
勘定科目名	給料手当	普通預金	25,000
収支科目名	給料手当支出	資金	25,000
30-5			
消費税区分	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ		
勘定科目名	賃借料	普通預金	2,400
収支科目名	賃借料支出	資金	2,400
30-6			
消費税区分	非課税仕入れ		
勘定科目名	保険料	普通預金	420
収支科目名	保険料支払支出	資金	420

【Point】

収益事業と収益事業以外の事業とに共有する費用又は損失の額は、継続的に、資産の使用割合、従業員の従事割合、資産の帳簿価額の比、収入金額の比その他当該費用又は損失の性質に応じる合理的な基準により、収益事業と収益事業以外の事業とに配賦し、これに基づいて経理します。

共通費用の配賦基準の例

費目		配賦基準 (例)
人件費	給与	従事員割合
	福利厚生費	
	退職給付費用	
	賞与引当金繰入額	
水道光熱費		受益割合 (人員割合、面積割合)
賃借料 (地代家賃)		面積割合
修繕費		受益割合、面積割合
減価償却額	建物	面積割合
	什器備品	受益割合
	車両運搬具	受益割合

【Point】

正味財産増減計算書計上費用について、収益事業と非収益事業との間で資金決済を行ったものとします。

ご参考：公益法人の消費税課税区分一覧

消費税は、同じ収入（収入）や支出（仕入・経費）科目であっても、課税・不課税・非税が混在することがあり、科目から計算することは非常に困難です。TKC会計システムでは、取引ごとに「課税区分」を入力することにより、消費税の申告計算が容易になります。

行		課税 区分	内 容
1	売 上 げ	1	課税売上げ
2		11	課税売上げに係る対価の返還
3		12	課税売上げに係る貸倒れ
4		2	輸出売上げ（課税品の輸出等）
5		21	同輸出に係る対価の返還
6		25	輸出売上げ（非課税品の輸出等）
7		26	同輸出に係る対価の返還
8		3	非課税売上げ
9		31	非課税売上げに係る対価の返還
10		4	有価証券の譲渡
11	仕 入 れ	5	課税売上げにのみ要する課税仕入れ
12		51	同課税仕入れに係る対価の返還
13		55	輸入課税仕入れ（課税売上げのみ要するもの）
14		6	非課税売上げにのみ要する課税仕入れ
15		61	同課税仕入れに係る対価の返還
16		65	輸入課税仕入れ（非課税売上げのみ要するもの）
17		7	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れ
18		71	同課税仕入れに係る対価の返還
19		75	輸入課税仕入れ（課税・非課税売上げに共通するもの）
20		8	非課税仕入れ・同対価の返還
21	特 定 収 入	9	課税区分が未確定の取引等
22		0	不課税取引（税外取引）
23	特 定 収 入	95	課税売上げにのみ要する課税仕入れに係る特定収入
24		96	非課税売上げにのみ要する課税仕入れに係る特定収入
25		97	課税・非課税売上げに共通する課税仕入れに係る特定収入
26		99	用途が特定されていない特定収入

第2章 新公益法人会計基準移行の医師会モデル研究

Ⅰ. 医師会殿における会計・事業区分の設計

1. 医師会殿における現状分析

現在、全国には都道府県医師会、群市区医師会併せて約900法人が、それぞれ地域の現状に合わせて様々な事業運営を実施されています。

規模の大小はありますが、医師会の特別会計とする主な事業としては、医療系サービスとしての病院事業・夜間緊急診療所運営事業、訪問看護事業、臨床検査健診事業、福祉系サービスとしての介護サービス事業（介護施設運営サービス、居宅サービス）、その他の事業として、看護学校事業等の運営が実施されています。

当研究会においては、医師会を関与するTKC会員（税理士・公認会計士）により、現在使用されている勘定科目体系や区分経理の実態を調査したところ、各法人多種・多様な会計処理がなされていて、勘定科目も統一されてはいなく、特別会計で処理すべき事業が一般会計の中に組み入れられて会計処理しているケース等も見られました。

現状の課題としては、

- (1) あるべき姿の標準勘定科目体系のモデルがない
- (2) 事業区分が明確にされていなく事業の実態（運営効率）が把握されていない
- (3) 勘定科目が統一されていないために他との比較分析ができない等がありました。

以上の現状分析から、新会計基準への対応と事業の効率的な運営の観点からも以下の4項目を網羅する会計・事業区分及び勘定科目体系としました。

- (1) 新公益法人会計基準への対応
- (2) 事業別のセグメント管理運営
- (3) 関係する会計基準等との整合性（※注）
- (4) 法人税・消費税法に完全準拠

この会計・事業区分及び勘定科目体系がベースとなれば、各医師会においては実施している事業のみを登録することにより、統一的な標準科目体系に基づく会計処理が行えるようになり、情報公開の会計資料の作成や事業別の運営効率の比較分析が容易になります。

さらに、平成20年度に予定されている税制改正の対応に関しても万全の体制が整うことになります。

（※注）参考とした会計基準等

- 1) 公益法人会計基準（H16.10.14公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ）
- 2) 病院会計準則（H16.8.19 医政発第0819001号 厚生労働省医政局長通知）
- 3) 介護老人保健施設会計・経理準則（H12.3.31老発378号 厚生労働省老人保健福祉局長通知）
- 4) 就労支援事業の会計処理基準（H18.11.13厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課事務連絡）
- 5) 指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則（H7.6.1老健第122号、保発57号厚生労働省老人保健福祉局長、保険局長通知）
- 6) 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（H13.3.28老振発第18号厚生労働省老健局振興課長）

2. 区分経理

(1) 特別会計の設置と区分経理

公益法人は、事務所や事業所を建設するとか、特別の出版をするとか、介護保険事業を行うとか、収益事業を行うとか、本来公益法人としてすべき事業以外の事業を行う場合は特別会計を設ける事ができます。この本来の事業以外の事業を行う場合に特別会計を設けることは、公益法人のディスクロージャー（財務情報の透明化）を充実するとともに、事業の効率性を分かりやすくすることになります。

ただし、旧会計基準においては、収益事業を実施する場合においても必ずしも特別会計をつくらなければならないということではありませんでした。

これに対し、新公益法人制度の公益社団・財団法人においては、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別会計として処理しなければならないとされています。（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第19条（収益事業等の区分経理））

よって、公益社団・財団法人の認定を視野に入れると、前もって検討し区分経理できるようにしておく方が好ましいと考えられます。

(2) 法人税基本通達を生かした区分経理

公益法人等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分しなければなりません。「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産及び負債に関する経理も区分しなければなりません。

（注）一の資産が収益事業の用と収益事業以外の事業の用とに共有されている場合（それぞれの事業ごとに専用されている部分が明らかな場合を除く）には、当該資産については、収益事業に属する資産としては区分経理しないで、その償却費その他当該資産について生ずる費用の額のうち収益事業に係る部分の金額を当該収益事業に係る費用として経理することになる。

（法基15-2-1）

図1 区分経理の概念図

公益法人の事業			
公益目的事業		付随的に行う収益事業	
対価なし	対価あり		
法人税上の非収益事業		法人税上の収益事業	
一般会計		特別会計の設置	

公益法人の定款に基づく
付随的に行う収益事業

法人税上の収益事業

(3) 医師会等の区分経理

法人税法上の収益事業の観点からも、如何に区分経理していくかの検討が必要となります。
各医師会等が運営されている医療・介護サービス事業については、各医師会毎の事業内容により、課税関係が異なるケースが生じているのが現状です。

平成13年2月1日に日本医師会より提供されている「介護サービス事業に係る法人税等の課税関係について」を参考にして可否判断していく必要があります。

参考資料

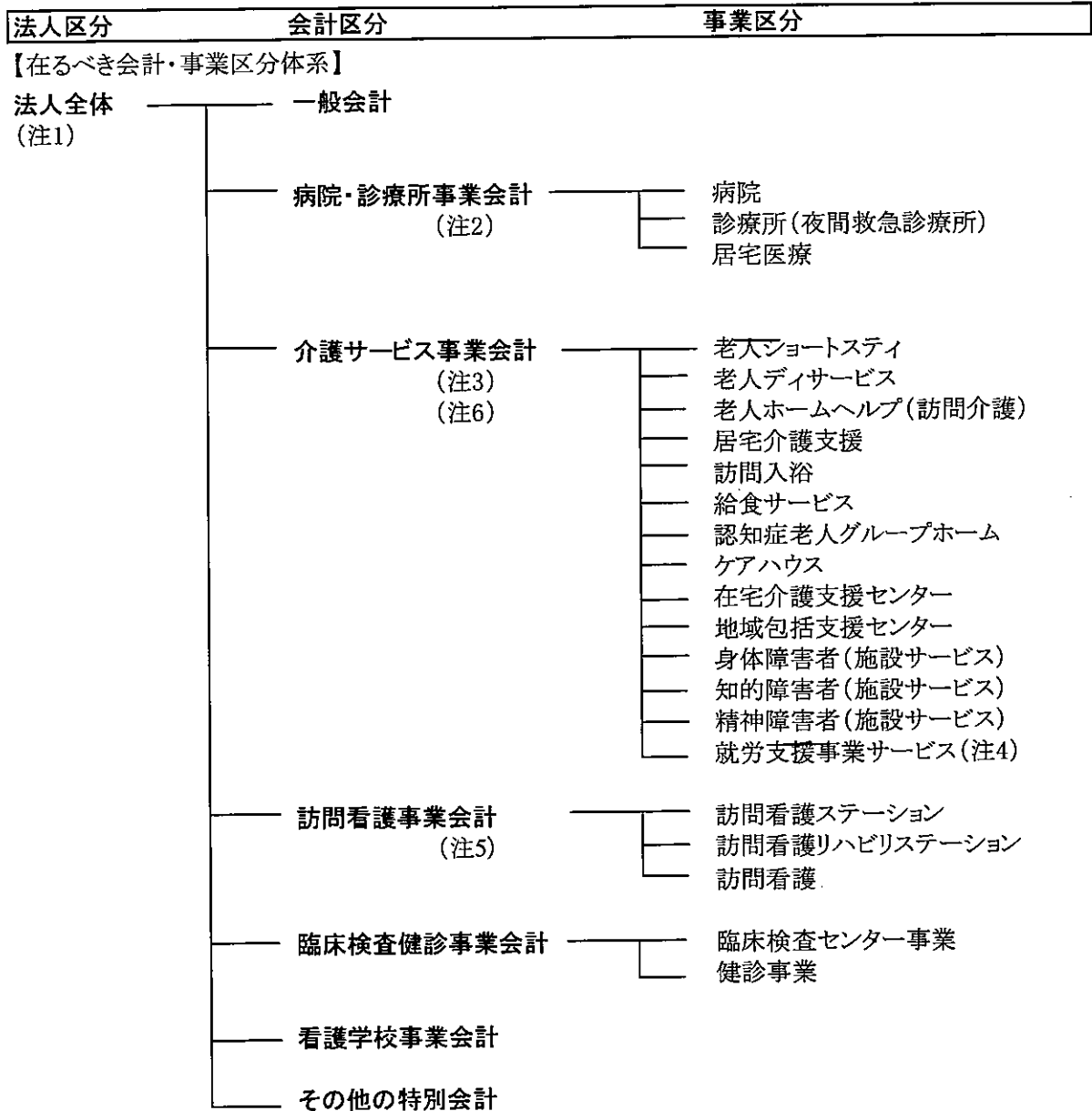
- 1) H13.2.1 「介護サービス事業に係る法人税等の課税関係について」 (日本医師会年税31号)
- 2) H13.4.4 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」 (日本医師会年(介1))

法人税課税に関する参考通達等

- | | |
|-------------|--|
| 1) 医師会立病院 | 法人税法施行令第5条第1項第29号ヲ
法人税施行規則第5条及び同条第3号「オープン病院（開放型病院）」 |
| 2) 診療所 | 法人税基本通達15-1-60 |
| 3) 訪問看護 | 法人税法施行令第5条第1項第29号カ |
| 4) 臨床検査センター | 法人税基本通達15-1-61 |
| 5) 看護学校 | 法令5①三十、学校教育法第1条、同法82条の2、同法83条の1
財務省令（法規7） |
| 6) 介護サービス | 課法2-6「介護サービス事業に係る法人税の取り扱いについて」 |

3. 会計・事業区分体系

医師会殿が医療・介護サービス事業を運営する場合の在るべき会計・事業区分体系



* 参考会計基準等

(注1) 公益法人会計基準 (H16. 10. 14公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)

(注2) 病院会計準則 (H16. 8. 19 医政発第0819001号 厚生労働省医政局長通知)

(注3) 介護老人保健施設会計・経理準則 (H12. 3. 31老発378号 厚生労働省老人保健福祉局長通知)

(注4) 就労支援事業の会計処理基準 (H18. 11. 13厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課事務連絡)

(注5) 指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則 (H7. 6. 1老健第122号、保発57号厚生労働省老人保健福祉局長、保険局長通知)

(注6) 介護保険の給付対象事業における会計区分について (H13.3.28老振発第18号厚生労働省老健局通知)

4. 共通費の按分基準

共通費を一般会計と特別会計、または事業費と管理費に区分するための按分基準を会計処理規程の細則等で定める必要があります。平成13年4月4日に日本医師会から都道府県医師会殿に対して「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」が通知されていますのでご参照下さい。

※ 「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省通知）に準じた按分基準の例示

勘定科目	細目	消費金額	勤務時間割合	職員人員配置割合	届出人員割合	延利用者数割合	給与費割合	各事業別収入割合	メータ等測定	送迎利用者割合	建物床面積割合	使用割合	使用高割合	事業個別費	債権金額×引当率	参照科目
役員報酬			◎	○	○	○										給与費
給料手当			◎	○	○	○										給与費
臨時雇賃金			◎	○	○	○										給与費
退職給付費用			◎	○	○	○										給与費
福利厚生費						○	◎									
会議費						○								◎		
旅費交通費				◎		◎	◎									
通信運搬費				◎		◎	◎									
減価償却費	建物					○					◎					
	車両					○						◎				
	器具					○						◎				
	その他					◎										
消耗器具備品費		◎				○										
消耗品費		◎				○										
修繕費	建物	◎				○					◎					
	その他	◎				○										
印刷製本費		◎				○										消耗品費
燃料費	車両	◎				○				○						車両費
	その他					○			◎							光熱水費
光熱水料費						○			◎							光熱水費
賃借料											○	◎				
保険料	建物										◎					
	自動車									◎			◎			
	その他					◎										

勘定科目	細目	消費金額	勤務時間割合	職員人員配置割合	届出人員割合	延利用者数割合	給与費割合	各事業別収入割合	メー タ 等 測定	送迎 利用者 数割合	建物 床面積 割合	使用 割合	使用 高割合	事業 個別費	債権 金額× 引当率	参照科目
諸謝金						○								◎		研修費
支払負担金						○								◎		
支払助成金														◎		
支払寄付金														◎		
委託費	寝具					○								◎		
	給食					◎						○				※1
	その他					○					◎					
租税公課	建物										◎					
	自動車									◎		◎				
〇〇引当金 繰入額	退職					○	◎									
	賞与					○	◎									
	貸倒					○									◎	
有価証券運用損														◎		
支払利息	土地建物											○		◎		※2
	その他					○								◎		※2
雑費				◎		◎	◎									

※1 使用高割合 → 実際食数割合

※2 使用高割合 → 事業借入目的の借入金に対する期末残高割合

Ⅱ. 医師会用モデル標準勘定科目体系

今回の医師会用モデル標準勘定科目体系では、医師会殿で主に行われている下記の6つの事業別に勘定科目体系を作成しています。各医師会殿の運営事業に併せて会計・事業グループ集計組み合わせのフレキシブルな対応を可能としました。

この医師会用モデル勘定科目体系を活用することにより、例えば、医師会立病院事業があれば病院会計準則ベースの正味財産増減計算書を出力することができ、病院会計準則用の決算書も出力可能となります。介護サービス事業のみであれば、都道府県提出用の介護サービス事業区分事業活動計算書を出力することができます。

また、小規模の事業規模であれば、一般会計に事業を組み込み簡素な決算書も作成することを可能な設計としています。 (別紙2 「医師会モデル標準勘定科目体系表」参照)

1. 公益法人一般会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

2. 病院・診療所事業会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

3. 介護サービス事業会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

4. 訪問看護事業会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

5. 臨床検査健診事業会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

6. 看護学校事業会計用

- (1)貸借対照表
- (2)正味財産増減計算書
- (3)収支計算書

7. 上記1～6の合算用

- (1)貸借対照表総括表
- (2)正味財産増減計算書総括表
- (3)収支計算書総括表

Ⅲ. モデル研究事業の実装例

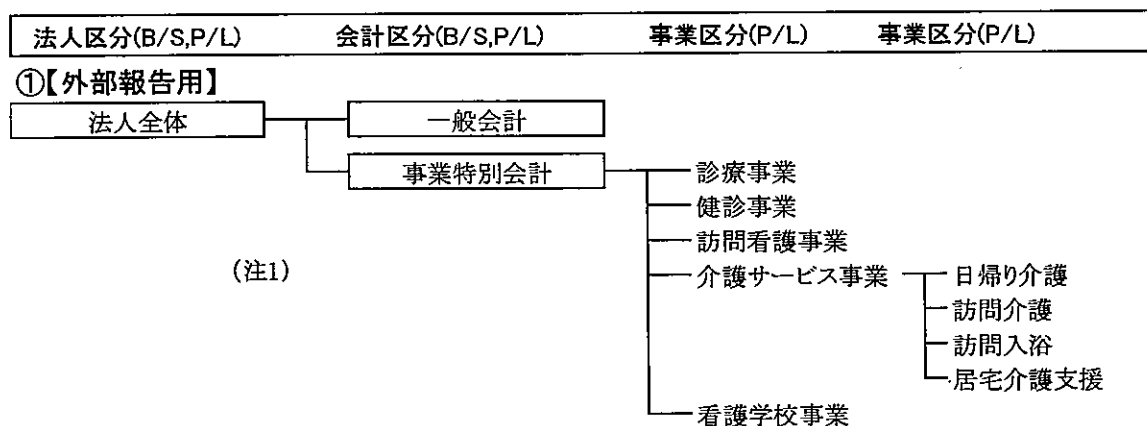
1. (社)北九州市門司区医師会殿の会計・事業区分体系

(社)北九州市門司区医師会殿の会計・事業区分の区分経理に関しては、「FX4(公益法人版)」の会計システムの機能を活用して、以下の3つの用途別に事業別集計を行えるようしています。

①【外部報告用】は、新会計基準で要求されている財務諸表、②【法人税申告のための決算報告用】は、法人税申告用に非収益事業と収益事業を区分経理した集計表、③【公益目的事業比率算出のための内部報告用】は、新公益法人制度の政府令で公布予定の公益目的事業の範囲により、事業別に区分集計して公益目的事業比率を算出するための内部管理資料です。

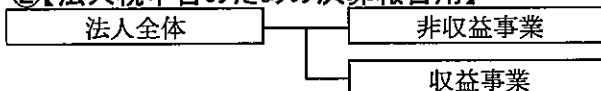
ワンポイントメモ:「FX4(公益法人版)」システムの会計・事業グループ集計機能の特長

「FX4(公益法人版)」のシステム機能で、会計・事業区分を任意グループに設定登録し集計することができます。また期中に事業グループを変更しても期首より再計算します。今後の法改正等の公益目的事業や法人税上の収益事業の範囲が変更された場合にもフレキシブルに対応でき管理できることがこのシステムの最大の特長です。



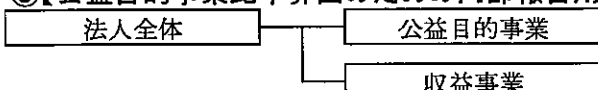
*外部報告用の財務諸表作成のためのグループ集計を行います。

②【法人税申告のための決算報告用】



*法人税上の収益事業を組み替えてグループ集計し、税務署提出資料を作成します。

③【公益目的事業比率算出のための内部報告用】



*公益目的事業以外の収益事業を組み替えてグループ集計し公益目的事業比率を算出します。

2. (社)北九州市門司区医師会殿の決算時における出力帳表

(1) 財務諸表

- ①貸借対照表
- ②正味財産増減計算書
- ③財務諸表に対する注記（エクセル出力で一部は入力）
- ④キャッシュ・フロー計算書（2年目以降の決算より）
- ⑤貸借対照表総括表
- ⑥正味財産増減計算書総括表
- ⑦財産目録（エクセル出力で必要に応じ入力）
- ⑧附属明細表（政府令による対応し、エクセル出力予定）

(2) 内部管理資料

- ①収支計算書
- ②収支計算書総括表
- ③収支予算書

(3) その他報告資料

- ①法人税申告書用の決算資料
- ②介護サービス事業区分事業活動計算書

*介護保険の給付対象事業における会計区分について（H13.3.28老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知）への対応

③公益社団の認定申請のための管理資料

（政府令による公益目的事業比率、公益財産額、遊休財産額の算定等）

（別紙3 「北九州市門司区医師会殿 財務諸表及び内部管理資料」参照）

別紙資料

1. ○○医師会 会計処理規程（案） 門 58
 2. 医師会モデル標準勘定科目体系 門 63
 - (1)貸借対照表
 - (2)正味財産増減計算書
 - (3)収支計算書
 - (4)主な事業収入勘定科目の解説)
 3. 北九州市門司区医師会 財務諸表及び内部管理資料 門 85
 - (1)貸借対照表
 - (2)正味財産増減計算書
 - (3)収支計算書
 - (4)収支予算書
 4. 新公益法人会計基準への移行支援ツール 門 94
 - (1)基本財産・特定資産一覧表
 - (2)移行時減価償却明細書
 - (3)移行時満期保有目的債権明細表書
 - (4)移行時指定正味財産明細表
 - (5)移行時受入寄付金等明細表
 - (6)退職給付引当金の繰入額に関する明細書
 5. 公益法人の法人税・消費税関係資料 門101
 - (1)「介護サービス事業に係る法人税等の課税関係について」（日本医師会年税31号） .. 門101
 - (2)「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（日本医師会年（介1）） ... 門115
- 以上

別紙1 「〇〇医師会 会計処理規程（案）」
社団法人 〇〇〇〇医師会 会計処理規程（案）
第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、社団法人〇〇〇〇医師会(以下「本会」という)定款(以下「定款」という)第〇〇条の規定に基づく財務諸表の作成につき、その会計処理を適正かつ円滑に行い、真実なる事業成績並びに財政状態を明らかにするとともに、健全なる運営を図ることを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 本会の会計処理は、法令、定款および公益法人会計基準に定めのある場合のほか、この規定の定めるところによる。

（会計処理の原則）

第3条 会計処理の手続き及び原則は、公益法人会計基準（平成16年10月24日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）に基づくものとする。

（会計年度）

第4条 本会の会計年度は、定款第〇〇条の定める事業年度にしたがい、毎年4月1日より、翌年の3月31日までとする。

（会計区分）

第5条 本会の会計は、一般会計と特別会計と区分して行い、特別会計は、事業遂行上必要のある場合に設けるものとする。

（予算準拠）

第6条 本会は、毎会計年度開始前に、前条に定める会計区分により収支予算書を作成し、収支の執行については、原則として予算に準拠して行わなければならない。

（経理責任者の設置）

第7条 経理責任者は、会計担当理事とする。ただし、経理責任者に事故あるときは事務局長がこれに代わって職務を代行することができる。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

（勘定科目）

第8条 本会の会計処理に必要な勘定科目は別に定めるものとする。

（会計帳簿）

第9条 本会の会計帳簿は、次に掲げるものとし、複式簿記に従って必要事項を明瞭かつ整然と記録しなければならない。ただし、必要に応じて補助簿を設けることができる。

（1）主 要 簿

①仕訳帳

②総勘定元帳

（2）補 助 簿

①現金出納帳

- ②預金出納帳
 - ③収支予算の管理に必要な帳簿
 - ④固定資産台帳
 - ⑤基本財産明細帳
 - ⑥特定資産台帳
 - ⑦会費明細帳
 - ⑧その他必要な補助簿
- 2 保存期間は、会計年度終了のときから起算する。
- 3 会計関係書類を処分するときは、理事会の承認を得なければならない。

(帳簿書類等の保存期間)

第10条 会計関係書類の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令に定める保存期間がこれを超えるものについては、その定めによる。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 財務諸表 | 最低10年 |
| (2) 収支計算書 | 最低10年 |
| (3) 収支予算書 | 最低10年 |
| (4) 会計帳簿 | 最低10年 |
| (5) 契約書、証ひょう書類 | 10年 |
| (6) その他帳簿書類等 | 5年 |

第3章 収支予算

(事業計画)

第11条 収支予算書は、本会の事業計画に基づいて編成しなければならない。

(予算の種類)

第12条 予算は、一般会計及び特別会計について作成するものとする。

(予算の編成及び成立)

第13条 予算編成方針は、理事会において決定し、経理責任者はこれに基づき合理的な基準により予算を年度開始前〇ヶ月までに作成しなければならない。

2 前項により作成した事業計画及び予算は、理事会の審議を経て総会に提出し、その審議を受け、議決を得なければならない。

(予算の執行者)

第14条 予算の執行者は会長とする。

(予算の遵守)

第15条 予算の執行に当っては、各支出予算科目に対する支出金が、特別の場合を除き、予算外支出にならないようにしなければならない。

(予算の流用)

第16条 支出予算科目の流用は原則として行ってはならない、ただし止むを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、科目区分の大科目内の小科目間において、あらかじめ会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予備費の計上と使用)

第17条 予測し難い支出に充てるため相当額の予備費を計上することができる。予備費の使用については、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

(予算の補正)

第 18 条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成し、総会の承認を得なければならない。ただし、総会の承認を得るいとまがない場合或いは少額の場合等のときは、理事会の承認を得て行うことができる。

(収支予算書の様式)

第 19 条 収支予算書の様式は、公益法人会計における内部管理事項（平成 17 年 3 月 23 日、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ）に定める様式により作成するものとする。

第 4 章 出納

(金銭の範囲)

第 20 条 この規程において、金銭とは、現金、諸預貯金、小切手、郵便為替証書、その他随時通貨と引替えることのできる証書をいう。

2 有価証券および手形は金銭に準じて取扱うものとする。

(金銭等の保管)

第 21 条 金銭の出納、保管その他金銭に類する重要物件については、経理責任者の責任において厳重に管理し、所定の金庫に保管しなければならない。

(金銭出納)

第 22 条 金銭の出納については、経理事務担当者がその理由を証拠書類等により、よく調査のうえ、経理責任者の承認を得た振替伝票に基づいて行い、収納の場合には、経理責任者の発行する領収証を交付し、支払の場合には、支出調書を作成し、経理責任者の承認を得て行う。ただし、固定資産の支払の場合は、会長の承認も得なければならない。

2 金銭を収納したときは、日々銀行に預け入れ、直接支出に充ててはならない。

3 少額で定例かつ疑義のないものの支払にあてるため〇〇〇万円を限度とし、経理責任者の管理下で経理事務担当者が出納、管理を行い、毎月末および不足の都度精算を行い補填するものとする。

(預金および公印管理)

第 23 条 預金の名義人は会長とする。

2 出納に使用する印鑑は〇〇〇〇医師会等公印規程の定めるところによる。

3 金融機関との取引を開始し、また廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

(残高照合)

第 24 条 現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月末日に残高を照合するため残高証明書入手し、帳簿残高と照合してその正確を期さなければならない。また経理責任者は適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預り証等と照合して実在性、正確性を期さなければならない。

2 経理事務担当者および経理責任者は現金に過不足が生じた場合、又は預貯金に不一致が生じた場合は、その原因を遅滞なく調査し、その措置については経理責任者および会長に報告し、その指示を得なければならない。

第 5 章 固定資産

(定義)

第 25 条 固定資産とは本会が所有する耐用年数 1 年以上でかつ取得価格 10 万円以上 の有形固定資産およびその他の固定資産として無形固定資産並びに投資等の資産をいう。

(取得価額)

第 26 条 固定資産の取得価額は、消費税等相当額を除いた額で、次の各号によるものとする。

- (1) 購入に係るものは、その購入価額および付帯費用(投資有価証券などを含む)
- (2) 建設に係るものは、その建設に要した費用および付帯費用
- (3) 交換に係るものは、その交換に対して提供した資産の帳簿価額
- (4) 無償取得によるものは、取得時の適正な時価評価額

(取得、譲渡、除却、担保提供等)

第 27 条 固定資産の取得、譲渡、除却、担保等については、原則として総会の承認を得なければならない。ただし、少額のもので会長の責任において決裁されるものは除かれる。

(登記、保険)

第 28 条 不動産登記を必要とする固定資産については、取得後遅滞なく登記を行い、火災等の損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

(減価償却)

第 29 条 固定資産の減価償却については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって行い、その方法は定額法(定率法)によるものとする。

(管理責任者)

第 30 条 固定資産の管理に関しては、会長が任命した管理責任者がこれに当たるものとする。

(固定資産の管理)

第 31 条 固定資産の管理責任者は、固定資産台帳を設け、種類、名称、所在場所、数量、取得年月日、取得価額、減価償却額、簿価等の所要事項の記録を行い、その保全状況および移動について管理の万全を期さなければならない。

2 管理責任者は、毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在性を確かめ、もし紛失、き損、滅失等が生じた場合には速やかに経理責任者および会長に報告し、その処理について指示を得なければならない。

第 6 章 物品

(物品の範囲)

第 32 条 物品とは、事務用器具備品、消耗品等で 1 個又は 1 組 10 万円未満のもので有形固定資産とならない資産をいう。

(物品の管理)

第 33 条 物品のうち事務用器具備品は管理台帳を備え、常に良好な状態に管理し、その用途に応じて最も効率的に使用しなければならない。その管理については第 30 条を準用する。

第 7 章 決算

(重要な会計方針)

第 34 条 重要な会計方針は、次の通りとする。

- (1) 有価証券の評価基準について
移動平均法による原価基準を採用する。
- (2) 固定資産の減価償却について
定額法(定率法)による減価償却を採用する。

(3) 引当金について)

期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上する。

(4) 消費税の会計処理について

消費税の会計処理については、税込み（税抜き）処理によるものとする。

(5) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、前払金、前受金、立替金、預り金、有価証券及び短期借入金を含める。

(財務諸表及び収支計算書の作成)

第 35 条 本会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に当該事業年度末における次の財務諸表及び収支計算書を作成しなければならない。

(1) 収支計算書(収支計算書総括表)

(2) 正味財産増減計算書(正味財産増減計算書総括表)

(3) 貸借対照表(貸借対照表総括表)

(4) 財産目録

(5) 付属明細書

2 財務諸表及び収支計算の様式は公益法人会計基準及び公益法人会計における内部管理事項に定めるところによる。

(監査)

第 36 条 本会は前条の財務諸表及び計算書類を作成した後監事の監査を受け、監査結果についての意見を書面により徴し、財務諸表及び計算書類に添付しなければならない。

2 本会は前項のほか事業年度途中において 1 回以上の監事の監査を受け、監査結果についての意見を書面より徴し、理事会に報告しなければならない。

(報告)

第 37 条 前条第 1 項により監事の監査を受けた財務諸表、計算書類及び事業報告書は総会の承認を得た後速やかに主務官庁に報告しなければならない。

(顧問)

第 38 条 定款第〇〇条に基づき、次の顧問を置くことができる。

(1)税理士

(2)弁護士

2 顧問は求めに応じて意見を述べることができる。

(疑義の決定)

第 39 条 この会計処理規程に定められた事項又は定めのない事項について疑義が生じたときは、理事会の決議によって解決するものとする。

(改廃)

第 40 条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

附則

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

1. 貸借対照表

コード	大科目	中科目	小科目	法人 全体	一般 会計	特別会計					
						病院 診療 所	介護 サー ビス	訪問 看護	臨床 検査 健診	看護 学校	その他
	I	資産の部									
	1.	流動資産									
		流動資産		○	○	○	○	○	○	○	○
		現金		○	○	○	○	○	○	○	○
		当座預金		○	○	○	○	○	○	○	○
		普通預金		○	○	○	○	○	○	○	○
		定期預金		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取手形		○	○	○	○	○	○	○	○
		売掛金		○	○	○	○	○	○	○	○
		事業未収入金計		○		○	○	○	○		
		医業未収入金		○		○	○	○	○		
		施設運営未収入金		○		○	○	○	○		
		看護事業未収入金		○		○	○	○	○		
		その他事業未収入金		○		○	○	○	○		
		医業・介護事業等未収入金計		○		○	○	○	○		
		未収会費		○	○	○	○	○	○	○	○
		未収金		○	○	○	○	○	○	○	○
		未収還付法人税等		○	○	○	○	○	○	○	○
		当座資産		○		○	○	○	○		
		医薬品		○		○	○	○	○		
		診療材料		○		○	○	○	○		
		施設療養材料		○		○	○	○	○		
		指定老人訪問看護等材料		○		○	○	○	○		
		給食用材料		○		○	○	○	○		
		貯蔵品		○		○	○	○	○		
		たな卸資産		○	○	○	○	○	○	○	○
		前払金		○	○	○	○	○	○	○	○
		前払費用		○	○	○	○	○	○	○	○
		繰延税金資産		○	○	○	○	○	○	○	○
		未収収益		○		○	○	○	○		
		短期貸付金		○	○	○	○	○	○	○	○
		役員短期貸付金		○		○	○	○	○		
		役員職員短期貸付金		○		○	○	○	○		
		他会計貸付金		○	○	○	○	○	○	○	○
		立替金		○	○	○	○	○	○	○	○
		仮払金		○	○	○	○	○	○	○	○
		仮払消費税等		○	○	○	○	○	○	○	○
		有価証券		○	○	○	○	○	○	○	○
		不渡手形		○		○	○	○	○		
		貸倒引当金		○	○	○	○	○	○	○	○
	2.	固定資産		○	○	○	○	○	○	○	○
	(1)	基本財産		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産合計		○	○	○	○	○	○	○	○
		土地(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		建物(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		構築物(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品(基)		○		○	○	○	○		
		車両及び船舶(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素(基)		○		○	○	○	○		
		什器備品(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		その他の固定資産(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券(基)		○	○	○	○	○	○	○	○
		減価償却引当資産		○	○	○	○	○	○	○	○
		減価償却累計額(基)		○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(貸借対照表)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計				
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校その他
	(2)	特定資産								
		特定資産合計		○	○	○	○	○	○	○
		土地(特)		○	○	○	○	○	○	○
		建物(特)		○	○	○	○	○	○	○
		構築物(特)		○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品(特)		○		○	○	○	○	
		車両及び船舶(特)		○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素(特)		○		○	○	○	○	
		什器備品(特)		○	○	○	○	○	○	○
		その他の固定資産(特)		○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券(特)		○	○	○	○	○	○	○
		減価償却累計額(特)		○	○	○	○	○	○	○
		退職給付引当資産(特)		○	○	○	○	○	○	○
		減価償却引当資産(特)		○	○	○	○	○	○	○
	(3)	固定資産		○	○	○	○	○	○	○
		固定資産合計		○	○	○	○	○	○	○
		土地		○	○	○	○	○	○	○
		建物		○	○	○	○	○	○	○
		構築物		○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品		○		○	○	○	○	
		車両及び船舶		○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素		○		○	○	○	○	
		什器備品		○	○	○	○	○	○	○
		建設仮勘定		○	○	○	○	○	○	○
		減価償却累計額		○	○	○	○	○	○	○
		借地権		○	○	○	○	○	○	○
		電話加入権		○	○	○	○	○	○	○
		敷金		○	○	○	○	○	○	○
		保証金		○	○	○	○	○	○	○
		長期貸付金		○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券		○	○	○	○	○	○	○
		役員従業員長期貸付金		○		○	○	○	○	
		他会計長期貸付金		○	○	○	○	○	○	○
		長期前払費用		○	○	○	○	○	○	○
		ソフトウェア		○	○	○	○	○	○	○
		子会社株式		○	○	○	○	○	○	○
		関連会社株式		○	○	○	○	○	○	○
		その他の固定資産		○	○	○	○	○	○	○
		長期繰延税金資産		○	○	○	○	○	○	○
		その他固定資産合計		○	○	○	○	○	○	○
		資金諸口		○	○	○	○	○	○	○
		資金外諸口		○	○	○	○	○	○	○
		資産合計		○	○	○	○	○	○	○
	Ⅱ	負債の部								
	1.	流動負債								
		負債合計		○	○	○	○	○	○	○
		流動負債		○	○	○	○	○	○	○
		支払手形		○	○	○	○	○	○	○
		買掛金		○	○	○	○	○	○	○
		未払金		○	○	○	○	○	○	○
		未払費用		○	○	○	○	○	○	○
		未払消費税等		○	○	○	○	○	○	○
		前受金		○	○	○	○	○	○	○
		預り金		○	○	○	○	○	○	○
		従業員預り金		○		○	○	○	○	
		前受収益		○		○	○	○	○	
		仮受金		○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(貸借対照表)

コード	大科目	中科目	小科目	法人 全体	一般 会計	特別会計					
						病院 診療 所	介護 サー ビス	訪問 看護	臨床 検査 健診	看護 学校	その他
			仮受消費税等	○	○	○	○	○	○	○	○
			繰延税金負債	○	○	○	○	○	○	○	○
			未払法人税等	○	○	○	○	○	○	○	○
			預り補助金等	○	○	○	○	○	○	○	○
			短期借入金	○	○	○	○	○	○	○	○
			役員従業員短期借入金	○		○	○	○	○		
			他会計借入金	○	○	○	○	○	○	○	○
			一年以内返済長期借入金	○	○	○	○	○	○	○	○
			割引手形	○		○	○	○	○		
			賞与引当金	○	○	○	○	○	○	○	○
		2. 固定負債									
		固定負債合計		○	○	○	○	○	○	○	○
		長期借入金		○	○	○	○	○	○	○	○
		役員従業員長期借入金		○		○	○	○	○		
		長期未払金		○	○	○	○	○	○	○	○
		長期繰延税金負債		○	○	○	○	○	○	○	○
		退職給付引当金		○	○	○	○	○	○	○	○
		受入保証金		○	○	○	○	○	○	○	○
		固定負債合計		○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅲ 正味財産の部										
	1. 指定正味財産										
		正味財産合計		○	○	○	○	○	○	○	○
		指定正味財産		○	○	○	○	○	○	○	○
		国庫補助金		○	○	○	○	○	○	○	○
		地方公共団体補助金		○	○	○	○	○	○	○	○
		民間補助金		○	○	○	○	○	○	○	○
		国庫助成金		○	○	○	○	○	○	○	○
		地方公共団体助成金		○	○	○	○	○	○	○	○
		民間助成金		○	○	○	○	○	○	○	○
		負担金		○	○	○	○	○	○	○	○
		寄付金		○	○	○	○	○	○	○	○
		募金		○	○	○	○	○	○	○	○
		受贈土地		○	○	○	○	○	○	○	○
		受贈投資有価証券		○	○	○	○	○	○	○	○
		(うち基本財産への充当額)		○	○	○	○	○	○	○	○
		(うち特定資産への充当額)		○	○	○	○	○	○	○	○
		一般正味財産		○	○	○	○	○	○	○	○
		(うち基本財産への充当額)		○	○	○	○	○	○	○	○
		(うち特定資産への充当額)		○	○	○	○	○	○	○	○
		負債及び正味財産合計		○	○	○	○	○	○	○	○

2. 正味財産増減計算書

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
	I	一般正味財産増減の部									
	1.	経常増減の部									
	(1)	経常収益									
		基本財産運用益		○	○						
			基本財産受取利息	○	○						
			基本財産受取利息振替額	○	○						
			基本財産受取配当金	○	○						
			基本財産受取配当金振替額	○	○						
			基本財産受取賃借料	○	○						
			基本財産受取賃借料振替額	○	○						
		特定資産運用益		○	○						
			特定資産受取利息	○	○						
			特定資産受取利息振替額	○	○						
			特定資産受取配当金	○	○						
			特定資産受取配当金振替額	○	○						
			特定資産受取賃借料	○	○						
			特定資産受取賃借料振替額	○	○						
		受取入会金		○	○						
		受取入会金		○	○						
		正会員受取会費		○	○						
		特別会員受取会費		○	○						
		賛助会員受取会費		○	○						
		受取会費		○	○						
		(受取会費1)		○	○						
		(受取会費2)		○	○						
		事業収益計		○	○						
		一般会計事業収益		○	○						
		値引・戻り高		○	○						
		病院事業収益		○		○					
		入院診療収益		○		○					
			入院診療収益(保険窓口収益)	○		○					
			介護報酬収益(保険窓口収益)	○		○					
			入院診療収益(保険請求収益)	○		○					
			介護報酬収益(保険請求収益)	○		○					
			入院診療収益(自由診療収益)	○		○					
		室料差額収益		○		○					
		外来診療収益		○		○					
			外来診療収益(保険窓口収益)	○		○					
			外来診療収益(保険請求収益)	○		○					
			外来診療収益(自由診療収益)	○		○					
		保険予防活動収益		○		○					
		受託検査・施設利用収益		○		○					
		その他の医業収益		○		○					
			介護報酬収益(保険窓口収益)	○		○					
			介護報酬収益(保険請求収益)	○		○					
			その他の医業収益	○		○					
		保険査定減		○		○					
		介護サービス事業収益		○			○				
		介護保険施設介護料収益		○			○				
			介護報酬収益(施設)	○			○				
			利用者負担金収益(施設)	○			○				
			基本食事サービス料収益	○			○				
		居宅介護料収益		○			○				
			介護報酬収益(居宅)	○			○				
			利用者負担金収益(居宅)	○			○				

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			居宅介護支援介護料収益	○			○				
			利用者等利用料収益	○			○				
			介護保健施設利用料収益	○			○				
			居宅介護サービス利用料収益	○			○				
			その他の利用料収益	○			○				
			利用者等利用料収益	○			○				
			その他の事業収益	○			○				
			介護報酬査定減	○			○				
			訪問看護サービス事業収益	○				○			
			訪問看護療養費収益	○				○			
			老人訪問看護療養費収益	○				○			
			訪問看護療養費収益	○				○			
			利用料収益	○				○			
			老人訪問看護基本利用料収益	○				○			
			長時間利用料収益(老人)	○				○			
			休日、時間外利用料収益(老人)	○				○			
			交通費収益(老人)	○				○			
			その他サービス利用料収益(老人)	○				○			
			訪問看護基本利用料収益	○				○			
			長時間利用料収益	○				○			
			休日、時間外利用料収益	○				○			
			交通費収益	○				○			
			その他サービス利用料収益	○				○			
			その他の事業収益	○				○			
			老人保健査定減	○				○			
			健康保険等査定減	○				○			
			訪問看護事業収益	○				○			
			臨床検査健診事業収益	○					○		
			事業所健診収益	○					○		
			学校検診収益	○					○		
			市民健診収益	○					○		
			健診事務費収益	○					○		
			健診雑収益	○					○		
			繰入金収益	○					○		
			予防接種事務費	○					○		
			その他受託事業収益	○					○		
			看護学校事業収益	○						○	
			授業料収益	○						○	
			受験料収益	○						○	
			入学金	○						○	
			学校施設運営協力金	○						○	
			雑収益	○						○	
			その他の事業収益	○							○
			受取補助金等	○	○						
			受取国庫補助金	○	○						
			受取国庫補助金振替額	○	○						
			受取地方公共団体補助金	○	○						
			受取地方公共団体補助金振替額	○	○						
			受取民間補助金	○	○						
			受取民間補助金振替額	○	○						
			受取国庫助成金	○	○						
			受取国庫助成金振替額	○	○						
			受取地方公共団体助成金	○	○						
			受取地方公共団体助成金振替額	○	○						
			受取民間助成金	○	○						
			受取民間助成金振替額	○	○						

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			受取負担金	○	○						
			受取負担金	○	○						
			受取負担金振替額	○	○						
			受取寄付金	○	○						
			受取寄付金	○	○						
			受取寄付金振替額	○	○						
			募金収益	○	○						
			募金収益振替額	○	○						
			雑収益	○	○						
			受取利息	○	○						
			基本財産受取利息	○	○						
			特定資産受取利息	○	○						
			有価証券運用益	○	○						
			有価証券評価益	○	○						
			他会計からの繰入額	○	○						
			経常収益計	○	○						
			(2)経常費用	○							
			①事業費	○							
			期首医薬品たな卸高	○		○					
			期首診療材料たな卸高	○		○					
			期首給食用材料たな卸高	○		○					
			その他棚卸し高	○		○					
			期首たな卸高	○	○	○	○		○	○	○
			医薬品費	○		○					
			診療材料費	○		○					
			医療消耗器具備品費	○		○					
			給食用材料費	○		○					
			その他の材料費	○		○					
			仕入高	○	○	○	○		○	○	○
			値引・戻し高	○	○	○	○		○	○	○
			期末医薬品たな卸高	○		○					
			期末診療材料たな卸高	○		○					
			期末給食用材料たな卸高	○		○					
			期末その他たな卸高	○		○					
			期末たな卸高	○	○	○	○	○	○	○	○
			事業原価計		○	○	○	○	○	○	○
			事業費合計	○							
			人件費計	○		○					
			医師給与	○		○					
			看護師給与	○		○					
			介護職員給与	○		○					
			支援相談員給与	○		○					
			理学療法士又は作業療法士給与	○		○					
			医療技術員給与	○		○					
			事務員給与	○		○					
			技能労務員給与	○		○					
			非常勤医師給与	○		○					
			非常勤看護師給与	○		○					
			非常勤介護職員給与	○		○					
			非常勤支援相談員給与	○		○					
			非常勤理学療法士・作業療法士給与	○		○					
			非常勤医療技術員給与	○		○					
			非常勤事務員給与	○		○					
			非常勤技能労務員給与	○		○					
			役員報酬(事)	○	○	○	○	○	○	○	○
			給料手当(事)	○	○	○	○	○	○	○	○
			臨時雇賃金(事)	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与(事)	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与引当金繰入額(事)	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計				
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校
			退職給付費用(事)	○	○	○	○	○	○	○
			法定福利費(事)	○	○	○	○	○	○	○
			福利厚生費(事)	○	○	○	○	○	○	○
			その他人件費(事)	○	○	○	○	○	○	○
		委託費		○		○		○		
			検査委託費	○		○		○		
			給食委託費	○		○		○		
			寝具委託費	○		○		○		
			医事委託費	○		○		○		
			清掃委託費	○		○		○		
			保守委託費	○		○		○		
		設備関係費計		○		○		○		
			建物減価償却費	○	○	○	○	○	○	○
			構築物減価償却費	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品減価償却費			○				
			車両及び船舶減価償却費	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素減価償却費			○				
			什器備品減価償却費	○	○	○	○	○	○	○
			器機賃借料	○	○	○	○	○	○	○
			地代家賃	○	○	○	○	○	○	○
			修繕費	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産税等	○	○	○	○	○	○	○
			器機保守料	○	○	○	○	○	○	○
			器機設備保険料	○	○	○	○	○	○	○
			車両関係費	○	○	○	○	○	○	○
		研究研修費計		○	○	○	○	○	○	○
			研究費	○	○	○	○	○	○	○
			研修費	○	○	○	○	○	○	○
		その他事業経費計		○	○	○	○	○	○	○
			旅費交通費	○	○	○	○	○	○	○
			通信運搬費	○	○	○	○	○	○	○
			職員被服費	○	○	○	○	○	○	○
			広告宣伝費	○	○	○	○	○	○	○
			消耗什器備品費	○	○	○	○	○	○	○
			消耗品費	○	○	○	○	○	○	○
			印刷製本費	○	○	○	○	○	○	○
			燃料費	○	○	○	○	○	○	○
			光熱水料費	○	○	○	○	○	○	○
			保険料	○	○	○	○	○	○	○
			諸謝金	○	○	○	○	○	○	○
			租税公課	○	○	○	○	○	○	○
			支払負担金	○	○	○	○	○	○	○
			支払助成金	○	○	○	○	○	○	○
			支払寄付金	○	○	○	○	○	○	○
			雑費	○	○	○	○	○	○	○
			その他事業経費計	○	○	○	○	○	○	○
		②管理費								
		管理費合計		○		○				
		人件費計		○		○				
			医師給与	○		○				
			看護師給与	○		○				
			介護職員給与	○		○				
			支援相談員給与	○		○				
			理学療法士又は作業療法士給与	○		○				
			医療技術員給与	○		○				
			事務員給与	○		○				
			技能労務員給与	○		○				
			非常勤医師給与	○		○				
			非常勤看護師給与	○		○				

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			非常勤介護職員給与	○		○					
			非常勤支援相談員給与	○		○					
			非常勤理学療法士・作業療法士給与	○		○					
			非常勤医療技術員給与	○		○					
			非常勤事務員給与	○		○					
			非常勤技能労務員給与	○		○					
			役員報酬(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			給料手当(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			臨時雇賃金(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与引当金繰入額(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職給付費用(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			法定福利費(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			福利厚生費(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他人件費(管)	○	○	○	○	○	○	○	○
			設備関係費	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物減価償却費	○	○	○	○	○	○	○	○
			構築物減価償却費	○	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品減価償却費			○					
			車両及び船舶減価償却費	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素減価償却費			○					
			什器備品減価償却費	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機賃借料	○	○	○	○	○	○	○	○
			地代家賃	○	○	○	○	○	○	○	○
			修繕費	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産税等	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機保守料	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機設備保険料	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両関係費	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他管理費計	○	○	○	○	○	○	○	○
			会議費	○	○	○	○	○	○	○	○
			交際費	○	○	○	○	○	○	○	○
			旅費交通費	○	○	○	○	○	○	○	○
			通信運搬費	○	○	○	○	○	○	○	○
			職員被服費	○	○	○	○	○	○	○	○
			諸会費	○	○	○	○	○	○	○	○
			消耗什器備品費	○	○	○	○	○	○	○	○
			消耗品費	○	○	○	○	○	○	○	○
			印刷製本費	○	○	○	○	○	○	○	○
			燃料費	○	○	○	○	○	○	○	○
			光熱水料費	○	○	○	○	○	○	○	○
			保険料	○	○	○	○	○	○	○	○
			諸謝金	○	○	○	○	○	○	○	○
			租税公課	○	○	○	○	○	○	○	○
			支払負担金	○	○	○	○	○	○	○	○
			支払寄付金	○	○	○	○	○	○	○	○
			支払利息	○	○	○	○	○	○	○	○
			有価証券運用損	○	○	○	○	○	○	○	○
			有価証券評価損	○	○	○	○	○	○	○	○
			管理諸費	○	○	○	○	○	○	○	○
			貸倒損失	○	○	○	○	○	○	○	○
			貸倒引当金繰入額	○	○	○	○	○	○	○	○
			雑費	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計への繰出額	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計への繰出額	○	○	○	○	○	○	○	○
			経常費用合計	○	○	○	○	○	○	○	○
			当期経常増減額	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			2. 経常外増減の部								
			(1) 経常外収益								
			経常外収益合計	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価益	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産売却益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物売却益(基)	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物売却益(特)	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物売却益(他)	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両運搬具売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地売却益(基)	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地売却益(特)	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地売却益(他)	○	○	○	○	○	○	○	○
			借地権売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			電話加入権売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券売却益(基)	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券売却益(特)	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券売却益(他)	○	○	○	○	○	○	○	○
			子会社株式売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			関連会社株式売却益	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産受贈益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地受贈益	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地受贈益振替額	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券受贈益	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券受贈益振替額	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産受贈益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の経常外収益計	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職給付引当金取崩額	○	○	○	○	○	○	○	○
			(2) 経常外費用	○	○	○	○	○	○	○	○
			経常外費用合計	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損計	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損計	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産売却損計	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両運搬具売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			借地権売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			電話加入権売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			ソフトウェア売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			子会社株式売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			関連会社株式売却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			構築物除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両運搬具除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品除却損	○	○	○	○	○	○	○	○
			災害損失計	○	○	○	○	○	○	○	○
			災害損失	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
		その他の経常外費用計		○	○	○	○	○	○	○	○
		退職給付引当金繰入額		○	○	○	○	○	○	○	○
		当期経常外増減額		○	○	○	○	○	○	○	○
		税引前当期一般正味財産増減額		○	○	○	○	○	○	○	○
		法人税、住民税及び事業税		○	○	○	○	○	○	○	○
		過年度法人税等		○	○	○	○	○	○	○	○
		法人税等調整額		○	○	○	○	○	○	○	○
		過年度法人税等調整額		○	○	○	○	○	○	○	○
		当期一般正味財産増減額		○	○	○	○	○	○	○	○
		一般正味財産期首残高		○	○	○	○	○	○	○	○
		一般正味財産期末残高		○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅱ.	指定正味財産増減の部									
		基本財産運用益		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産受取利息(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産受取配当金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産受取賃借料(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(負担金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(寄付金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(募金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受贈投資有価証券受取利息		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産運用益		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産受取利息(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産受取配当金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産受取賃借料(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(負担金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(寄付金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受取利息(募金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受贈投資有価証券受取利息		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取補助金等		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取国庫補助金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取地方公共団体補助金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取民間補助金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取国庫助成金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取地方公共団体助成金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取民間助成金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取負担金		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取負担金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取寄付金		○	○	○	○	○	○	○	○
		受取寄付金(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		募金収益(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		固定資産受贈益		○	○	○	○	○	○	○	○
		土地受贈益(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券受贈益(指)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(国庫補助金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(地方公共団体補助金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(民間補助金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(国庫助成金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(地方公共団体助成金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(民間助成金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(負担金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(寄付金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(募金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(受贈土地)		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価益(受贈投資有価証券)		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産評価益		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産評価益(国庫補助金)		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産評価益(地方公共団体補助金)		○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			特定資産評価益(民間補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(国庫助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(地方公共団体助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(民間助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(負担金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(寄付金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(募金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(受贈土地)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価益(受贈投資有価証券)	○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産評価損		○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(国庫補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(地方公共団体補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(民間補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(国庫助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(地方公共団体助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(民間助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(負担金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(寄付金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(募金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(受贈土地)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産評価損(受贈投資有価証券)	○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産評価損		○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(国庫補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(地方公共団体補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(民間補助金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(国庫助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(地方公共団体助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(民間助成金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(負担金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(寄付金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(募金)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(受贈土地)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産評価損(受贈投資有価証券)	○	○	○	○	○	○	○	○
		一般正味財産への振替額		○	○	○	○	○	○	○	○
			国庫補助金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体補助金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			民間補助金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			国庫助成金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体助成金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			民間助成金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			負担金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			寄付金振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			募金収益振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地受贈益振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券受贈益振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			基本財産運用益振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
			特定資産運用益振替額(指)	○	○	○	○	○	○	○	○
				○	○	○	○	○	○	○	○
		当期指定正味財産増減額		○	○	○	○	○	○	○	○
		指定正味財産期末残高		○	○	○	○	○	○	○	○
			国庫補助金	○	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体補助金	○	○	○	○	○	○	○	○
			民間補助金	○	○	○	○	○	○	○	○
			国庫助成金	○	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体助成金	○	○	○	○	○	○	○	○
			民間助成金	○	○	○	○	○	○	○	○
			負担金	○	○	○	○	○	○	○	○
			寄付金	○	○	○	○	○	○	○	○
			募金	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(正味財産増減計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計				
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校 その他
			受贈土地	○	○	○	○	○	○	○
			受贈投資有価証券	○	○	○	○	○	○	○
		指定	正味財産期首残高	○	○	○	○	○	○	○
			国庫補助金	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体補助金	○	○	○	○	○	○	○
			民間補助金	○	○	○	○	○	○	○
			国庫助成金	○	○	○	○	○	○	○
			地方公共団体助成金	○	○	○	○	○	○	○
			民間助成金	○	○	○	○	○	○	○
			負担金	○	○	○	○	○	○	○
			寄付金	○	○	○	○	○	○	○
			募金	○	○	○	○	○	○	○
			受贈土地	○	○	○	○	○	○	○
			受贈投資有価証券	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅲ	指定	正味財産残高							
			正味財産期末残高	○	○	○	○	○	○	○

3. 収支計算書

コード	大科目	中科目	小科目	法人 全体	一般 会計	特別会計					
						病院 診療 所	介護 サー ビス	訪問 看護	臨床 検査 健診	看護 学校	その 他
	I	事業活動収支の部									
	1.	事業活動収入									
		基本財産運用収入			○	○					
		基本財産利息収入			○	○					
		基本財産配当金収入			○	○					
		基本財産賃借料収入			○	○					
		特定資産賃借料収入			○	○					
		特定資産利息収入			○	○					
		特定資産配当金収入			○	○					
		特定資産賃借料収入			○	○					
		入会金収入			○	○					
		入会金収入			○	○					
		会費収入			○	○					
		正会員会費収入			○	○					
		特別会員会費収入			○	○					
		賛助会員会費収入			○	○					
		事業収入計			○						
		一般会計事業収入			○	○					
		値引・戻り高			○	○					
		病院診療所事業収入			○						
		入院診療収入			○		○				
		入院診療収入(保険窓口収入)			○		○				
		介護報酬収入(保険窓口収入)			○		○				
		入院診療収入(保険請求収入)			○		○				
		介護報酬収入(保険請求収入)			○		○				
		入院診療収入(自由診療収入)			○		○				
		室料差額収入			○		○				
		外来診療収入			○		○				
		外来診療収入(保険窓口収入)			○		○				
		外来診療収入(保険請求収入)			○		○				
		外来診療収入(自由診療収入)			○		○				
		保険予防活動収入			○		○				
		受託検査・施設利用収入			○		○				
		その他の医業収入			○		○				
		介護報酬収入(保険窓口収入)			○		○				
		介護報酬収入(保険請求収入)			○		○				
		その他の医業収入			○		○				
		保険査定減			○		○				
		介護サービス事業収入			○			○			
		介護保険施設介護料収入			○			○			
		介護報酬収入(施設)			○			○			
		利用者負担金収入(施設)			○			○			
		基本食事サービス料収入			○			○			
		居宅介護料収入			○			○			
		介護報酬収入(居宅)			○			○			
		利用者負担金収入(居宅)			○			○			
		居宅介護支援介護料収入			○			○			
		介護報酬収入(居宅)			○			○			
		利用者負担金収入(居宅)			○			○			
		居宅介護支援介護料収入			○			○			
		利用者等利用料収入			○			○			
		介護保健施設利用料収入			○			○			
		居宅介護サービス利用料収入			○			○			
		その他の利用料収入			○			○			
		利用者等利用料収入			○			○			
		その他の事業収入			○			○			

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					その他
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	
			介護報酬査定減	○			○				
		訪問看護	事業収入	○				○			
		訪問看護	療養費収入	○				○			
			老人訪問看護療養費収入	○				○			
			訪問看護療養費収入	○				○			
		利用料	収入	○				○			
			老人訪問看護基本利用料収入	○				○			
			長時間利用料収入(老人)	○				○			
			休日、時間外利用料収入(老人)	○				○			
			交通費収入(老人)	○				○			
			その他サービス利用料収入(老人)	○				○			
			訪問看護基本利用料収入	○				○			
			長時間利用料収入	○				○			
			休日、時間外利用料収入	○				○			
			交通費収入	○				○			
			その他サービス利用料収入	○				○			
			その他の事業収入	○				○			
			老人保健査定減	○				○			
			健康保険等査定減	○				○			
		臨床検査	健診事業収入	○					○		
			事業所健診収入	○					○		
			学校検診収入	○					○		
			市民健診収入	○					○		
			健診事務費収入	○					○		
			健診雑収入	○					○		
			繰入金収入	○					○		
			予防接種事務費	○					○		
			その他受託事業収入	○					○		
		看護学校	事業収入	○						○	
			授業料収入	○						○	
			受験料収入	○						○	
			入学金	○						○	
			学校施設運営協力金	○						○	
			雑収入	○						○	
		その他の事業	収入	○							○
		補助金	収入	○	○						
			国庫補助金収入	○	○						
			地方公共団体補助金収入	○	○						
			民間補助金収入	○	○						
			国庫助成金収入	○	○						
			地方公共団体助成金収入	○	○						
			民間助成金収入	○	○						
			預り補助金等収入	○	○						
		負担金	収入	○	○						
			負担金収入	○	○						
		受取寄付金	収入	○	○						
			寄付金収入	○	○						
			募金収入	○	○						
		雑収入		○	○	○	○	○	○	○	○
			受取利息収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			有価証券運用収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			雑収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		他会計からの	繰入収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		事業活動	収入計	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
	2.	事業活動支出									
		事業支出合計		○							
		事業仕入支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		医薬品費支出		○		○	○	○	○		
		診療材料費支出		○		○	○	○	○		
		医療消耗器具備品費支出		○		○	○	○	○		
		給食用材料費支出		○		○	○	○	○		
		その他の材料費支出		○		○	○	○	○		
		仕入支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		値引・戻し高		○	○	○	○	○	○	○	○
		人件費支出計		○	○	○	○	○	○	○	○
		医師給与支出		○		○	○	○	○		
		看護師給与支出		○		○	○	○	○		
		介護職員給与支出		○		○	○	○	○		
		支援相談員給与支出		○		○	○	○	○		
		理学療法士又は作業療法士給与支出		○		○	○	○	○		
		医療技術員給与支出		○		○	○	○	○		
		事務員給与支出		○		○	○	○	○		
		技能労務員給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤医師給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤看護師給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤介護職員給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤支援相談員給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤理学療法士・作業療法士給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤医療技術員給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤事務員給与支出		○		○	○	○	○		
		非常勤技能労務員給与支出		○		○	○	○	○		
		役員報酬支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		給料手当支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		臨時雇賃金支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		賞与支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		賞与引当金繰入額支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		退職給付費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		法定福利費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		福利厚生費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		その他人件費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		検査委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		給食委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		寝具委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		医事委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		清掃委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		保守委託費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		設備関係費支出計		○	○	○	○	○	○	○	○
		器機賃借料支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		地代家賃支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		修繕費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		固定資産税等支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		器機保守料支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		器機設備保険料支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		車両関係費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		研究研修費支出計		○	○	○	○	○	○	○	○
		研究費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		研修費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		その他事業経費支出計		○	○	○	○	○	○	○	○
		旅費支出交通費支出		○	○	○	○	○	○	○	○
		通信運搬費支出		○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			職員被服費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			広告宣伝費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			消耗什器備品費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			消耗品費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			印刷製本費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			燃料費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			光熱水料費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			保険料支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			諸謝金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			租税公課支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			負担金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			助成金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			寄付金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			預り補助金等支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			雑支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			管理費支出合計	○	○	○	○	○	○	○	○
			人件費支出計	○	○	○	○	○	○	○	○
			医師給与支出	○		○	○	○			
			看護師給与支出	○		○	○	○			
			介護職員給与支出	○		○	○	○			
			支援相談員給与支出	○		○	○	○			
			理学療法士又は作業療法士給与支出	○		○	○	○			
			医療技術員給与支出	○		○	○	○			
			事務員給与支出	○		○	○	○			
			技能労務員給与支出	○		○	○	○			
			非常勤医師給与支出	○		○	○	○			
			非常勤看護師給与支出	○		○	○	○			
			非常勤介護職員給与支出	○		○	○	○			
			非常勤支援相談員給与支出	○		○	○	○			
			非常勤理学療法士・作業療法士給与支出	○		○	○	○			
			非常勤医療技術員給与支出	○		○	○	○			
			非常勤事務員給与支出	○		○	○	○			
			非常勤技能労務員給与支出	○		○	○	○			
			役員報酬支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			給料手当支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			臨時雇賃金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			賞与引当金繰入額支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職給付費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			法定福利費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			福利厚生費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他人件費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			設備関係費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機賃借料支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			地代家賃支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			修繕費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			固定資産税等支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機保守料支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			器機設備保険料支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両関係費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他管理費支出計	○	○	○	○	○	○	○	○
			会議費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			交際費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			旅費交通費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			通信運搬費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			職員被服費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			諸会費支出	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			消耗什器備品費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			消耗品費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			印刷製本費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			燃料費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			光熱水料費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			保険料支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			諸謝金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			租税公課支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			負担金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			寄付金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			支払利息支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			管理諸費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			雑支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			法人税、住民税及び事業税支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			過年度法人税等支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計への繰出額	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計への繰出額	○	○	○	○	○	○	○	○
			事業活動支出計	○	○	○	○	○	○	○	○
			事業活動収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○
	II	投資活動収支の部									
		1. 投資活動収入									
		投資活動収入計		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産取崩収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		土地売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		建物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		構築物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		車両及び船舶売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		什器備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		その他の固定資産売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		減価償却引当資産取崩収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産取崩収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		土地売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		建物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		構築物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		車両及び船舶売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		什器備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		その他の固定資産売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		退職給付引当資産取崩収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		減価償却引当資産取崩収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		固定資産売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		土地売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		建物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		構築物売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		医療用器具備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		車両及び船舶売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		放射性同元素売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		什器備品売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		建設仮勘定売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		借地権売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		電話加入権売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券売却収入		○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			投資有価証券売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			子会社株式売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			関連会社株式売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			投資有価証券売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		敷金	保証金戻り収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			敷金戻り収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			保証金戻り収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他	その他の投資活動収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			長期貸付金返済収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			役員従業員長期貸付金返済収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計長期貸付金返済収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			長期前払費用戻り収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			ソフトウェア売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の固定資産売却収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の投資活動収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		2. 投資活動支出									
		投資活動支出計		○	○	○	○	○	○	○	○
		基本財産取得支出		○	○	○	○	○	○	○	○
			土地購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			構築物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両及び船舶購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の固定資産購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			減価償却引当資産取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
		特定資産取得支出		○	○	○	○	○	○	○	○
			土地購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			構築物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両及び船舶購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の固定資産購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			退職給付引当資産取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			減価償却引当資産取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
		固定資産購入支出		○	○	○	○	○	○	○	○
			土地購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			建物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			構築物購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			医療用器具備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			車両及び船舶購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			放射性同元素購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			什器備品購入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			建設仮勘定支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			借地権取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			電話加入権取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
		投資有価証券取得支出		○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			子会社株式取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			関連会社株式取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資有価証券取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
		敷金	保証金支払支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			敷金支払支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			保証金支払支出	○	○	○	○	○	○	○	○
		その他	その他の投資活動支出	○	○	○	○	○	○	○	○

別紙2 医師会モデル標準勘定科目体系表(収支計算書)

コード	大科目	中科目	小科目	法人全体	一般会計	特別会計					
						病院診療所	介護サービス	訪問看護	臨床検査健診	看護学校	その他
			長期貸付金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			役員従業員長期貸付金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計長期貸付金支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			長期前払費用支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			ソフトウェア取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の固定資産取得支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			投資活動収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○
	Ⅲ		財務活動収支の部	○	○	○	○	○	○	○	○
		1.	財務活動収入								
			財務活動収入計	○	○	○	○	○	○	○	○
			借入金収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			短期借入金収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			長期借入金収入								
			役員従業員借入金収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計借入金収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の財務活動収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期預金取崩収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の財務活動収入	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の財務活動収入	○	○	○	○	○	○	○	○
		2.	財務活動支出								
			財務活動支出計	○	○	○	○	○	○	○	○
			借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			短期借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			長期借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			役員従業員借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			他会計借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			借入金返済支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の財務活動支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期預金預入支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			その他の財務活動支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			財務活動収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○
			予備費支出	○	○	○	○	○	○	○	○
			当期収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○
			前期繰越収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○
			前期繰越収支差額調整額	○	○	○	○	○	○	○	○
			次期繰越収支差額	○	○	○	○	○	○	○	○

参考: 病院・診療所・介護サービス・訪問看護事業収入の勘定科目解説

大科目	中科目	小科目	勘定科目の説明
病院・診療所事業収益			
	入院診療収益		
		入院診療収益(窓口収入)	社会保険診療報酬に規定する基本診療料相当部分
		介護報酬収益(窓口収入)	
		入院診療収益(保険請求収入)	社会保険診療報酬に規定する特掲診療料相当部分
		介護報酬収益(保険請求収入)	
		入院診療収益(自由診療収入)	
	室料差額収益		特別室の差額徴収額
	外来診療収益		
		外来診療収益(窓口収入)	社会保険診療報酬に規定する基本診療料、特掲診療料相当部分
		外来診療収益(保険請求収入)	
		外来診療収益(自由診療収入)	
	保健予防活動収益		
		保健予防活動収益	各種の健康診断、予防接種など集団的保健予防活動にかかわる収益
		医療相談収益	人間ドック、妊産婦保健指導等個別的保健予防活動にかかわる収益
	受託検査・施設利用収益		他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療設備器械を他の医療機関の利用に供した場合
	その他の医業収益		
		介護報酬収益(窓口収入)	代替使用は社会保険診療収入のうち社保支払基金及び国保連合会等の審査機関への請求収入に限る
		介護報酬収益(保険請求収入)	
		その他の医業収益	文書料など前記の科目に属さない医業収益
	(保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金事務所などの審査機関による審査減額
	※減算科目		

介護サービス事業収益			
	介護保健施設介護料収益		
		介護報酬収益(施設)	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等相当分
		利用者負担金収益(施設)	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等相当分
		基本食事サービス料収益	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する介護保健施設サービス費、初期加算、退所時指導等加算、緊急時施設療養費等相当分
	居宅介護料収益		
		介護報酬収益(居宅)	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する通所リハビリテーション費、短期入所療養介護費等相当分
		利用者負担金収益(居宅)	介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する通所リハビリテーション費、短期入所療養介護費等相当分
	居宅介護支援介護料収益		介護保険法の給付等に関する省令・告示に規定する居宅介護支援費相当分
	利用者等利用料収益		
		介護保健施設利用料収益	利用者が選定した室料差額、特別食料、理美容料、日常生活サービス料等相当分
		居宅介護サービス利用料収益	利用者が選定した送迎費、食料、おむつ料、日常生活サービス料等相当分
	その他の利用料収益		
		介護保険施設利用料収益	
		居宅介護サービス利用料収益	
		その他の利用料収益	前記のいずれの利用料にも属さない利用者等からの利用料相当分
	その他の事業収益		文書料など前記の科目に属さない施設運営事業収益。なお、移行時の医療保険収益も含む
	(介護報酬査定減)		代替使用不可

訪問看護サービス事業収益		
訪問看護療養費収益		
	老人訪問看護療養費収益	老人訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する老人訪問看護基本療養費、老人訪問看護末期基本療養費、老人訪問看護管理療養費、老人訪問看護情報提供療養費老人訪問看護ターミナルケア療養費相当分
	訪問看護療養費収益	訪問看護療養費の額等に関する告示に規定する訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナル療養費相当分
利用料収益		
	老人訪問看護基本利用料収益	老人保健法第四六条の五の二第二項の規定に基づく厚生大臣が定める額に関する告示に規定する基本利用料
	長時間利用料収益(老人)	指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二〇条第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	休日、時間外利用料収益(老人)	指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二〇条第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	交通費収益(老人)	指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二〇条第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	その他サービス利用料収益(老人)	指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準第二〇条第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	訪問看護基本利用料収益	健康保険法施行規則第四七条ノ一二第一項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	長時間利用料収益	健康保険法施行規則第四七条ノ一二第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	休日、時間外利用料収益	健康保険法施行規則第四七条ノ一二第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	交通費収益	健康保険法施行規則第四七条ノ一二第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
	その他サービス利用料収益	健康保険法施行規則第四七条ノ一二第二項の規定に基づくその他の利用料徴収額
その他の事業収益		代替使用はその他の事業収益に限る
その他の事業収益		前記の科目に属さない事業収益
(老人保健査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額。ただし老人訪問看護療養費収益と相殺しても差支え
※減算科目		
(健康保険等査定減)		社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査減額。ただし訪問看護療養費収益と相殺しても差支えない。
※減算科目		

貸借対照表

	当年度 (平成20年3月31日現在)	前年度 (平成19年3月31日現在)	増減
科目	金額(円)	金額(円)	金額(円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	59,659,155	57,629,023	2,030,132
未収金	72,951,550	72,951,550	0
前払金	1,433,719	1,433,719	0
他会計貸付金	63,081,027	63,081,027	0
立替金	62,220	62,220	0
仮払金	33,161,772	33,161,772	0
流動資産合計	230,349,443	228,319,311	2,030,132
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地	132,831,160	132,831,160	0
建物	429,664,780	429,664,780	0
什器備品	169,018,523	169,018,523	0
基本財産合計	731,514,463	731,514,463	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	51,191,722	51,191,722	0
管球交換積立基金	4,206,232	4,206,232	0
施設改善基金	241,396,267	241,946,267	△550,000
検診車積立基金	475,000	475,000	0
看護学校積立基金	8,500,000	8,500,000	0
市民検診用地他購入基金	53,003,002	53,003,002	0
ダイケア積立金	15,210,592	15,010,592	200,000
特定資産合計	373,982,815	374,332,815	△350,000
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	1,105,497,278	1,105,847,278	△350,000
資産合計	1,335,846,721	1,334,166,589	1,680,132
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	26,887,359	26,887,359	0
前受金	672,000	672,000	0
預り金	14,823,716	14,823,716	0
仮受金	32,969,094	32,969,094	0
他会計借入金	63,081,027	63,081,027	0
流動負債合計	138,433,196	138,433,196	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	458,193,442	458,193,442	0
固定負債合計	458,193,442	458,193,442	0
負債合計	596,626,638	596,626,638	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
正味財産合計	739,220,083	737,539,951	1,680,132
負債及び正味財産合計	1,335,846,721	1,334,166,589	1,680,132

[金額はサンプルデータです。]

正味財産増減計算書

	当年度 (自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)	前年度 (自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)	増減
科目	金額(円)	金額(円)	金額(円)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産運用益計	0	0	0
② 特定資産運用益			
特定資産運用益計	0	0	0
③ 受取入会金			
受取入会金計	0	0	0
④ 受取会費			
受取会費	2,000	0	2,000
受取会費計	2,000	0	2,000
⑤ 事業収益			
ダイケア利用料収益	575,440	0	575,440
地域包括支援センター収益	689,542	0	689,542
訪問入浴収益	435,212	0	435,212
健診事務費収益	865,740	0	865,740
事業収益計	2,565,934	0	2,565,934
⑥ 受取補助金等			
受取補助金	1,250,000	0	1,250,000
受取補助金等計	1,250,000	0	1,250,000
⑦ 受取負担金			
受取負担金計	0	0	0
⑧ 受取寄付金			
受取寄付金計	0	0	0
⑨ 雑収益			
雑収益計	0	0	0
⑩ 他会計からの繰入額			
他会計からの繰入額計	0	0	0
経常収益計	3,817,934	0	3,817,934
2. 経常費用			
① 事業費			
職員給	695,324	0	695,324
光熱水料費	698,542	0	698,542
図書費	10,000	0	10,000
生徒教材費	98,653	0	98,653
事業費計	1,502,519	0	1,502,519
② 管理費			
会員旅費	28,750	0	28,750
光熱水料費	553,268	0	553,268
研究費	33,265	0	33,265
対内外施策費	20,000	0	20,000
管理費計	635,283	0	635,283
③ 他会計への繰出額			
他会計への繰出額計	0	0	0
経常費用計	2,137,802	0	2,137,802
当期経常増減額	1,680,132	0	1,680,132

[金額はサンプルデータです。]

別紙3 北九州市門司区医師会 財務諸表(正味財産増減計算書)

	当年度 (自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)	前年度 (自平成18年 4月 1日 至平成19年 3月31日)	増減
科目	金額(円)	金額(円)	金額(円)
3. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 基本財産評価益			
基本財産評価益計	0	0	0
② 特定資産評価益			
特定資産評価益計	0	0	0
③ 固定資産売却益			
固定資産売却益計	0	0	0
④ 固定資産受贈益			
固定資産受贈益計	0	0	0
⑤ その他の経常外収益			
その他の経常外収益計	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 基本財産評価損			
基本財産評価損計	0	0	0
② 特定資産評価損			
その他特定資産評価損計	0	0	0
③ 固定資産売却損			
固定資産売却損計	0	0	0
④ 災害損失			
災害損失計	0	0	0
⑤ その他の経常外費用			
その他の経常外費用計	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,680,132	0	1,680,132
当期一般正味財産増減額	1,680,132	0	1,680,132
一般正味財産期首残高	737,539,951	737,539,951	0
一般正味財産期末残高	739,220,083	737,539,951	1,680,132
II 指定正味財産増減の部			
① 基本財産運用益			
基本財産運用益計	0	0	0
② 特定資産運用益			
特定資産運用益計	0	0	0
③ 受取補助金等			
受取補助金等計	0	0	0
④ 受取負担金			
受取負担金計	0	0	0
⑤ 受取寄付金			
受取寄付金計	0	0	0
⑥ 固定資産受贈益			
固定資産受贈益計	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	739,220,083	737,539,951	1,680,132

[金額はサンプルデータです。]

収支計算書

(自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産運用収入計	0	0	0	
②特定資産運用収入				
特定資産運用収入計	0	0	0	
③入会金収入				
入会金収入	2,610,000	0	2,610,000	
入会金収入計	2,610,000	0	2,610,000	
④会費収入				
会費収入	5,601,000	2,000	5,599,000	
会費収入計	5,601,000	2,000	5,599,000	
⑤事業収入				
一般事務費収入	2,421,000	0	2,421,000	
預り金収入	5,457,000	0	5,457,000	
居宅介護支援事業収入	30,127,000	0	30,127,000	
デイケア利用料収入	87,904,000	575,440	87,328,560	
地域包括支援センター収入	9,719,000	689,542	9,029,458	
訪問看護収入	117,440,000	0	117,440,000	
訪問入浴収入	12,063,000	435,212	11,627,788	
介護保険収入	75,005,000	0	75,005,000	
委託収入	6,367,000	0	6,367,000	
市民健診収入	19,692,000	0	19,692,000	
学校健診収入	6,860,000	0	6,860,000	
学校結核健診収入	146,000	0	146,000	
事業所健診収入	33,300,000	0	33,300,000	
健診事務費収入	587,000	865,740	△278,740	
予防接種事務費収入	979,000	0	979,000	
健診フェア収入	4,216,000	0	4,216,000	
授業収入	26,675,000	0	26,675,000	
雑収入	6,606,000	0	6,606,000	
事業収入計	445,564,000	2,565,934	442,998,066	
⑥補助金等収入				
補助金収入	27,367,000	1,250,000	26,117,000	
補助金等収入計	27,367,000	1,250,000	26,117,000	
⑦負担金収入				
収入割負担金収入	17,208,000	0	17,208,000	
負担金収入計	17,208,000	0	17,208,000	
⑧寄付金収入				
寄付金収入計	0	0	0	
⑨雑収入				
雑収入計	0	0	0	
⑩他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入	50,944,000	0	50,944,000	
他会計からの繰入金収入計	50,944,000	0	50,944,000	
事業活動収入計	549,294,000	3,817,934	545,476,066	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
役員手当支出	2,400,000	0	2,400,000	
職員給支出	84,255,000	695,324	83,559,676	
諸手当支出	52,094,000	0	52,094,000	
福利厚生費支出	38,949,000	0	38,949,000	

[金額はサンプルデータです。]

別紙3 北九州市門司区医師会殿 内部管理資料(収支計算書)

科目	予算額	決算額	差異	備考
役員退職慰労金支出	2,400,000	0	2,400,000	
雑給与支出	138,132,000	0	138,132,000	
旅費交通費支出	24,601,000	0	24,601,000	
通信運搬費支出	5,384,000	0	5,384,000	
消耗什器備品費支出	5,077,000	0	5,077,000	
消耗品費支出	7,167,000	0	7,167,000	
修繕費支出	6,291,000	0	6,291,000	
印刷製本費支出	130,000	0	130,000	
燃料費支出	1,593,000	0	1,593,000	
光熱水料費支出	5,765,000	698,542	5,066,458	
賃借料支出	6,185,000	0	6,185,000	
委託費支出	12,323,000	0	12,323,000	
生化学検査委託費支出	490,000	0	490,000	
広報費支出	211,000	0	211,000	
研究費支出	4,493,000	0	4,493,000	
図書費支出	728,000	10,000	718,000	
需用費支出	1,653,000	0	1,653,000	
役務費支出	2,216,000	0	2,216,000	
交際費支出	751,000	0	751,000	
生徒教材費支出	150,000	98,653	51,347	
生徒厚生費支出	366,000	0	366,000	
授業用教材費支出	32,000	0	32,000	
実習経費支出	1,030,000	0	1,030,000	
食費支出	7,880,000	0	7,880,000	
雑費支出	4,659,000	0	4,659,000	
事業費支出計	417,405,000	1,502,519	415,902,481	
②管理費支出				
役員手当支出	2,210,000	0	2,210,000	
職員給支出	16,708,000	0	16,708,000	
諸手当支出	7,078,000	0	7,078,000	
福利厚生費支出	4,120,000	0	4,120,000	
役員退職慰労金支出	2,100,000	0	2,100,000	
雑給与支出	384,000	0	384,000	
交際費支出	900,000	0	900,000	
会員旅費支出	1,490,000	28,750	1,461,250	
職員旅費支出	37,000	0	37,000	
通信費支出	4,382,000	0	4,382,000	
備品費支出	4,578,000	0	4,578,000	
消耗品費支出	1,560,000	0	1,560,000	
修繕費支出	1,703,000	0	1,703,000	
印刷費支出	1,536,000	0	1,536,000	
光熱水料費支出	996,000	553,268	442,732	
賃借料支出	2,035,000	0	2,035,000	
研究費支出	185,000	33,265	151,735	
交通費支出	50,000	0	50,000	
新聞図書費支出	115,000	0	115,000	
役務費支出	2,167,000	0	2,167,000	
病診連携費支出	562,000	0	562,000	
学術部支出	308,000	0	308,000	
救急医療支出	81,000	0	81,000	
広報宣伝費支出	1,461,000	0	1,461,000	
健康教育支出	314,000	0	314,000	
医療(介護)安全支出	45,000	0	45,000	
学校保健支出	1,304,000	0	1,304,000	
医療保険支出	169,000	0	169,000	
対内外施策費支出	3,730,000	20,000	3,710,000	

[金額はサンプルデータです。]

別紙3 北九州市門司区医師会殿 内部管理資料(収支計算書)

科目	予算額	決算額	差異	備考
会館費支出	2,298,000	0	2,298,000	
厚生部支出	2,420,000	0	2,420,000	
預り金支出	4,080,000	0	4,080,000	
雑費支出	416,000	0	416,000	
管理費支出計	71,522,000	635,283	70,886,717	
③その他の事業活動支出				
法人税、住民税及び事業税	1,000,000	0	1,000,000	
その他事業活動支出計	1,000,000	0	1,000,000	
④他会計への繰出金支出				
他会計への繰出金支出	50,944,000	0	50,944,000	
他会計への繰出金支出計	50,944,000	0	50,944,000	
事業活動支出計	540,871,000	2,137,802	538,733,198	
事業活動収支差額	8,423,000	1,680,132	6,742,868	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①基本財産取崩収入				
基本財産取崩収入計	0	0	0	
②特定資産取崩収入				
施設改善基金取崩収入	0	550,000	△550,000	
特定資産取崩収入計	0	550,000	△550,000	
③固定資産売却収入				
固定資産売却収入計	0	0	0	
④投資有価証券売却収入				
投資有価証券売却収入計	0	0	0	
⑤その他投資活動収入				
その他投資活動収入計	0	0	0	
投資活動収入計	0	550,000	△550,000	
2. 投資活動支出				
①基本財産取得支出				
基本財産取得支出計	0	0	0	
②特定資産取得支出				
デイクア積立金積立支出	0	200,000	△200,000	
特定資産取得支出計	0	200,000	△200,000	
③固定資産取得支出				
固定資産取得支出計	0	0	0	
④投資有価証券取得支出				
投資有価証券取得支出計	0	0	0	
⑤敷金保証金支出				
敷金保証金支出計	0	0	0	
投資活動支出計	0	200,000	△200,000	
投資活動収支差額	0	350,000	△350,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
①借入金収入				
借入金収入計	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
①借入金返済支出				
借入金返済支出計	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,300,000	0	2,300,000	
当期収支差額	6,123,000	2,030,132	4,092,868	
前期繰越収支差額	0	89,886,115	△89,886,115	
次期繰越収支差額	6,123,000	91,916,247	△85,793,247	

[金額はサンプルデータです。]

一般会計収支予算書(案)

(自平成19年 4月 1日 至平成20年 3月31日)

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①基本財産運用収入				
基本財産運用収入計	0	0	0	
②特定資産運用収入				
特定資産運用収入計	0	0	0	
③入会金収入				
入会金収入	2,610,000	2,620,000	△ 10,000	
入会金収入計	2,610,000	2,620,000	△ 10,000	
④会費収入				
会費収入	5,601,000	5,785,000	△ 184,000	
会費収入計	5,601,000	5,785,000	△ 184,000	
⑤事業収入				
一般事務費収入	2,421,000	2,898,000	△ 477,000	
預り金収入	5,457,000	0	5,457,000	
雑収入	2,082,000	742,000	1,340,000	
事業収入計	9,960,000	3,640,000	6,320,000	
⑥補助金等収入				
補助金収入	13,930,000	12,748,000	1,182,000	
補助金等収入計	13,930,000	12,748,000	1,182,000	
⑦負担金収入				
収入割負担金収入	17,208,000	17,787,000	△ 579,000	
負担金収入計	17,208,000	17,787,000	△ 579,000	
⑧寄付金収入				
寄付金収入計	0	0	0	
⑨雑収入				
雑収入計	0	0	0	
⑩他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入	41,140,000	44,482,000	△ 3,342,000	
他会計からの繰入金収入計	41,140,000	44,482,000	△ 3,342,000	
事業活動収入計	90,449,000	87,062,000	3,387,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
事業費支出計	0	0	0	
②管理費支出				
役員手当支出	2,210,000	2,210,000	0	
職員給支出	16,708,000	18,039,000	△ 1,331,000	
諸手当支出	7,078,000	7,310,000	△ 232,000	
福利厚生費支出	4,120,000	4,475,000	△ 355,000	
役員退職慰労金支出	2,100,000	2,100,000	0	
職員退職慰労金支出	0	1,503,000	△ 1,503,000	
雑給与支出	384,000	384,000	0	
交際費支出	900,000	1,192,000	△ 292,000	
旅費交通費支出	1,577,000	2,957,000	△ 1,380,000	
通信運搬費支出	4,382,000	3,743,000	639,000	
消耗什器備品費支出	4,578,000	140,000	4,438,000	
消耗品費支出	1,560,000	1,851,000	△ 291,000	
修繕費支出	1,703,000	3,900,000	△ 2,197,000	
印刷製本費支出	1,536,000	0	1,536,000	
光熱水料費支出	996,000	750,000	246,000	
賃借料支出	2,035,000	1,954,000	81,000	
研修費支出	185,000	239,000	△ 54,000	

[金額はサンプルデータです。]

別紙3 北九州市門司区医師会殿 内部管理資料(収支予算書)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
新聞図書費支出	115,000	123,000	△ 8,000	
役務費支出	2,167,000	2,315,000	△ 148,000	
病診連携費支出	562,000	562,000	0	
学術部支出	308,000	699,000	△ 391,000	
救急医療支出	81,000	71,000	10,000	
広報宣伝費支出	1,461,000	1,591,000	△ 130,000	
健康教育支出	314,000	314,000	0	
医療(介護)安全支出	45,000	45,000	0	
学校保健支出	1,304,000	1,176,000	128,000	
医療保険支出	169,000	220,000	△ 51,000	
対内外施策費支出	3,730,000	4,130,000	△ 400,000	
会館費支出	2,298,000	2,298,000	0	
厚生部支出	2,420,000	2,320,000	100,000	
預り金支出	4,080,000	0	4,080,000	
雑費支出	416,000	344,000	72,000	
管理費支出計	71,522,000	68,955,000	2,567,000	
③その他の事業活動支出				
法人税、住民税及び事業税	1,000,000	1,000,000	0	
その他事業活動支出計	1,000,000	1,000,000	0	
④他会計への繰出金支出				
他会計への繰出金支出	9,804,000	12,500,000	△ 2,696,000	
他会計への繰出金支出計	9,804,000	12,500,000	△ 2,696,000	
事業活動支出計	82,326,000	82,455,000	△ 129,000	
事業活動収支差額	8,123,000	4,607,000	3,516,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
①基本財産取崩収入				
基本財産取崩収入計	0	0	0	
②特定資産取崩収入				
特定資産取崩収入計	0	6,266,000	△ 6,266,000	
③固定資産売却収入				
固定資産売却収入計	0	0	0	
④投資有価証券売却収入				
投資有価証券売却収入計	0	0	0	
⑤その他投資活動収入				
その他投資活動収入計	0	0	0	
投資活動収入計	0	6,266,000	△ 6,266,000	
2. 投資活動支出				
①基本財産取得支出				
基本財産取得支出計	0	0	0	
②特定資産取得支出		6,267,000	△ 6,267,000	
特定資産取得支出計	0	6,267,000	△ 6,267,000	
③固定資産取得支出				
固定資産取得支出計	0	0	0	
④投資有価証券取得支出				
投資有価証券取得支出計	0	0	0	
⑤敷金保証金支出				
敷金保証金支出計	0	0	0	
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	-1,000	1,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
①借入金収入				
借入金収入計	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
①借入金返済支出				

[金額はサンプルデータです。]

別紙3 北九州市門司区医師会殿 内部管理資料(収支予算書)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
借入金返済支出計	0	0	0	
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	2,000,000	2,000,000	0	
当期収支差額	6,123,000	2,606,000	3,517,000	
次期繰越収支差額	6,123,000	2,606,000	3,517,000	

[金額はサンプルデータです。]

(注1) 取得年月日および償還年月日は、西暦で入力してください。西暦への読替は「和暦西暦対応表」を使用してください。
例：平成2年8月1日→1990/08/01

移行時指定正味財産明細書

指定正味財産を充当した資産	寄付金・補助金 等の種類	受 入 金 額 A	充当資産取得価 額 B	資産期首帳簿価 額 C	期首指定正味財 産 D = A × C ÷ B	(差引) 期首一般正味財産 C - D
		1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
		1,000,000	1,000,000	500,000	500,000	0
		1,000,000	1,000,000	1,200,000	1,000,000	200,000
		1,000,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000
		1,000,000	2,000,000	500,000	250,000	250,000
		1,000,000	2,000,000	2,200,000	1,000,000	1,200,000
合 計		6,000,000	9,000,000	7,400,000	4,750,000	2,650,000

(注1) 受入金額には、寄付金等の当初の受入金額を入力してください。

(注2) 「資産期首帳簿価額 C」には、新会計基準に移行後の帳簿価額を入力してください。

(注3) 「期首指定正味財産 D」の計算は、「資産期首移行価額 C」について「充当資産取得価額 B」を限度としています。

別紙4 新公益法人会計基準移行支援ツール

シートNo. 003-1

法人名

移行時満期保有目的債券明細書（定額法）

満期保有目的債券の種類・銘柄	額面金額 A	移行前帳簿価額 B	取得年月日 (前期末経過日数 C) 基準日: H18/3/31	償還年月日 (保有日数 D)	移行時期首帳簿価額 B+E	過年度受取利息 $E = (B-A) \times C \div D$
	1,000,000	1,200,000	H17.4.1 (365日)	H20.4.1 (1096日)	1,266,606	66,606
	1,200,000	1,000,000	H17.4.1 (365日)	H20.4.1 (1096日)	933,394	-66,606
	1,000,000	1,200,000	H18.3.31 (1日)	H18.5.1 (31日)	1,206,452	6,452
	1,200,000	1,000,000	H18.3.31 (1日)	H18.5.1 (31日)	993,548	-6,452
	1,000,000	1,200,000	H18.3.30 (2日)	H18.5.1 (32日)	1,212,500	12,500
	1,200,000	1,000,000	H18.3.30 (2日)	H18.5.1 (32日)	987,500	-12,500
合 計	6,600,000	6,600,000			6,600,000	0

(注1) 取得年月日および償還年月日は、西暦で入力してください。西暦への読替は「和暦西暦対応表」を使用してください。

例：平成2年8月1日→1990/08/01

移行時満期保有目的債券明細書（定額法）

満期保有目的債券の種類・銘柄	額面金額 A	移行前帳簿価額 B	取得年月日 (前期末経過日数 C) 基準日: H18/3/31	償還年月日 (保有日数 D)	移行時期首帳簿価額 B+E	過年度受取利息 $E = (B-A) \times C \div D$
	1,000,000	1,200,000	H17.4.1 (365日)	H20.4.1 (1096日)	1,266,606	66,606
	1,200,000	1,000,000	H17.4.1 (365日)	H20.4.1 (1096日)	933,394	-66,606
	1,000,000	1,200,000	H18.3.31 (1日)	H18.5.1 (31日)	1,206,452	6,452
	1,200,000	1,000,000	H18.3.31 (1日)	H18.5.1 (31日)	993,548	-6,452
	1,000,000	1,200,000	H18.3.30 (2日)	H18.5.1 (32日)	1,212,500	12,500
	1,200,000	1,000,000	H18.3.30 (2日)	H18.5.1 (32日)	987,500	-12,500
合 計	6,600,000	6,600,000			6,600,000	0

(注1) 取得年月日および償還年月日は、西暦で入力してください。西暦への読替は「和暦西暦対応表」を使用してください。

例：平成2年8月1日→1990/08/01

移行時有価証券明細書

有価証券の種類・銘柄		貸借対照表 計上区分	評価区分	移行前 帳簿価額 A	内、指定正味財産 B	移行時評価額 C	移行時 評価損益 D=C-A	一般正味財産に 対応する 移行時評価損益 D-E	指定正味財産に 対応する 移行時評価損益 E=D×B÷A
債 券				500,000	250,000	600,000	100,000	50,000	50,000
				500,000	250,000	600,000	100,000	50,000	50,000
	小計			1,000,000	500,000	1,200,000	200,000	100,000	100,000
株 式									
	小計			0	0	0	0	0	0
証 券 投 資 信 託									
	小計			0	0	0	0	0	0
そ の 他									
	小計			0	0	0	0	0	0
合計				1,000,000	500,000	1,200,000	200,000	100,000	100,000

(注1) 貸借対照表計上区分には、「流動資産」、「基本財産」、「特定資産」、「その他の固定資産」の別を入力してください

(注2) 評価区分には、「満期保有目的債券」、「子会社株式」、「関連会社株式」、「市場性あり」、「市場性なし」の別を入力してください

法 人 名

[illegible]

— 門 99 —

(平成 年度末) 退職給付引当金の繰入額に関する明細書

法 人 名

要計上額の計算							
行	職 員 名	①	②	③	④	⑤	
		当年度末の 要支給額	退職年金制度等 に基づく給付金	(差引) 法人負担の 要支給額 ①－②	資産計上すべき 退職年金等の 残高	当年度末退職給 付引当金の 要計上額 ③－④	
1		2,000,000	1,500,000	500,000	300,000	200,000	
2		1,500,000	800,000	700,000	600,000	100,000	
3		3,000,000	1,500,000	1,500,000	800,000	700,000	
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16	計	6,500,000	3,800,000	2,700,000	1,700,000	1,000,000	
退職給付引当金の繰入額の計算							
17	当年度末退職給付引当金の要計上額				⑥	⑤の計	1,000,000
18	前年度末退職給付引当金の計上額				⑦		600,000
19	当年度の退職者に係る要取崩額				⑧		100,000
20	(差引) 当年度繰入前の退職給付引当金の残高				⑨	⑦－⑧	500,000
21	退職給付引当金の繰入額				⑩	⑥－⑨	500,000

別紙5 (1)

年 税 第31号

平成13年2月1日

都道府県医師会

医業税制担当理事 殿

日 本 医 師 会

常任理事 宮坂雄平

介護サービス事業に係る法人税等の課税関係について

平成12年4月の介護保険法施行に伴いまして、同法の規定に基づく介護サービス事業に関する法人税法上の取扱い及び介護保険関係の消費税の非課税範囲などの取扱いにつきましては、当局より別添のとおり明らかにされています。

そこで病院・診療所が同法の指定事業者として介護サービス事業を行う場合の法人税、事業税及び消費税の課税関係の概要について、別紙のとおり取りまとめたのでご参考のため送付します。

なお、この概要は、介護サービス事業に係る課税関係のあらましを示したものですので、現実の課税関係を判断する場合には関係法令や取扱通達等の定めるところに従い判断する必要があることを念のため申し添えます。

(別 紙)

- 1 介護保険法の規定に基づく介護サービス事業の事業区分と法人税等の課税関係の概要
- 2 介護サービス事業の指定事業者(指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業、特別養護老人ホームなどの施設)及び指定(老人)訪問看護事業者並びに病院・診療所に係る特別措置の比較
- 3 医療保険に関する税制(4段階制特例、社保の事業税の非課税、医療等に係る消費税の非課税範囲、介護サービス事業の法人税、医師会立オープン病院の法人税・事業税)

(別 添)

- 1 「介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて(法令解釈通達)」

平成12年6月8日 課法2-6 各国税局長あて 国税庁長官

- 2 「消費税法基本通達の一部改正について(法令解釈通達)」のうち、「介護保険関係
非課税の範囲などの部分」(抜すい)

平成12年5月12日 課消2-10 各国税局長あて 国税庁長官

介護保険法の規定に基づく介護サービス事業（指定事業者・施設が行うもの）					介護保険法の規定に基づく介護サービス事業者（指定事業者）				
サービス事業の内容	サービスの種類	条 文	収益事業の 事業区分	社会保険診療に該当 するサービスの有無	病院・診療所		医師会立オープン病院(診療所)		介護保険関係の 消費税
					法人(所得)税	事業税	法人税	事業税	
居宅サービス (介護保険法第7条5項)	訪問介護	7条6項	医療保健業	無	課 税	課 税	非課税	非課税	原則非課税
	訪問入浴介護	7条7項	〃 〃	〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	訪問看護	7条8項	〃 〃	有	4段階制	原則非課税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	訪問リハビリテーション	7条9項	〃 〃	〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	居宅療養管理指導	7条10項	〃 〃	〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	通所介護	7条11項	〃 〃	無	課 税	課 税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	通所リハビリテーション	7条12項	〃 〃	有	4段階制	原則非課税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	短期入所生活介護	7条13項	〃 〃	無	課 税	課 税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	短期入所療養介護	7条14項	〃 〃	有	4段階制	原則非課税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	痴呆対応型共同生活介護	7条15項	〃 〃	無	課 税	課 税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
特定施設入所者生活介護	7条16項	〃 〃	〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	
福祉用具の貸与	7条17項	物品貸付業		〃 〃	〃 〃	課税	課税	原則課税	
居宅介護支援 (同法第7条18項)	居宅サービス計画の作成等	法46、47、 58、59	医療保健業	有	4段階制	原則非課税	非課税	非課税	原則非課税
施設サービス (同法第7条20項)	特別養護老人ホーム	7条21項	医療保健業	無	課 税	課 税	非課税	非課税	原則非課税
	介護老人保健施設	7条22項	〃 〃	有	4段階制	原則非課税	〃 〃	〃 〃	〃 〃
	療養型病床群等	7条23項	〃 〃	〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃	〃 〃
(特定福祉用具の販売 (同法第44条))			物品販売業						原則課税
(住宅改修 (同法第45条))			請負業						課 税
注 意 事 項	1) サービスの種類は、介護保険法の被保険者がその者の要介護状態等に応じ保険給付されるサービスを、同法による指定事業者・施設から受けられるものに限る。		介護サービス事業の法人税法上の取扱い（平12.6.8課法2-6通達）による。	「有」は、左の「サービスの種類」欄に掲げる当該サービスの中には社会保険診療に該当するサービス（措置法26②）が含まれていることを示す。	「4段階制」は、社会保険診療とされるサービスがある場合には、そのサービスについてはいわゆる4段階制の所得計算の特例が適用できる場合があることを示したものの。 (措置法26、87)	社会保険診療とされるサービスに係る収入については益金に算入されず、また、その収入に係る経費は損金の額に算入されない（非課税）。 (地法72の14①、72の17①)	オープン病院（診療所）が行う医療保健業（一定の要件を満ものは非収益事業とされる（非課税）。 (法人令5①二十九ア)	法人税法上の非収益事業は非課税である。 (地法72の5、同令15)	1)「原則非課税」は、非課税とされないものがあることを示す。(消法別表第1七イ、同令14の2①、②、③、平成12年大蔵省告示27号) 2)「原則課税」は、特定の身体障害者用品の譲渡・貸付けなど非課税のものがあることを示す。(別表第1十)
	2) 指定事業者・施設は、同法に定める指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、療養型病床群等である。								
法人税・事業税の課税関係については、別紙2参照。									

法人税・事業税の課税関係については、別紙2参照。

税目及び特例	介護サービス事業の指定事業者 又は指定(老人)訪問看護事業者		病院(診療所)	
	医療法人	地区医師会(社団法人)	医療法人	地区医師会(社団法人)
法人税	課税	原則課税	課税	原則課税
非課税特例		オープン病院を設置していること等の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非収益事業とされ、医療保健業に当たる介護サービス事業又は指定(老人)訪問看護事業は非課税。		オープン病院を設置していること等の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非収益事業とされ、非課税。
所得計算の特例	社会保険診療とされる介護サービス及び指定(老人)訪問看護に係る収入については、いわゆる4段階制の概算経費率による所得計算の特例		社会保険診療報酬については、いわゆる4段階制の概算経費率による所得計算の特例	
軽減税率	特定医療法人については、軽減税率22%	上記以外の医師会については、軽減税率22%	特定医療法人については、軽減税率22%	上記以外の医師会については、軽減税率22%
事業税	課税	原則課税	課税	原則課税
非課税特例		オープン病院を設置していること等の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非収益事業につき、医療保健業に当たる介護サービス事業又は指定(老人)訪問看護事業は非課税。		オープン病院を設置していること等の要件を満たす地区医師会が行う医療保健業は非収益事業につき、非課税。
課税標準の特例	社会保険診療とされる介護サービス及び指定(老人)訪問看護に係る収入については益金に算入せず、その収入に係る経費は損金に算入しない。		社会保険診療報酬については益金に算入せず、その報酬に係る経費は損金に算入しない。	
税率	医療法人は特別法人としての軽減税率 400万円以下 5.0% 400万円超 6.6%	上記以外の医師会については、その他の法人の税率 400万円以下 5.0% 400万円超800万円以下 " 7.3% 800万円超 9.6%	医療法人は特別法人の軽減税率 400万円以下 5.0% 400万円超 6.6%	上記以外の医師会については、その他の法人の税率 400万円以下 5.0% 400万円超800万円以下 " 7.3% 800万円超 9.6%

医療保険に関する税制

(4 段階制特例、社保の事業税の非課税、医療等に係る消費税の非課税範囲、
介護サービス事業の法人税、医師会立オープン病院の法人税・事業税)

社会保険診療報酬 の所得計算の特例 (4 段階制の特例) (措置法26、67)	社会保険診療は、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスとされる。 社会保険診療報酬の額が5 0 0 0 万円以下であるときは、いわゆる4 段階制の概算経費率による所得計算の特例が認められている。 ①健康保険法に基づく療養の給付 ②国民健康保険法に基づく療養の給付 ③船員保険法に基づく療養の給付 ④国家公務員共済組合法に基づく療養の給付 ⑤地方公務員等共済組合法に基づく療養の給付 ⑥私立学校教職員共済法に基づく療養の給付 (注) ①～⑥の療養の給付には、入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費を支給される被保険者、被扶養者に係る療養のうちその療養に要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分又は指定訪問看護が含まれる。 ⑦戦傷病者特別優遇法に基づく療養の給付 ⑧身体障害者福祉法に基づく更正医療の給付 ⑨母子保健法に基づく養育医療の給付 ⑩児童福祉法に基づく育成医療・療育の給付 ⑪原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療の給付 ⑫生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療、介護扶助のための介護、出産扶助のための助産 (注) 介護扶助のための介護は、介護保険法に基づく訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護又は介護保健施設サービス若しくは介護療養施設サービスに限られる。 ⑬精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療 ⑭結核予防法の規定に基づく医療 ⑮麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく医療 ⑯感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく医療 ⑰老人保健法の規定に基づく医療 (注) 医療には、入院時食事療養費若しくは特定療養費を支給することとされている老人医療受給対象者に係る療養のうちその療養に要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分又は指定老人訪問看護が含まれる。 ⑱介護保険法の規定により居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費(居宅介護サービス費等という。)を支給することとされている被保険者に係る指定居宅サービスのうちその指定居宅サービスに要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分又は施設介護サービス費を支給することとされている被保険者に係る介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスのうちその介護保健施設サービス若しくは指定介護療養施設サービスに要する費用の額として法に定められた金額に相当する部分 (注) 指定居宅サービスは、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に限られる。
社会保険診療に係る 所得に対する事業税 の非課税 (地方税法72の14①、 72の17①)	事業税の課税標準の算定に当たっては、社会保険診療報酬は益金の額(総収入金額)に算入せず、その報酬に係る経費は損金の額(必要経費)に算入しない方法がとられている(非課税)。

医療等に係る消費税の非課税の範囲 (消費税法別表第一 六、七、八、十号)	次のものが非課税とされている。 1 次に掲げる療養、医療等 ①健康保険法等の規定に基づく社会保険診療とされる療養、医療等 ②公害健康被害の補償等に関する法律の規定に基づく療養の給付等 ③労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付等 ④自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払を受けるべき被害者に対する支払に係る療養 ⑤その他学校保健法の規定に基づく医療など公費負担医療 2 介護保険法の規定に基づく介護サービス ①訪問介護等の居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス ②特別養護老人ホーム等における施設サービス費の支給に係る施設サービス費 ③その他これらに類するものとして政令で定められた居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等 (注1) 特別の居室の提供等、財務大臣が指定するものは、非課税の範囲から除かれる。 (注2) 介護保険関係の消費税の非課税範囲は、消費税法基本通達6-7-1から6-7-4にその取扱いが示されている。 (注3) 要介護者等に対するサービスには、他に福祉用具の貸与、特定福祉用具の販売及び住宅改修がある。このうち、貸与、販売については、次の「4」に該当する場合は、非課税となる。住宅の改修は非課税とはならない。 3 医療施設開設者による助産 4 義肢、車いすなど厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定する身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど
介護サービス事業の法人税法上の取扱い(平12.6.8課法2-6通達) * 厚生省の照会に対する回答	介護保険法の規定に基づく介護サービス事業(法第7条5項に規定する居宅サービス事業、同条第18項に規定する居宅介護支援事業、同条第20項に規定する施設サービスを行う事業、第44条に規定する特定福祉用具を販売する事業及び第45条に規定する住宅改修を行う事業をいう。)については、御照会に係る事業内容を前提とすれば、法人税法上、次の収益事業として取り扱われるものと考えられます。 ①介護サービス事業(②、③及び④を除く。)……医療保健業(法人税法施行令5①二十九) ②福祉用具貸与……物品貸付業(法令5①四) ③特定福祉用具販売……物品販売業(法令5①一) ④住宅改修……請負業(法令5①十)
医師会立オープン病院が行う医療保健業の法人税・事業税の非課税 (法人税法令5①二十九ヲ、地方税法72の5、同令15)	医師会立オープン病院(診療所)が行う医療保健業(一定の要件を満たすものは、非収益事業とされる。このため医療保健業に係る法人税・事業税の課税はないことになる(非課税)。 (注) 医師会立オープン病院(診療所)が行う介護保険法の規定に基づく介護サービス事業が、この医療保健業(非収益事業)に該当する場合は、その事業に係る法人税・事業税は非課税とされる。

別添 1

課法 2-6

平成 12 年 6 月 8 日

国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて (法令解釈通達)

標題のことについては、厚生省老人保健福祉局長から別紙 2 のとおり照会があり、これに対して別紙 1 のとおり回答したから、これによらねたい。

別紙 1

課法 2-5

平成 12 年 6 月 8 日

厚生省老人保健福祉局長
大 塚 義 治 殿

国税庁課税部長
河 上 信 彦

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて (平成 12 年 6 月 1 日付老発第 510 号照会に対する回答)

介護保険法の規定に基づく介護サービス事業については、御照会に係る事業内容等を前提とすれば、法人税法上、以下のとおり、法人税法施行令第 5 条に規定する収益事業として取り扱われるものと考えられます。

- (1) 介護サービス事業 ((2)、(3)及び(4)を除く。) ……医療保健業 (法令 5 ①二十九)
- (2) 福祉用具貸与 ……物品貸付業 (法令 5 ①四)
- (3) 特定福祉用具販売 ……物品販売業 (法令 5 ①一)
- (4) 住宅改修 ……請負業 (法令 5 ①十)

老 発 第 510 号

平成 12 年 6 月 1 日

国 税 庁 課 税 部 長

河 上 信 彦 殿

厚生省老人保健福祉局長

大 塚 義 治

介護サービス事業に係る法人税法上の取扱いについて（照会）

平成 12 年 4 月 1 日から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）が施行されたところである。

法の規定に基づく介護サービス事業（法第 7 条第 5 項に規定する居宅サービス事業、同条第 18 項に規定する居宅介護支援事業、同条第 20 項に規定する施設サービスを行う事業、第 44 条に規定する特定福祉用具を販売する事業及び第 45 条に規定する住宅改修を行う事業をいう。）については、実費弁償的な性格を有する行政からの委託費ではなく、サービスの対価としての介護報酬及び利用者負担によってまかなわれることとなる。

これらのサービスのうち、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修を除く介護サービス事業は、要介護者等に対して介護等の提供を行う対人サービスである。こうした要介護者等は、医療保健面でのケアを必要とするのが通例であることから、

介護保険における保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに医療との連携に十分配慮して行われなければならないとされ（法第 2 条第 2 項）、実際面において、これらは、居宅サービス計画や施設サービス計画の策定過程等を通じて確保される。

また、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び住宅改修に係る事業については、要介護者等に対し、物品の貸与や販売、又は建築物の改修を行う事業である。

ついで、こうした特徴を有する介護サービス事業を法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 6 号に規定する公益法人等が行う場合、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条に規定する収益事業の判定上どのように取り扱われるのか貴庁の見解を承りたく照会する。

別添 2

課消 2 - 10

課所 6 - 8

課法 3 - 9

徴管 2 - 15

査調 4 - 8

平成 12 年 5 月 12 日

国 税 局 長
沖縄国税事務所長 殿
税 関 長
沖縄地区税関長

国 税 庁 長 官

消費税法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）

消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2-25
ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」の別
冊）の一部を下記のとおり改正したから、これによら
れたい。

（理由）

消費税法関係法令の一部が改正されたこと等に伴い、所

要の整備を図るものである。

記

消費税法基本通達について、別紙「消費税法基本通達
新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」
欄のように改める。

別 紙

消費税法基本通達新旧対照表(抜粋)

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<u>(介護保険関係の非課税の範囲)</u> <u>6-7-1 法別表第一第7号イ(非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等)の規定による介護保険関係の非課税範囲は次のようになるのであるから留意する。</u> <u>(1) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス</u> <u>イ 居宅要介護者の居宅において介護福祉士等が行う訪問介護(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> <u>ロ 居宅要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる訪問入浴介護(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等及び特別な浴槽水等の提供を除く。)</u> <u>ハ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)の居宅において看護婦等が行う訪問看護(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> <u>ニ 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)の居宅において行う訪問リハビリテーション(居宅要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> <u>ホ 居宅要介護者について病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が行う居宅療養管理指導</u> <u>ヘ 居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、老人デイサービスセンター等の施設に通わせて行う通所介護(居宅要介護者の選定による送迎を除く。)</u> <u>ト 居宅要介護者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について介護老人保健施設、病</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>院、診療所等に通わせて行う通所リハビリテーション（居宅要介護者の選定による送迎を除く。）</u> チ <u>居宅要介護者について特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等に短期間入所させて行う短期入所生活介護（居宅要介護者の選定による特別な居室の提供及び送迎を除く。）</u> リ <u>居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。）について介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養型病床群を有する病院等に短期間入所させて行う短期入所療養介護（居宅要介護者の選定による特別な療養室等の提供及び送迎を除く。）</u> ス <u>要介護者であって痴呆の状態にあるもの（当該痴呆に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該痴呆に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活を営むべき住居において行う痴呆対応型共同生活介護</u> ル <u>有料老人ホーム及び軽費老人ホームに入所している要介護者について行う特定施設入所者生活介護（要介護者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。）</u> (2) <u>介護保険法の規定に基づく施設介護サービス費の支給に係る施設サービス</u> イ <u>特別養護老人ホームに入所する要介護者について行われる介護福祉施設サービス（入所者の選定による特別な居室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</u> ロ <u>介護保険法の規定により都道府県知事の許可を受けた介護老人保健施設に入所する要介護者について行われる介護保健施設サービス（入所者の選定による特別な療養室の提供及び特別な食事の提供を除く。）</u> ハ <u>介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者について行われる介護療養施設サービス（入院患者の選定による特別な病室の提供及び特別</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>な食事の提供を除く。)</u> (3) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス費の支給に係る訪問介護等（令第14条の2(居宅サービスの範囲等)に規定する訪問介護等をいう。以下6-7-1において同じ。）又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> (4) <u>介護保険法の規定に基づく特例施設介護サービス費の支給に係る施設サービス（要介護者の選定による特別な居室の提供、特別な食事の提供、特別な療養室の提供又は特別な病室の提供を除く。)</u> (5) <u>介護保険法の規定に基づく居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等（要支援者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> (6) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅支援サービス費の支給に係る訪問介護等又はこれに相当するサービス（要介護者の選定による交通費を対価とする資産の譲渡等、特別な浴槽水等の提供、送迎、特別な居室の提供、特別な療養室等の提供又は介護その他の日常生活上の便宜に要する費用を対価とする資産の譲渡等を除く。)</u> (7) <u>介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援</u> (8) <u>介護保険法の規定に基づく特例居宅介護サービス計画費又は特例居宅支援サービス計画費の支給に係る居宅介護支援又はこれに相当するサービス</u> (9) <u>介護保険法の規定に基づく市町村特別給付として要介護者又は居宅要支援者に対して行う食事の提供</u>	

改 正 後	改 正 前
(10) <u>生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護（同法第15条の2第2項（介護扶助）に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びにこれらに相当するサービスに限る。）及び施設介護</u> <u>（「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」等の範囲</u> <u>6-7-2 法別表第一第7号イ（非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等）に規定する「居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス」及び「施設介護サービス費の支給に係る施設サービス」には、介護保険法の規定により要介護被保険者に対して支給されるこれらの介護サービス費に対応する部分の居宅サービス及び施設サービスのみが該当するのではなく、同法に規定する居宅サービス及び施設サービスとして提供されるサービスの全部が該当するのであるから留意する。</u> <u>したがって、例えば、次のサービスも非課税となる。</u> (1) <u>介護保険法第43条（居宅介護サービス費等に係る支給限度額）に規定する居宅介護サービス費等に係る支給限度額を越えて同法第41条（居宅介護サービス費の支給）に規定する指定居宅サービス事業者が提供する指定居宅サービス</u> (2) <u>介護保険法第41条第1項（居宅介護サービス費の支給）又は同法第48条第1項（施設介護サービス費の支給）の規定において介護保険給付の対象から除かれる日常生活に要する費用として、介護保険法施行規則第61条（日常生活に要する費用）又は同規則第79条（日常生活に要する費用）に定める費用に係る資産の譲渡等</u> (注) <u>平成12年大蔵省告示第27号「消費税法施行令第14条の2第1項、第2項の規定に基づき、大蔵大臣が</u>	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>指定する資産の譲渡等を定める件」に規定する資産の譲渡等については、非課税となる介護保険サービスから除かれることに留意する。</u> <u>(福祉用具の取扱い)</u> <u>6-7-3 介護保険法の規定により居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、当該福祉用具の貸付け又は譲渡は、法別表第一第7号イ(非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))に規定する資産の譲渡等に該当しないが、当該福祉用具が法別表第一第10号(身体障害者用物品の譲渡等))に規定する身体障害者用物品に該当するときは、同号の規定により非課税となるのであるから留意する。</u> <u>(注) 当該福祉用具を保税地域から引き取った場合において、当該福祉用具が法別表第二第6号(身体障害者用物品の保税地域からの引取り))に規定する身体障害者用物品に該当するときには、同号の規定により非課税となる。</u> <u>(介護サービスの委託に係る取扱い)</u> <u>6-7-4 介護保険法に規定する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等(以下6-7-4において「居宅サービス事業者等」という。)からの委託により、他の事業者が、法別表第一第7号イ(非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等))に規定する資産の譲渡等に係る業務の一部(以下6-7-4において「委託業務」という。)を行う場合における当該委託業務は、居宅サービス事業者等に対して行われるものであるから、同号に規定する資産の譲渡等に該当しないことに留意する。</u>	(新 設) (新 設)

(福祉用具の取扱い)

6-7-3 介護保険法の規定により居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具の貸与を受け又は購入した場合に、その貸与又は購入に要した費用の一部が介護保険により支給される場合であっても、当該福祉用具の貸付け又は譲渡は、法別表第一第7号イ(非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等)に規定する資産の譲渡等に該当しないが、当該福祉用具が法別表第一第10号(身体障害者用物品の譲渡等)に規定する身体障害者用物品に該当するときは、同号の規定により非課税となるのであるから留意する。

(介護サービスの委託に係る取扱い)

6-7-4 介護保険法に規定する居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設等（以下6-7-4において「居宅サービス事業者等」という。）からの委託により、他の事業者が、法別表第一第7号イ（非課税となる介護保険に係る資産の譲渡等）に規定する資産の譲渡等に係る業務の一部（以下6-7-4において「委託業務」という。）を行う場合における当該委託業務は、居宅サービス事業者等に対して行われるものであるから、同号に規定する資産の譲渡等に該当しないことに留意する。

別紙5 (2)

(介1)

平成13年4月4日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会 介護保険担当理事
青 柳 俊

介護保険の給付対象事業における会計の区分について

標記の件については、平成11年3月31日厚生省令第37号「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」第38条等に介護保険の指定事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない旨規定されており、その具体的処理方法等は、平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」第3の3(24)等で、別に通知するとしているところであります。

今般、その具体的取扱いにつき、別添のとおり平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本通知において、「4 具体的な科目及び按分方法」を示しておりますが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な按分方法により区分することで差し支えないことを申し添えます。

<添付資料>

介護保険の給付対象事業における会計の区分について

(平13. 3. 28 老振発第18号 厚生労働省老健局振興課長通知)



老 振 発 第 1 8 号
平成13年3月28日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長

介護保険の給付対象事業における会計の区分について

指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険施設における会計の区分については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第38条等の運営基準において会計を区分する旨規定しており、具体的な会計処理の方法等については、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第3の3（24）等において、「別に通知する」としているところであるが、今般、その取扱について、次のように定めたので、御了知の上、貴都道府県内の市町村、関係団体、関係機関に周知を図るとともに、指導等に当たっての参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。

1 本通知の趣旨

介護保険の給付対象事業の実施主体は様々であり、法人等の種類によって異なる会計基準が適用され、会計処理が行われていることから、介護保険の給付対象事業に係る会計経理については、法人等の事務負担にも配慮し、全ての主体に統一的な方式による会計処理を求めるのではなく、それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準等とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示し、これに基づく按分を行うことにより、運営基準を満たすこととするものである。

本通知においては、事業所又は施設単位で経理が区分されることを前提としつつ、同一事業者が介護保険の給付対象事業とそれ以外の事業を行っている場合又は複数の給付対象事業を行っている場合について、それぞれの事業毎に区分が想定される科目及びその按分方法並びに様式についての参考例を示すものである。

なお、本通知で示す按分方法及び様式によりがたい場合には、他の合理的な方法によりそれぞれの事業毎に会計が区分され、その状況が明らかにされていれば、運営基準を満たすものである。ただし、この場合においても、例えば各種調査において会計の状況について記載を求められた際に適切に対応できるような区分がされていることが必要である。

2 適用年月日

本通知は、原則、平成12年度からの適用とするが、やむを得ない理由により同年度の会計を区分できない場合は、平成13年度からの適用として差し支えない。

3 本通知の前提となるそれぞれの会計基準と会計処理方法について

- (1) 福祉系サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、指定介護老人福祉施設）については、社会福祉法人会計基準又は指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。
- (2) 医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設）については、病院会計準則、介護老人保健施設会計・経理準則及び指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。
- (3) ただし、(1)及び(2)の会計基準等とは別の会計基準等の適用を受ける事業主体の場合は、当該会計基準等を基本として各事業所ごとの収支状況等に関する内容を明らかにすることとする。
- (4) 運営基準は、それぞれの法人に適用される会計基準等によって作成された計算書類の数値を介護サービス事業別に算出、表示することを求めている。そのための会計処理方法の仕組みは様々なものが考えられるが、法人の会計事務の負担を考慮しつつ、運営基準の求める内容を満たす適切な会計処理方法の例として、次の「会計単位分割」、「本支店会計」、「部門補助科目」、「区分表」の各方式を示す。

ア 会計単位分割方式

この方法は、施設あるいは事業所の単位（以下「事業拠点」という。）ごとの介護サービス事業別にあたかも別の法人のようにそれぞれ独立した主要簿（仕訳帳及び総勘定元帳）を有するものである。総勘定元帳が事業拠点別となるので収支及び損益に関する計算書類（損益計算書・収支計算書・正味財産増減計算書）も貸借対照表とともに事業拠点別に作成されることになる。

なお、この方法においては、他の事業拠点との取引には、収支及び損益処理とすること（他会計繰入金収入又は支出）も貸借処理とすること（他会計貸付金又は借入金）もあるが、その会計処理については法人の判断によることとなる。

イ 本支店会計方式

この方法は、主要簿の一部を事業拠点の単位ごとの介護サービス事業別に分離して会計処理をする。この方法においては、事業拠点の単位で収支及び損益に関する計算書類と貸借対照表が作成されるが、貸借対照表の資本の部（純資産の部）については分離

せず、いわゆる本店区分だけ存在させる。本部あるいは他の事業拠点間の取引は、本支店勘定（貸借勘定）で処理をする。

ウ 部門補助科目方式

この方法は、勘定科目に補助コードを設定し、仕訳時にこの補助コードを記入することにより、介護サービス事業別の数値が集計できるようにする方法である。貸借対照表については介護サービス事業別の区分をしないで、収支及び損益に関する計算書を区分することを目的とする方法である。

エ 区分表方式

この方法は、仕訳時に区分しないで、計算書類の数値をそれぞれの科目に応じて按分基準を設け、配分表によって介護サービス事業別の結果表を作成する方法である。これは部門補助科目方式の簡便法であり、科目の一部について補助コードを設けて仕訳時に処理することも併用される。

4 具体的な科目及び按分方法

具体的な科目及び按分方法は次の表のとおりとするが、これによりがたい場合は、本通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることとして差し支えない。

また、会計区分を行った際に整理した科目が、次に示す科目にない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に按分して差し支えない。

なお、会計区分を行った際に、どのような按分方法を用いて区分したか分かるように記録しておくことが必要である。

種 類	想定される勘定科目	按 分 方 法
給与費	- 介護職員・医師・看護婦給与等の常勤職員給与 - 介護職員・医師・看護婦給与等の非常勤職員給与 - 退職給与引当金繰入 - 法定福利費	勤務時間割合により区分。 （困難な場合は次の方法により按分） - 職種別人員配置割合 - 看護・介護職員人員配置割合 - 届出人員割合 - 延利用者数割合
材料費	- 介護用品費 - 医薬品費 - 施設療養材料費 - 施設療養消耗器具備品 - 診療材料費 - 医療消耗器具備品費	各事業の消費金額により区分。 （困難な場合は次の方法により按分） - 延利用者数割合 - 各事業別収入割合
	給食用材料費	実際食数割合により区分。 （困難な場合は次の方法により按分） - 延利用者数割合 - 各事業別収入割合
	その他の材料費	延利用者数割合により按分 （困難な場合は各事業別の収入割合により按分）
経費	- 福利厚生費 - 職員被服費	給与費割合により区分。 （困難な場合は延利用者数割合により按分）
	- 旅費交通費 - 通信費（通信運搬費）	- 延利用者数割合 - 職種別人員配置割合

	・ 交際費 ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費	・ 給与費割合
	・ 消耗品費 ・ 消耗器具備品費 ・ 保健衛生費 ・ 被服費 ・ 教養娯楽費 ・ 日用品費 ・ 広報費	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	車両費	使用高割合により区分。 (困難な場合は次の方法により按分) ・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
	会議費	会議内容により事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	光熱水費	メーター等による測定割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により按分)
	修繕費(修繕維持費)	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分 (困難な場合は建物床面積割合で按分)
	・ 賃借料 ・ 地代家賃等	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 (困難な場合は、建物床面積割合により按分)
	保険料	・ 建物床面積割合により按分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分
	租税公課	・ 建物床面積割合により按分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で按分
	保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
委託費	委託費(寝具) (給食) (その他)	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分) ・ 延利用者数割合 ・ 実際食数割合 ・ 建物床面積割合 ・ 延利用者数割合
研修費	・ 謝金	研修内容等、目的、出席者等の

	・図書費 ・旅費交通費 ・研修雑費 ・研究材料費	実態に応じて、事業個別費として区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
減価償却費	・建物減価償却費 ・建物附属設備減価償却費 ・構築物減価償却費	建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	医療用器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	車両船舶減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	その他の器械備品減価償却費	使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
	・その他の有形固定資産減価償却費 ・無形固定資産減価償却費	延利用者数割合により按分
徴収不能額	徴収不能額	各事業の個別発生金額により区分。 (困難な場合は各事業別収入割合により按分)
引当金繰入額	・退職給与引当金繰入 ・賞与引当金繰入	給与費割合により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	徴収不能引当金繰入	事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により按分)
支払利息	支払利息	事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により按分) ・借入金が主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・それ以外は、延利用者数割合

5 様式に関する参考例

各法人等に適用される会計基準等による会計処理様式の参考例等を次により示すものである。

- (1) 3の(1)にいう指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に基づく参考例(別紙1)
- (2) 3の(2)にいう病院会計準則、介護老人保健施設・経理準則及び指定老人訪問看護・指定訪問看護の会計・経理準則に基づく参考例(別紙2、3及び4)
- (3) 3の(3)については、特定非営利活動法人、農業協同組合や消費生活協同組合など様々な法人が想定されるが、ここでは特定非営利活動法人の会計を基本とした参考例(別紙5)
- (4) 按分方法を記録する際の用紙の例(別紙6)

指定事業者名

介護サービス事業区分事業活動計算書

[illegible]

(注1)介護保険事業ことの総収益と総費用の差額は、「経常収支差額」の欄に記入して下さい。
なお、総費用が総収益を越えた場合は、その金額の頭に▲を付して下さい。

按分方法の説明

(別紙6)

(1) 「執務時間割合」「職種別人員配置割合」「看護・介護職員割合」及び「届出人員割合」

職 種	合 計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 険 事 業				
			計				
管理者又は施設長							
医師							
看護職員 (看護婦(士)、准看護婦(士))							
介護職員 (介護福祉士を含む)							
生活・相談指導員 (社会福祉士も含む)							
理学療法士							
作業療法士							
医療技術員							
栄養士							
調理員(調理師を含む)							
事務職員							
上記以外の職員							
合 計							
割 合	100%						

ア 施設あるいは事業所の単位で、勤務表や業務日報等から「執務時間」を記入する方法を「執務時間割合」による按分という。

イ 「執務時間割合」の集計が困難な場合は「実際配置人員」で記入することもできる。

① 上記表の合計欄の割合で按分する方法を「職種別人員割合」という。

② 看護職員及び介護職員の職種の欄の合計の割合で按分する方法を「看護・介護職員配置割合」という。

ウ 「執務時間」を「届出人員」で記入し、按分する方法を「届出人員割合」という。

エ 各職種の給与ごとにアの方法で記入した割合で各職種別に按分する方法もある。

(2) 建物床面積割合

諸 室 面 積		合計	医療等の 介護外の事業	介 護 保 険 事 業				
				計				
居室・療養室・病室	専用 共用	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計								
診察室	専用 共用							
計								
機能訓練室	専用 共用							
計								
談話室	専用 共用							
計								
食 堂	専用 共用							
計								
浴 室	専用 共用							
計								
レクリエーションルーム	専用 共用							
計								
デイルーム	専用 共用							
計								
その他	専用 共用							
計								
諸室面積合計	専用 共用							
計								
割 合		100%						

ア この面積は、利用者が使用する部屋を対象とする。

イ 建物の設計図等から各事業ごとに専用の部屋面積を記入する。

ウ 共用の面積は、利用者数や利用時間等の使用割合を見積り、その使用割合を共用面積に乘じた数値を記入する。

エ 諸室には、事務室や給食室が含まれていないが、上記諸室の対象面積とすることは差し支えない。

対象面積とする場合は、その他の共用の欄に記入する。

日本医師会
新公益法人会計基準移行モデル研究用

「会計処理実務マニュアル(暫定版)」

編集 TKC全国会公益法人経営特別
研究会 専門研究委員会

発行 TKC全国会

編集著作者 株式会社TKC ©2007

2007年 3月31日 暫定版発行

TKC全国会 公益法人経営特別研究会とは

TKC全国会(全国9,500名(平成19年10月1日現在)の会員の中で、公益法人の新会計基準への移行対応及び公益法人会計・税務に精通した会計専門家で組織する研究会です。

現在、社会福祉法人や公益法人等の非営利法人約4,500法人をご支援しています。
また、当研究会会員は、「TKC公益法人会計データベース」の立ち上げ支援から運用サポートを継続して実施しています。

(研究会のホームページアドレス: <http://www.public.tkcnf.or.jp>)

TKC全国会 公益法人経営特別研究会事務局

〒162-8585 東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4階

TEL 03-3266-9227 FAX 03-3235-7202

TKC全国会とは

TKC全国会は、租税正義の実現と関与先企業の永続的繁栄に貢献することを目的として結成された、わが国最大級の職業会計人集団です。

TKC会員は、＜TKC会計人の行動指針＞のもと、毎月、関与先企業に出向いて「月次巡回監査」を実践し、①法令に完全準拠した会計帳簿の作成、②正確かつスピーディーな月次決算と業績管理体制の構築、③経営ビジョンと目標を達成する事業計画の提案など、中小企業の経営支援のための各種サービスを積極的に行っています。

(TKC全国会のホームページアドレス: <http://www.tkcnf.or.jp>)

「TKC公益法人会計データベース」については、株式会社TKCのHPをご参照ください。
URL: <http://www.tkc.co.jp/products/koeki.html>

公益法人の会計・税務については、TKC会員事務所にお問い合わせください。

不許複製

全国各医師会の新公益法人会計基準への移行に関するモデル研究事業
成果報告

平成19年6月

発行 日本医師会 日医総研（日本医師会総合政策研究機構）
〒113-8621 東京都文京区本駒込2-28-16 日医会館内
TEL 03-3942-7125

本書の無断引用、複製を禁じます。